

郵政博物館 研究紀要 第15号 目次

巻頭エッセイ

歴史忘却の時代に 杉浦 勢之 …………… 1

論 文

明治期の三重県松阪郵便取扱所、水谷久右衛門
—飛脚問屋からの転身— 巻島 隆 ……………16

明治前期における郵便ネットワークの伸展
—栃木県の集配郵便局に着目して— 小原 宏 ……………43

戦時経済移行期の郵便貯金
—一定額貯金開設をめぐる— 伊藤 真利子 ……………58

戦前日本における水産業の発展と電気通信 山口 明日香 ……………81

研究ノート

文芸作品にみる日本海運報国団員の戦時意識
—和歌・俳句・川柳の分析— 後藤 康行 …………… 101

通信報国団分団の実態と地域における役割
—初山別通信報国団の活動からの考察— 梅藤 夕美子 …………… 116

資料紹介

郵政博物館保管 近現代絵画目録稿 (1)
—通信省発行記念絵葉書原画・通信省関係者肖像画—
郵政歴史文化研究会 第6分科会
…………… 131

前島密、渡航記録の検証
—上野日誌との比較を中心に— 井村 恵美 …………… 140

「帝都復興展覧会」における通信省及び通信博物館の出品協力について
田原 啓祐 …………… 151

通信省職員一同による大正大礼献上品《日本交通図絵》
倉地 伸枝 …………… 164

調査研究報告

秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(一) 杉山 正司 …………… 201(12)
山本 光正
波多野 純

研究ノート

近世の知から近代へ その一
—博覧強記ということ— 山本 光正 …………… 212(1)

新収蔵図書紹介 213

展覧会紹介 216

投稿規程 220

「郵政歴史文化研究会」活動概要 222

執筆者 223

編集後記

YUSEIHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO

Journal of Postal Museum Japan

Number.15

March 2024

CONTENTS

Prefatory Essay:

Beyond the Era of Ahistorical Thinking SUGIURA Seishi..... 1

Articles:

Mie Prefecture Matsusaka Post Office in the Meiji period, Kyuemon Mizutani —Change
of business from early modern courier business—
..... MAKISHIMA Takashi.....16

Development of Postal Network at the first term of Meiji era —Focus on the Delivery
Post Office Network in Tochigi Prefecture—OBARA Kou.....43

Postal Savings Systems During the War Economy : 1937-1945 ... ITO Mariko.....58

The Development of the Fisheries Industry and Telecommunications in Prewar Japan
..... YAMAGUCHI Asuka.....81

Research Note:

A study of the Literary Works (Waka, Haiku, Senryu) by Members of the Patriot
Group in Maritime Circles of Japan during the Asia-Pacific War
..... GOTO Yasuyuki..... 101

A Case Study on a Branch of the Patriot Group in Communications Office (“Teishin
Houkokudan”) in Shosanbetsu, Hokkaido BAITO Yumiko..... 116

Museum Collections:

Catalog of Modern Paintings in Post Museum Collection (1) —Original Paintings for
Official Postcards and Portraits of Executives of Ministry of Communication—
..... 6th Subcommittee..... 131

Verification of the Overseas Travel Records of Hisoka Maejima: Focusing on
Comparison with Kagenori Ueno’s Diary IMURA Emi 140

Regarding the Exhibition Cooperation by the Ministry of Communications and the
Communications Museum at the “Capital Reconstruction Exhibition” in 1929
..... TAHARA Keisuke..... 151

Albums of Paintings “History of Transport and Communications in Japan” Presented by
the Ministry of Communications to Emperor Taisho
..... KURACHI Nobue..... 164

Research Report:

“Tokaido Emaki Picture Scroll” Formerly Belonged to the Family of Viscount Akimoto (1)
..... SUGIYAMA Masashi, YAMAMOTO Mitsumasa, HATANO Jun... 201(12)

Research Note:

Accumulation of knowledge of people in the Edo period
..... YAMAMOTO Mitsumasa... 212(1)

Notices: 213

巻頭エッセイ

歴史忘却の時代に

杉浦 勢之

1 歴史を考える

歴史についてこれほど過剰に語られる時代はないように思う。しかし、本当の意味で歴史が問われているのかと顧みると、これほど歴史が軽んじられるようになった時代も少ない。現場にいれば、高校までの教育で、歴史教育が細っていつてしまっている感は否めないが、もともと筆者が高校までに学んだ歴史の授業も、「暗記科目」の扱いであった。教科書にゴシックで記された「重要単語」が社会全体の中でどのような意味を持ち、それが時代の中でどのように機能したのか、それが今の我々をどのように規定し、これからの選択を制約するのか頭の上で「分かった」のは、大学に入ってからであった。だがそのことが、どのようにして我々の未来を決めるのかを考えることは、それほど簡単ではなかった。

「天界の一般自然史と理論・自然科学の形而上学的原理」によって研究を開始したイマヌエル・カントは『純粹理性批判』のI「超越論的原理論」の第1部門「超越論的感性論」の1節および2節を「空間について」、「時間について」としている。スコットランド啓蒙の客将デーヴィッド・ヒュームの経験論によって大陸合理論の「独断のまどろみ」から覚まされたカントは、その超越論的論理展開の出発点を、人間の感性的現象世界成立の条件として時間・空間を原理的に捉えるところに求めた。このことはそれ自体としてとても大事なことであるが、同時に彼が大学において経験論に配視した「自然地理学」と「人間学」を絶えることなく晩年まで講義しつづけたことを重ね見ておく必要がある。そこには、ヒュームとともに、ジャン・ジャン・ジャック・ルソーとの出会いが介在していた⁽¹⁾。

カントにおいては、経験の学として、空間は地理学の方へ、時間は人間学の方へと開かれており、『三批判書』を媒介にした経験的「総合」(Synthese)の方には、歴史という地平が予感されていたのである。事実講義を受講したカントの弟子でもあったヨハン・ゴットフリート・ヘルダーは、前批判期のカント哲学に沿いつつ、歴史哲学に向けて「航海」の旅に立ち、ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテの嘆きにもかかわらず、カントと袂を分かっていく。またヨハン・ゴットリープ・フィヒテに始まり、早熟のフリードリッヒ・ヴィルヘルム・ヨーゼス・フォン・シェリング、遅咲きのゲオルグ・ヴィルヘルム・フリードリッヒ・ヘーゲルによって完成されるドイツ観念論や、カール・ヴィルヘルム・フリードリッヒ・フォン・シュレーゲル、その兄

1 因みに大陸を追われたルソーをヒュームはイギリスに迎えるが、ルソー側の被害感情から絶縁している。当のそのひとが何を言っているかと、当のそのひとが何ものであるかは必ずしも一致しない。書簡を通じて生まれた「文芸の共和国」におけるスキャンダルの一コマと言ってしまうとそれまでであるが、そのどちらを評価するかは、評価する側の問題意識と立ち位置によるであろう。この点でカントは、ルソー以上に、ルソーの書いたことに誠実であったと言えるかもしれない。それは、『人間不平等起源論』と『社会契約論』を架橋するための愚直なまでの途であった。ただし、彼の「歴史哲学」の「原像」は、ルソーと逆のベクトルを目指している。山崎正一+串田孫一『悪魔と裏切者-ルソーとヒューム』(筑摩書房、2014年)。

アウグスト・ヴィルヘルム・フォン・シュレーゲル、ノヴァーリス、ルードヴィヒ・ティークなどのイエナ初期ドイツローマン派は、その先の道に進んでいくことになった。ドイツ観念論は、イエナに「世界精神」が馬に乗って進むのを目撃し、ドイツローマン派はゲルマンの森のしじまに天才の誕生を言祝いだ。啓蒙主義の神々の後、疾風怒濤（Strum und Drang）の偉人たち（ゲーテ、シラー）の驥尾に付し、何しろたった25年の間にドイツで何かが起きていたのだ⁽²⁾。むろんここで、哲学史の素描をしようと言うのではない。またその任に堪え得ると思っていない。初期近代と近代との過渡期に学問的職業人として生きたカントが、同時代に

- 2 エルンスト・カッシーラは、18世紀啓蒙に歴史がないという通説を明確に否定している。カントは、『自然地理学』において場所的記述を地理学に、時間的記述を歴史学に振り分けている。これに対し、『人間学』自体は、後述するカントの哲学の4つテーマのうちの最後の問い、つまるところカントの哲学とはそれであると自身が述べている「人間とは何か」に経験世界において対応するものであり、直接歴史を問題とするものではないが、この問いに、従来美学との関係で論じられる傾向の強い『判断力批判』、特に第二部「目的論的判断力の批判」を読み直してみると、ほんやり浮かぶものがある。自然の最終目的が人間にあるとともに、人間は道徳的存在であることにおいて自然の究極目的となるが、加えて人間が究極目的であることは文化（Kultur）によってであるとされている。さらにここで文化が、自然の法則的力を人間の自由な目的に活用する実践的態勢であるとするならば、これにより自然誌（Naturgeschichte）と人間的自由の歩みは反省的に並立（必然の王国と自由の王国）され、純粹理性と実践理性の批判的和解もなされるであろう。先にほんやり浮かぶと述べたのは、カントのタームでも、理性—悟性—感性の要所に登場し、最も理解が難しい（ということは定義がテキストの中で不安定な）「構想力」（Einbildungskraft）の働きである。三木清は『歴史哲学』において、「叙述された歴史」、「出来事としての歴史」に加え、「事実としての歴史」を提唱した。ここにおける「事実」（Tatsache）は、厳密に行為（Tat）と物（Sache）との一体性であり、出来事を創造する原歴史（Ur-Geschichte）をなすとされる。また、感性的自己の身体的行為こそがこのような歴史の根源性を基礎づけるのは、我々の身体が「社会的身体」であるからとし、ロゴスとパトスを問題にしている。三木は、マルティン・ハイデガーの『カントと形而上学の問題』（第1版A・第2版B問題）に着想を得、ロゴスとパトスの生成の根底に構想力を見出すようになる。彼の未完に終わった『構想力の論理』においては、カントの構想力を『純粹理性批判』の第1版Aに即して感覚、構想力、統覚の3つの主観的根源の源泉（心の能力）から、3つの総合（①直観における覚知の総合、②構想における再生の総合、③概念における再認の総合）を取り出し、それはまた①感覚による先験的な多様の共感、②構想力によるこの多様の総合、③根源的統覚によるこの総合の統一ともされ、それぞれの総合に経験的総合と純粹総合があると整理、吟味しつつ、神話や制度、技術そして経験それ自体に分け入り、歴史的構想力と行為の創造性を取り出そうとしていた。（因みにヒュームも『人間本性論』の不評に激怒し、大著『イングランド史』を書いて大成功している）。このように三木を歴史の方へ促迫していたのは、第1次世界大戦とロシア革命、そして満州事変というまさに歴史が大きく転換しようとしていた20世紀という時代性であったろう。同時代にはヨーロッパで歴史主義との格闘を進めていたヴァルター・ベンヤミンが歴史の根源に向けて思索を進めており、ナチスに追われる中、絶筆となった『歴史哲学テーゼ』を書き続けていた。二人はともに神話を問題とし、技術を問い直した。（ユダヤ人であったベンヤミンのほうが神話的暴力に鋭敏であったろうが）。1929年ダボス討論で対峙した新カント派のカッシーラや、現象学派のハイデガーを意識していたことは明らかである。また二人ともジョルジュ・ソレルの『暴力論』から触発され、独自の議論を展開もしている。それは、カントが『世界公民的見地における一般史の構想』の中で「非社会的社交」として倫理的次元から歴史の推力と認めざるを得なかったところのものである。啓蒙専制君主であったフリードリヒ2世の治下、ケーニヒスベルグに棲まい続け、反動の予感に耐えたカントに対し、二人は神話的暴力—生の暴力に晒され、ベンヤミンはスペインへの逃避行の途上、ビレーネ山中で自殺している。三木も豊玉刑務所に微罪であったのにもかかわらず収監され、敗戦直後に独房に放置され死亡している。二人はともに悲劇的死を迎えることになるのだが、ベンヤミンは、「経験の貧困」を掲げ、カント哲学との格闘からその研究を開始したが、歴史が緊張する中、ハイデガーに衝撃を受けた三木が立ち返ったのもカントであったということには、それ相応の理由があったであろうということである。カントが「人間とは何か」という問いを通じ、歴史哲学のとは口に立っていたこと、そしてフランス革命という歴史化されるべき（そして現代にまで続く）事件の同時代者として誠実に、かつ厳密に向き合っていたということも、三木は正確に捉えていたのである。牧野英二「歴史哲学における最高善の意義」（カント研究会編『現代カント研究5 社会哲学の領野』、晃洋書房、1994年）。三木清『構想力の論理』第1、第2（岩波文庫、2023年）。エルンスト・カッシーラ『啓蒙主義の哲学 上下』（中野好之訳、筑摩書房、2003年）。ニコラス・フィリップソン『デーヴィッド・ヒューム 哲学から歴史へ』（永井大輔訳、白水社、2016年）。エッカート・フェルスター『哲学の25年 体系的な再構成』（三重野清顕他訳、法政大学出版局、2021年）。ヴァルター・ベンヤミン『【新訳・評注】歴史の概念について』（鹿島徹訳・評注、未来社、2015年）。同『来るべき哲学のプログラム』（道籙泰三訳、晶文社、2011年）。同『暴力批判論』（野村修訳、岩波書店、1994年）。マルティン・ハイデガー『カントと形而上学の問題』（門脇卓爾訳、『ハイデガー全集3』、東京大学出版会、2021年）。『ダボス討論（カッシーラ対ハイデガー）カッシーラ夫人回想録』（岩男龍太郎・真知子訳、リキエスタの会）。

おけるヒュームの『人間本性論』により、世界観の根底を揺るがされ、学の基礎づけに向かうとともに、ルソーの『エミール』によって感性的で素朴な人間に目を開かされ、フランス革命がジロンド派と水平派の粛清を通じ、恐怖政治（政治的テロリズム）に陥っていく中でも、その理念に慎ましく忠実であったことに、歴史的時間の「今」を生きることを見たいということなのである。『三批判』の残りの2書、『純粹実践理性批判』、『判断力批判』は、フランス革命の直前および直後に、『人倫の形而上学の基礎づけ』は革命前の1785年、『人倫の形而上学』は1797年に刊行されている。後者は1794年テルミドールのクーデターによってジャコバン独裁が終焉し、マクシミアン・ロベズピエール、ルイ・アントワヌ・ド・サン＝ジェストらが断頭台の露となった後のことである。カントは思索と並行する事実の推移の中に、理念の統制的使用を通じ、来るべきものを見極めようとしていたのではないか。視霊者（エマヌエル・スヴェーデンボリ）を避けたとはいえ、これはほとんどカントのヴィジョンということになる。visionという言葉は、ラテン語visioから来ている。この言葉ぐらい巷に氾濫しながら、理解されにくいものはない。ノースロップ・フライやハンス・ブルーメンヴェルグの浩瀚な研究に触れれば、ユダヤの預言者—イエス—パウロ抜きに、ということはユダヤ・キリスト教（特に裏筋の神秘主義や修辞学の伝統）の文脈抜きに、この言葉に力を与えることは難しい。本来日本人（ないし非西欧文明）には、とても扱いきらいものである。

ところでカントは自らの哲学のテーマを「私は何を知り得るか」、「私は何をなすべきか」、「私は何を望むことが許されるか」、「人間とは何か」の4つに置いていた。この最後の問いに触れると、思い起こされるのは、ポール・ゴーギャンの絵画「我々はどこから来たのか 我々は何ものか 我々はどこへ行くのか」である。この題名については、ゴーギャンが少年時代に受けたカトリック教会の「公教要理」（カテキズム）による教育にあったものとされている。キリスト教の伝統のないこの国のものとしては、この問いは何か深淵かつ深遠で、絵画と同じくらい惚れ惚れとしてしまい、問いの余韻だけでしみじみしてしまいそうなどころなのだが、キリスト教世界にあっては、答えは明確であって、そこに創造主＝神を置いて見れば、キリスト教的「普遍史」が導き出されるようになっている³⁾。カントは、理性の限界の範囲内で、自由な人間の歴史に接近しようとしていたが、自然人を描き出したルソーの末裔であるゴーギャンは、ほとんど精神的に無防備の状態でもヨーロッパを脱出し、自然人の世界と思しきタヒチに赴

3 もっとも、この有力な論に対し、この問いが、トーマス・カーライルのフィクション『衣服の哲学』、語り手（編集者）である「私」が、ドイツ人のトイフェルスドレック教授から進呈された作品中作品『衣服 その起源と構造』を読み解いていくという込み入ったものであるが、その中で確かにこれと類似する問いが語られていた。ことがカーライルとなると、事態は複雑になる。カーライルについては、ノヴァーリスの信奉者であったことはもとより、後期シェリングの講義を聴講したフリードリヒ・エンゲルスが、ドイツ人には親しいがイギリス経験論—懐疑主義の土壌では理解されにくいだろうとし、初期のシェリングないしヘーゲル左派であったダーフィット・シュトラウスの影響を指摘している。スコットランド啓蒙の終焉点に位置するカーライルにおいて、カントによって切り拓かれたドイツ観念論の始点と終点がもう一度スコットランドの岸辺に打ち返されていることになる。カーライルがルソーの批判者となっていたことも考慮すると、ゴーギャンがもしカーライルに何らかの影響されていたとすれば、素朴な「野生」は成り立ちそうにない。そうであれば、技法としてのクロワゾニズムを反省的にとらえゴーギャンの提唱した「総合主義」（Synthétisme）に、その「創造性」の痕跡が現れているのかもしれない。日本に生まれ育ったものにとって厄介なのは、カーライルは内村鑑三や新渡戸稲造に強い影響を与えており、新渡戸の『武士道』には2か所、かなり重要なポイントでカーライルの名前が挙げられている。こういった近代日本における西欧化の精神的熱冷ましには、夏目漱石に聞くにしくはない。『吾輩は猫である』の胃弱はさて置き、流石に漱石といつか、「カーライル博物館」では、英雄を称揚したカーライルを、カントの「活力」を詰ったショーペンハウアーと好一对であると評し、日本人でここを訪ねたのはあなたが初めてと告げられたことをあえてさらりと述べ、家を選ぶにあたって「愚物の中に当然勘定せらるべき細君…の助けに依らなくては駄目と覚悟」したのであらうと綴っている。トーマス・カーライル『衣服の哲学』（宝山直亮訳、『カーライル選集1』日本教文社、2014年）。新渡戸稲造『武士道』（矢内原忠雄訳、岩波書店、1974年）。夏目漱石「カーライル博物館」（『夏目漱石全集2』筑摩書房、1987年）。

き、この大作を描いた直後、自殺を試みている。もっとも実際には、ゴーギャンは船員として世界を航海しており、タヒチにはプロテスタント、カトリック双方が宣教に入り、キリスト教化を通じてオロ信仰は衰えつつあったことは掴んでいたであろう。ゴーギャンが訪れるほぼ10年前には、フランス植民地に編入されている。タヒチ行きは、それを知っての行動であったとしなければならない。ゴーギャンの面倒くさは、それを知らながらタヒチに渡り、19世紀ヨーロッパの植民地主義に物申しているところであろう。彼はそこで、複数の現地の少女たちとの交感を通じ、混淆した精神状況を新約、そして旧約（Tanakh）と遡行し、キリスト教普遍史の原初に立ち返って総合していく。ヨーロッパに残してきた娘を失い、健康を害し、経済的に困窮したゴーギャンが、自らのパーソナル・ヒストリーの終焉点を人類の普遍史と永劫回帰を重ね合わせ、一点で垂直に交わせる特異点、その場所に求めたとすれば、それはもしかしたら、現実のどこにもない「カイロス」の時間となったかもしれない。しかし彼は死に損なった。神を個人の信仰の問題に収めることで、カントが揺らぎの中で構築してきた普遍的な「人間の足場」が失われゆく時代に「我々」を見出し得なかったゴーギャンにとって、この問いが持つ深淵と深遠は、ヨーロッパの画家であるこの「私」の絶望的孤独に回収されるしかなかったのだと言えそうである。

この絵画が描かれ始めたのは1897年のことであり、カントが『人倫の形而上学』を書いたちょうど100年後のことになる。ヨーロッパは世紀末にかかっており、歴史主義は隆盛に向かっていたが、第一次世界大戦で理性主義が瓦解していく20世紀がもうすぐ始まろうとしていた。オーストリー・ハンガリー帝国臣民のプロニスワフ・マリノフスキーが、第一次世界大戦のため敵国人として留め置かれたバブア・ニューギニアでのフィールドワークの成果を『西太平洋の遠洋航海者』として刊行し、クラ交換を解明したのが20世紀に入った1922年、ケーニヒスベルクのカントのように、一度としてフィールドを訪れることのなかったマルセル・モースが、メラネシアやポリネシアの一般交換にマナ、ハウの力を見出し、ヨーロッパの太古に同じ力を発掘した『贈与論』を公刊したのは1924年、歴史学のマチスを自認していたフェルナン・ブローデル、「超越論的主観なきカント主義者」を引き受けると豪語したクロード・レヴィ＝ストロース、後に時間と空間との異なる方向を見据え、それぞれの構造主義（アナル学派と構造主義人類学）を創始し、ヨーロッパの知的世界を席卷、ヨーロッパ中心主義を掘り崩していくことになる二人の若者がブラジルに渡り、新設のサンパウロ大学に赴任するのは、第二次世界大戦に向けて時代が屈折していく20世紀の30年代のことであった。繰り返しになるが、歴史を考えるということは、歴史的年代を暗記することではない。史料やデータをいじり数量化された時間軸に配置すること（それはそれで大事な作業であるが、これは時間の空間への還元という感性形式の悟性による思考操作である）だけでもない。構想力によって過去を回復し、反省的に問い直すことで、我々が何ものであるかを厳しく吟味し、未来を手繰り寄せていく創造的行為実践、それが歴史を考えるということであろう。

② 歴史を生きる

いささか迂遠な話になってしまったので、現代の日本に話しを移したい。筆者は経済史学を学ぶところから研究を開始したが、それとともに長らく企業史のプロジェクトに参画してきた。専門でないひとから見れば、同一領域の研究に見えるかもしれないが、対象のスケールと次元を異にするから、方法的にはかなり違ってくる。経済史的には戦前の公的金融（郵便貯金）と戦後の証券史を課題としていたが、並行して様々な業種の企業の歴史研究に関わった。その中

でも貴重であったのは、有名・無名の企業人のヒアリングの機会を数多く持てたことであった。ヒアリングでは歴史を生きた諸個人の話を聞かせていただくことで、大きな歴史を微分し、その係数を計ることによって時代の方向性と勢いを析出し、切片を見出すことで「零度の時間」(=カイロス)を見定めることが出来、歴史の再構成とその中での人びとのパーソナル・ヒストリーのそれぞれの時間が分岐していくその瞬間に立ち会える。過去を回復するとはこういった瞬間のように思う。

ある時期まで、企業に関わる話題の前段として、戦争体験について話しを聞くようにしていた。経験的に、戦争体験は第二次世界大戦後の日本人にとってデフォルトであり、彼ら(全員男性であった)に一個人として「どこから来たのか」を率直に話していただきやすくなるということを知ったためである。年齢によって戦争体験は様々であったが、その体験が戦後の企業人としての生き方にどのように反映されていくかの道標になる。業種を異にしても、意外にこのようなかたちで話を始めると、戦後の企業に共通するものが浮かび上がってくるし、相手がこれまでの過去をどのように今の中に生きているかが感じられ、質問の勘所がつかめるようになる。このようなヒアリング手法がもう使えないと感じたのは、バブル期後半に入ってであった。丁度戦前と戦後を繋ぐ役割を果たした世代が、企業の前景から去っていったところに当たっている。戦後という時代の本当の終わりを実感した。

そのような貴重なヒアリング体験にあって、特に印象深かったのは3人の方であったが、すでにどなたも亡くなっている。そのうちのお2人は、鬼籍に入られて久しくもあり、歴史の一部になられたと思うので、ヒアリング内容の詳細には立ち入れないが、少し回顧してみたい。

そのお1人は、日本興業銀行総裁で、副総裁時代に経済同友会の代表幹事を務めた中山素平氏である。筆者は、もともと明治期の郵便貯金研究を進めていたが、戦後50年という機会に組織された大型研究プロジェクトにスカウトされ、躊躇いもあったが研究対象を戦後に移すことになった。とりあえずそれまでの研究の延長線をイメージし、郵便貯金資金を全額預託され、資金運用をおこなっていた大蔵省預金部が廃止され、資金運用部となる過程を、GHQの戦後改革との関係で分析することとした。入り口はそこからであったのだが、財閥解体-証券民主化、1947年「財政法」の制定等の財政金融や企業ガバナンスを巻き込んだ劇的変革の中に、戦後という時代の原型が生み出されていく過程が浮かび上がり、戦後世代であり、戦後経済史を研究する第2世代の末尾くらいに当たる筆者などには、「我々はどこから来たのか」を資料の中で回復していく格好の機会をいただいたという感想であった。

そうして戦後証券史にのめり込んでいく過程で、金融史を専門とする研究の構えを、証券史を研究する構えに切り替えていくことに少なからず苦闘した時期があった。しばらくして、「そうか、銀行業と株式市場とでは、これほどに発想や行動原理が違うのか」と気づいた。頭では「分かって」いたが、戦後改革後に定着していった銀証分離、長短金融分離、間接金融優位の戦後システムは、当事者のみならず、第2世代の研究者である筆者などの「通常モード」にまで沁み込んでいたことに深く反省させられた。歴史研究者は、事象に即した分析視点をどこかで引き剥がし、総合する視座を自前で構築していく必要がある。それが自らを歴史研究者として構築していくことでもある。このような事情で自らの研究スタンスを変えていく過程は、あたかも金融自由化、国債化、国際化の時代でもあった。高度成長後の70年代から85年くらいまでの日本経済をどのように名づけるのかは、いまでもいささかしっくりするものが浮かばないのであるが、研究者としては「我々はどこから来たのか」を問いつつ、「我々はどこに行くのか」を問われ続ける日々であった。その過程で、「我々は何ものか」についての問いを梱の底にそっと忍ばせていたように思う⁽⁴⁾。そのような時期に証券市場の研究を進めていたため、いまある

制度や市場の成り立ちを明らかにしていく過程が、当の制度、市場が変容し、崩れ行く過程と同時進行するという例外的な研究環境を味わうことになった。ベンヤミンの、造られた建築は完成されたその時から廃墟化が始まる。歴史の天使は、過去の廃墟の堆い山を一つも逃さず捕らえようと、かっと目を見開きながら、進歩という名の激しい風に後ろ向きに飛ばされていくという言葉が、実感された日々であった。

そのころ証券プロジェクトに参画させていただき、戦後証券市場の成立過程から解体と変革の過程を明らかにするうえで、もっとも重要な節目は1965年の「証券恐慌」であるとの見通しを立てていたため、この点につき旧大蔵省の1965年当時の証券担当の幹部、銀行行政の幹部であった方々のヒアリングを行うことが出来た。証券担当の幹部の方は、「今更1965年か」という顔をされていたように覚えているが、戦後証券市場を長期信用銀行との関係を踏まえて詰めてみたいと思う旨お伝えすると、うんと顔を挙げられ、少し乗り出すようにして「面白くなりそうだね」と眩かれた。当時、日本興業銀行の行方が金融自由化にとっての鍵となり、それが重しとなっていたのである。お2人のヒアリングを通じ、想定していた当該期の旧大蔵省内部のシフトとその帰結に確信が持てたのではあるが、プロジェクトを終えるにあたって、どうしてもやり残したものがあるように思われた。それは中山素平氏にヒアリングしたいという願望であった。パズルが揃いつつある中の中心部分に何か所空白があり、そこを埋めるのは中山素平氏以外いないという想いであった。

いささか説明しておかなければいけないのだが、1965年の証券危機は戦後の金融システムにあって日銀信用から外れていた証券業が行き詰まり、戦後初めて山一証券に最後の貸し手として日銀が特融を行った大事件であった。この決定をなすため日銀水川寮に集まったのが、首相田中角栄、大蔵省次官、同銀行局長、財務調査官、佐々木直日銀副総裁、民間からは日本興業銀行頭取であった中山素平氏と三菱銀行および富士銀行頭取の3頭取であった。この面子にあって、日銀総裁が入っていないことの意味等、問われるべき点はあるが、これらについては種々証言もあり、玉石混淆流布するところも多いし、また筆者自身公的に報告をなし、個人的研究も公表していることから、ここであえて詳細に触れる必要はなかろう⁵⁾。述べるとすれば、戦後改革の中で戦後日本のファイナンスの両輪を想定されていた金融と証券が、日銀の法王と称された一万田尚登日銀総裁が証券金融を日銀信用から切り離したことに起因し、国債不発行

4 もちろんこの問いは、「我々」とは何かという問いと、「何か」に名を与えることの二重の問いである。カントにおいては、先の問いの答えは明示されており、「人間」である。人間は「世界市民」として、合目的的に自然の「究極目的」とであるとされていた。その定言命法が「あなたの格率が、常に同時に普遍的立法の原理として妥当するように行為せよ」(『実践理性批判』)であることはよく知られている。定言命法は条件抜きの「～せよ」であって、「～せねばならない」or「～してはならない」の二項対立を含まない。後者は仮言命法で「～ならば」という条件付けがされる。前者が「人倫」に関わるとすれば、後者は「実定法」の問題とも言える。価値相対主義(ニヒリズム)が蔓延した21世紀初頭に、この国でテレビメディアがさまざまな事件やスキャンダルに、ここまでは「セーフ」、ここからは「アウト」と弁護士などをコメンテーターに呼んでコンテンツ化しているのを観ていて、この国では近代という時代の底が溶解してしまったのでは、あるいはそもそも近代という時代が一度としてこの国にはあったのであろうかとつくづく感じさせられた。ところでカントの定言命法のバリエーションはいくつかあり、『人倫の形而上学的基礎づけ』にはやはり有名なものとして、「あなたの人格の内なる人間性を、また、いかなる人の内にもある人間性を、常に同時に目的として扱い、決して手段としてのみ扱わないよう行為せよ」というのがある。おそらくこちらの方が、現代のこの国の人々にとって思い当たるところがあるのではないであろうか。「学歴、業績、スペック」は目的ではない。他者とのかわり、ポジションも、「使えるか、使えないか」も、ここでは問題にならない。経験世界に踏み込んでいくための序(プロレゴメナ)を通して説かれた合目的人間、カントの理念としての「自由」-実践としての「自律」の要請はそこから来ていたし、「最高善」とは言わずとも、それは「公共善」の掛金でもあったはずである。森鷗外が小説『かのように』で語るように、この国はいささか着心地の悪さを感じながらも、近代という時代の衣装あるいは意匠を装い、体を慣らし、戦後という時代を掻い潜ってきたのではなかったのであろうか。

主義からほとんど機能を止めていた債券流通市場の数少ないアクターとして、日本興業銀行・日本長期信用銀行・日本債券信用銀行という日本に特有な長期信用銀行制度が成立し、金融市場と証券市場を媒介し、戦後復興と高度成長の長期資金供給を担ってきたということである。

(因みに債券流通市場において長期金利の指標となったのは、郵電分離で逓信省から分離された電電公社の電電債であった)。果たして証券危機は金融恐慌となるシステム・リスクであったのか、メインバンクであることだけでなく、なぜ日本興業銀行の中山素平氏は、その決定的瞬間に主導性を発揮し、田中角栄とともに日銀を引きずり込んだのか、これがプロジェクトのうえで日銀特融を田中角栄に仕掛けたとされる中山素平氏に問うことの趣旨であった。それはまた証券業、長期信用銀行制度が足下で崩壊しつつある中での問いでもあった。しかし、内心本当に聞きたかったことはその先にあった。

中山素平氏は戦前に日本興業銀行に入行し、企業金融一筋にキャリアを形成したが、戦後には日本興業銀行にとどまらず、経済同友会を通じて財界、産業界に大きな役割を果たし、「財界の鞍馬天狗」と称されていた。氏が戦後経済のエポックに様々なかたちでコミットしてきたことはよく知られており、高杉良や城山三郎によって小説、評伝も書かれていた⁽⁶⁾。高齢でもあるからと懸念もないではなかったが、駄目元ということでプロジェクトの事務局に無理をお願いしたところ、意外にも快諾をいただいた。国際大学を設立、初代の理事長も務めておられたから、研究にも理解を持っておられたのだと思う。数名の研究メンバーでお会いすることになったが、驚くほど頭脳明晰で矍鑠とされており、ヒアリングが順調に進んでいたことから、心に潜めていた問いを口にする時が来たと確信した。それは、先にも書いたように、筆者が戦後に研究のフィールドを移した時に対象としたGHQによる財政金融改革についてであり、経済科学局長であったウィリアム・マーカット少将と交渉し、特殊銀行であったのためGHQによって閉鎖の方針にあった日本興業銀行の存続と再開を認めさせた時のことについてである。

マーカットは他方で郵便貯金を最大原資とする預金部の活動を停止させており、復興金融金庫の活動が停止され、国債は発行されず、証券市場改革がうまくいかない中、日本の戦後復興と成長のための長期資金の供給ルートが完全に閉ざされていた。占領政策が非軍事化方針から民主化方針へと移行する中、戦後復興を遂げていくためには日本興業銀行の存続と活動再開は避けられない課題であったと言える。事実この後、預金部は資金運用部に改組され、戦後財政投融资の仕組みが生み出されることで、復興と成長のための社会インフラ整備に郵便貯金資金の運用が可能になっていき、長期信用銀行による長期資金の供給が、企業の設備投資を支え、間接金融優位の体制の下、高度成長を生み出していくことになる。このこと自体の評価に否はなかった。聞いたかったのは、証券市場のプレイヤーがGHQによってある意味仕立て上げられるかたちで出発し、一万田日銀が証券金融から手を引いたことから、当面証券市場を当てにすることが出来なくなったという事情の下、マーカットとの合意が、日本興業銀行の存続は、日本の証券市場が育つまでという暗黙の了解だったのではないか、ということであった。長期信用銀行という日本に特殊の制度が成立すれば、それを前提に証券市場は展開していくことに

5 いまから思えば、山一証券、長銀破綻という1997年足下の危機の中であって、日本の歴史研究は、チャールズ・キンドルバーガーのようにもっと先に語っておくべきことはあったかもしれない。チャールズ・キンドルバーガー『熱狂、恐慌、崩壊 金融恐慌の歴史』(吉野俊彦訳、日本経済新聞社、2004年)。東京証券取引所『東京取引所50年史』(2002年)。杉浦勢之「1965年の証券危機—封じられた『金融危機』の構図」(伊藤正直・鶴見誠良・浅井良夫編『金融危機と革新 歴史から現代へ』日本経済評論社、2000年)。またこの時期の郵便貯金と証券危機との関係については、伊藤真利子『郵政民営化の政治経済学 小泉改革の歴史的前提』(名古屋大学出版会、2019年)に詳しい。

6 高杉良『小説 日本興業銀行 全5冊合本』(講談社、2017年)、城山三郎『運を天に任すなんて 素描・中山素平』(光文社、1997年)。

なり、なるほど日本の金融システムは見事にこのことに成功した⁽⁷⁾。しかしその成功体験が他方で証券市場のプレイヤーの成長を偏奇させ、ないしは日本特殊化させた一方、長期信用銀行の存在が金融自由化、金利自由化を遅らせることで、準備のないまま国際化の波にのまれていくことになったのではないか、だとすれば戦後の出発において描かれていたかもしれない将来ビジョンの姿は果たしてどのようなものであったのか、その時興銀はどのようなかたちの退出戦略を考えていたのかを知りたかったのである。いまから考えれば、敗戦占領下であって、興銀の存続をかけて苦闘していた氏に対し、冷や汗ものの質問であったが、おそらくそれほどに切実に知りたかった問いでもあったのである。

中山素平氏はずっと姿勢を正され、人差し指で筆者の額を指さされるとともに、苛烈な一言を吐かれた。「ああ、これが噂に聞くそっぺいさんの指差しか」と感じ入ったのを、いまでもありありと思い出す。どうやら筆者は市場至上主義者と思われた。(これは公平に言って誤解である)。しかし、中山素平氏は質問相手の不躰を咎めたり、過ちを論断したり、弁解を強弁されたわけではない。一言の下に、氏の根幹にかかわる信念と、氏が戦後日本経済に見続けていたものを述べられたのであった。筆者も誤解を解くことに意味を見出せなかった。核心はそこになかったからである。中山素平氏の、それだけ取り出すといささか粗っぽい、しかしすべてを見事に現している言葉は、肝胆相照らす城山三郎との対談ではもやもやと読後に残されていたものを吹き飛ばしてくれた。筆者はこの時、戦後の核となっていたものによく行き当たったと確信した。その言葉は、多くの戦争体験を生き、戦後という時代を構築してきた企業人の根源に共通に感じられたものを凝縮していた。そのことが「分かった」のではなく、「臍に落ちた」のである。歴史を生きたものの言葉は、おそらく一言に凝縮できる(名づけ得る)のであろう。それをどこまで今という時間に構想(自分のものに)できるか、それは君の問題だ、氏の表情はそのように語っていた。中山素平氏への問いは、「我々がどこから来たのか」を教えてくれる清々しい記憶となったが、同時に「我々はどこに行くのか」という問いは、重い課題となって筆者自身に突き返され、今日にいたっている。

もうお1人については、実は直接的ではなく、お亡くなりになった後、ご家族がご挨拶に研究室に来られた時に間接的に伺ったことである。日本銀行で長らく調査畑で活躍され、日銀史研究の第一人者でもあり、理事にもなられた吉野俊彦氏である。歓談している中、ご家族からふと「父は、いまのエコノミストがデフレの怖さを知らないこと、インフレしか知らないことをとても心配していたんです」と告げられた。好不況の循環を二度経験していないような経済評論家は信じるなということ、どこかで読んだことがあり、重大な局面で思考の手すりになってくれるのはキンドルバーガーとピーター・ドラッカーくらいかなと思わないではなかった筆者は、感服してお話を伺った。筆者自身インフレの時代に自己形成してきていたから、肝に銘じねばと思った。お帰りになってしばらくして、はたと先程の言葉は、私にだけでなく、どなたかを訪れた際に、ご家族が吉野俊彦氏の遺言として伝えておられたのではないかと気づかされた。何しろ金融史の泰斗であるとともに、森鷗外の研究者としても名が知られている。そのくらいのことがあってもおかしくはないと思わず考え込んだ。

学問の世界に入ったころ、氏の重厚な日銀についての研究書を隅々まで読ませていただいたが、デフレについての本も出されていた⁽⁸⁾。そのことをご家族に確かめる非礼は犯さなかったが、この経験から、若手研究者(もうそれぞれ中堅となってきた)が、このテクニカルター

7 この点については杉浦勢之「戦後改革と公的金融の再編成」(渡辺昭夫編『戦後日本の形成』(丸善出版、1996年)および同「戦後復興期の銀行・証券—メインバンク制をめぐる」(橋本寿朗編『日本企業システムの戦後史』(東京大学出版会、1996年)で詳述している。

ムを使う時には気にすることになっている。無造作に「この期のデフレ（あるいはインフレ）は—」と口にしたときは、「ちょっとその言葉の定義言ってみて」と突き放し、ロシアがウクライナに侵攻したころ、「これでインフレになりますかね」と訊かれたときは、「スタグフレーションについて考えてみたら」と伝えた。もちろんそんなことは重々承知の相手である。しかし、これは何も嫌がらせでも、煙に巻いているのでもない。そこで一旦思考を立ち止まらせてもらいたいからである。ジャーゴンも困るが、専門語は日常語になると非常に危うい。自分も周りも、何か科学的裏付けがあるように思ってしまうが、窓から空を眺め、「今日は雨が降る」と言っているのと同じ可能性がある。そこに「エビデンスは？」などと訊くのは野暮であろう。家を出て思い切り濡れながら、その言葉を呟いてもらいたいのである。おそらくその言葉は、もっと豊かなことを伝えてくれるはずである。

3 歴史を知る

筆者の恩師である三和良一氏は、経済政策史という領域を切り拓いた大家（いまでも研究を継続されているのだから、この表現は叱られるかもしれない）であるが、まだ俊英と呼ばれていたころ、学部生であった筆者に、ご自身の新しい論文をニコニコ笑いながら手渡されると、「どお？」と聞かれるのが常であった。鮮やかに切り分けられた論理展開に舌を巻いたが、「政策と言ったって、そもそも先生には、国家とは何か、がないですよ」などとずいぶん失礼ないちゃもんをつけていた。そうするとさらに愉快そうに笑われた。これに対し、何時からか氏は「杉浦君、欲望って何だと思う」と問われるようになった。これはまた難物で、大学院に進み、ジャック・ラカンなどを読んではいしたが、今日にいたるまで回答を控えている⁽⁹⁾。何しろ業界に身を置いていれば、国家と欲望と言え、近代の二つの原理である国民国家と資本主義のことになる。近代という時代は、「我々はどこから来たのか」という問いに、あえて自然法を基底に「契約」で両者を成り立たせる「神話」を創り上げているから、その上での議論であれば、それなりの先行する蓄積もあり、議論のしようがある。しかし、その本質を国家それ自体と市場（あるいは貨幣）に求めるとなると、事態は俄かに霧の中に入ってってしまう⁽¹⁰⁾。本質を起源に求めるのは人間の性であるが、およそ言語の起源、貨幣の起源、国家の起源は問いとして難物であり、帰るべき起源を求められないという同じ理由で、言語・貨幣・国家は人間にとって「セイレーンの歌」のようなものなのかもしれない。どうやらカントの第一の問い、「私は何を知り得るか」に絡みそうな話である。

さて私的にはそういうやり取りが中心であったが、その三和氏が日本資本主義のエポックに、明治の大隈財政と松方財政、両大戦間期の井上財政と高橋財政、敗戦後の復金インフレとドッジデフレと、インフレとデフレの政策が前後して現れ、資本主義の舞台回しがなされてきたことを整理していくのは余りに見事であった。当初はシェーマ的すぎませんかとの感想を持ったが、よくよく考えてみれば、そこには文字通り生死を賭した政策論争があり、血みどろの権力闘争があったわけで、その結果が歴史のなかにクリアな対比として現象していたのである。ひとたび読む側が構想力を用いれば、簡潔かつ論理的に整理された論旨に、歴史の動態がくつき

8 吉野俊彦『歴代日本銀行総裁論－日本金融政策史の研究』（講談社、2014年）。同『日本銀行史 全5』（春秋社、1978年）。同『知恵をしぼれ！ デフレを生きる発想』（日本経済新聞社、1996年）。

9 まったく不十分ではあるが、いささかなりと中間報告らしきものとして、杉浦勢之「欲望の見えざる手」（加藤栄一、馬場宏二、三和良一編『資本主義はどこに行くのか 二十世紀資本主義の終焉』、東京大学出版会、2004年）がある。

り浮かび上がってくる。そのことに気づいてから、個々の政策を切り出し、現代の知識と理論で過去の事象に評価を加え、○×をつける議論が平板な論理空間のうえでのものに見えてくるようになった。政策担当者が何を引き受けなければならなかったのか、それを引き受ける覚悟をどのようにしたのか、そしてその可能性の条件も見えてくるはずである。加えて、三和氏の政策史研究の中でも特筆されるのは、井上財政研究との関係で分析された「労働組合法制定の歴史的意義」であろう⁽¹¹⁾。従来井上財政は旧平価解禁により、事実上厳しいデフレ政策を国内経済に強い、世界大恐慌の中で頓挫していったという否定的な評価が学会では主流であった。

- 10 国家と欲望については、ジル・ドゥルーズ＝フェリックス・ガタリによるプロジェクト『資本主義と分裂症』があり、『アンチ・オイディプス』、『千のプラトー』として刊行翻訳されているのだが、これを読み解くことと、経験科学の中で主題を展開することとの間には相当の径庭があり、覚悟がある。大学院の恩師塩沢君男氏は、共同体論を専門的に研究し、国家形成期をドゥルーズ＝ガタリも気にしていたアジア的生産様式論として、戦後の日本で早くに論じておられた。氏の共同体論と格闘する一方、ブローデルやモースなどを読んでいて、氏の研究室で「先生の生産力からとらえた基本的経営の規模論は大変論理的にすっきりしていると思いますが、縮小に向けた求心的力を考えると家族の問題はそれだけでは解けないように思われます。(つまり必要条件であっても、十分条件ではない)。共同体を課題とするうえでそこをどうとらえるかを、自分で考えてみたいのですが」と勇気を奮って申し上げたところ、にこりと笑われ、「俺、そこ切っちゃったんだよ。有賀喜左衛門なんかいるだろう、ああいうところ。すっぱり切ってしまった方が、論理的に見通しが立ってすっきりするから。そうか、杉浦は、人はパンのみに生きるにあらず、愛も必要というわけだな。やってみればいい」と鼓舞してくださった。その際、旧制高等学校時代の精神の彷徨についても話していただいた。後に気づいたのであるが、同時期にフランスでは最後のアナール派を自称するエマニュエル・トッドがこの道を歩んでおり、その後家族論から文化の多系性を析出した。ただ近刊の『我々はどこから来て、今どこにいるのか?』(原題は“Où en sommes-nous? Une esquisse de l'histoire humaine”)に接し、現代の課題に触れる時の彼の議論に首を傾げるが多かったことの意味を理解した。ゴギャンの二つ目の問いが「場所」に還元され、最後の問いが抜けているのだ。「塩沢理論」が単系説にこだわっていたのは、地政学に安易に道を譲ると神話的「古層」に掴まれ「アジア的停滞」のような宿命論に陥り、人間的自由に立ったヴィジョンが描けなくなることへの懸念であった。(トッドには2009年、青山学院大学総合文化政策学部の設立に合わせ、国際シンポジウム『帝国以後』の世界 世界経済危機と『デモクラシー以後』)をお願いしたのだが、何かに苛立っている姿が印象的で、当方側アテンドの問題かとも思ったが、同書に触れ、実は足下の危機におけるヴィジョンの問題であったのではないかと思当った)。別の折、筆者が、小林秀雄が好きですと口にする、嬉しそうに「当麻」を挙げ、「いいんだよなあ」とうっとりされた。その中の「美しい花がある、『花』の美しさという様なものはない」という有名な一句に衝撃を受けて小林を読むようになったので、とても驚いた。あの塩沢君が、ルソーの『告白』などはいささかも仮面を剥がしていないと罵倒した小林秀雄の「当麻」なのか、と。厳格な単系発展説をとるとされる「塩沢理論」は、グローバルヒストリー全盛の時代にはなかなか場所を得られないかもしれないが、歴史を論理を通して知ることの意味を、捨てるべきものを捨てるという覚悟の中に見た思いがした。理論もまた、世阿弥が言うように「秘すれば花」なのであろうか。アジア的生産様式論争と並行し、東北の農村を研究され、その後尾西の農村にまったく異なる農村の姿を見出し、マニファクチュア論争にもコミットされていたことの背後に、氏が厳しい方法的抑制を自らに強いることで研究を摸索されてきたことを知らされ、戦争を通過した世代の知性の手強さに触れた瞬間であった。カントを読み直そうと考えるに至ったのも、このような経緯から、学の基礎づけの必要を感じていたことと、先に述べたドゥルーズが影響している。ドゥルーズは、1995年病いに苦しみ、自宅のアパルトマンから虚空に身を投じた。ポストモダンのずいぶん長い時を経て、最近になって原国家と文明についての最新の議論として、人類学者であるデヴィッド・グレーバーと考古学者であるデヴィッド・ウェングロウの2人のデヴィッドによる新刊『The Down of Everything A New History of Humanity』が刊行され、日本にも『万物の黎明』として翻訳された。同書は、先行する世界の人類学と考古学のケース・スタディーを網羅収集し、長らく講義で学生たちに問いかけてきたホップス・ルソー問題に鮮やかな解を見せてくれ、世界的な議論を巻き起こしている。『価値論 人類学からの総合的視座の構築』、『負債論 貨幣と暴力の5000年』、『官僚制のユートピア テクノロジー、構造的愚かさ、リベラリズムの鉄則』と注目すべき大著を次々に公表してきたグレーバーであるが、彼もまた残念ながら新刊が遺作となってしまった。59歳、死因は急性肺炎、定かではないが、COVID-19下での死であった可能性があるらしい。ドゥルーズ、グレーバーもまた、セイレーンの歌を聴いたのであろうか。人類帰還のオッドッセイアは、いまもまだ続いている。エマニュエル・トッド『家族システムの起源 I ユーラシア 上下』(石崎晴己監訳、藤原書店、2016年)。同『我々はどこから来て、今どこにいるのか 上下』(堀茂樹訳、文藝春秋社、2022年)。デヴィッド・グレーバー、デヴィッド・ウェングロウ『万物の黎明 人類史を根本からくつがえす』(酒井隆史訳、光文社、2023年)。
- 11 三和良一「労働組合法制定の歴史的意義」(安藤良夫編『両大戦間期の日本資本主義』東京大学出版会、1979年)。後に同『戦間期日本の経済政策史的研究』(東京大学出版会、2003年)に所収。

三和氏はこれを対外競争による淘汰を通じて、生産力を強化することを目的としたもの（＝産業政策）と捉え、さらにその負の効果を想定し、その対策として労働組合法の制定により、労働側にカウンター力を与えることを目指していたとしたのである。財界の反対で実現されなかったが、政治的に無産政党に有利なこのような政策（政敵に塩を送る）を、あえて試みた立憲民政党的の浜口雄幸内閣の井上財政には、それだけの政策としての奥行きがあったわけである。

サッチャー政権に始まる「新自由主義政策」を目の当たりにしたいとなれば、このような包括的政策には、井上なりの歴史的構想力が働いており、強い決断を支えていたと言わねばならない。惜しいことに、政権を下野した井上準之助は、選挙活動のさなか、血盟団によって暗殺された。この井上に代わって財政を担ったのは高橋是清であったが、金平償再禁止と低為替政策を採るとともに、周知のとおりケインズに先じる財政スペンディング・ポリシーを、赤字国債の日銀引受けによって断行した。これにより日本経済はいち早く世界大恐慌－大不況の中で、昭和恐慌から立ち直りを見せたが、それが可能であったのは、三和氏によれば、井上財政の効果が効いて日本経済の生産性が高まっていたという前提があった。高橋是清は自らの政策効果を計るため、物価の動向をこまめにモニタリングし、政策の出口を常に探っていたことが知られている。出口政策への転換を決断した刹那、高橋もまた2・26事件で凶弾に倒れている。第二次世界大戦への分岐点となったこの二人の財政を一体で見たときにはじめて、個々を見るのでは分からない、歴史の動態とそれを生きるこの意味が分かってくる。歴史を知るということはそういうことであろう。

巷では、インフレやデフレを徴候としてではなく、手軽なツールであるかのように議論している。昭和恐慌を経験した吉野俊彦氏の訓戒を真面目に受け止めるのであれば、現状はデフレしか知らない世代に占められつつあり、インフレの怖さを知らなくなっている。インフレという現象は、政策スイッチを切ればただちにON—OFFできるようなものではない。ある条件の下では、大量の資金供給は物価騰貴として現れずとも、土地や株式のような供給制限のある資産のバブルとして現れることもあるし、インフレ利得が生じれば、政策転換への抵抗は、陸軍ほどではないにしろ熾烈なものとなり得る。教科書通りの効果が期待されるわけではない。一方デフレを生む政策となれば、国民の理解を得ることは至難である。日本で意識的デフレ政策を採って殺されなかったのは松方正義で、例外はドッジラインである。これは、GHQ、すなわちアメリカの圧倒的パワーを背景としていた。デフレ政策とは言えないが、自ら赤字国債の道を開いた大平正芳は、赤字国債の削減のための財政再建を掲げて戦い、選挙のさなかに急逝している。積極—消極、インフレーション—デフレという二項対立の議論は、それ自体に意味があるわけではなく、歴史の巡りあわせの中で、何を問題とし、歴史的前提に立って何を引き受けるかを問うことが問題なのである。変動相場制と資本のグローバル化した現代にあっては、不確実性はいつそう高まらざるを得ず、国民各層への影響も一義的とはならない。（経済においてはこちらのほうが、世代間断絶より本質的である）。この意味で、やたらな愛国主義より、井上にしても、高橋にしても、大平にしても、公益という言葉のさらに根源に、公共善（＝われわれ）を秘めていたように感じられる。（そういえば、大平正芳はクリスチャンであった。クリスチャンにとっての究極は言うまでもなく最高善である）。それは積極財政—消極財政という政策手段の競い合いとは次元の異なる問題であろう。「我々はどこに行くのか」は、「我々は何ものか」と鋭く切り結ばなければ正当化されず、その政策は痩せ細っていかざるを得ない。なぜなら、政策は、歴史の中では両義的にしか効果を生み出さないからである。いま我々が「不安」にあって、あいまいさと嫌うもの、それは歴史の両義性である。

4 歴史を伝える

文化をとりあえず、ヒトとヒトとの、ヒトとモノ（自然）との、そしてまたモノ（人工物）を媒介としたヒトとヒトとの関係のスタイルと考えてみよう。ヒト—ヒト関係、ヒト—モノ関係、ヒト—モノ—ヒト関係とも表記出来る。これは空間的表現であるから、コミュニケーション過程であり、労働過程と交換関係も含んだ社会関係となる。さらにこのヒト—ヒト関係、ヒト—モノ関係に過程という時間を入れ込んでみると、世代と技術変化を取り出せる。このような関係性の時間への投射によって織り出されたものを地質学的に層化すれば、「文脈としての文化」が浮き上がる。これは歴史が私たちを用意する文化である。しかるに文化は今この時に、新たに創造され、それが棄却されなければ、結晶して「文脈としての文化」に編み込まれあるいは沈殿して回収される。この結晶の刹那が「作品としての文化」である。作品は私たちが歴史に用意するものであるが、なお作品が貨幣という質を量に変換するメディアを通過し、商業的關係に算入されれば、それは商品コンテンツと呼ばれ、ヒト—ヒト関係を通じて流通させられることになる。いささかカリカチュアしているが、講義の中で学生にそのようなことを話すことがある。実際は、このような文脈は同一社会のなかにあっても複数あり、その文脈間の価値の共認可能性が大変難しいというところに発展するのであるが、たいていの学生は、それ以前にきょんとした顔になっている。(アートマネジメントなどはその典型なのだが)。学問が対象領域を持つからと言って、対象領域がそれとして実在するわけではない。人がそのように弁別して行動しているだけである。多くの場合、それは学生の単位取得条件か学者の飯のタネに終わる。と言い切ってしまうのはさすがに気が引けるが、パースペクティヴが交差し、ディシプリンが翻訳されあう中で浮かび上がってきてしまうもの、領域区分では尽くし切れないもの、共認不可能性によって残されたもの、その余剰にこそ、まだ名前のない価値が生まれるのだということくらいは伝えたい。

そんな時は、度胸のありそうな学生にお願いして、個人情報に問題ないか尋ねたうえ、フルネームを教えてもらうことにしていた。ファミリーネームは、あなたを用意した命の流れである。つまり「あなたはどこから来たか」に名を与えている。ファーストネームは、親御さん(ないしそれに代わる誰か)が「あなたがどこに行くのか」に願いを込め、名を与えたものだ。このへんは学生も頷いてくれる。ところで、いつからあなたは自分のことを「○○ちゃんは」とか「××は」とか言わず、「私は」と言うようになったのかなと訊くと、だいたい幼稚園・保育園の上級当たりと答える。小学校への準備でもあろう。そこで話を引き取り、「○○」や「××」は、相互に変換不可能だが、「私」となったときから、一人一人は、同等無差別のものとなる。(ウィリアム・ブレイクの書『ミルトン』の「悪魔の碾き臼」は、カール・ポランニーの言うような市場経済だけのことではない。近代の学校制度にも多分に同じところがある)。ところで「私」は主部であるが、これには述部が付く。「私は私である」というのは、文脈を除いてしまうと、真理ではあるが無内容なトートロジーになってしまう。述部が主部にない何かを与えられていれば、それが主部を豊かにするだろう。「だから『私』って何と考えるより、何か好きなものを見つけてきてください。それこそがあなたなのだから、『私たち』はそれを共に味わうことすら出来るだろう。そうすれば味わいも思わざるほど豊かになるのでは」と締めくくる。言うまでもなく、カントの総合判断(synthetisches Urteil)についての議論の転用である。(後段はノヴァーリスの『ザイスの学徒』がインスピレーション元である。ノヴァーリスは「どこへ行くのか」に対し、「いつも故郷へ」と応えたが、それは後期ロマン派の陥っていく神話的Nationにではなかった)。さらにMitdaseinくらいまで思いめぐらせてもらえば上

出来であろう。あとは4年間の中で「腑に落ち」てもらおうか、卒業してから立ち戻れる「謎」として記憶の棚に残しておいてもらえればいかなと教室から出ていく。

人類学的には、文化はマナー、習俗、規範、技術・知識の伝達の体系と捉えられる。コミュニケーションの縦の系列が親子関係であり、横の関係が世代である。これに加えて世代を跨ぐ斜めの関係がある。これは学校などが当たるだろう。このように見てくると、現代が歴史忘却の時代である理由が見えてくる。技術の著しいスピードでの変革は、上の世代の知識の陳腐化の速度をも加速し、下世代の手すりの役を果たせなくなる。それがコミュニケーション技術とリテラシーにかかわっている分、断絶はより厳しいものにならざるを得ない。自ずと下の世代は、世代内での知識交換に偏重するようになるが、その場合は、コミュニケーションの前提としてポジションの確認という準備作業にコミュニケーションのエネルギーの多くを費やさざるを得ないことになる。ほとんどそれだけがコンテンツの中身であるというのが、情報爆発の実情であろう。しかし、電子的世界には大人たちがとらえ切れていない変化が生まれつつあるように感じる。先のように説明した後、「私がメディアだったんだと腑に落ちました。それでいまここにいるんですね」と声をかけてくれた学生がいた。

三木清は「世代」に、芸術のモード以外大きな意義を持たせなかったが、果たしてそうであろうか。この国の人々は、「空白の三十年」に「停滞」を見ているが、社会のなかでは、変化が加速しつつあるのではないか。少子化はとっくに進んでいたし、人口減少もまた、予想されていた。ところが労働力不足は確実にやってきていたのにもかかわらず、そのことが表層に露になったのは、つい最近のことである。バブル期の供給力、負債、雇用の3つの過剰をなし崩しに終わらせていく過程で、技術変革の根幹部分から目を背け、そこに育つ世代を自己責任論で覆いかぶせてしまった結果である。その間に技術的用語を仮装し、「シンギュラリティ」などというマーケティングに都合のいい脅し文句が科学的必然のように巷間に出回ったり、「世代間闘争」などが煽られたりしたが、この国のデジタル・ネイティヴは、「陰謀論」や「ポジション・トーク」がはるかに及ばない、もっと深いところで変身しつつあるように思われる。しかもそれは、COVID-19という、パンデミックの同時代現象を通じ、グローバルに同世代を創り出しつつある。多くの犠牲を出したそこから何が生み出されるのか、美しいものも醜悪なものもあるであろう⁽¹²⁾。(何しろ歴史は両義的である)。スクール・カーストさえ終わらせられれば、この国にも次の世代の表現が素直に浮かび上がってくるに違いない。親たちが「停滞」を嘆いている間にも、子供たちは変化している。このような事態を名指せなかったからこそ、我々は苦し紛れに「空白」と言うしかなかったのではないだろうか。(Z世代はX世代後の没意味化された記号である。しかもその後は用意され得ない)。

いまや「氷河期世代」は、社会の主要な担い手となってきている。いつからか、我々は経済でしか世代を名づけられなくなり、この世代を凍結させたままできてしまった。だが経済は「停滞」していても、社会が「停滞」していたわけではなかった。変化に名を与えられなかっただけである。そろそろ、彼や彼女たちに「我々がどこから来たのか」を伝えるべき時が来ているのではないだろうか。生成AIには、身体がないから時間がない。若干23歳でコミック『進撃の巨人』を開始し、デビュー作ですでに古典的な評価を得、アニメ化された諫山創は、自由と運命との関係性を座標・道における時間・空間の交錯によって描き出すことで、身体と夢・集合記憶という別のかたちを通じ、事実上このことに応答している。このような構想力は、日本

12 それにしても、あの時ことさらに美辞麗句で感謝の言葉を浴びせられることになったエッセンシャル・ワーカーの待遇についての議論は、いまだここに行ったのであろう。最近、その言葉すら寂として聞こえてこない。

のサブカル(コミック・アニメやゲーム)のイメージの大きな源泉ともなっている北欧神話(エッダ、サガ)やギリシャ神話に着想を得ており、表象的にナポレオン戦争に遭遇してしまったゴヤの「わが子を喰らうサトゥルヌス」とも重なる。「巨人」のほうはゴヤの作でないことが確定している)。ローマ神話の農耕神サトゥルヌスは、ギリシャ神話のウラノスと習合(ブレイクはそれに倣っている)されたが、ウラノスは時間の巨神(タイタン)であった。手法的には視点転換によって神話的時間を順行・遡行させつつ、空間における上下の逆転、彼我および自他の入れ替わり・交錯、内外の裏返し(クラインの壺)を駆使し、ブレイクの読み取ったミルトンの『失樂園』のように観る側の善と悪とを混淆させている。

サブカル批評に立ち入るつもりはないが、ループもの、セカイ系に依るように観えながら、不思議とそのどちらからも逸れており、すべての決断と選択は両義的で、宙づりされている。「タイムリープ」を予感させる最初の場面は、ティークの『金髪のエックベルト』の悲劇を宿命づけた「犬の名」が口にされる決定的瞬間を想起させ、始めと終わりの暴力により作品は神話的に封じ込められている。主要人物は命の期限を画されているが、その帰結まで丁寧に寄り添われており、その都度完結され、無数の物語となって繋がっていく。(つまり人生に、二項対立となり得ない政治・経済・社会あるいは技術が縦横に張り巡らされている)。主人公(?)はその自由な意志によって、神話的暴力そのものである自らの憤怒と命をミカサによって絶たせ、「ラグナロク」(神々の黄昏)を終わらせる。普遍と特殊、一般と具体、自由と運命とが奇妙に織り込まれていて、未だ名指すことができない作品である。そして作者の予期せざる結果であったかもしれないが、壁に閉じ込められているのは、実は今も壁を作り続けるイスラエルの方ではないのかという、現在のガザ紛争にまで届いている。(『暴力批判論』のベンヤミンはそのことをよく知っていたし、彼の死後、3人の熱い友情にもかかわらずハンナ・アーレントとゲルショム・ショーレムとが政治的シオニズムをめぐって分かれていった理由もそこにあっただであろう)。この作品はベルリンの壁崩壊と9・11の中で育った作者によって構想され、リーマン・ショックと東日本大震災発災の間に連載が始まり、ネット動画配信やSNSの爆発的な拡大と同時進行で進められ、COVID-19の渦中に終了した。おそらく日本の地方の盆地から始まった若者の織りなした物語『進撃の巨人』の世界的受容は、このことと無縁ではないであろう。「歴史の終わり」が売れ筋のコピーとなり、多幸性に陥っていたミレニアムが終わりを告げ、神話的暴力が見え始めていたこの時期に、このような作品が生まれる可能性、ないし蓋然性はすでに感じられていた。それが日本の若者の作品として現れたことを言祝ぎたいが、それを新たなメタ「神話」に回収する必要はどこにもない。

我々の行くであろう未来は、生身の世代としてすでにそこにいる。それを「手段」としてではなく、「目的」として見ればいい。ドイツローマン派やカーライルが希求した天才や英雄の時代はとうに去ったのであるから、生産性を問うよりは、創造性や機知を貴ぶほうが楽しいに決まっている。(夏目漱石は端からそう言っていた)。电脑世界には、カミがあまた溢れかえっている。(その多くが似非であったり、いま一度の様々な意匠であったとしても真正な表現もまた生まれつつある)。カントは、ニュートンの世界に合わせて人文学を鍛え上げようとしたが、芸術にはいささか難しい場所を用意した。今は人文学や芸術が、技術にその意味と可能性を伝える「時」であるように思われる。

そのような時代には、やはり名づけが重要になるであろう。創造の場は、定義上名を持たない。しかし文化伝達には名が決定的な意味を持つ。この国にはかつて通信省という官庁があった。今ではその名を知るものも少なくなってしまったのではないかと恐れるが、もともとは農商務省郵便局および管船局と工部省電信局および灯台局が移管され、その後に様々な運輸関係

を所管するようになっていった。通信とは、その母体の名の一部を組み合わせたものである。2つの時代の異なる技術を1つに総合して名づけられた。そのこと自体が、この省の当時における歴史的課題を引き受けている。戦後GHQによって郵政と電気通信が分離され、行政改革を通じて今では日本郵政、NTT、KDDIなどに民営化されている。長らくその名を残していた施設の通信総合博物館も郵政博物館に、通信協会は通信文化協会に名前を変え、通信の名を残すのは東京通信病院くらいであろう。郵政の歴史を遡及的に考えていくと、駅通寮に辿り着かざるを得ないのだが、そうすると通信省の日本に持った役割と意義を確認することがあらかじめ思考の中で遮られることになってしまう。それぞれの組織が「どこからやって来たか」を不可視化してしまうことになりかねない。つまり、現在からの時間的遡行で得られるものと、起点を置いてそこから時間的に順行していくのでは、見えている歴史の景色が全く変わってしまう。とりわけて遡行するときに落とされるのは当事者たちの心意に染められたパースペクティブ（past future）—我々を生み出すことになった構想力である。何もここで機能的に分化し、変更されてきた名前（それらも歴史に織り上げられていく）を元に戻すべきであると言おうというのではないが、本年には日本郵政、NTTともに大きな改革の動きがありそうである。是非ともそれぞれが、「我々はどこから来たのか」、「我々は何ものか」を問うことで、「我々はどこへ行くのか」を構想して行ってもらいたいと希って止まない。我々の未来は、その中で育ちつつあるのだから。

(すぎうら せいし 青山学院大学名誉教授)

論文

明治期の三重県松阪郵便取扱所、水谷久右衛門 —飛脚問屋からの転身—

巻島 隆

はじめに

前号で取り上げた江戸時代に伊勢国松坂本町で営業した飛脚問屋山城屋久右衛門（水谷姓）は、明治6年（1873）3月から明治23年（1890）5月までの約17年間、三重県の松阪郵便取扱所（後に松阪郵便役所、松阪郵便局）を営業した。

明治3年、明治政府は定飛脚仲間との東西両京間の信書送達の御用契約を打ち切り、郵便制度導入に向けて大きく舵を切った。明治4年3月、明治政府は東海道の新式郵便を敷設し、これに成功したため明治5年7月1日付で全国に郵便路線の拡張に踏み切った⁽¹⁾。

明治政府は財政的に官設の郵便局を設置することが困難であったため、地域名望家（各地域の村役人層、豪農、豪商、本陣など、いわゆる名士）に委託して郵便取扱所を設置した⁽²⁾。一方、同年1月18日付で政府は「総テ郵便御用取扱人ハ近傍在々へ多ク往復之便宜得候業体ノ者ヲ相撰ミ申度事、但從來飛脚渡世致シ候者ハ其撰ニ不當事」と規定し、郵便取扱所の担い手から従来の飛脚問屋を排除した⁽³⁾。政府は地域名望家の名誉欲（準官吏と手当）を巧みに利用し、明治5年に郵便取扱所980カ所を新設した。明治4年の設置分と合わせると計1,159カ所（内3カ所廃止）の郵便取扱所の誕生をみるに至った⁽⁴⁾。

しかし、郵便事業から飛脚問屋が排除されたものの、郵政史家の藪内吉彦氏が指摘するように郵便取扱所の中には飛脚問屋が担ったものが若干含まれている。東海道の枚方宿でも上堀与兵衛（屋号酢屋）、見付宿の石屋次兵衛、伊勢街道の松坂では水谷休之丞（飛脚問屋山城屋久右衛門の息子）などの郵便取扱人（役）の事例が明らかにされている。そのほか大阪堺筋安土町の飛脚問屋江戸屋久右衛門が「郵便受取所」となった⁽⁵⁾。

飛脚問屋が郵便事業に携わった事例は今のところ少数に属するが、中でも三重県飯高郡松阪

1 『郵政百年史資料13 駅通明鑑（郵便下）』（吉川弘文館、1968年）228、229頁。研究論文では小原宏「明治前期における郵便局配置に関する分布—千葉県郵便局ネットワークから着目して—」（『郵政資料館研究紀要』創刊号、2010年）、井上卓郎「日本における近代郵便の成立過程—公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成—」（『郵政資料館研究紀要』第2号、2011年）。両論考では明治期前半の郵便局ネットワークの急増・急減について触れ、小原は廢局の理由についてマクロ経済とは関係なく、ネットワークの効率化によるものであるとし、また井上は廢局の対象となったものが明治13年以降設立の局であることなどの事実を明らかにしている。

2 郵便局ネットワークに関するマクロ的なアプローチは多いが、ネットワークを構成した各地域の特定郵便局に関する事例研究はまだ数が少ない。藪内吉彦・田原啓祐『近代日本郵便史—創設から確立へ—』（明石書店、2010年）の石部郵便局の事例、小原宏「明治前期における郵便局ネットワークの調整が郵便局経営に与えた影響—筑前国甘木郵便局を事例として—」（『郵政博物館研究紀要』第6号、2015年）など。

3 『郵政百年史資料 駅通明鑑（郵便下）』68頁

4 同上148、149頁

5 藪内吉彦『日本郵便創業の歴史』（明石書店、2013年）180、181頁

の山城屋久右衛門（休之丞急死のため、父久右衛門が郵便取扱人となる）は郵便取扱所と内国通運松阪支社を経営した。いわば郵便と物流の業務を一身で兼ねた事例である。こうした事例は例外に属するのか、はたまた少数程度の事例を確認し得るのであろうか。近世・近現代郵政史・物流史の基本的な史実として明らかにする必要がある。

そこで本稿では水谷久右衛門の郵便取扱所の機能に焦点を絞って検討する。主に用いる史料は水谷家文書（国立文学研究資料館蔵）である。文書番号26Q25「松坂郵便局事務書類 一」から26Q30「松坂郵便局事務書類 六」までの計6冊は、郵便取扱役の拜命、郵便取扱役の等級、為替伝習関係、書記役関係、配達区域のデータなどの関係史料などが綴じられる。まさに明治初期の郵便取扱所の実相を示す好個の史料と言えよう。これを詳細に解説することにより、まずは松坂郵便取扱所の実態解明を試みたい。

1 郵便取扱役 水谷休之丞と水谷久右衛門

(1) 水谷休之丞

明治4年（1871）3月、明治政府は東海道に新式郵便を敷設した。これに成功した明治政府は明治5年7月1日付を以て郵便路線を全国的に拡大することとした。

No.	旧国名	地名	設置年月	郵便取扱役	為替取扱所 (明治8年)	備考	
1	伊勢	桑名郡桑名	明治4年3月	水谷平八郎	○		
2		三重郡四日市	明治4年3月	吉田角郎	○	「郵便取扱役代理見習／吉田捨四郎」	
3		安濃郡津	明治5年4月	田村四郎兵衛	○	「田村四郎兵衛代理／太田鹿之介」「郵便局見習役／田村政太郎」	
4		度会郡山田	明治5年3月	黒部仁兵衛	○		
5		河曲郡神戸	明治5年4月				
6		河曲郡白子	明治5年4月	河合孫六			
7		鈴鹿郡石薬師	明治4年3月				
8		鈴鹿郡庄野	明治4年3月				
9		鈴鹿郡亀山	明治4年3月	小林市三郎	○		
10		鈴鹿郡関	明治4年3月				
11		鈴鹿郡坂ノ下	明治4年3月				
12		飯高郡松坂	明治5年3月	水谷久右衛門	○		
13		飯高郡大石	明治5年4月				
14		飯高郡宮前	明治5年4月				
15		一志郡久居	明治5年4月				
16		菟芸郡上野	明治5年4月	貝増与四郎			
17		伊賀	阿拝郡上野	明治5年4月		○	
18			阿拝郡佐那具	明治5年4月			
19			阿拝郡柘植	明治5年4月			
20			名張郡名張	明治5年4月	小川弥蔵	○	
21		志摩	蒼志郡鳥羽	明治5年5月	鶴飼九左衛門	○	

* 郵便取扱役と備考欄は水谷家文書26Q-33「各地郵便為替用印鑑帳」、水谷家文書26Q31-2「郵便為替取扱規則」、水谷家文書26Q31-3「郵便為替規則抄録」に基づく

表1 三重県内の郵便取扱所及び為替取扱所

それに先立ち、明治5年3月に松阪郵便取扱所が設置された。三重県内（旧伊勢、伊賀、志摩3カ国）では明治4年3月から明治5年5月にかけて21カ所の郵便取扱所が設置された（表1参照）。

翌6年3月に水谷休之丞が郵便取扱役に任ぜられ、等外二等格で郵便御用を請け負った。

※欄外 初代

水谷休之丞

郵便御用取扱中駅通寮等外二等格申付候事

明治六年三月

大蔵省⁽⁶⁾

明治5年3月から明治6年3月までの1年間の経緯は不明である。恐らく水谷家以外の者が郵便取扱役を担った可能性が高いが、この間の史料がないため確言できない。水谷家文書の郵政関係史料は明治6年以降のものだからである。

水谷休之丞は久右衛門の長男である。弘化元年（1844）12月17日に生まれ。明治6年の段階で数え30歳である。数え58歳の久右衛門は、この休之丞に期待していたところがあった節が後年の史料（表題は「御願」）から窺える⁽⁷⁾。

休之丞は政府御用を請け負い、月手当として五口米と筆紙墨料50銭を下賜されることになる。郵便為替業務の研修を目的とした郵便為替伝習受講のため、11月に東京府の駅通御寮へ赴く。伝習を終えて12月1日に東京府を出立して帰路に箱根で発病する。静岡と浜松で診療を受けて服薬するが、愛知県豊橋で明治7年（1874）12月15日に客死する。

そのため12月22日付で「水谷休之丞付属 代理」である玉川惣助と藤田範七が連名で息子に代わって父親の水谷久右衛門に郵便御用を拝命してくれるように度会県権令久保三宛てに願ひ出ている。願ひは認められ、水谷久右衛門が郵便御用を拝命した。

水谷久右衛門

五等郵便取扱役申付候事

右内務卿之命ヲ以相達候也

明治七年十二月

駅通頭前嶋密（印）

五等郵便取扱役

水谷久右衛門

其地三等郵便役所詰申付候事

但、役所建築相成候迄其自宅ヲ以仮役所ト相称可申事

明治七年十二月

駅通頭前島密（印）

12月12日付で水谷久右衛門は五等郵便取扱役に任じられ、三等郵便役所詰を申し付けられる。新たに郵便役所が完成するまでは自宅を「仮役所」とすることを下命されている。さらに国からは月手当として郵便御用取扱に伴う五口米と筆紙墨料金50銭が支給された。

水谷久右衛門

6 水谷家文書26Q-25「松阪郵便局事務書類 一」（国文学研究資料館所蔵）

7 同上。明治23年5月に提出された「御願」（辞表願ひ）に長男休之丞の客死の経緯が記され、父親としての思いが汲み取れる。

本年十一月十六日ヨリ郵便御用取扱中一ヶ月為御手當五口米筆紙墨料金五十錢被下候事、
但、本文御手當米之儀米價之高低ヲ平均シ五口米金五十錢宛之割ヲ以被下候条筆紙墨料共
総而繰替渡金之内ヲ以引去、出納計表ニ仕組可差出事

明治七年十二月

驛通寮前嶋密□

頭

飛脚問屋を営んだ後、隠居生活を送っていた60歳の水谷久右衛門であったが、息子休之丞の病死により急遽、郵便業務を担うことになった。為替取扱方も同時に就任し、こちらも「為替方法伝習」を受けるための山田郵便役所への出張を驛通寮から要請されている。

(2) 水谷久右衛門

水谷久右衛門は文化13年（1816）8月15日生まれとされる⁽⁸⁾。自らの「履歴書」にそのように記載されるが、同じ綴じ本「松阪郵便局事務書類 二」にある「取扱役ノ部」には文化10年（1813）8月15日と記されており、3年の異同がある。ここでは改めて自身の経歴趣旨に執筆した「履歴書」の文化13年を採用することにする。

文化13年生まれだとすると、明治7年の段階だと数え59歳となる。当時としては高齢の域であり、恐らく山城屋久右衛門こと水谷久右衛門はすでに隠居していたものと思われる。また本来は郵便取扱役の委嘱から排除されるはずの飛脚問屋であるが、そうした規制を超えて水谷久右衛門が郵便取扱役を委嘱された。

かつて飛脚問屋を営業した水谷久右衛門が郵便取扱役に任命された理由は、如上の史料だけでは確かなことを窺い知ることができない。まず急逝した長男休之丞が死に際に遺言として言い残した可能性が考えられる。そのため郵便取扱所の書記も久右衛門を郵便取扱役にと願い出たものと思われる。久右衛門も息子の業務を引き継ごうという意志があったからこそ元飛脚問屋による郵便取扱所が誕生したものと推察される。

本来、飛脚問屋を排除したい驛通寮がなぜ久右衛門を郵便取扱役として認可したのか、その理由も史料には明記されない。あくまで私見であるが、休之丞の急死の後、他に郵便取扱役として適役が見当たらず、驛通寮もやむを得ず手っ取り早く例外的に認めたものと推察される。

② 郵便取扱役の業務

(1) 郵便取扱役奉務要領

明治時代の郵便制度は歳月の経過と共に徐々に整備されたものであり、当然ながら明治4年から7年にかけての郵便草創期における郵便取扱所は、明治中後期の郵便局の趣きとはまた様相を異にしたであろうことは容易に推察される。

明治15年4月1日付で三重県驛通掛から水谷久右衛門宛てに「郵便取扱役奉務要領」が通達された。郵便草創期を経過して制度的に整備が進んだ段階での郵便取扱役の職務心得なので長文ながら以下に掲げておきたい。

郵便取扱役奉務要領

一 現今制定ノ郵便規則罰則及将来改正又ハ新定可相成規則諸常例等ヲ熟讀シ、其理會シ難キ箇條アラハ近傍ニ於ケル先進ノ取扱役ニ質問或ハ本局へ経伺勉メテ明瞭ニ心得ベシ

8 水谷家文書26Q26「松阪郵便局事務書類 二」に綴じの内「履歴書」に基づく。

- 一 飛信通送ハ殊ニ迅速ヲ要スヘキニ付、能ク其規則ニ遵ヒ常ニ心ヲ用フヘシ
- 一 郵便取扱上ニ就テハ官私貴賤ヲ論セス總テ公平ヲ主トナシ、丁寧ヲ旨トスヘシ
- 一 郵便物ノ取扱ハ成規ニ依準シ、決シテ違犯ノ所為ナカラシムヘシ
- 一 自身疾病、其他無途儀事故ニ由リ奉務シ難キ時ハ助務者（本局ヨリ取扱役ノ辞令ヲ附シタルモノ以下之ニ倣ヒ）或ハ書記役之レアル局ハ其者然ラサル局ハ取扱役信據スヘキ者ヲ撰ミ代理セシムヘシ

但、右代理人ノ氏名并ニ印鑑ハ兼テ届出ヘシ

- 一 郵便局ハ自宅ノ部分ヲ以テ之ニ充ツヘシ
- 一 分局及所轄切手賣下所之レアル局ハ其取扱方ヲ注視シ、穩當ナラサル件々アラバ之ヲ訓諭スベシ、又不都合ノ事アラハ本局エ届出ヘシ
- 一 日記簿ヲ造リ置キ總テ全員切手葉書封皮等ノ出納、其他用紙類各般ノ官物并ニ其局ニ於テ取扱タル事務ノ要領ヲ記スヘシ
- 一 平常ハ勿論非常ノ時ト雖モ官金官物ハ大切ニ保護スヘシ、若シ保護ノ怠リヨリ焼失或ハ毀損紛失スル等ノ場合ニ於テハ事實取糺ノ上之ヲ辨償セシムル事アルヘシ
- 一 總テ上納金ハ何時ニテモ指圖次第納ムヘキ様常ニ準備シ置クヘシ、若シ延納等ノ事アラハ之ヲ身元引受人ヨリ辨償セシムヘシ
- 一 助務者或ハ書記役、代理人、雇人ニ至ル迄官金、切手手當辨償スヘキ廉之アル時ハ本人ハ勿論取扱役ニ於テ其責ニ任スヘシ
- 一 郵便勘定表ハ成規ノ通、調理シ、取扱役及其身元引受人ノ記名調印ヲ以テ毎月差立ノ期限ヲ違ハス、差出スヘシ、若シ差立期日ヨリ五日間ヲ過ルモ猶差立サル事故意又ハ怠慢ニ出ルモノハ金五圓以内ノ違約謝金申付ヘシ
- 一 郵便為替ヲ取扱フ局於テハ切手葉書封皮等賣下代金ハ郵便勘定表差立て期日ト同日ニ郵便為替ヲ以テ本局ヘ送納スヘシ、若シ差立期日ニ後ル、事前項同様ノ時ハ金五圓以内ノ違約謝金申付ヘシ
- 一 集配人ハ能ク平常ノ行狀篤實ナル者ヲ使用シ、其集配方ニ於テ成ルヘク丈ケ速カナラシムヘシ
- 一 郵便継立取扱時間ハ成規ニ從ヒ成ルヘキ丈ケ遅延セサル様特ニ心ヲ用フヘシ
- 一 郵便通送ハ通送受負約定者ヲシテ極テ強壯ノ人馬ヲ使用シ、必ス一定ノ速度ヲ履行シ、一定ノ時間ニ送達セシムヘシ、謂レナク澁滯アルトキハ脚夫或ハ其使用者ヲ督責シ、其次第ニ依リ本局江具申スヘシ

但、現在取扱役ニ於此受負ヲナス者ト雖モ其區別ヲ立本文ノ通相心得ヘシ

- 一 郵便切手葉書封皮ヘモ其定價ヨリ私ニ定價ヲ以賣ルヘカラス
- 一 郵便配達賃ハ目方ノ輕重ニ不拘ラス壹箇ニ付、一市内ハ壹厘五毛、市外ハ七厘ツヽ、又別配達ハ規則ニ定アル、別配料ノ額ヲ給スヘシ
- 一 郵便別配達料月額請負ノ局ニ於テハ適宜ノ人員ヲ備江市内外トモ右請負ノ額ヲ以配達スヘシ、且別配達料ハ前同様給スヘシ
- 一 別仕立脚夫賃ハ地況ノ難易等ニ依リ其宜シキニ任スヘシ雖モ凡ソ一里當リ比隣相當ノ額ヲ定メ決シテ不相當ノ高ヲ請取ルヘカラス
- 一 自身ハ勿論助務者、書記役、代理人及身元引受人改名印、轉住等總テ差出シ置タル書面ニ変更ヲ生スル時ハ速ニ之ヲ報告スヘシ
- 一 助務者死亡歟其職ヲ辞スルトキハ辞表ヲ添テ其他変更セントスル場合ニ於テハ管轄廳ヲ經テ（東京府内ハ直ニ本局エ）申立ツヘシ

一 身元引受人死亡或ハ其責任ヲ辞スルカ或ハ破産ニ及フ時ハ速ニ其代リ身元引受人ヲ立、引請書へ證印ノ書面ヲ添へ管轄廳ヲ經テ（東京府内ハ直ニ本局へ）届出ツヘシ

一 前條々ノ内、郵便集配ヲ為サ、ルカ如キ等總テ其取扱ニ関與セサル局ハ其條款（款カ）ヲ無用ノモノトス

凡ソ郵便取扱役タル者ハ右要領ノ趣、屹度遵守致シ取扱ノ詳細ニ於テハ規則條例等ニ因リ辨明可致、此旨相達候也

明治 年 月 日 駅通總官 野村靖

前書御達ノ趣、敬承仕候、依之御受仕候也

三重管下伊勢國飯高郡裕阪

郵便取扱役

水谷久右衛門

上記は24カ箇条から成り、郵便取扱役の心得が記される。主な内容は①局から局への通送（脚夫を用いた）を可能な限り速く実施する、②郵便取扱役自身の職務遂行不能時に代理を立てる、③郵便局は自宅の一部を充当、④「日記簿」に職務記録を付ける、⑤官金・官物を大切にす、⑥分局と管轄下の切手売下所を監督、⑦局員の弁償の際に郵便取扱役が弁償義務を負う、⑧郵便勘定表の適切な処理、⑨郵便為替を扱う局は切手・葉書・封皮の売り下げ代金を為替で本局へ送金、⑩集配人は篤実な者を採用、⑪郵便通送は強壯の人馬を用いて時間厳守、⑫郵便配達賃は市内1厘5毛、市外は7厘ずつと規定、⑬郵便取扱役、助務者、書記役、代理人、身元引受人の名前・印鑑・居住地の届け出—などである。

「郵便取扱役奉務要領」を読むと、明治政府が要求した郵便取扱役の在り方は、究極的には郵便制度を維持・遂行することを目的に人員の適正配置・処理、また金銭出納面での厳格なチェック、さらに人員欠員の場合の対処などが強く求められたものと言えよう。それらは“職務への忠実”“高い倫理性”に裏付けられて初めて遂行可能であった。

上記「郵便取扱役奉務要領」は実は印刷されたものではなく、肉筆で記されている。水谷久右衛門の職務への生真面目な性格と態度が読み取れる。全国の郵便局ネットワークを構成する1つ1つが上記に則って機能することが目指されたことにより、日本帝国の急速な成長（戦争と海外植民地化を伴う）を下支えしたものと言えよう。

3 郵便為替取扱役

(1) 郵便為替伝習

明治初期の郵便取扱所の主な業務は、①信書の受付・集配・通送、②郵便貯金、③郵便為替、④郵便切手・葉書の売り下げ—などであった。松阪郵便取扱所では①④を明治6年4月1日から、②を明治11年7月7日から、③を明治8年1月2日から行っている。本章では郵便為替について取り上げる。為替取扱所は明治7年の段階で全国に110カ所（全体の4%ほど）設置され、そのうち三重県には松阪郵便取扱所を含む6カ所に設置された。為替業務の手順を示す「郵便為替規則」全25カ条が明治7年に作成され、同8年作成とみられる「郵便為替取扱規則」全69カ条が為替取扱所へ配付され、次第に細則が整えられた⁽⁹⁾。

9 「郵便為替規則」「郵便為替取扱規則」共に水谷家文書に所収されるが、国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/pid/1869944/1/149>) の貯金局編『郵便為替制度沿革史料』第一輯（昭和4年発行）でも閲覧することができる。

後者の第1條には「為替ノ大意」について「専ラ人民ノ便宜ヲ謀リ至少ノ貨幣ヲ自由ニ往復セシメントナリ、故ニ其取扱人ハ此御主意ヲ奉體シ、實地取扱ノ際人民ヨリ為替ノ事件ヲ推問スルアルトキハ懇切ニ之ヲ告諭スルハ勿論聊モ張威粗忽ノ振舞コトアル間敷候事」と謳っている。「至少ノ貨幣」を自由に融通させようとする点に後の小口為替につながる萌芽が見えている。為替手形の詳細に関しては『郵政百年史』⁽¹⁰⁾に詳しいので、本稿では以下、現場での実態に焦点を絞りたい。

明治7年(1874)12月付で水谷久右衛門は駅通寮より為替役に任じられている。それに対して水谷久右衛門側から請書が駅通寮に提出された。

明治七年十二月、為替役被仰付候ニ付、御本寮江誓文之写并資金三百円ノ事件也(※この一文は朱書き)

一 私儀今度郵便為替資金御下渡ヲ不願、自金ヲ以テ三百圓迄ヲ其資金トシテ相備へ置、何時ニテモ為替金拂渡無差支様取扱方法御取開奉願候處、御聞届相成候ニ付而者御本寮御規則等屹度遵守懇篤取扱方可仕候、依之誓文差上候也

明治七年十二月 日

渡會縣管下

伊勢國松阪郵便役所詰

水谷久右衛門

駅通頭前嶋密殿⁽¹¹⁾

上記で注目されるのが為替準備金である。準備金の下げ渡しを願うことなく、久右衛門は自前の資金300円を用意してそれに充てている。前嶋密がイギリスの郵便為替制度に触発され、日本でも郵便為替制度を導入しようとしたことは周知の事実であるが、当初は為替準備金を支出することが政府には障壁となって一旦見送られた。政府が採用したのは郵便取扱役による私金準備制度であった。郵便為替を遂行するための前提となる為替資金は、①自前の資金、②為替掛屋(明治17年廃止)よりの融資、③国庫支出から構成された。水谷久右衛門による自前資金300円とは①に相当するものである。

明治7年12月4日、駅通寮は山田郵便役所詰の黒部仁平に対して、久右衛門が同郵便役所で為替伝習を受けるので懇切に伝習するように要請した。

十二ノ

第三拾壹号

勢州山田郡郵便役所江

其同管内松坂郵便役所詰水谷休之丞儀、先般當寮江出頭郵便為換方法傳習相濟、帰洛中ニ而病死致候ニ付、跡役之儀者同人父久右衛門江申付候、就而者其役所ニ出張為替方法傳習可致旨、相達候条右久右衛門出張候ハ、懇切ニ傳習可致、此段相達候也

七年十二月四日

前嶋駅通頭

郵便役所詰

黒部仁平殿

実際に郵便為替伝習は久右衛門が受けることはなく、書記に伝習を受けさせている。郵便為替業務を行うに当たり、松阪郵便取扱所では次の品を預かっている。

當郵便役所御預品請継御届

一 時計 壹箇

一 秤 壹基

10 郵政省編『郵政百年史』(岩崎美術社、1983年)136-154頁。

11 水谷家文書26Q-25「松阪郵便局事務書類 一」

- 一 郵便箱 壹箇
壹 (朱書)
 - 一 掛札 貳枚
 - 一 提灯
 - 一 日附印并消印及為換証印 三顆
 - 一 郵便御規則 貳冊
 - 一 同切手見本 四枚
 - 一 飛信御規則及御切手見本 五枚
貳 (※朱書)
 - 一 金子入書状取扱御鑑札 壹枚
 - 一 同書状差出証印紙 貳拾枚 壹冊
緘 合
 - 一 諸御達書類
 - 一 郵便出納罫表紙 拾六枚
 - 一 前金上納二付
御切手賣下高仕上表紙 八枚
 - 一 書留郵便継立証印紙 百枚
 - 一 郵便端書封皮種類見本 貳枚
- 右之通請継申候、依而此段御届申上候也

渡會縣管轄伊勢國飯高郡松坂
郵便取扱役
水谷久右衛門 (印)
同所平生町
右引請人 濱田傳右衛門 (印)

駅通頭前嶋密殿

以上の品は「郵便取扱役奉務要領」の条項にある「官金官物」に相当する。これらのものは「大切ニ保護」すべき対象とされた。末尾の引請人（保証人）である濱田傳右衛門（久右衛門の親族のようだが、具体的な繋がり不詳）は明治11年5月に水谷久右衛門の願いによって、同年11月28日付で郵便取扱役見習となり（それに伴い久右衛門は身元保証人の変更手続きをする）、一時期は後継と目されたようであるが、明治12年10月6日付で傳右衛門本人の願い（「身体虚弱ニシテ精勤覚束ナキ」を理由とする）により駅通寮から免職される。

(2) 抵当の屋敷

水谷家は、郵便為替業務を遂行するに当たり、駅通寮から3つのことを要求された。まず水谷家の財産状況を報告すること、2つ目は郵便取扱所の位置する水谷家の家屋敷を抵当とすること、3つ目は郵便為替伝習を受けることである。以下の史料は水谷家が2つ目の要求を履行し、家産を抵当としたことを示すものである。

- 一 私儀今度為替取扱役被仰付、御請申上候、就テハ御規則ハ勿論御本寮ヨリノ御指令等此度遵守可仕候、且保証トシテ私所有之地券證壹枚ヲ管廳エ差出置候間、若シ御規則ニ背キ辨償可致廉有之節ハ右保証物ハ勿論家産ヲ盡シ相償可申候、此段御請申上候也

三重縣下伊勢國松阪
郵便為替取扱役

明治九年五月廿五日

水谷久右衛門（印）

駅通頭前島密殿

前書之趣相違無之候、若シ本人辨償ノ廉有之、其家産ヲ盡シ候共不足有之候節ハ私引請辨償ノ責ニ相任可申候、依テ後証如斯候也

伊勢國松阪平生町

請人

濱田傳右衛門（印）

明治十年十一月二日消印

第十七号

別紙絵圖面之建家書入質相違無御座候

三重縣下第九區伊勢國飯高郡松阪本町

戸長

間宮彦助（印）

明治九年五月廿六日

駅通寮は、民間に郵便御用を請け負わせるに当たり、郵便為替のスムーズな遂行を要求した。水谷家では自前の資金で為替業務を実施し、もし業務にトラブルが生じた場合は家産を尽して弁償することとした。それでも家産による弁償でも金額に不足が生じた場合は「請人（保証人）」たる濱田傳右衛門が代わりに支払う旨を約速している。

抵当となる水谷家の家屋敷に関する記述は次の通りである。

第十七号

明治十年十一月二日消印

明治九年五月廿五日書入質

伊勢國飯高郡松阪本町附属

大手町第貳百八拾八番地建物

保証物証書

伊勢國飯高郡松阪大手町

貳百八拾八番地

表口 四間貳尺七寸

裏巾 四間壹尺貳寸六分 此坪八拾九坪四合六勺

奥行 貳十間三尺九寸六分

右地券状壹通

并

建家

別紙圖面之通

右ハ私今度郵便為替取扱役被仰付候ニ付、御規則ヲ遵守シ、保証物トシテ前書之所有物ヲ御廳江差出置候間、若御規則ニ背キ辨償可致廉有之候節ハ右保証物ハ勿論

家産ヲ尽シ相償可申候、依テ後証如斯候也

三重縣下伊勢國飯高郡松阪

郵便為替取扱役

明治九年五月廿五日 水谷久右衛門 印
三重縣令 岩村定高殿

前書之趣、相違無之候、若シ本人辨償之廉有之、其家産ヲ尽シ候共不足有之候節ハ私引
請辨償ノ責相任可申候也

いせ國松坂平生町
請人 濱田傳右衛門

駅逋寮は郵便取扱所が為替業務でトラブルが生じた場合、郵便取扱人の家屋敷を差し押さえ、それでも支払いに不足した場合に請人が代行するようにした。そのため水谷家から地券を提出させた。さらにはこの抵当である家屋敷が罹災した場合に抵当としての価値が減ずるため、家屋敷に加えて抵当たり得る資産の上申をした。駅逋寮は二重三重の予防線を張って郵便為替業務の維持・運営を図ったことがわかる。

手形を取り扱う為替業務は信書の受付・集配、貯金業務に劣らぬほど郵便制度の根幹を支える金融業務である。郵便為替は後に小口為替へと特化した。銀行為替が大口資金の振出に利用されたのに対し、小口資金の支払いに利用された。言い換えれば、郵便為替は一般生活者向けの庶民型、銀行為替は事業者型というように次第に棲み分けるようになった。明治期の資本主義経済に不可欠な送金システムの両輪として機能した。その根幹部分では郵便取扱役の家産・資産を抵当とする自己犠牲的な行為があったことは特筆される。

(3) 為替業務を巡る不祥事

明治12年3月3日付で駅逋局監査係による検査を受けており、その折の為替業務の現況は次の通りである。総計金240円46銭9厘の内訳として為替資金備金が金150円とされている。また過超金が41円70銭（3月1日から同2日までの分）、為替料が金23銭（3月1日から同2日までの分）、経費御渡高が金4円35銭3厘（明治11年12月残金）、経費御渡高が金4円18銭6厘（明治12年2月分残金）、経費御渡高が金40円（明治12年3月分残金）とある。以上は「正金」（現金）であるとしている。そのほか金41円70銭（為替金受高明治12年3月1日から同2日まで）、金10円（3月2日までに未払いの分）、口号用紙現在高「八四ヨリ二〇〇至」117枚と確認されている⁽¹²⁾

郵便為替業務は現金を扱うため、不正が起こる場合があった。ここでは明治10年に起きた為替業務に絡む不正事件を取り上げる。

明治8年（1875）7月、郵便為替業務を行うに際し、久右衛門は自身の二男の水谷亀三郎を郵便取扱役見習として採用した。久右衛門側から願ひ書きが提出され、駅逋寮が認めた形である。なお先述した濱田傳右衛門は、この亀三郎の後に一時的に後継候補とされた。

水谷亀三郎
七等郵便取扱役申付候事、右内務卿之命ヲ以相違候也
明治八年七月十九日
駅逋頭前島密 御印

すでに老いを感じていた久右衛門は二男を郵便取扱所に据えることでいずれは自身の後継者として育成しようという目算があったのであろう。同日付で亀三郎に1カ月1口米が支給されることになった。

ところが、久右衛門の目論見は早々に崩れ去ることになる。亀三郎が為替業務の中で不正を

12 水谷家文書26Q-25「松阪郵便局事務書類 一」

働いたからである。

第三百五拾一号（※朱書）

松阪郵便局詰

水谷久右衛門

其局見習役、水谷亀三郎、郵便為換取扱上不都合之義有之、為換取扱之義差止置候處、来ル十六日夕為替受払共従前之通、可為取扱旨、駅逋局長夕申来候條、此旨可相心得、就而ハ払後ニ属スル書類及準備金拂後、残ハ同所濱田傳右衛門夕来ル十五日ヲ限、請取振出ニ關スル書類ハ別紙目録之通、郵送候條領収之上ハ書類受取証並取扱方受書共一同可差出、此旨相達候事

明治十年八月十三日 三重縣令岩村定高（印）⁽¹³⁾

亀三郎が為替業務上で不都合を働いたため、駅逋寮は松阪郵便局に対して為替業務差し止めの処置を取った。二男の不正行為に気づかなかつた久右衛門であったが、恐らくは不明を恥じ、亀三郎を職場から外したものと思われる。その胸中は肉親の情として忍びないものもあつたろうが、郵便取扱役の業務を着実にこなしてきた水谷久右衛門の態度を考慮すると、久右衛門は郵便取扱所の存続を優先して厳正に対処したものと思われる。

御請

先般見習役水谷亀三郎、郵便為替取扱上不都合之義有之為換取扱之儀、御差止相成候處、来ル十六日ヨリ為換受拂共従前之通、可取扱旨、御達之趣、謹承仕候、依テ此段御請奉申上候也

松阪郵便局詰

明治十年八月十五日 水谷久右衛門

一旦は為替業務の差し止めという事態となつた松阪郵便局であったが、8月16日より為替業務が再開されたことがわかる。ところで亀三郎の不正内容とはどのようなものであつたろうか。

三重縣令岩村定高殿

調第二八九一號（※朱書）

伊勢國松阪

郵便取扱役

水谷久右衛門

其方儀次男水谷亀三郎郵便取扱役見習在務中、郵便為替証ヲ偽造し、其金額ヲ詐取スルヲ不存打過候段、不束ニ候得与も病臥中等之情ヲ量り譴責候事

駅逋局長

十年十一月十五日

前島内務少輔

郵便為替証を偽造し、金額を詐取するというものであつたことがわかる。駅逋寮側からの久右衛門に対する処分は病臥中などの事情を汲んで譴責にとどめた。

為替業務に関するトラブルは明治11年10月、同じ三重県内の津郵便局でも起きている。津郵便局では代理を立てて為替業務を継続したが、隣局の伊賀国上野郵便取扱役の貝増与四郎と伊勢国久居郵便取扱役の清水盛次郎からも「今般津郵便局取扱役田村四郎兵衛為替上不都合之儀不尠、不容易御迷惑奉掛、恐縮仕居候」⁽¹⁴⁾との「御願」が駅逋局長の前島密と三重縣令岩村定高宛てに提出されている。

13 注12と同じ。

14 水谷家文書26Q-27「松阪郵便局事務書類 三」

4 松阪郵便区の整備—函場と郵便切手売下所の設置—

(1) 函場の新設

函場とは現在の郵便ポストに当たるものである。明治11年（1878）4月28日付で水谷久右衛門は松阪町内の2カ所の函場を設置することを願い出た。

郵便函場設置御願

本月十日附ヲ以郵便函場之儀ニ付、相伺申上儀モ御座候処、土地人民便利之為メ今般當松阪市中へ函場設置相成度、則便利見込之ケ所左ニ

新町之内桜屋町を黒田町之間へ 壺ヶ所

湊町之内平生町へ 壺ヶ所

右式ヶ所御設置被成下候ハ、市内少之便利与奉存候、依テ此段奉願上候也

伊勢国松阪

十一年四月廿八日

郵便局詰

水谷久右衛門（印）

駅逋局長

内務少輔 前島密殿

水谷久右衛門の出願に対して前島密からは次の文書が届いた。

規第千九百八十六号

書面其市内新町初式ヶ所へ郵便函場設置相成度出願之趣者其局配達之序ニ開函相計別段賃金を不要請儀ニ候ハ、設置之處分可及候得共、郵便函而已ニて切手賣下所無之時者充分便利難相成候ニ付、右近傍を賣下人撰等およひ其局を函場設置可致箇所へ之距離位置共相繪図ニ相認メ別紙雛形ニ倣ひ郵便函掛札製造積書相添、其管轄廳を経て可申立候事

駅逋局長

十一年五月十五日

前島内務少輔

上記の史料に添えて函場の図が添えられた。「郵便掛箱雛形」とあり、前面に「郵便箱」と記される。全体の色は草色のペンキで塗布され、字面は白ペンキで塗装された。

函場は徐々に設置数が増加し、明治17年（1884）12月段階で松坂郵便局管轄の松阪と周辺の村々では合計38カ所が確認できる（表2参照）。函場設置の箇所は、郵便切手売下人の営業箇所と重なる。

(2) 郵便切手売下所

郵便切手売下所は、松阪町においては先述の濱田傳右衛門と織戸忠右衛門が受け負った。濱田傳右衛門は松阪湊町28番屋敷に在住、織戸忠右衛門は松阪新町の醤油商である。

御請書

一 此度郵便切手賣下方、願之通、御許可相成候義ニ付而者左之通御請書奉差上候事

一 松阪郵便局分支与相心得、郵便切手ハ同所ニ而請取賣下可申事

一 賣下手数料ハ賣下高百分之四以下候ニ付、買請人より更ニ手数料を請取候等之處業仕間敷候事

一 郵便切手ヲ雜賣下いたし候義ハ勿論定額之外、割増引ヲ以賣下候義ハ仕間敷候事

一 前金を以買下奉願候節ハ一割引を以御下渡相成候付、此分ニ限り當本局之添書を請、直ニ駅逋局并二府五港重立郵便局へ御渡方奉願候事

一 賣下代金并勘定書、當本局を相達候日限までニハ無遅滞精細取調、同局上納可仕候事

数	設置場所	設置年月日	切手売下人住所番地	切手売下人族籍・職業	函場証印番号
1	松坂郵便局前				
2	松阪新町	明治12年11月	松阪新町26番地	平民・商業	1号
3	松阪湊町	明治13年6月	松阪湊町39番地	平民・商業	2号
4	舩江村	明治16年6月	舩江村86番地	平民・農業	3号
5	平尾村	明治15年6月	町平尾村17番地	平民・農業	3号
6	獵師村	明治15年6月	獵師村21(力)番地	平民・農業	4号
7	大平尾村	明治15年6月	大平尾村27番地	平民・農業	31号
8	新松ヶ嶋村	明治15年6月	新松ヶ嶋村11番地	平民・農業	5号
9	大塚村	明治15年6月	大塚村5番地	平民・農業	7号
10	久保田村	明治15年6月	久保田村1番地	平民・農業	6号
11	井村	明治15年6月	井村4番地	平民・農業	33号
12	深長村	明治15年6月	深長村66番地	平民・農業	11号
13	大黒田村	明治17年10月	大黒田村113番地	平民・農業	29号
14	内五曲り村	明治15年6月	内五曲り村3番地	平民・農業	34号
15	阿形村	明治15年6月	阿形村4番地	平民・農業	32号
16	大津村	明治15年6月	大津村20番地	平民・農業	23号
17	久保村	明治15年6月	久保村61番地	平民・農業	24号
18	上川村	明治15年6月	上川村58番地	平民・農業	20号
19	塚本村	明治15年12月	塚本村55番地	平民・農業	8号
20	藤ノ木村	明治15年6月	藤ノ木村24(力)番地	平民・農業	16号
21	曲り村	明治15年6月	曲り村34番地	平民・農業	9号
22	丹生寺村	明治15年6月	丹生寺村■四番地	平民・農業	14号
23	山室村	明治15年6月	山室村91番地	平民・農業	26号
24	田村	明治15年6月	田村14番地	平民・農業	28号
25	立野村	明治15年6月	立野村1■番地	平民・農業	27号
26	驛部田村	明治15年6月	驛部田村40番地	平民・農業	25号
27	垣鼻村	明治15年6月	垣鼻村41番地	平民・農業	22号
28	東岸江村	明治15年6月	東岸江村52番地	平民・農業	18号
29	曲り村	明治15年6月	曲り村75番地	平民・農業	30号
30	八重田村	明治15年6月	八重田村88番地	平民・農業	12号
31	伊勢寺村	明治15年6月	伊勢寺村59番地	平民・農業	13号
32	岡本村	明治15年6月	岡本村12番地	平民・農業	15号
33	田牧村	明治15年6月	田牧村3番地	平民・農業	10号
34	矢川村	明治15年6月	矢川村49番地	平民・農業	17号
35	下村	明治15年6月	下村76番地	平民・農業	21号
36	大口村	明治15年6月	大口村18番地	平民・農業	2号
37	西黒部村	明治15年3月	西黒部村177番地	平民・農業	1号
38	大宮田村	明治15年6月	大宮田村9番地	平民・農業	19号

表2 明治17年12月5日段階の松阪郵便区の函場設置状況

*水谷家文書26Q-30「松坂郵便局事務書類 六」(国文学研究資料館蔵)。■は虫食い。地名表記は史料のまま。

一 郵便切手并ニ賣下代金トモ臨時上納本局へ御申付相成候時ハ私於テモ何時たりとも同局へ上納可仕候事

一 非常之節ハ御預之金子、郵便切手并免許印鑑、懸札類ニ至ル迄早速持退可申者勿論平日ト雖モ紛失等ノ憂ヒ無之様注意可仕候、萬一心付方等閑より紛失焼失等ニ及ヒ候ハ、必辨償可仕候事

但シ保護可致場合モ無之、又術モ無之程之変事ニ就而紛失焼失等相成候節ハ次第柄御検査之上辨償御差免シ相成候義モ可有之旨、是亦承知仕候事

一 轉住改名改印等都而相変り候義有之候ハ、早速御届可仕候事

但、本人死去いたし候歟、其他無止事故有之、自身御届難相成節ハ証人より御届可仕候事

右之件屹度履行可仕候也

伊勢國飯高郡第十三聯区第九区松阪湊町

式拾八番屋敷

明治十一年七月廿七日 濱田傳右衛門 (印)

駅通局長

内務少輔 前島密殿

前書、濱田傳右衛門より御請書奉差上候通、相違無御座候、萬一本人賣下代金上納之義聊遅滞仕候節ハ私より辨納可仕、且本人不都合之處為御座候節ハ私御引請可仕候、依而證印仕候也

伊勢國飯高郡第十三聯区第九区

松阪湊町三十壺番屋敷

明治十一年七月廿七日 証人 濱田龜藏 (印)

上記は郵便切手売下所が恣意的に切手を売り捌かないようにするための規制である。文面からは「郵便取扱役奉務要領」と同様の厳格さが求められたことが窺える。

この郵便切手売下所の場所に先に触れた函場が設置されたものと思われる。利用者にとって郵便切手を貼付して函場に投函できる形が最も便宜がいいからであろう。

郵便切手売下所に必要な書類は次の通りである。

記

- 一 郵便切手賣下所御免許鑑札 壺葉
- 一 郵便規則 壺冊
- 一 御達書 式部
- 一 郵便規則抄録 式葉
- 一 郵便税之心得書 式葉
- 一 郵便切手賣下所掛札 壺枚
- 一 郵便書状函 壺個

右之通、御下渡相成、正ニ請取申候也

明治十一年七月 濱田傳右衛門 (印)

松阪郵便局

御中

郵便切手請取証

- 一 式錢切手小切 三百式拾枚

一 壹銭切手小切 百六拾枚
一 端書 式百枚
右之通、正ニ請取申候、賣下濟之上ハ金員
無相違相納可申候也

濱田傳右衛門（印）

明治十一年七月廿七日

松阪郵便局詰

水谷久右衛門殿

松阪郵便局の管轄下に函場と郵便切手売下所が新設されたことにより、郵便利用者には便宜を供したことになる。地域のどこに函場と郵便切手売下所があれば、地域住民にとって、より便利であるかを熟知する地域の郵便取扱役の手腕が最も発揮される場面と言ってよい。明治期の郵便物取り扱い件数が統計的に右肩上がりであることはすでに明らかにされているが、こうした地域の動きが前提にあったからこそその成果であると言えよう。

5 松阪郵便局ネットワークの形成—集配と逋送—

逋送と集配に関しては藪内吉彦・田原啓祐『近代日本郵便史』に詳しい。本章では松阪郵便局の郵便区における逋送と集配業務の実態に絞って取り上げる。

(1) 集配

集配とは、郵便物を集め、また配達する作業のことである。前章では松阪の函場2カ所の設置について触れた。集配現場では郵便脚夫が郵便切手取小人信書の配達を行いながら、函場から信書を回収した。図1～3を参照して頂きたい。松阪郵便区の集配順路は松阪郵便局を中心に北から南にかけて順に「第一区」「第二区」「第三区」に大きく分かれた。第一区と第二区は松阪郵便局を起点に周辺の農村をカバーし、第三区は第二区との重複点である橿田村豊原を発着点とした。◎は村役場、■は函場を示している。函場は第一区に9カ所、第二区に8カ所、第三区に3カ所、それに松阪局を合わせると合計21カ所が確認できる。表2の38カ所（明治17年段階）と比べると17カ所も少ない。即ち、この明細図が明治17年以前のものであることを示している。

この集配巡路がいつのものなのかは不明である。この巡路図のほかにも類似史料が残されるが、そちらは第一区と第二区しか記されていないことから、恐らく集配巡路が整ってきた明治15年前後のものと推察される。つまり初期の松阪郵便区の集配巡路は第一区と第二区から成り、郵便物が増加したことを背景に集配地域の拡大と共に第三区が新たに形成されたものと考えるのが妥当であろう。

注目されるのは「編入線」と「廃集配線」の記述である。第一区の松尾村大字丹生寺一同村大字西野一伊勢寺村大字伊勢寺に「編入線」が記されている。これは恐らく別局の集配巡路を編入したものと推察される。第二区には神山村大字山下一神山村安楽一神山村大字山添が相可局に転入されている。これは集配の合理性・効率性が考慮されて、集配巡路の改編がなされたものと思われる。過渡期ならではの動きと言えよう。

集配を担った者は「集配人ハ能ク平常ノ行状篤實ナル者ヲ使用シ」とあるように真面目な気性の者を条件とした。また「其集配方ニ於テ成ルヘク丈ケ速カナラシムヘシ」とあるように時間の定義こそないが、可能な限りの速さが要求された。

前章で触れたように函場は徐々に設置数が増加した。この函場を適切に配置するベースとなった史料が明治16年（1883）に松阪郵便局で作成した松阪内外の配達部内の戸数と人口の一覧表と思われる（表3参照）。こうした基礎データに基づき、函場設置の効率化が進められ、延いては集配と函場がうまく連動したものと思われる。

(2) 逋送

逋送とは各地の郵便局間同士を郵便脚夫が郵便物を運んでリレー輸送することをいう。人数は基本1人だが、荷物が重すぎる場合と夜間は2人で逋送した。松阪郵便局の郵便脚夫は里程に応じて一等速度から三等速度で移動した（表4参照）。この逋送の交通手段として郵便馬車の一部採用されたが、松坂郵便局では専ら走る郵便脚夫が利用された。郵便馬車はあくまでも

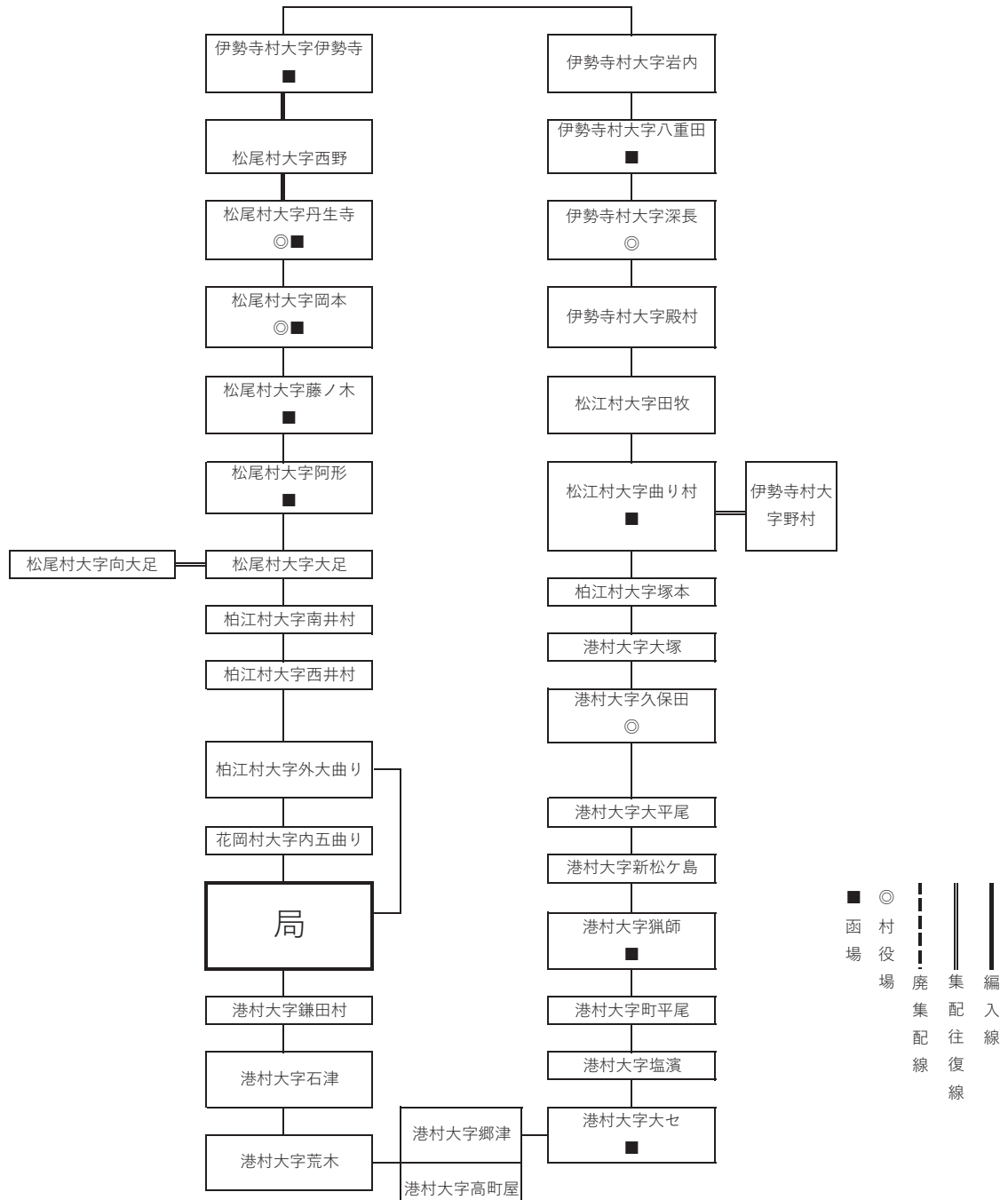


図1 松阪郵便区市外集配巡路明細図「第一区」

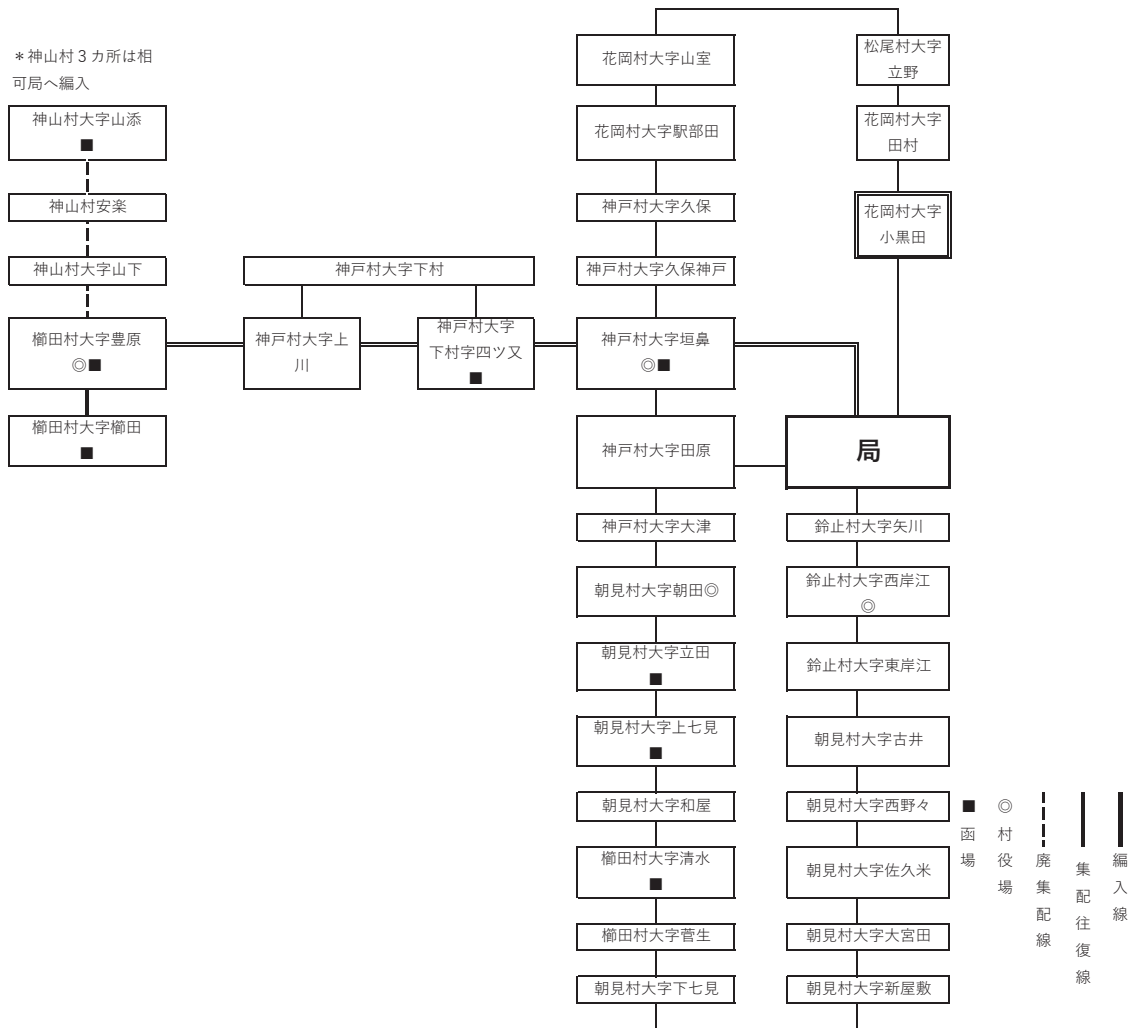


図2 松阪郵便区市外集配巡路明細図「第二区」

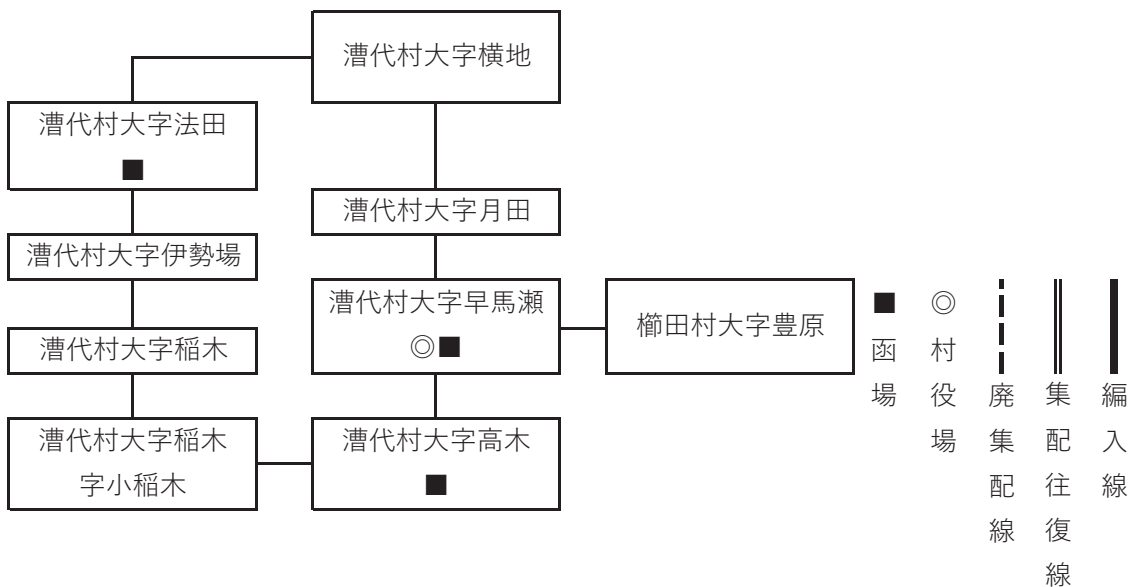


図3 松阪郵便区市外集配巡路明細図「第三区」

「郵便脚夫ノ代用ニ荷車馬ヲ以テシ、又通送中甲乙ノ脚夫私ニ郵便物ヲ交換シ、或ハ謂レナク他ニ通送ヲ依託等ノ所為無之様可致事」とあるように郵便脚夫の代用であることがわかる。

通送順路の詳細が史料からわかるものは表5と表6の2種類であるが、このほかにも表4

村数	郡名	村名	戸数	人口	村数	郡名	村名	戸数	人口	
1	飯高郡	鎌田村	32	222	26	飯高郡	大口村	106	638	
2		曲り村	123	631	27		郷津村	16	87	
3		野村	31	166	28		高町屋村	44	235	
4		外五曲村	20	87	29		石津村	12	91	
5		獵師村	140	839	30		小黒田村	31	179	
6		伊勢寺村	240	1,257	31		下村	86	411	
7		殿村	26	145	32		上川村	147	745	
8		深長村	60	343	33		東岸江村	216	1,053	
9		岩内村	54	286	34		驛部田村	159	687	
10		八重田村	76	435	35		山室村	104	594	
11		井村	61	289	36		立野村	59	377	
12		塚本村	79	309	37		田村	70	364	
13		丹生寺村	89	451	38		垣鼻村	150	643	
14		町平尾村	39	204	39		田原村	13	66	
15		久保田村	26	131	40		久保村	80	560	
16		岡本村	30	160	41		矢川村	177	833	
17		西ノ庄村	47	203	42		西岸江村	62	331	
18		内五曲村	15	88	43		大津村	61	389	
19		新松ヶ嶋村	37	213	44		飯野郡	西野々村	51	349
20		大平尾村	30	184	45			佐久米村	30	169
21		大塚村	28	148	46			古井村	28	178
22		藤ノ木村	58	317	47			大宮田村	25	134
23		大足村	52	305	48			西黒部村	339	1,582
24		阿形村	36	204	49			朝田村	50	249
25		荒木村	7	40	合計			3,552	18,501	

*水谷家文書26Q-28「松阪郵便局事務書類 四」(国文学研究資料館蔵)より巻島作成。
*地名表記の文字は史料のまま記載した。

表3 明治16年(1883)12月30日現在の松阪内外配達部内戸数及び人口

差立局	到着局	里程	速度	1回賃金	1カ月受負額
松阪	山田	5里10丁	一等	23銭9厘	17円10銭
	津	4里13丁	一等	19銭7厘	13円80銭
	大石	4里23丁	三等	18銭7厘	5円60銭
	相可	2里24丁	二等	12銭	5円
合計					41円50銭

表4 明治20年4月1日~同21年3月31日、郵便物通送賃受負仮請書

によって松阪—山田、松坂—津の通送ルートがあったことがわかる。1つが三重県松阪—和歌山県新宮間、2つが三重県四日市—三重県鳥羽である。2つの表によると、局間の通送時間は里程で決められ、もしもの場合に備えて猶予時間が見込まれた。局では局周辺の郵便荷を下ろし、仕訳済みの荷物を受け取って、次の局を目指した。

通送時間に関しては厳守が求められた。そのため郵便脚夫は「郵便通送用時計」を携帯した。そのことを示す史料を次に掲げる。

数	国名	局名	里程	通送時間	猶予時間	到着時刻	取扱時間	差立時刻
1	伊勢	松阪	2里24丁	1時間20分				
2		相可	3里30丁	1時間55分		午前3時46分	10分	午前2時26分
3		栗生	2里17丁58間2尺	1時間15分		午前5時51分	5分	午前3時56分
4		野後	3里33丁16間5尺	1時間58分	39分	午前7時11分	10分	午前5時56分
5		間弓	3里8丁18間	1時間37分	32分	午前9時58分	5分	午前7時21分
6	紀伊	長島	5里15丁16間4尺	2時間43分	1時間15分	午後0時12分	10分	午前10時3分
7		引本	2里11丁45間	1時間10分		午後4時20分	5分	午後0時22分
8		尾鷲	4里24丁53間	2時間21分	47分	午後5時35分	10分	午後4時25分
9		賀田	2里	1時間	40分	午後8時53分	10分	午後5時45分
10		新鹿	2里	1時間		午後10時43分	5分	午後9時3分
11		木ノ本	3里5丁42間3尺	1時間35分	20分	午後11時48分	2分	午前0時8分
12		阿田和	2里19丁53間5尺	1時間17分		午前2時3分	5分	午後2時8分
13		新宮						

表5 伊勢松阪—紀伊新宮間中線路郵便通送時間表（人夫送り2等速度）

*水谷家文書26Q-31-6「伊勢國松阪紀伊國新宮間中線路郵便通送時間表」より巻島作成

数	国名	局名	里程	通送時間	猶予時間	到着時刻	取扱時間	第1号・第2号差立時刻
1	伊勢	四日市	1里9丁7間1尺	30分	記載なし			午前9時 午後8時
2		追分	1里20丁16間3尺	38分	記載なし	午前9時30分 午後8時30分	5分	午前9時35分 午後8時35分
3		神戸	1里22丁44間5尺	39分	記載なし	午前10時13分 午後9時13分	5分	午前10時18分 午後9時18分
4		白子	1里31丁9間3尺	45分	記載なし	午前10時57分 午後9時57分	5分	午前11時2分 午後10時2分
5		上野	2里16丁43間3尺	59分	記載なし	午前11時47分 午後10時47分	5分	午前11時52分 午後10時52分
6		津	2里5丁56間1尺	52分	記載なし	午後0時51分 午後11時51分	20分	午後1時11分 午前0時11分
7		小野江	1里7丁32間3尺	29分	記載なし	午後2時3分 午前1時3分	5分	午後2時8分 午前1時8分
8		三渡	1里3間5尺	24分	記載なし	午後2時37分 午前1時37分	5分	午後2時42分 午前1時42分
9		松阪	2里19丁41間5尺	1時間1分	記載なし	午後3時6分 午前2時6分	20分	午後3時26分 午前2時26分
10		齊宮	2里27丁12間4尺	1時間6分	記載なし	午後4時27分 午前3時27分	5分	午後4時32分 午前3時32分
11		山田	3里31丁41間	1時間33分	記載なし	午後5時38分 午前4時38分	20分	午後5時58分 午前4時58分
12	志摩	鳥羽					午後7時51分 午前6時51分	

表6 伊勢四日市—志摩鳥羽間中線路郵便通送時間表（人夫送り2等速度）

*水谷家文書26Q-31-7「伊勢國四日市志摩國鳥羽間中線路郵便通送時間表」より巻島作成

郵便通送用時計保管證書⁽¹⁵⁾

郵便物通送ノ節、脚夫へ御渡相成候時計ハ御規則ノ趣、確り相守り、大切ニ取扱為致可申候、萬一疎虞懈怠ニ因リ之レヲ失フ歟又ハ毀損シタルトキハ私ニ於テ其原價又ハ修繕費ヲ辨償可仕候、依テ保管證書如此御座候也

四日市区

伊勢國飯高郡松阪郵便局通送受負人

明治十九年三月二日

水谷久右衛門

伊勢國飯高郡松阪本町百拾八番地平民

保証人 井村亀治郎

駅通局

御中

では具体的に「脚夫」にはいかなる条件の者がなり得たのであろうか。これは既出の「郵便取扱役奉務」に「郵便通送ハ通送受負約定者ヲシテ極テ強壯ノ人馬ヲ使用シ」とあり、頑健な体を持つ脚夫と馬が求められたことがわかる。明治15年4月15日付で水谷久右衛門が駅通総官野村靖宛てに提出した通送関係史料には「郵便脚夫ハ實直ニシテ強壯ノモノヲ撰ミ、一定ノ速度ヲ履行セシムヘシ、私ニ通送ヲ怠リ、又ハ通送中事故ナクシテ渋滞スヘカラサルハ勿論、且老幼婦女子等ヲ使用セサル様致スヘキ事」⁽¹⁶⁾ともう少し詳細且つ明確に規定している。郵便脚夫に「実直」を求めていること、また老齡、少年、女子に郵便脚夫をさせないことを誓約している。史料が示す通送脚夫は上記までであり、具体的にどういった人物が脚夫になり、またどのような業者が脚夫を派遣したのかに関しては一切不明である。恐らく個人契約もしくは江戸期に存在した人足派遣業のような業者の存在が想定し得るが、現在のところ実態を示す史料がないため推測の域を出ない。

もし通送途中でトラブルが発生した場合、どのように対処したのであろうか。先の史料の続きに「郵便通送中、脚夫發病或ハ負傷等之レアリ通送シ難キトキハ其最寄郵便局又ハ戸長或ハ榎ナルモノヘ依託シ、代夫ヲ雇入レ成ヘク丈ケ時間ヲ移サ、ル様致スヘキ事」とある。病気や怪我に見舞われて通送が不可能な場合は、最寄の郵便局か戸長、また身元確かな者に委託して、代替りの脚夫を立て時間のロスを出さないようにすると誓っている。

(3) 通送の速度

その上で「必ス一定ノ速度ヲ履行シ、一定ノ時間ニ送達セシムヘシ」と一定の速度と一定の時間の送達が定められたのである。さらに「謂レナク澁滞アルトキハ脚夫或ハ其使用者ヲ督責シ、其次第二依リ本局江具申スヘシ」とあり、理由のない遅れのある場合は脚夫、また脚夫の「使用者」(雇用者か)を督促し、状況によって本局への報告が義務づけられた。

先述の通送の郵便脚夫が要求された「一定ノ速度」であるが、どのくらいの速度であったであろうか。水谷家文書には「二等速度」と「三等速度」の定義を示す史料が残されており、松阪一新宮、松坂一鳥羽の場合は「二等速度」が要求された。二等速度の定義は次の通りである。

郵便通送御受負⁽¹⁷⁾

二等速度

15 水谷家文書26Q-29「松阪郵便局事務書類 五」

16 水谷家文書26Q-28「松阪郵便局事務書類 四」

17 水谷家文書26Q-28「松阪郵便局事務書類 四」

一 當松阪ヨリ山田江 里程五里十丁五十四間 實際、通送時間二時間四十分、外二三十分、途中三局江

但、定則ノ速度二時間四十分ノ処、外二三十分ハ櫛田及齊宮ヲ經テ小俣ニ至ルノ三局受渡ノ時間ニ御座候、雨天ノ節ハ夜行ノ速度ニ少々ノ延着、御猶豫相願候

取賃廿五錢三ノ、一里ニ付四錢八厘

夜中通送本賃額へ三割増

外金八ノ三川橋錢

松阪一山田の距離は5里10丁54間と設定されている。これはキロメートルに換算すると21キロ（小数点以下略）と出る。大まかな計算ではあるが、21キロを2時間40分で割ると、およそ時速7・8キロと算出される。時速7・8キロはマラソンランナーの速度20キロ（箱根駅伝区間ランナー）と比べると、遅めである。しかし、これは郵便荷物を運ぶ負荷がかかっていることを考慮しなければならない。「郵便行李一荷一人持ノ重量ハ御定則ニ従ヒ、負擔スヘキ、若シ行李ノ御都合ニ依リニ肩ニ分チ難キトキハ必ス式人掛リニテ通送致スヘキ事」とあり、重すぎる場合は日中でも2人で運ぶことがあった。

次に三等速度を取り上げる。

三等速度

一 當松阪ヨリ津駅江 里程四里十三丁三十二間二尺 實際、通送時間二時間四十三分、外二十分、途中二局へ

但、定則ノ速度二時間四十三分ノ処、外二十分ハ三渡局及小野江ノ二局受渡ノ時間ニ御座候、雨天ノ節ハ夜行ノ速度ニ少々ノ延着、御猶豫相願候

これも同様に計算してみる。まず4里13丁32間2尺を換算すると距離約18キロとなる。これを2時間43分で割ると、時速6・6キロとなる。

二等速度＝時速7・8キロ

三等速度＝時速6・6キロ

無論、携帯の時速計などというものがあつたわけではないから、携帯の通送時計を見ながら、経験則によって速度調整をしたものと思われる。

筆者は過去に定飛脚問屋の発した飛脚の速度を計算したことがある。飛脚と郵便脚夫に共通して言えることは、まず無事故であること、一定の速度を維持して必ず次の中継先にたどり着くことである。より速さを追求するタイムレースのランナーと、定められた時間内で必ず届ける郵便脚夫とは前提条件が全く異なり、おのずと求められるものが違う。

通送賃であるが、上記史料に1里（4キロ）につき4錢8厘と定められている。これに夜間通送という困難な条件が加わると、3割増しの1錢4厘1分を足すと、即ち6錢2厘1分となる。そのほか8厘が3河川の橋錢としてかかる。恐らく郵便通送の初期の頃と思われるが、この橋錢に関しては橋錢を管理する側と郵便脚夫との間で問題が起きている。

本月十日、山田發ヲ以テ津驛へ通傳スル處ノ郵便物擔持ノ脚夫、其途中雲津川橋梁渡錢受取場ニ於テ渡橋錢ノ儀ニ付、該川掛リ之者、右脚夫を戻呼シ、橋錢ヲ拂取センヲ促ス、然レトモ此橋錢タルヤ郵便ハ遅速最モ争ヒ瞬時モ措クベカラザルニ付、嘗テ當局ヨリ該川場掛リノ者へ約定ヲ遂ケ、其郵便物擔持スルノ時ニ限り該橋錢ハ拂ハザル事ニ取極メケ月纏メヲ以テ可相拂ノ規約ニ致シ、則其月々通運便ヲ以テ拂渡シ有之候處、何ノ謂レアリテ歟右脚夫ヲ呼ヒ戻シ云云以テ若干ノ時間ヲ費耗シ、是ガ為メ至ニ定規時間ヲ蹉過シ不都合之懸リト脚夫より申出候儀ニ御座候、然し今般之義ハ敢テ既往ヲ相責ムル譯ニハ無之候へ共、向後右様之義有之ニテハ実ニ郵便速達之御趣意にも相抵触致し候儀に付、宜しく該

川掛リノ者へ御諭示之程偏ニ奉願上候也

上記の概略は郵便脚夫が松阪一津の間で逓送を行う途中で雲津川の橋に差し掛かった折、橋銭を徴収する者が郵便脚夫を呼び戻し、橋銭の支払いを求めたというものである。分単位のロスを惜しいと考える郵便脚夫との間で押し問答があったのであろう。結局、定規時間に遅れたため改善を求める申し出があったものと推察される。

上記は年不明であるが、恐らく郵便脚夫による逓送が開始されてまもない頃のものと思われる。松阪郵便局側と橋銭管理者側との間で橋銭を1カ月分まとめて支払う約定を交わしたのだが、その約定内容が現場の責任者に周知不徹底だったため上記のようなことが起きたものと考えられる。こうした様々な課題をクリアしていく形で効率化が図られ、郵便ネットワークが徐々に構築されていったものと言えよう。

6 松阪郵便局の書記

明治前半の松阪郵便取扱所及び松阪郵便局の郵便業務を支えたのは、郵便取扱役の水谷久右衛門のほか、書記役、雇人、集配人、逓送の脚夫たちである。このうち郵便局トップの郵便取扱役を支える書記役の存在に焦点を当てて本章を構成したい。

(1) 書記役

書記役は「書記役は副局長のような立場」（郵政歴史文化研究会第一分科会の藤本栄助氏）であり、局長を補佐して現場の任に当たった。

次に掲げる松阪郵便局書記一覧表は史料を基に作成したものである（表7参照）。

特徴を挙げると、まず書記は男性しかおらず、女性が1人も見当たらない。明治期に女性書記が存在したのか不明であるが、少なくとも明治前半期の松阪郵便局は江戸期の飛脚問屋と同じように全く男性だけの職場であったことがわかる。出生時期は江戸時代後期から幕末期生まれの者がほとんどである。松阪郵便局に奉職した年齢は40歳前後が目立つ。明治16年に奉職した山路塩之助が24歳と一番若く、玉川久兵衛が61歳と当時としては高齢である。

住まいは松坂居住者で占められる。上野朝五郎の「履歴書」が役儀拜命記録に綴じられている。朝五郎は安政3年（1856）3月4日、三重県一志郡久居町大字旅籠町53番屋敷に居住する太四郎の四男として生まれた。明治13年11月まで実家で「商業ス」という。この商業の内容は不明である。明治13年11月25日、東京日本橋区新右衛門町の集成社に就職するが、明治16（1883）年5月に辞職して帰郷した。同年8月1日付で松阪郵便局書記となった。月給金は6円50銭であった。勤務振りはまじめであったようであり、明治20年3月30日付で「事務勉勵超衆ニ付、

名前	生年月日	任命時 年齢	任免	身分	住所
藤田範七	天保5年3月18日	40	明治6年4月2日～明治16年5月3日	平民	松坂本町104番屋敷
玉川久兵衛	文化10年9月12日	61	明治6年4月3日～明治12年1月15日	平民	松坂本町125番屋敷
藤田庄兵衛	天保10年9月18日	41	明治12年1月16日～明治16年5月28日	平民	松坂46番屋敷
辻橋正山	天保15年2月21日	40	明治16年5月30日～明治16年8月1日	平民	松坂湊町237番屋敷
山路塩之助	万延元年11月27日	24	明治16年7月20日～	平民	松坂日野町193番屋敷
上野朝五郎	安政3年3月4日	30	明治16年8月1日～	平民	松坂新町195番屋敷

*水谷家文書26Q-26「松坂郵便局事務書類 二」（国文学研究資料館蔵）より巻島作成

表7 明治6～16年、松坂郵便局書記一覧表

為慰勞別紙目録之通給與ス」と褒賞され、通信省より金1円50銭を下賜されている。翌21年3月1日付で名古屋通信管理局より慰勞手当金1円50銭、さらに同年12月28日付で金1円50銭を給与されている。

当初の勤務態度は恐らく真面目であったと思われるが、奉職から4年半が経過して次第に弛緩したようである。上野の詫び状（11月22日付）と引受人上野太七名義の添え書きと親類名義の計3通を提出した。さらに2日後の11月24日付には上野本人は保証人（上野太七）の奥書を付けて「改心御受書」を水谷久右衛門宛てに改めて提出して勤務態度を改める旨を誓っている。

改心御受書

一 私儀此頃中身持放蕩ニシテ夫カ為メ欠勤屢々相成、公務ヲ欠キ候段種々奉恐入、既ニ進退上ニモ係ル義ニ御座候處、御寛大ノ御沙汰ヲ蒙懇々御説諭ニ相成、難有奉■■■（虫食い）候、依テ已来ハ更ニ改心仕、決テ右不埒等仕不申ハ勿論公務上一層ニ勉強仕候、若萬々一前書ヲ背キ若シ欠勤致候様ノ義有之候得ハ御下付ノ月給日割ヲ以テ御引去被成下度候、抑御約定申上候尚又右様ノ時ハ私進退上何等御厳責有之候トモ決而違背申上間敷、依而保証人相添、此段御請申上候也

明治廿一年一月廿四日

上野朝五郎（印）

本文之通、御受書差上候ニ付テハ私ニ於テも本人身上一切引受、御不都合無之様厚ク取締可申、以来何等ノ有之候トモ決而御差支等致申間敷候、依て此段保証仕候也

保証人

明治廿一年一月廿四日

上野太七（印）

水谷久右衛門殿⁽¹⁸⁾

「身持放蕩」の詳しい内容が残念ながら不明であるが、この時の上野は34歳であり、欠勤を重ねるほどであったところを見ると、差し詰め遊郭通いといったところであろうか。水谷久右衛門も上野を解雇していないところを見ると、その辺が妥当のように思われるが、推測の域を出ない。

ところが、明治22年8月7日付で依願退職した。

辞職願

松坂郵便局備

上野朝五郎

一 私儀従来御局ニ奉務罷在候處、今般都合ニヨリ辞職仕度候間、御聞届ノ上ハ御辞令書御下付相成度、此段奉願候也

明治二十二年八月七日

上野朝五郎（印）

松阪郵便局長水谷久右衛門殿

その年の12月15日付で再び「傭ヲ命ス」と再雇用され、「月給金七円給與ス」と月給7円の契約で奉職した。しかし、次章で触れるように翌明治23年5月15日付で松阪郵便局は電信局と統合し、松阪郵便電信局となる。

7 松阪郵便電信局成立と久右衛門の辞職

(1) 昇級と褒賞

役儀拜命記録に水谷久右衛門の明治23年（1890）2月26日付の「履歷書」が収められている。

18 水谷家文書26Q30「松阪郵便局事務書類 六」

それに基づいて、松阪郵便局の沿革を追ってみる。

松阪郵便取扱所は、松阪町大字本町45番屋敷に設置された。水谷久右衛門は明治7年(1874)12月、五等郵便取扱役となり、同年12月には三等郵便役所詰を命ぜられた。役所ができるまでは自宅を「仮役所」とした。

その後の歩みは明治8年2月5日付で四等郵便取扱役、明治13年6月28日付で三等郵便取扱役、同14年4月21日付に駅通総官従四位前島密名義で二等郵便取扱役に命ぜられている。同18年6月25日付で満10ヶ年以上「奉職勲励候」であったとして慰労手当金2円が下賜されている。

明治19年3月24日付で駅通局から貯金事務取扱方の慰労金50銭が給与された。同年5月25日付で通信省より判任官九等に叙せられ、「上級手当」を給付された。明治19年5月25日付で通信省より三等郵便局長に任ぜられた。

明治21年12月26日付で慰労金として金2円、明治22年12月13日付で通信省より判任官八等に叙せられ、下級手当てを給与されている。同年12月27日付で慰労金2円が下賜された。

如上の郵便取扱人の昇級と褒賞をみると、水谷久右衛門という人物がいかに郵便御用業務に心を砕いたことがわかる。郵便取扱役は薄給とされるが、慎重に地道に日々の業務を遂行したことが窺える。水谷久右衛門のような存在が日本各地におり、郵便局ネットワークを形成することで郵便制度の根幹を支え得たものと言えよう。

(2) 郵便取扱役の辞職

松阪郵便局長の水谷久衛門は明治23年(1890)5月13日付で通信大臣後藤象二郎宛てに郵便取扱役の辞職を提出した。

辞表

小官義

従来奉務罷在候得共、最早老体ニ及職務ニ堪兼候ニ付、辞職仕度候間、御聞届相成度、此段奉願候也

伊勢国松阪郵便局長

明治二十三年五月十三日

水谷久右衛門〇

通信大臣伯爵後藤象二郎殿

この時、久右衛門は数え年75歳である。辞表の文面にあるように「老体に及び職務に堪え兼ね」という状況は事実であったものと察せられる。しかし、この辞表は久右衛門側から自発的に提出されたものではなく、政府側の意向を汲んでの提出でもあったものと思われる。同年5月16日の松阪郵便局と電信局の統合を控えていたからである。

松親第九二号

本月十六日ヨリ當地郵便局ト電信局ト合併相成候ニ付テハ本月十二日親第八四號ヲ以テ小官義辞表可差出之旨御内命ヲ蒙リ、右御内命ニ基キ本日辞表差出候ニ付テハ御聞濟ノ上ハ豫テ貴官ノ御指命ヲ以テ備入候特置備員ノ義ハ此際他備員ト一般小官限解備致可然哉及御聞合之条何分ノ御沙汰相成度候也

松坂郵便局長

明治廿三年五月十三日

水谷久右衛門

津郵便電信局長 本多静直殿

「親第八四号」とは次の史料である。

親第八四号

今般其局郵便電信局ニ改定可相成ニ付而者辞表御差出相成度、依命此段申進候也

明治二十三年五月十二日

津郵便電信局長本多静直（印）

松阪郵便局長水谷久右衛門殿

上記は津郵便電信局長の本多静直から水谷久右衛門宛てに松阪郵便局が郵便電信局に改定されるため、辞表を提出するようとの政府命令を伝達している。それに合わせて政府通信省総務局長前島密名義で郵便物通送受負方を解職するとの通知がなされている。

伊勢國飯高郡

松坂郵便局郵便物通送受負人

水谷久右衛門

郵便物通送受負方、明治廿三年五月十五日限り解止ス

明治廿三年五月十日 通信省総務局長 前島密（印）

久右衛門は依願という形で本官を免ぜられるという形を取らされたと言ってよい。

松阪郵便局長水谷久右衛門

依願免本官

明治二十三年五月十五日

通信省

同年5月17日付で松阪郵便電信局長（林歌次郎局長）に郵便為替金と諸帳簿用紙等を引き継いだ（表7参照）。『通信公報』によると、この林歌次郎は5月10日付で通信七等技手兼松阪電信局長から松阪郵便電信局長に任命され、判任官五等に叙せられている⁽¹⁹⁾。

久右衛門は同年5月18日付で山田の世古口喜平次、鳥羽の鶴飼九右衛門、「六ケン（軒カ）」の水谷紋次郎、齋宮の木戸口久太郎、相可の森本愛之助、小野江の池田幸次郎、「東原部」の鈴木齋助、大川内の錦豊助、「久の」の清水盛次郎宛てにそれぞれ礼状（はがき）を送った。5月29日付で通信省より久右衛門に慰労金20円が支給された。

(3) 郵便切手売下人、水谷久右衛門

その後、久右衛門はどのような余生を送ったのであろうか。郵便御用から身を退いて2年後の明治25年（1892）5月に通信大臣後藤象二郎宛てに「御願」を提出した。

御願

皇国諸道駅々へ郵便御開行ニ相成候節、私長男水谷休之丞へ先年郵便役所詰等外二等取扱役拜命奉奉中、明治七年郵便為替御用ニテ駅逋御寮へ出頭被仰付、上京致シ全年十一月御用済帰途ノ砌り箱根辺ヨリ發病ニテ静岡濱松豊橋ノ病院長ニ診察ヲ受、服薬加養仕候へドモ養生不相叶、豊橋ニ於テ病死仕候ニ付、其趣御届申上候處、後任私へ拜命等外二等取扱役被仰付、一昨明治廿三年四月迄奉職仕来候處、御都合ニテ松阪電信局ヲ全郵便局へ合併被仰出、私老年ニ付、其際辞職奉願退職罷在候處、永々取扱来候ニ付、衆人昼夜ノ無別私自宅ニ来り郵便切手賣下ケヲ乞者今日々有之ニ付、私自宅ニ於テ郵便切手賣下ケノ義許可被成下候ハ、衆人ノ便利トモ相成候ト奉存候ニ付、仮繪圖面相添へ奉願候、最モ當今設置アル郵便電信局ト私宅ト隔間ハ僅ニ候へ共、私宅ノ向ナル三井銀行へ從來許可相成、電信切手近年迄賣下ケ罷在候間、何卒格別ノ御詮議ヲ以御許容被成下候様奉願候也

三重縣飯高郡松阪町

19 通信省総務局『通信公報』第292号（明治23年5月27日発行、郵政博物館郵政資料センター蔵）。

引継書類表題	引継書類月日	引継の現金と品物	金額と個数	備考	
書類物品引継書	5月16日	諸帳簿、用紙共			
		見合印鑑之類			
		郵便局印	1		
		郵便局日付印、その他印形類	4		
		八角時計	1		
		逕送時計	6		
経費金引継書	5月16日	経費（下欄取扱費の合計）	金48円34銭		
		郵便取扱費（郵便局経費）	金7円30銭8厘		
		内訳	局費	金2円97銭3厘	
			別途局費（特置傭員月給8円渡し済み）	金1円3銭2厘	
			開閉取扱費	金3円9銭7厘	
			交換取扱費	金20銭6厘	
			逕送費（5月16日一同31日）	金22円9銭	1カ月金42円80銭の日割り
		集配費	金14円81銭3厘	1カ月金28円70銭の日割り	
為替貯金取扱費	金4円12銭9厘	1カ月金8円の日割り			
郵便為替金及諸帳簿用紙等請継書	5月17日	本日現在金高	金377円10銭6厘		
		未払い報知高現在高	金112円31銭8厘		
貯金二係ル金円并二諸帳簿用紙等請継書	5月18日	諸帳簿、用紙共	17		

*水谷家文書26Q-26「松坂郵便局事務書類 二」より巻島作成

表8 明治23年（1890）、松坂郵便局から松阪郵便電信局への引継金品

大字本町四十五番地

水谷久右衛門

明治廿五年

五月

逕信大臣伯爵後藤象二郎殿

この「御願」の趣旨は、長男休之丞が東京府の逕信本寮へ出頭してその帰路に客死したこと、明治6年から同23年までの18年間の長きに亘り郵便御用に勤めてきたこと、そのため郵便切手を自宅に買い求める客がいること、その切手売り下げに三井銀行に許可を与えられたことなどが触れられる。長男の急逝により自身が代わって郵便業務に長年取り組んだ功労者であるにも関わらず、郵便電信局と目と鼻の先の久右衛門宅ではなく、道を挟んで向かい側の三井銀行に認可したのだから、久右衛門にも認可してほしいという論法で願い出ている。願いを認めてもらおうという動機の下、同情を得えようとしていることは読み取れるものの、そのことを差し引いても尚、長男休之丞の急死が久右衛門に影を落としていることの窺われる文面である。

おわりに

明治7年（1874）12月、水谷久右衛門は内国通運松阪分社と併せて、急死した休之丞が進めていた郵便御用を請け負うこととなる。

郵便為替業務に当たり、自前の資金を元手にしながらも、金融トラブルの予防のため逕通寮

側の方針を容れて、水谷家の資産を抵当に入れ、駅通寮に地券を差し出した上で業務を遂行した。その間、久右衛門の二男亀三郎の不正行為もあったが、亀三郎を切る形で郵便取扱所の存続を図った。松阪郵便取扱人としての昇級、また褒賞をみると久右衛門が郵便取扱所の営業にいかにか心を砕いたかが了知し得る。

松阪郵便局の郵便区を事例に見られたように函場と切手売下所が増設されることによって利用者の便宜に供するようになった。また集配巡路明細図では村役場を経由して各地域を細かに結んだことによって郵便件数を着実に伸ばすことにつながった。そのためにはさらに遡って松阪郵便局が津、山田、大石、相可の各地域局と結ぶ通送が時間厳守下で一定の速度且つ着実に機能することによって可能になり得たと言えよう。

また郵便取扱所の日々の業務を支えたのが書記の存在である。松阪郵便取扱所の書記は業務全般を総覧したものと思われるが、いずれも40歳前後のベテランであることが判明した。松阪郵便局だけに絞ると、勤続年数はまちまちだが、概ね6年、10年という長期間の多いことがわかる。組織運営に最も重要なのが人材確保である。本論では上野朝五郎の事例を扱ったが、朝五郎の履歴から褒賞を見ると、その当初の精勤振りが窺える。尤も朝五郎はその後、放蕩に流れたが、大多数の江戸時代生まれの生真面目な日本人たちが近代日本の地方末端で郵便事業を下支えしたことがわかる。

本稿では水谷久右衛門が請け負った内国通運松阪分社のことについて触れられなかった。山城屋の業態で気になるのが、どのように内国通運と郵便の両立を図り、営業したのかという点である。次稿で内国通運松阪分社の実態を探った上で、今号の成果と合わせながら考察を進めたい。

【付記】起稿するに際し、郵政歴史文化研究会第一分科会の石井寛治先生、藤本栄助郵政博物館館長、小原宏氏、田原啓祐氏、倉地伸枝氏に貴重な助言を頂いた。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

(まきしま たかし 桐生市史編集委員会近世部会専門委員、
伊勢崎市史編纂専門委員会専門部会員)

論文

明治前期における郵便ネットワークの伸展 —栃木県の集配郵便局に着目して—

小原 宏

1 はじめに

明治前期の郵便局数の推移については小原（2022）で道府県別および郡別に確認した。道府県別でみると設置数が最も多い年次は明治16年（1883）で47道府県の61.7%、次いで多いのは15年で同じく40.4%であるが7年から9年までに明治前期の最多設置局数となる県も2か所あること、増減のみに着目すると10年に増加・減少・不変が均衡するほかは4年から16年までは増加道府県が多く17年から21年までは減少道府県数が多いこと、増加道府県数が多いのは5年、7年および13年であり、減少道府県数が多いのは17年および18年であった。また、郡別でみると設置郵便局数が最も多い年次の郡数では10年および11年に若干の減少があるほかは16年まで増加し17年から減少すること、最多設置年の翌年に減少する郡数は16年が最も多く全体の3割を占めていたこと、17年から減少する郡が多かったことなどを示した。これらから、道府県や郡についてみても17年が明治前期の郵便局（集配郵便局）ネットワークの整備開始年であったことが確認されるとともに、地域ごとの伸展は均一ではないことも確認された。

それらの伸展の状況について横並びで比較しようとする局数の多寡のため伸展の傾向を直接比較できない。そこで本稿では、明治前期（明治4～21年）の集配郵便局ネットワークの調整がほぼ収束したと考えられる21年を基準として各道府県の年別局数を指数化することにより局数規模を捨象して変動の推移をみた上、その幅が大きい府県の一つに着目して、近隣県との郵便局ネットワークの伸展・調整の時期や幅を比較してその特徴を確認するとともに、局当たりの人口や郵便物数等との比較からそれらの合理性を検討する。また、地域史料などからその背景や要因を検討する。さらに、それらの県内の郡別の推移や局配置に着目し、県レベルの分析では明らかにできないそれらの地域での集配郵便局および無集配郵便局のネットワークの伸展の特徴を明治末までみている。

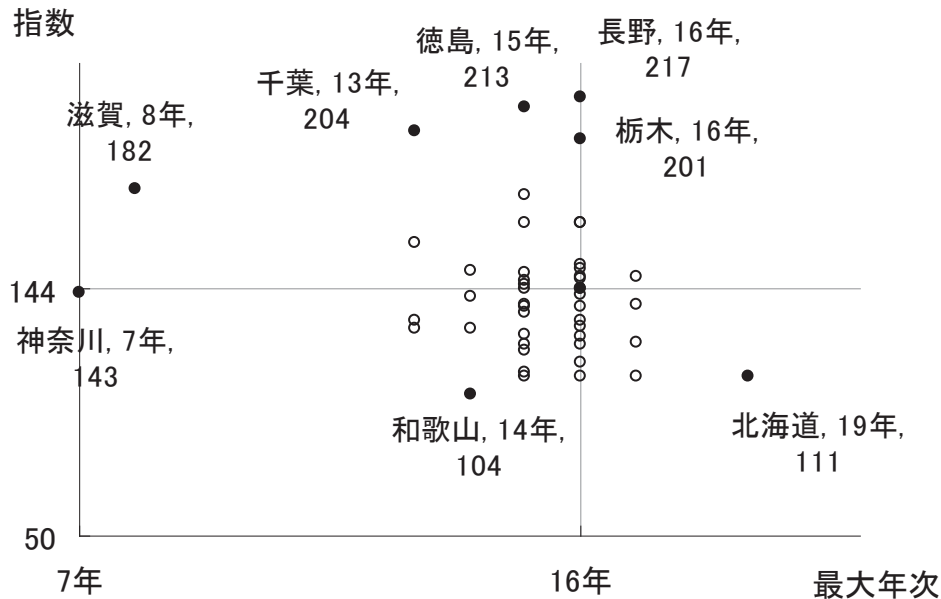
2 道府県別の伸展状況

明治4年（1871）から21年までの道府県別の郵便局数について、小原（2022）で示した計数¹⁾を使い、21年を基準として道府県ごとの増減の推移をみる。

具体的には、道府県ごとに各年の計数を21年の計数で除したものに100を乗じて指数化する

1 小原（2022）では、それまで郵便創業の明治4年からの道府県別で比較可能な年次別の郵便局数が見当たらなかったことから、田辺編・近辻校訂（2015）の旧国別郡別郵便局名表の各年12月末に設置されていた郵便局を郡ごとに数えあげて郡別の計数を作成した上、各郡を旧国別から47道府県別に組み替えて集計したものを時系列データとして使用し、末尾に「(参考表) 明治前期における道府県別郵便局数」として示した。それらの計数の作成の詳細については小原（2022）を参照されたい。

ことで各道府県の局数規模を捨象した上で年次ごとに比較する。各道府県の指数の最大年次(複数ある場合は最も早い年次)とその値を散布図に示すと図1のとおりである。全国計の指数の最大年次は16年でその値は144である(グラフ内の軸線参照)。また、全国計の標準偏差は37.5である。全国計の値と乖離の大きい道府県^②は、上回るものでは栃木県、千葉県、長野県、滋賀県および徳島県の5県であり、下回るものは和歌山県である。前者の5県は21年度を基準としてみた場合の全国のピークである16年の値と比べて相当大きな幅で増加した一方、後者の増加は相当小幅であったことが分かる。また、道府県別の状況を俯瞰すると増減の時期や幅に差異が認められた。



出所：田辺編・近辻校訂(2015)(国別のものを筆者において道府県別に再構成してカウント)。以下、表6まで同じ。
備考：指数の最大値が複数年次ある道府県については最も早い年次を最大年次として表示した。

図1 道府県別最大年次とその指数(21年基準)

③ 栃木県の伸展・調整

そこで、以下では図1に示した全国と比べて増局幅の大きかった県のうち、全国計と同じく16年にピークがある栃木県に着目^③してその進展状況などをみていくこととする。

(1) 郵便開始まで

分析に先立ち、まずは栃木県における郵便開始までの取り組みをみておく。

栃木県の郵便は郵便制度が全国展開された明治5年(1872)の7月に始まるが、その開始に当たっては前年末頃から各宿駅に県庁から近傍の村の村高や距離などの調査や取扱希望者の申立てなどを求めるといった準備が進められた。

例えば前者の調査については辛未(明治4年(1871))11月に元日光県出庁から都賀郡栃木町始の回状が発せられており、後者の申立ての求めについては辛未12月5日付けで元日光県庁

2 全国計の指数の最大年次16年の値144に標準偏差の値を加えた値181を上回る道府県および減じた値106を下回る道府県を乖離の大きい道府県とした。

3 もう一つの該当県である長野県の進展状況については小原(2017)を参照されたい。

から元例幣使街道の栃木宿、合戦場宿および富田宿の宿役人あてのものが栃木県史編さん委員会(1978)に採録されている。これをみると、この段階では伝馬所や今後設置予定の陸運会社で取り扱っては混雑を生ずるためこれらを除外することとされていた(栃木県史編さん委員会(1978)919-920ページ参照)。

(表紙)「急

廻状 元日光県出庁

都賀郡栃木町始」

……

一 郵便之儀ハ伝馬所又ハ追テ可取建陸運会社等ニテ取扱テハ、混雑ヲ生ズ基ニ付、取扱望之者ハ毎駅右ヶ条、答書ハ外別帳ヲ以被命次第無差支宿役人共ヨリ申立、賃錢并見込取計之廉ヲ以継立御引請可申段可申立、但シ宿役人共奥印致候事
右之通相達候間、至急取調封書ヲ以宿送り元日光県庁へ可差出事

辛未十二月五日

元日光県庁

元例幣使街道

栃木宿

合戦場宿

富田宿

未十二月五日夜着

右宿々役人

〔蕨市塚越 福島 茂氏所蔵〕

(下線筆者、以下同じ。)

続いて、壬申(5年)3月には駅遞寮(中央政府の郵便所管部署)の担当による巡回調査があった。例えば栃木県庁から都賀郡栃木町などへの達は以下のとおりであり、飛脚を業とする者が対象から外されている(栃木県史編さん委員会(1978)920-921ページ参照)。

東京ヨリ北海道北陸道筋へ郵便御開相成候ニ付、実地ニ就キ方法為取調、駅遞寮官員当三月十五日発程、当県管下駅々致巡回候条得其意、左之廉々至急取調可申事

一 其地之商業等模様ニ寄、毎日或ハ隔日或ハ毎月六回又ハ三度、郵便相通シ候ハハ弁理可相成哉、予シメ目途相定可申事

一 飛行蹄(ママ)夫賃錢ハ一時ニ付、五里行ニテ何程、三里行ニテ何程、夜増等何程ニ相成候哉、平当取扱来候振合ニ基、相当ヲ以精細取調可申事

一 郵便御開相成候ニ付テハ、右御用取扱候者被置候間、是迄往来飛脚渡世致居候者ヲ除之外、近傍在々土地案内ニテ実体成、御用弁候者三人ツツ相撰可申出事

但本文御用取扱候者へ、駅遞寮官員巡回先其地ニオるテ、御手当筋等達相成候答ニ付、兼テ心得可罷在事

一 郵便御用取扱所之儀、取扱人自宅或ハ他日陸運会社ニ致シ候テ便利宜場所等見立可申出事

右之通大至急取調、明十三日八ツ時迄兼テ名前申立有之候者へ、案内之役人差添無遅延可罷出候、此段相達候也

壬申三月十二日申ノ中刻

栃木県庁

都賀郡

栃木町

富田宿
安蘇郡
犬伏宿
右宿々役人
同伝馬所役人

追テ宿名下へ請印之上以刻付早々順達止リヨリ可相返候事

〔蕨市塚越 福島 茂氏所蔵〕

さらに、実際の巡回は例えば3月21日から古河駅開始で栃木県（当時）管内は真岡駅から始め烏山駅から黒羽駅まで駅逡寮の望月権少属が行う旨を烏山駅から黒羽駅までの駅役人と正副戸長あてに黒羽出張所から達せられた（栃木県史編さん委員会（1978）921ページ「四 駅逡寮官員巡回ニ付黒羽出張所ヨリ達」参照）。

具体的な郵便御用取扱人については、栃木県史編さん委員会（1982）に「……適当な者がいないという理由から、組頭七名・元締役・名主の宿役人一同にて引き請けることとなった。」という例幣使街道富田宿のようなところもあったが、「従来の問屋・本陣・名主など有力者が多くみられ」たとのことである。富田宿においては3月23日に「郵便御用取扱所之儀ハ、当宿福島彦内方へ御定ニ相成候事」とする請書が元締役の福島彦内と組頭の大橋清蔵との連名で駅逡寮巡回掛御中として提出され、また、5年3月には栃木県に「郵便御請書」が間々田宿から金崎宿まで計12か所各1名の郵便取扱掛に申し付けられた者の連名（富田宿は福島彦内の署名）で提出された。このようにして、郵便開始の3か月前までには特定の者が責任を持つ体制が準備された（栃木県史編さん委員会（1978）922-924ページ「六 郵便取扱ニ付請書」および同924-925ページ「九 郵便取扱人請書⁽⁴⁾」参照）。

それら各駅の郵便取扱人に対し、実施の約半月前の6月17日には栃木県から7月1日から郵便を開始すると紙に書いて郵便取扱所および郵便切手売捌所に張り出すよう達せられ（栃木県史編さん委員会（1978）925ページ「一〇 郵便開始ニ付取扱者ニ対シ心得方」）、いよいよ県内での郵便の開始を迎えることとなった。

栃木県無号達

郵便開始ニ付取扱者ニ対シ心得方

来ル七月朔日ヨリ全国一般ノ郵便御開相成候間、其筋ヨリ被申越候ニ付テハ、先達テ当県并ニ駅逡寮官員取調候各地郵便取扱方等、其期ニ至リ不都合有之候様ニテハ、信書往復他人ノ信ヲ失ヒ候儀ニ付、丁寧懇切ニ相心得、差支無之様可致也

壬申六月十七日

栃木県庁

陸羽道中野木宿ヨリ石橋宿、従夫飯塚・壬生・合戦場宿ヨリ

4 文書の表題は「郵便御請書」、内容は「東京ヨリ北海道北陸道筋へ郵便御開ニ相成候ニ付、私共右御用取扱掛リニ御申付奉畏候、然ル上ハ御用向差支無之様精勤可仕旨、且郵便御規則摺物一部ツツ御下渡ニ相成、得ト熟読仕候上、理解仕兼候廉等ハ、駅逡寮御官員不日御巡回先ニ於、御説諭可被成下旨、逸々被御申渡承知奉畏候、依之一札差上申処如件」、日付は「明治五壬申年三月」、差出は間々田宿の館野吉次郎、小山宿の植野伝十郎、新田宿の青木勝次、小金井宿の古山弥三郎、石橋宿の伊沢正五郎、足利町の戸叶角蔵、天明町の横田総次郎、犬伏宿の田村量平、富田宿の福島彦内、栃木町の石塚丈作、合戦場宿の中島邦三郎および金崎宿の渡辺弥三郎の計3町9宿12名の連名、あて先は「栃木県 御役所」であった。

日光鉢石宿迄 各一通

栃木宿ヨリ天明迄、従夫館林・川俣・梁田ヨリ木崎迄、従夫
桐生・足利町

各郵便御用取扱人中

追テ郵便御用取扱所ニ於テハ、郵便御用取扱所・書状箱・郵便賃銭表ヲ見ヘ安キ様板ヘ認差出ス
但来ル七月朔日ヨリ御開キト紙ヘ認メ、張出シ置クヘシ

郵便切手売捌所モ同断ノ事

右至急順達請印ノ上留ヨリ可相返モノ也

(2) 明治前期における集配郵便局ネットワークの推移

以上のようにして開始された栃木県の郵便であるが、その後の郵便ネットワークの伸展について、21年までの集配郵便局数の推移をみると表1のとおりである。5年7月1日の全国展開に合わせて県内の郵便局が設置された5年末には42局となって以降、7年、9年、13年、15年に相対的に大きな増加があり、16年に147局でピークとなり、18年と21年に相対的に大きな減少が認められる。7年の段階で既に21年の局数の水準に達していることも分かる。

	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
局数	0	42	40	77	76	98	92	99	101
21年度基準	0	58	55	105	104	134	126	136	138
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
局数	119	122	146	147	146	111	109	108	73
21年度基準	163	167	200	201	200	152	149	148	100

表1 明治前期における集配郵便局数（栃木県）

まず、増加年からその背景などを検討してみると、7年については1で述べたように全国的な傾向と一致しており、全国的な仕組みの変更が影響している可能性が推測される。この点について栃木県芳賀郡内の郵便局ネットワークの進展事情を詳述した塚田（1991）では、郵便物の増加に伴う配達時間の増加の解決策として郵便取扱所の増設を地元の複数の郵便取扱役の合意としてたびたび県庁に要望されていたこと、および全国各地からも各県庁を通じて中央政府の担当部署である駅通寮に同様の趣旨の意見が寄せられていたことを指摘している。この指摘のように全国的な動きに沿ったものであったと推測される一方で、この後の分析で明らかになるとおり他府県との変動の差異もあることから、岡山県の郵便ネットワークの分析をした近友（2022）が同県で「官民往復郵便を開始するため、明治7（1874）年12月16日、一挙に29の郵便取扱所が設置されている。」と指摘しているような、栃木県の事情を深掘りする必要がある（5）。同9年については、前述の塚田（1991）では7年の大增置で対処したものの政府の行政の拡充につれて郵便物はますます増加し、芳賀郡内でも既存の局では対応し切れなくなってきたこと、駅通寮では当然郵便局の増設をもってこれに対処しなければならなくなり9年になると二度目の大增設を計画したことを指摘している。この時期の栃木県についてみると、9年4月に県内の区画の大調整が行われ、県庁－正副区長－戸長補－正副戸長－伍長の指揮系統も整頓された時期であり（栃木県史編さん委員会（1981）64-65ページ）、それに伴うネットワークの対応があったのではなかろうか。13年については、全国的な傾向と同様である。この点につ

5 そのような事情を裏付ける栃木県の達は未見であり、その点については今後の課題である。

いては、小原（2021）で岩手県内の公用通信の郵便への切り替えが13年の「特別地方郵便」利用に伴う県庁－郡役所間のものと16年の「約束郵便」利用に伴う村役場までのものの2段階で実施されたことを示したが、栃木県においても前者のような事情があったのではなかろうか。15年は5月16日の同県における特別郵便（約束郵便）の開始に対応した同日の増局によるものである。次に減少についてみると、18年および21年とも全国的に（集配）郵便局ネットワークが見直された時期に当たり、同県においても同様であったことが推測される。栃木県史編さん委員会（1978）950-951ページには18年に集配機能が廃止されて廃局の上で郵便受取所となり、さらに21年にそれも廃止となった元取扱人（郵便局長）による郵便受取所の再設置の請願が以下のとおり採録されている⁶⁾。

郵便受取所設置御願

下野国河内郡薬師寺

旧郵便受取所取扱人 野口武八郎

右御願上奉申候、当地ハ奥羽脇路関宿街道中、尤人家多ク二百余戸、人員千二百アリ、戸数・役場・学校・巡査駐在所等、且ツ商估数十戸、近邨モ又多ク皆此ノ役場・学校等ニ連合スル処、凡テ戸数五百余戸、人員四千二百アリ、而シテ郵便局在地ハ何レモ一里外ニ在之、依テ明治十三年十一月二日此地ニ五等郵便局ヲ被置公私ノ便一方ナラス、不肖私義取扱役奉務罷在候処、十八年八月三十一日廃局ニ相成、同十八年九月一日更ニ郵便受取所御設置相成、是又取扱人被命、事務取扱罷在候処、本年四月三十日限り廃停相成、依テ翌五月備品悉皆小金井局へ継キ環納仕候処、(爾後小金井局ヨリ日々一回ノ配達ニテ、近郷各地ヨリ来信皆其翌日)官民ノ不便見ルニ不忍、該日限葉書一葉求ムル能ハズ困惑仕候間、何卒従前之通り郵便受取所御設置相成度、此段連署ヲ以テ御願申上候也

明治二十一年五月三日

右願人 野口武八郎

戸長 園部 定八

通信大臣子爵 榎本武揚殿

[河内郡南河内町薬師寺 野口 実氏所蔵]

ちなみに、この請願は再置に至らなかったようで、同郡内で同名の郵便受取所が設置されたのは34年3月10日であった。

4 栃木県と近隣県の推移の比較

それでは、栃木県と人口などが比較的類似の規模と考えられる近隣県のうち郵便創業前から飛脚による輸送・通信ネットワークが相当程度発達していたことがうかがえる群馬県⁷⁾を比較してみる。結果は表2のとおりである。

郵便局数でみると、栃木県は明治15年（1882）、16および17年が相当多く、局数規模を捨象

6 塚田（2006）204ページには20年7月に「郡山まで鉄道が開通すると、同月に高久局と東小屋局が統合されて、黒磯郵便局が設立された。」として、鉄道線路の進展に伴う郵便線路の付け替えと、それに伴う郵便局の集約の例が示されている。この点について、塚田が監修した宇都宮郵便局（1987）143-180ページの「栃木県内郵便局等沿革抄」をみると、そのような例は明治期を通じて黒磯郵便局の1件のみであることが分かる。

7 この点については、巻島（2022）が詳述している。

局数	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
栃木県	0	42	40	77	76	98	92	99	101
群馬県	0	29	48	59	62	67	67	68	68
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
栃木県	119	122	146	147	146	111	109	108	73
群馬県	88	88	89	89	87	81	77	77	66
局数(21年基準)	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
栃木県	0	58	55	105	104	134	126	136	138
群馬県	0	44	73	89	94	102	102	103	103
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
栃木県	163	167	200	201	200	152	149	148	100
群馬県	133	133	135	135	132	123	117	117	100

表2 明治前期における集配郵便局数の比較（栃木県・群馬県）

した21年を基準とした指数でみると、13年以降の栃木県が相当程度上方に乖離していることが分かる。

5 栃木県の郡別推移

次に、栃木県の推移について県内全域でも同様の傾向であったのかを確認するため、郡別の状況のみをみる。この点については、各郡の特性によるものか、県の特性によるものかを確認するため、群馬県との間で移管が行われた郡および群馬県の郡別も一緒にみとみることにする。結果は表3および表4のとおりである。

栃木県では明治15年（1882）に向けて各郡での増加が多く見られ、その数も比較的多い郡がある。一方、群馬県においても、13年の吾妻郡のように急な増加をみせる郡が存在するが、栃木県ほど全県的な変動は認められない。傾向を横並び比較するため規模を捨象した21年基準でみると、その傾向はより明確であり、栃木県の変動が年次的な広がりも計数の変動も群馬県より大きい。

群馬県に移管された経緯を持つ3郡について15年から17年をみると、その動きは群馬県のものにより近いと認められ、郡に特有の動きというよりは県に特有の動きと見える。

この傾向は郡別に細分化したため、やや見えにくくなったきらいがあるので、再度移管3郡の合計、その他の栃木県の合計およびその他の群馬県の合計としてみると、表5および表6のとおりであり、郵便局数でみると移管3郡の最大値の年次は両県の年次と異なっているが、21年基準の指数でみるとその水準は群馬県のそれに類似しており、年次間の変動幅は群馬県と同様に栃木県よりかなり小さいことがより明確となった。

以上からみると、栃木県の変動はかなり大きく、群馬県のそれはそれに比べてかなり小さい。栃木県の集配郵便局ネットワークの伸展は増減とも急激なものであり群馬県のそれは比較的安定的なものであったことがわかる。

両県の郵便開始前の輸送・通信の事情については巻島（2022）に詳述されており、それによれば、群馬県においては飛脚業者の出店（支店）が数店舗あり、需要もそれに対する取次ぎ拠点のネットワークや取扱が郵便創業前から相当程度発達していたことが伺える一方で、栃木県においては同書が示す京屋大細見の例では同県以北にも京屋の取次所ネットワークはあった

ものの出店はないなど、両県の差異は明確であった。郵便開始に当たっては3で示したように全国的に中央政府（駅通寮）の職員による巡回やそれに先立つ状況の把握が事前に各地で行われており、両県においてもこれらの実態を踏まえた上で集配郵便局ネットワークが設けられたと考えられることから、そのような情報の差異がその後の栃木県の集配郵便局ネットワークの

局数		4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	
栃木県	河内郡	0	4	4	8	8	9	9	9	9	11	11	13	13	13	12	12	12	9	
	下都賀郡	0	10	10	20	20	22	18	20	21	21	23	25	26	26	19	19	19	12	
	上都賀郡	0	8	6	10	10	11	12	13	13	15	16	18	18	17	13	12	12	9	
	安蘇郡	0	2	2	5	5	6	7	7	7	7	7	11	11	11	8	8	8	4	
	芳賀郡	0	3	3	9	9	15	13	13	15	15	15	20	20	20	15	15	15	10	
	梁田郡	0	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
	塩谷郡	0	5	5	12	11	16	15	18	17	21	21	22	22	22	18	18	18	11	
	那須郡	0	7	7	10	10	12	12	13	14	24	24	30	30	30	22	21	20	15	
	足利郡	0	2	2	1	1	5	4	4	3	3	3	4	4	4	2	2	2	2	
	寒川郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	
移管3郡	山田郡	0	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
	新田郡	0	2	2	4	4	6	6	6	6	6	5	5	5	5	4	4	4	4	
	邑楽郡	0	2	2	6	6	6	5	5	5	6	6	6	6	6	6	5	5	4	
群馬県	西群馬郡	0	5	7	10	10	11	11	12	12	13	13	13	13	13	13	12	12	9	
	東群馬郡	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	碓氷郡	0	4	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	4	
	多古郡	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	南甘楽郡	0	0	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	北甘楽郡	0	4	5	6	6	6	5	5	5	7	7	7	7	7	6	6	6	5	
	佐位郡	0	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	吾妻郡	0	4	8	8	8	9	10	10	10	18	18	19	19	19	18	15	15	14	
	利根郡	0	1	4	4	5	5	5	5	5	8	9	9	9	9	8	8	8	7	
	那波郡	0	0	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
	緑野郡	0	2	3	3	3	3	3	3	3	5	5	4	4	4	4	3	3	3	
	南勢多郡	0	0	2	2	3	4	3	3	3	4	4	5	5	5	5	5	5	5	
	北勢多郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

表3 明治前期における郡別の集配郵便局数（栃木県・群馬県）

21年基準		4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	
栃木県	河内郡	0	44	44	89	89	100	100	100	100	122	122	144	144	144	133	133	133	100	
	下都賀郡	0	83	83	167	167	183	150	167	175	175	192	208	217	217	158	158	158	100	
	上都賀郡	0	89	67	111	111	122	133	144	144	167	178	200	200	189	144	133	133	100	
	安蘇郡	0	50	50	125	125	150	175	175	175	175	175	275	275	275	200	200	200	100	
	芳賀郡	0	30	30	90	90	150	130	130	150	150	150	200	200	200	150	150	150	100	
	梁田郡	0	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	
	塩谷郡	0	45	45	109	100	145	136	164	155	191	191	200	200	200	164	164	164	100	
	那須郡	0	47	47	67	67	80	80	87	93	160	160	200	200	200	147	140	133	100	
	足利郡	0	100	100	50	50	250	200	200	150	150	150	200	200	200	100	100	100	100	
	寒川郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
移管3郡	山田郡	0	50	100	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	100	100	100	
	新田郡	0	50	50	100	100	150	150	150	150	150	125	125	125	125	100	100	100	100	
	邑楽郡	0	50	50	150	150	150	125	125	125	150	150	150	150	150	150	125	125	100	
群馬県	西群馬郡	0	56	78	111	111	122	122	133	133	144	144	144	144	144	144	133	133	100	
	東群馬郡	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	碓氷郡	0	100	150	150	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	150	150	150	100	
	多古郡	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	南甘楽郡	0	0	67	67	67	67	67	67	67	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	北甘楽郡	0	80	100	120	120	120	100	100	100	140	140	140	140	140	140	120	120	120	100
	佐位郡	0	67	67	67	67	67	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	吾妻郡	0	29	57	57	57	64	71	71	71	129	129	136	136	129	107	107	107	100	
	利根郡	0	14	57	57	71	71	71	71	71	114	129	129	129	114	114	114	114	100	
	那波郡	0	0	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	100	
	緑野郡	0	67	100	100	100	100	100	100	100	167	167	133	133	133	133	100	100	100	
	南勢多郡	0	0	40	40	60	80	60	60	60	80	80	100	100	100	100	100	100	100	
	北勢多郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

備考：栃木県の寒川郡と群馬県北勢多郡は21年の局数が0のため、21年基準の指数なし

表4 明治前期における郡別の集配郵便局の21年基準指数（栃木県・群馬県）

局数	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
移管3郡	0	5	6	13	13	15	14	14	14	15	14	14	14	14	13	11	11	10
他の栃木県	0	42	40	77	76	98	92	99	101	119	122	146	147	146	111	109	108	73
他の群馬県	0	24	42	46	49	52	53	54	54	73	74	75	75	73	68	66	66	56

表5 明治前期における集配郵便局数（移管3郡・栃木県・群馬県）

明治21年基準	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
移管3郡	0	50	60	130	130	150	140	140	140	150	140	140	140	140	130	110	110	100
他の栃木県	0	58	55	105	104	134	126	136	138	163	167	200	201	200	152	149	148	100
他の群馬県	0	43	75	82	88	93	95	96	96	130	132	134	134	130	121	118	118	100

表6 明治前期における集配郵便局の21年基準指数（移管3郡・栃木県・群馬県）

大幅な増減および群馬県の比較的安定的な伸展に何らかの影響を与えた可能性があるのではなからうか。栃木県においてもこれらの情報は把握できていたものの、その後の集配郵便局ネットワークの伸展の際の判断の参考となるほどのものではなかったのではなからうか。

6 栃木県の明治期における郡別郵便局数の推移

前述3の末尾で述べたような事例もあることから、以下では対象郵便局を無集配局まで、また、対象年次を明治末まで拡大して明治期をとおした郵便局ネットワークの推移をみてみることにする。

(1) データの作成とその俯瞰

明治期の郡別郵便局数を各年末時点などの時期に揃えた時系列データは未見のため、ここでは森編（2021）の栃木県および群馬県の郵便局情報⁸⁾をもとに、各年12月末に存在していたとする郵便局を集配・無集配の別に郡ごとに数え上げて郡別の計数を作成した。その際、明治期に市・郡の名称や地域の若干の変動があるが、地域については21年のもの、郡名については明治末年のものに固定した⁹⁾。

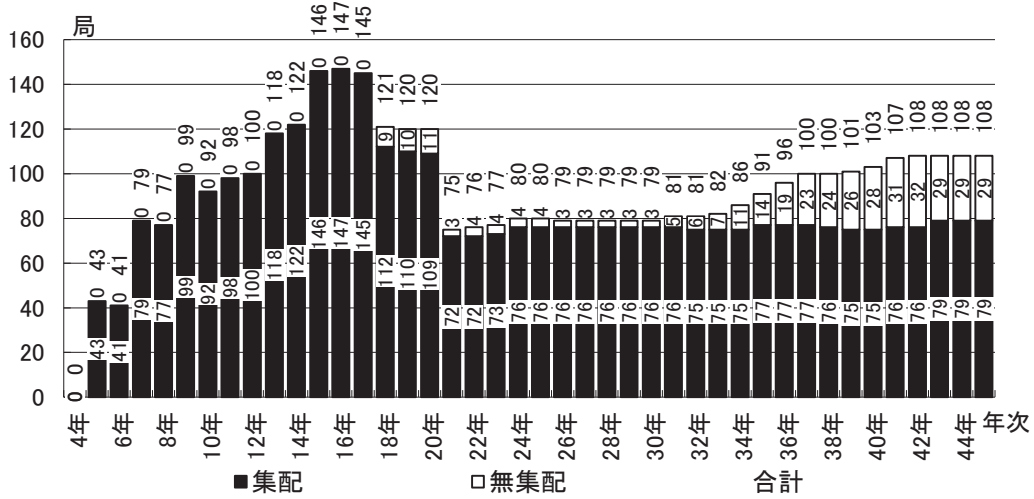
まず、データを俯瞰するため、両県の郵便局数の推移をみると、**図2**および**図3**のとおりである。両県とも明治18年（1885）に集配局が大きく減少する中で無集配局が増加したが、栃木県では21年にそれも大幅に減少した。その後は両県とも明治末まで集配局数が安定的に推移する一方で、無集配局が増加し、それがほぼ郵便局数の増加となった。

(2) 郡別の推移

次に、それらを郡別にみると、**図4**～**図7**のとおりである。集配局についてみると、**図4**および**図5**のとおり、栃木県の宇都宮市ならびに群馬県の前橋市および高崎市が明治期をとおして1局であるほかは、両県の各郡とも増減があり、その変動は似たような傾向が認められた。これらの変動は、大きな都市を除いて両県とも内県内全域でのものであったことが確認できた。同じく無集配局についてみると、**図6**および**図7**のとおりである。栃木県におい

8 その情報は、局名、最終時点の所在地（明治前期で廃止の場合は当時の郡名、現在まで存続している場合は市や町の名まで）、設置・局種や名称などの改定・廃止の年月日、改称局名、廃止の際の引継ぎ局名である。同書で廃止年などが不明となっているもののうち、郡別の統計データで計数が確認できるものについては該当年時まで廃止されていないものとした。

9 いずれも年次の各時点（月末などの時点の取り方）や個別の機能変更（廃止および設置が別々に公表される）の確認の限界、郡域を超えた県間移動がある場合があり、帝国統計年鑑などの統計書に掲載された道府県統計の計数と若干の差異が生じている場合がある。



出所：森編（2021）（筆者において郡別にカウントしたものを対象別に集約）。図7まで同じ。

図2 明治期における郵便局数の推移（栃木県）

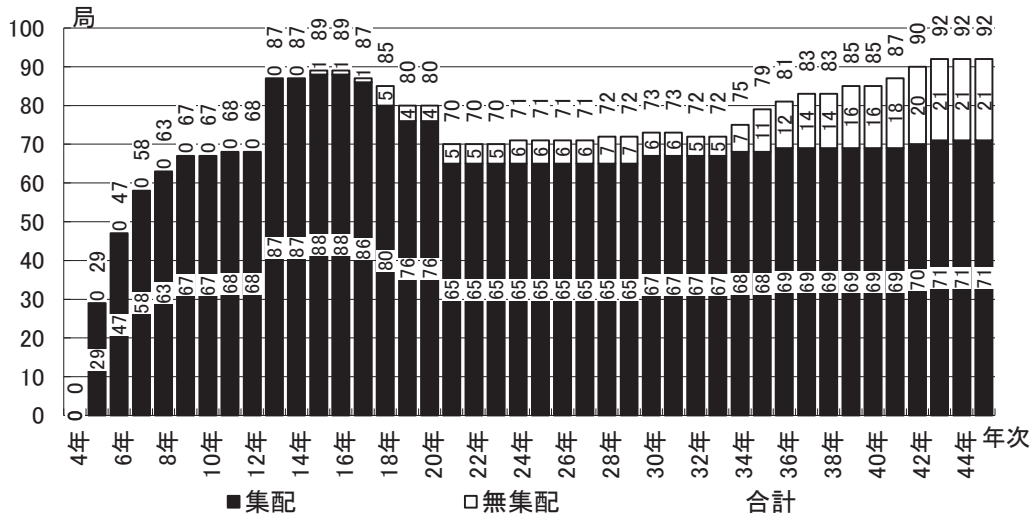


図3 明治期における郵便局数の推移（群馬県）

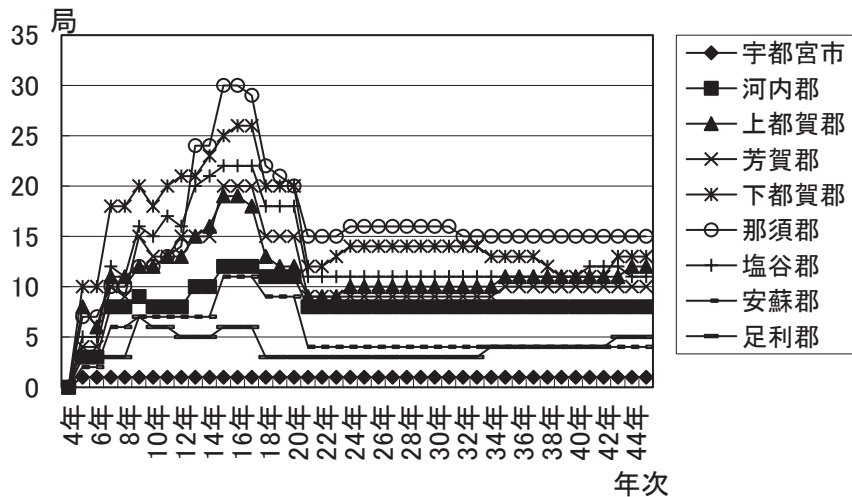


図4 明治期における集配郵便局数の推移（栃木県郡別）

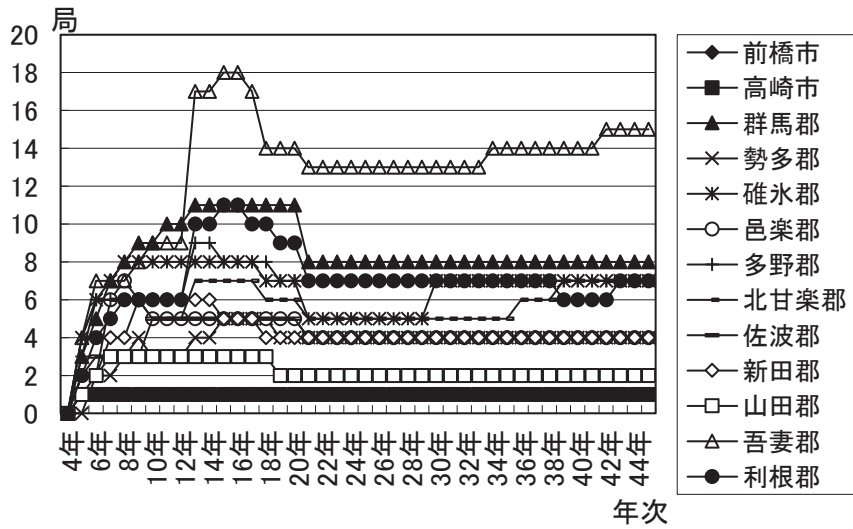


図5 明治期における集配郵便局数の推移（群馬県郡別）

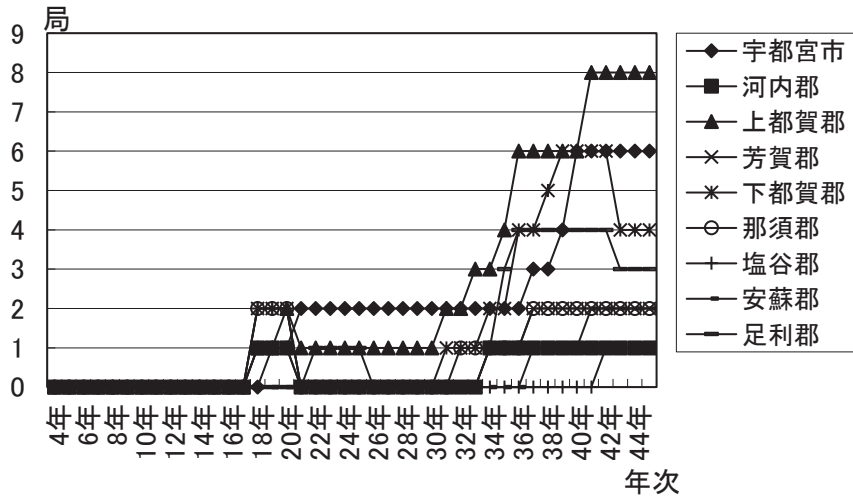


図6 明治期における無集配郵便局数の推移（栃木県郡別）

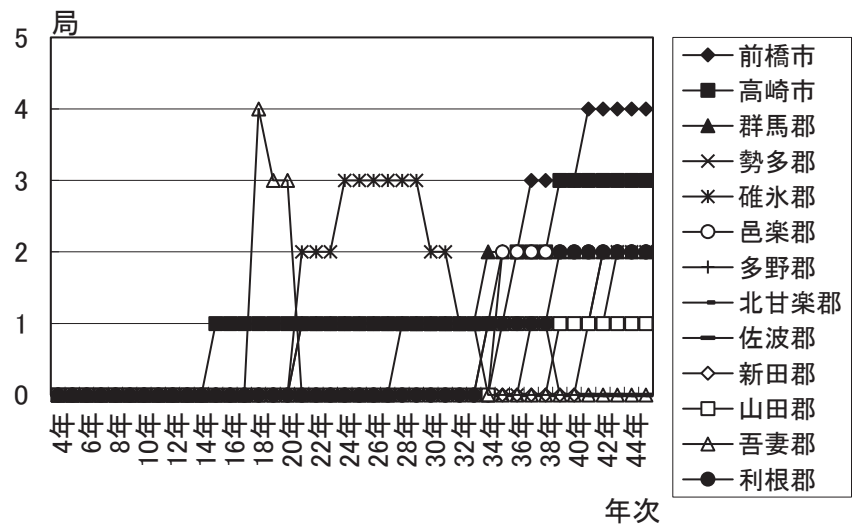


図7 明治期における無集配郵便局数の推移（群馬県郡別）

ては18年からの集配局減少に対する若干の激変緩和措置ともいべき無集配局の増加が下都賀郡、那須郡および塩谷郡の各2局など多くの郡で認められるが、それら3郡などでの増加分は21年に全廃され、30年代以降の上都賀郡、宇都宮市、下都賀郡などの大幅な増加まで、全く設置されないまたは設置されても1～2局という状況が続いた。群馬県については、全体的に変動の少ない中で、吾妻郡での18年の集配局減少に伴う増加がみられ、その多くは同一局の機能改定（無集配局化）であった。その後は、20年代の碓氷郡の若干の増加・減少を除いて栃木県と同様に30年代からの多くの郡での増加まで、安定的に推移した。

7 栃木県の明治期における郡別の人口・郵便物数等と郵便局数の関係

最後に、栃木県における人口、経済などと郵便局数の関係をみるため、明治前期の局数が落ち着いた21年以降の水準で郡別の統計が確認できる25年および明治末の統計が確認できる44年の現住人口、経済の代理変数としての郵便物数などと郵便局数との関係を確認する。結果は表7および表8のとおりである。

宇都宮市は他と著しく異なっていることから、宇都宮市を除いて最多・最少の郡間の割合をみてみると、25年については人口が約3倍、取集郵便物数が約7倍および配達郵便物数が約4倍であったのに対し、44年のそれらについては人口が約3倍、取集郵便物数が約6倍および配達郵便物数が約5倍となり、25年と比較すると取集郵便物数については若干縮小、配達郵便物数は若干拡大となった。それらを1局当たりでみると、25年については局当たりの人口が約3倍、取集郵便物数が約7倍および配達郵便物数が約5倍であったのに対し、44年のそれらについては人口が約2倍、取集郵便物数が約5倍および配達郵便物数が約4倍となり、25年との乖離幅はそれぞれ若干の縮小となった。なお、宇都宮市についてみると、両年次間で人口については約2倍、取集郵便物数については約9倍、配達郵便物数については約7倍となった。同じ

25年	人口	取集郵便物数	配達郵便物数	郵便局数	電信件数	郵便為替件数	銀行預金額	集配員数
宇都宮市	30,483	675,292	610,622	3	9,243	18,132	-	-
河内郡	77,177	73,780	154,546	8	-	784	-	-
上都賀郡	86,378	411,379	524,687	11	3,965	19,671	-	-
芳賀郡	86,969	180,613	282,488	9	-	6,302	-	-
下都賀郡	158,625	494,003	642,801	14	5,210	14,162	-	-
那須郡	100,776	299,841	420,656	16	1,545	11,560	-	-
塩谷郡	52,738	175,890	276,832	11	161	3,772	-	-
安蘇郡	70,652	276,216	362,707	4	2,534	7,771	-	-
足利郡	70,427	227,338	264,278	4	5,223	5,757	-	-
計	734,225	2,814,352	3,539,617	80	27,881	87,911	635,117	17
44年	人口	取集郵便物数	配達郵便物数	郵便局数	電信件数	郵便為替件数	銀行預金額	集配員数
宇都宮市	50,885	6,397,288	4,400,696	7	-	-	-	-
河内郡	101,398	482,073	740,436	9	-	-	-	-
上都賀郡	135,933	2,859,952	3,069,371	20	-	-	-	-
芳賀郡	115,614	1,235,955	1,752,827	12	-	-	-	-
下都賀郡	196,727	2,792,219	3,423,882	17	-	-	-	-
那須郡	145,427	2,609,837	3,106,551	17	-	-	-	-
塩谷郡	78,023	2,170,974	2,377,877	12	-	-	-	-
安蘇郡	85,266	882,032	1,246,853	6	-	-	-	-
足利郡	98,195	2,255,907	2,781,280	8	-	-	-	-
計	1,007,468	21,686,237	22,899,773	108	201,902	414,818	1,770,531	388

出所：『栃木県統計書』（明治二十五年および明治四十四年）、『日本帝国統計年鑑』（第十一、第三十二および第三十三）、森編（2021）（筆者において郡別にカウント）。表8も同じ。

備考1：25年は梁田郡の計数を足利郡に加算

備考2：25年の人口は12月31日現在の現住人口、郵便局数は12月31日現在の集配・無集配の合計、郵便物数は年間の総数、電信件数は年間の局所別の発信度数を所在郡別に集計、郵便為替件数は年間の振出と払渡の合計、銀行預金額は12月末の残高、集配員数は24年12月31日現在。

44年の人口は12月31日現在の現住人口、郵便局数は12月31日現在の集配・無集配の合計、郵便物数は年間の総数、電信件数は年間の発信度数、郵便為替件数は年間の振出と払渡の合計、銀行預金額は12月末の残高、集配員数は45年12月31日現在。

表7 明治前期における郵便局数と人口・経済等の比較（計数）（栃木県各郡）

25年	人口/局	取集物数/局	配達物数/局	電信件数/局	郵便為替額/局	銀行預金額/局	集配員数/局
宇都宮市	10,161	225,097	203,541	3,081	6,044	-	-
河内郡	9,647	9,223	19,318	-	98	-	-
上都賀郡	7,853	37,398	47,699	360	1,788	-	-
芳賀郡	9,663	20,068	31,388	-	700	-	-
下都賀郡	11,330	35,286	45,914	372	1,012	-	-
那須郡	6,299	18,740	26,291	97	723	-	-
塩谷郡	4,794	15,990	25,167	15	343	-	-
安蘇郡	17,663	69,054	90,677	634	1,943	-	-
足利郡	17,607	56,835	66,070	1,306	1,439	-	-
計	9,178	35,179	44,245	349	1,099	7,939	0
44年	人口/局	取集物数/局	配達物数/局	電信件数/局	郵便為替額/局	銀行預金額/局	集配員数/局
宇都宮市	7,269	913,898	628,671	-	-	-	-
河内郡	11,266	53,564	82,271	-	-	-	-
上都賀郡	6,797	142,998	153,469	-	-	-	-
芳賀郡	9,635	102,996	146,069	-	-	-	-
下都賀郡	11,572	164,248	201,405	-	-	-	-
那須郡	8,555	153,520	182,738	-	-	-	-
塩谷郡	6,502	180,915	198,156	-	-	-	-
安蘇郡	14,211	147,005	207,809	-	-	-	-
足利郡	12,274	281,988	347,660	-	-	-	-
計	9,328	200,798	212,035	1,869	3,841	16,394	4

表8 明治前期における郵便局数と人口・経済等の比較（局当たり）（栃木県各郡）

くそれらを1局当たりでみると、人口については約0.7倍と若干の拡大、取集郵便物数については4倍、配達郵便物数については3倍と大きく拡大した。なお、当時の宇都宮市において集配局は1局だったので、その処理という面で見ると物数の増加がそのまま反映されるため、上述のとおり約7倍と、より大きく拡大した。なお、参考までに両年次の集配員数をみると、17人から388人と極端に増加している。これは、両年次間で職員数の把握の仕方が変わるなどの影響が出ている可能性があり参考にとどめる必要があるとの留保付であえていえば、集配郵便局という集配拠点の増加がほとんど認められない中での増加であり、増加する取扱郵便物数に対して、集配局の担当エリア内を細分化する方向で対応したことがうかがわれる結果と見て取れる。

以上から、栃木県では人口、電信を含む通信、郵便為替を含む経済の拡大の中で各市・郡の郵便局の設置は徐々に進みつつ、それらに伴う取扱物数の増加に対しては集配郵便局の機能強化や処理効率の向上により対応したということができよう。

これは、7の冒頭で述べたとおり、明治前期の局数が落ち着いた21年以降の水準で郡別の統計が確認できる25年を起点としてみた結果であり、つまりは同県の明治期の集配郵便局ネットワークは21年までの増減調整によってほぼ整ったとみることができるといえることであると考えられる。

8 まとめ

以上、明治前期における集配郵便局ネットワークの推移の幅が大きな栃木県に着目し、その県内の郡別の推移もみてみた結果、栃木県は明治15年（1882）、16年および17年の局数が相当多く、局数規模を捨象した21年を基準とした指数でみると、近隣の同程度の人口規模と考えられる群馬県と比べて13年以降の上方乖離が相当程度大きいことが明確に見て取れた。また、集配局についてみると、宇都宮市、前橋市、高崎市が明治期をとおして1局であるほかは、両県の各郡とも増減があり、その変動は似たような傾向が認められ、大きな都市を除いて両県とも内県内全域での変動傾向であったことが確認できた。無集配局についてみると、両県とも18年のネットワーク調整時に若干の激変緩和措置的な機能変更による増置はあるものの、それも

20年代には調整され、その後若干の変動を経て30年代以降増加を辿った傾向については同様であった。さらに、栃木県について明治前期の郵便局ネットワーク調整が落ち着いた水準の年次と明治末の間での人口、郵便物数などと郵便局数との関係をみると、郡間の人口・取扱物数は若干の変動幅であり、1局あたりでみると郡間の差異幅は若干縮小していた。これらについて、郵便物数が各郡と比べて著しく多い宇都宮市に着目してみると、人口については両年次間で約2倍、取集郵便物数については約9倍、配達郵便物数については約7倍となっており、これを1局あたりでみると、人口については約0.7倍と若干の縮小、取集郵便物数については4倍と大きく拡大したこと、当時の宇都宮市には集配局が1局しかなかったため、集配郵便局の処理という面でみると物数の増加がそのまま反映されるため約7倍と大きく拡大したことが確認された。

以上をみると、栃木県においては、郵便の開始前の通信・荷物の需要が群馬県ほど多くなくそのサービス供給側の情報も郵便開始後のネットワークの充実に際して判断の参考となるほどのものではなかったことが推測されるとともに、明治末に向かって人口・経済が増加・拡大する中で各市・郡の郵便局の設置は徐々に進みつつも、取扱物数の増加に対しては郵便局の処理機能・効率の向上により対応したことがうかがわれ、また、明治期の集配郵便局ネットワークとしてみると、ほぼ21年までに整ったとみることができる結果となった。

※ 本稿は2022年度・2023年度に郵政博物館において実施された「郵政歴史文化研究会」の第1分科会において報告した内容を基に加筆・修正したものです。発表の際、同分科会の主査である巻島隆先生、石井寛治東京大学名誉教授をはじめとする出席者の方々から多くの貴重な御示唆をいただきました。また、査読時に匿名のレフェリーの先生から貴重なコメントをいただきました。深く感謝申し上げます。

【参考文献】

- 小原宏（2017）「明治前期における郵便局ネットワークの伸展と調整」『郵政資料館 研究紀要』第8号、通信文化協会、8-23ページ
- （2021）「明治前期における岩手県の郵便ネットワークの伸展」『郵政博物館 研究紀要』第12号、通信文化協会、9-31
- （2022）「明治期における郵便ネットワークの伸展」『郵政博物館 研究紀要』第13号、通信文化協会、40-48ページ
- 田辺卓躬編、近辻喜一校訂（2015）『新版・明治郵便局名録』鳴海
- 近辻喜一（2018）「データシート 郵便局の増置と特別郵便」『郵便史研究』郵便史研究会、第45号、46-47ページ
- 近友勝彦（2022）「岡山県における郵便通信網の形成(1)―北条県（美作国）郵便制度―」『郵便史研究』郵便史研究会、第54号、1-10ページ
- 塚田保美監修（1987）『宇都宮郵便局115年の歩み 創業の時代を中心に』宇都宮郵便局
- 塚田保美（1994）『芳賀ゆうびん事始 第二版』栃木県郵便史研究会
- （2006）『栃木県郵便史』塚田保美
- 栃木県史編さん委員会（1978）『栃木県史 史料編 近現代七』栃木県
- （1982）『栃木県史 通史編七 近現代二』栃木県
- 那須野ヶ原の郵便史編集委員会（1989）『那須野ヶ原の郵便史』那須野ヶ原開拓史研究会
- 巻島隆（2022）『上州の飛脚 一輸送、金融、情報一』みやま文庫

森寿博編 (2021) 『日本郵便局名鑑 第一巻 東京／関東地方』 鳴海、栃木県および群馬県
山口修 (1980) 『全国郵便局沿革録 明治篇』 日本郵趣出版

【その他の資料】

『駅通局第十三次年報』(16年7月1日～17年6月30日)、駅通局 (国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/>))

32ページに「当年度中鹿児島外5県と約束郵便の方法を実施す」とあり。内訳は不詳

『駅通局第十四次年報』(17年7月1日～18年6月30日)、駅通局 (国会図書館デジタルコレクション (URLは同上))

31ページに「当年度中富山静岡の2県と約束郵便の方法を実施し新潟高知島根の3県は解約す」とあり

『駅通局第十五次年報』(18年7月1日～19年3月31日)、駅通局 (国会図書館デジタルコレクション (URLは同上))

27-28ページに「当年度中電信局及び島根県と新たに約束郵便の方法を締約し又旧太政官及び京都、大阪、兵庫、新潟、埼玉、群馬、三重、愛知、滋賀、岩手、青森、広島、和歌山、高知、の2府12県は解約す。当年度において約束郵便の方法を継続締結せるは地理局及び神奈川県、長崎、千葉、茨城、栃木、静岡、山梨、岐阜、長野、宮城、福島、山形、秋田、福井、石川、富山、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島の27県とす」とあり

『日本帝国統計年鑑 復刻版』第一、第十一、三十二、東京リプリント社

『明治二十五年 栃木県統計書 全』栃木県 (栃木県立図書館所蔵)

『明治四十四年 栃木県統計書 第壹編 (人口及雑)』栃木県 (栃木県立図書館所蔵)

『明治四十四年 栃木県統計書 第参編 (勸業)』栃木県 (栃木県立図書館所蔵)

「明治二十二年 郵便線路図 栃木県」および「同 群馬県」(郵政博物館蔵、整理番号 BC-A-36)

「明治四十三年度 郵便線路図 栃木県」および「同 群馬県」(郵政博物館蔵、整理番号 BC-A63)

※ オンラインで公開されている資料の最終閲覧日はいずれも2023年11月3日です。

(おばら こう 郵便史研究会会員)

論 文

戦時経済移行期の郵便貯金

一定額貯金開設をめぐって

伊藤 真利子

はじめに⁽¹⁾

戦後高度成長期の郵便貯金は、同時期、特にその後半を通じた実体経済における所得上昇をベースに、金融経済における低金利政策ならびに規制金利体系下で優遇されていた政策金利、金融行政における民間金融機関の店舗規制と比較した郵便局の貯金吸収網の圧倒的優位という3点を主たる条件として、定額貯金という特異な商品を中心に「郵貯増強メカニズム」を形成し、その後の郵便貯金全体のあり方を規定してきた。さらにこのような定額貯金中心の増強メカニズムによって半ば自動的に残高を増大していく郵便貯金が、資金運用部を通じ、日本の国債政策、財政投融资とどのように関係したかについては、拙著（2019）ならびに拙稿（2001）で明らかにしつつある⁽²⁾。

ところで、このような「郵貯増強メカニズム」の制度的条件は、戦後に設計されたものではなかった。メカニズムの要をなす定額貯金については、戦時経済に向かう1941年10月に制度として開設され、戦後に継続されたものである。預貯金市場の競争条件を規定する規制金利及び店舗規制は、1920年代の金融危機—金融不安定性に対応して現れ、1930年代の金融再編成—一県一行主義等の金融制度が戦時金融統制で一層強化され、戦後改革・復興期の統制解除の過程にあっても維持されたことにより、戦後に引き継がれたものである⁽³⁾。したがって、戦後に巨大化し、世界最大の貯蓄機関と称されるに至った日本の郵便貯金の戦後における発展の制度的条件は、1930年代から1940年代に準備され、戦後占領による財政金融政策体系の変革過程に組み込まれ、高度成長という新たな環境の下、本来の意図を超えて威力を発揮するようになったものであった。

1930年代から1940年代は、世界大恐慌—大不況の下、先進資本主義諸国が不況からの脱出を模索する中、イタリアやドイツでは全体主義的傾向が強まり、アメリカでもルーズベルト大統領によるニューディール政策が打ち出される等、資本主義の構造変化が進んだ時期である。一方、ソヴィエト連邦では、スターリン体制の下で五ヵ年計画が強行的に進められ、曲りなりに

1 本研究は、科研費「日銀引受国債発行と預金部・郵便貯金—戦時国債管理における二元性の再検討—」（基盤研究（C）、研究課題22K01606）による共同研究および日本金融学会2020年度秋季大会金融史パネル「日銀引受国債発行と預金部」、日本金融学会2022年度秋季大会金融史パネル「預金部・郵便貯金と戦時金融財政」の報告をもとにしたものである。学会当日には、伊藤正直先生（大妻女子大学）、深見泰孝先生（駒澤大学）はじめ、多くの先生方から有益なコメントをいただいた。また、資料閲覧にあたっては郵政博物館資料センターのお世話になり、永廣顕（甲南大学）、佐藤政則（麗澤大学）、平山賢一（東京海上アセットマネジメント）、山崎志郎（大妻女子大学）の各先生には貴重な資料につきご紹介いただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

2 伊藤（2019）、伊藤（2021）。

3 この意味で、戦後改革・復興期の郵便貯金を含めた公的金融の再編成過程の分析は、日本経済の戦前と戦後の継続と断絶を考える上で、きわめて重要な論点となる。この点については、次の課題としたい。

も重工業の発展をみたことが、資本主義世界の危機感を強め、国際関係の緊張が高まる中で国際金本位制とベルサイユ体制が崩壊していく時代である。日本は1920年代、産業構造面で重工業化を一定推し進めたが、戦後の反動恐慌以降、金融不安定性が高まり、世界恐慌の激甚な影響の下、1930年の農業恐慌から昭和恐慌が勃発し、社会は不安定化した。高橋は清蔵相のいわゆる「高橋財政」によって、いち早く世界大不況から脱出することに成功したものの、1936年の二・二六事件によって高橋財政は終わりを告げた。それは後期高橋財政＝出口戦略に転じつつあった矢先でのことであった。日本は1931年に満州事変を起こし、ベルサイユ体制崩壊の一因となるとともに、1939年には満蒙国境でソ連軍との間でノモンハン事件を起こすなど、極東において軍事的緊張を高めていたことから、高橋財政の終焉は軍拡財政を基調とした統制経済―戦時経済へ帰結していくことになった。

このため、財政金融政策の要でもあった郵便貯金もまた、政治・経済・軍事・外交に規定された政策体系の激変に応じ、その位置づけを変化させていくことになった。1875年の郵便貯金制度設立から2017年の郵政民営化に至るまで、残高ベースでみる限り、おおむね単調に増大してきただけに見える郵便貯金ではあるが、1930年代から1940年代は戦前の郵便貯金制度と戦後の郵便貯金制度とを結ぶ重要な質的転換点であるとともに、郵便貯金がその一環に組み込まれた戦後財政投融资制度の原型を意図せずして準備する時期であったとも考えられる。この意味でも、1941年の定額貯金制度開設の意義と役割、あるいはいかなる政策的要請によって、どのようなプロセスを通じてその設立が実現したか、そしてその政策効果をどのように評価するかについて、検討を深めることが求められる⁽⁴⁾。

このような課題に応えるものとして、拙稿（2017、2018）では、戦争経済下で物価政策と国債消化を連結する郵便貯金の意義と役割を検討した⁽⁵⁾。しかし、戦後郵便貯金にとって、その動向を規定する決定的な制度の要であった定額貯金の開設については、同時期の政策体系全体におけるその必要性を一般的に指摘するにとどまっていた。また、拙稿（2023）では、実現のための直接的契機となった日中戦争期における貯蓄奨励政策の展開を政策アプローチから検討することによって、当該期における貯蓄奨励政策の実行主体の創出、その中での議論の推移と要諦、政策の効果とその限界を明らかにし、戦時期の貯蓄奨励政策の原型が創出される過程と通信省の方針、ならびに貯蓄奨励政策全体における位置づけについて明らかにした⁽⁶⁾。貯蓄奨励政策の先駆的研究として、岡田（1996）では、史資料を網羅的に収集調査し、1938年国民貯蓄奨励に関する閣議申合せから1944年までの国民貯蓄増強奨励方策を整理するとともに、静岡県を事例とした手厚い実証研究によって貯蓄組合制度を明らかにしている⁽⁷⁾。同書では、1930年代末から敗戦までの貯蓄奨励政策を一環した強化の過程と捉えており、この点についてはさらに検討の必要があると考えられる。

残された課題としては、日中戦争から太平洋戦争にかけて、大蔵省主導、内務省主管により貯蓄奨励政策の運動化が進められた中で、その戦略拠点となった貯蓄組合の実態、組合と金融

4 このことはまた、高度成長の終焉と日本経済の自由化・国際化、経済大国化という条件変化の中、日本の財政金融が構造変化を求められ、バブル崩壊と長期の金融不安定性を経過することで、財政投融资改革と郵政民営化に帰結していったことの意味を問い直し、日本の財政金融政策の展望、あるいは日本郵政グループの今後の課題に回答していく上で、いささかなりと貢献するものと考えられる。

5 伊藤（2017）、伊藤（2018）。

6 伊藤（2023）。

7 岡田（1996）。同書では、「戦時体制下の貯蓄奨励運動は自立自戒的に進められている愛国的国民運動とされたが、それはあくまでも建前であって、実態は強権を以て貯蓄増強を求めるものであった」と結論づけられている（岡田（1996）、172頁）。このことは氏が、当該期の貯蓄奨励運動が一貫したものであったという理解にもとづくものであろう。

ないし貯蓄機関ならびに貯蓄機関間の関係、生産力拡充資金と財政資金への資金の統制的すみ分けの効果、さらに各省利害の中での通信省の固有の利害と政策実施過程の分析がある。本稿では、この最後の課題に焦点を当て、前稿までに果たせなかった、戦時経済への移行過程で新たに郵便貯金に開設された定額貯金が郵便貯金全体にどのような質的变化をもたらしたかを、当該期の郵便貯金の動向の中に見るとともに、制度設計の主体となった通信省貯金局担当者の証言を通じ、その政策意図を明らかにする。加えて、貯蓄奨励運動の過程で動員されたマスメディアを瞥見することにより、押しなべて「強制」と動員一色で語られがちである当該期における国民貯蓄意識の一面にも照明を当て、定額貯金成功の理由を探ることとする⁽⁸⁾。

1 戦時体制の拡大強化と低金利政策の推進

二・二六事件後、軍事費膨張の歯止めは外され、1931年満州事変の勃発とともに、財政規模は急激に拡大していった。同事件後の広田弘毅内閣の政策方針では、国家財政における収支均衡の原則を放棄、高度国防国家建設のための生産力拡充政策に重点が置かれた。同内閣の馬場鎭一蔵相は、軍部の意向を汲み取った軍拡型の大型予算を編成し、国防充実、軍備拡張のための積極的な公債発行を計画した。就任直後の1936年3月には、①低金利政策の維持（＝赤字公債発行の拡大にともなう公債消化の基本措置として前期高橋財政の低金利政策を継続・強化）、②公債漸減主義の放棄（＝後期高橋財政の否定）、③中央および地方を通じた増税方針を表明した。これにともない、1936年4月、国債の券面利率引下げに関する大蔵省令が公布され、日銀は公定歩合を1厘引下げて9厘とした。政府・日銀の低金利誘導政策に呼応し、市中金利は相次いで引下げられた。1937年4月に東京銀行預金協定金利の定期預金利率（甲種）は年利3分7厘から3分3厘へ4厘引下げ、大阪一各地の地方銀行においてもこれにならった利下げが実施された⁽⁹⁾。特利を「征伐」し、金利を全国的に平準化することによって、低金利による金融安定化が目指されたのである。

表1に見るように、低金利政策の推進は、1932年10月の大幅利下げ以降据え置かれていた郵便貯金の利下げ問題を惹起させた⁽¹⁰⁾。馬場蔵相が並行して企図していた税制改革では、銀行預金利子に対する第二種所得税及び資本利子税の増税案が準備されていた。同計画では、増

8 通信省は、複数の現業部門を持つ総合的官庁であることから、各局利害が必ずしも一致するわけではない。しかし、総力戦体制の下では、通信省の所管する情報通信・メディアや運輸物流等は、戦争遂行にとって死活的意味を持った。郵便貯金と簡易生命保険・郵便年金を有する通信省にとって、戦時下の貯蓄奨励運動は、正負両面から省利害に複雑なインパクトを与えることになる。通信省にとり、郵便貯金の問題は、郵便貯金だけでは完結できない問題であった。貯蓄奨励は、即座に郵便局経営それ自体に跳ね返ってくる。そのことの一つについては拙稿（2023）で触れたが、その内部事情の立ち入った分析は、当該期の通信省全体の課題と重ね合わせ検討することが必要になる。この点を総合的に解明していくことは、拙著（2019）で明らかにしたような、定額貯金中心の郵便貯金の存在こそが戦後の郵便局制度の展開の鍵となるとともに、田中角栄のいわゆる田中郵政が戦後財政投融资拡大を生み出していく起点となることで、「郵貯増強メカニズム」が形成され、郵政民営化の歴史的前提となっていたということにとどまらず、延いては民営化後の日本郵政グループの経営課題やNTTグループの展望等の現代的課題に、歴史の側から照明を当てることにもつながる。しかし、「郵貯増強メカニズム」の核心をなす定額貯金の設立過程とその意義と効果を課題としている本稿では、ここの論点を通信省全体に広げることなく、ひとまず制度設計時の貯金局の意図に絞ることとする。

9 馬場蔵相は、1935年9月東京帝国大学における講演において、「私は実は赤字公債をそんなに恐れない。恐れたところで出さなければならぬものは出さなければならぬ。出すについての根本の見透しと計画さえ樹つならば、決して民間のものもこれを引受けるに躊躇しないだろうし、若し又民間で或程度躊躇するとしても、この公債を引受けさせる途を講ずることは幾らも外に方法があると思ふ。例へば、今日預金部で引受けて居る公債をモット増すとか、或は鉄道であるとか印刷局であるとか、事業をやつて居る官庁の共済組合は皆公債を持たせるとか、或は今日の保険会社或は信託会社にモット公債を持たせるとかいふことは、行政手段、法律手段を以てやっても宜しい」との考えを明らかにしている（大蔵省昭和財政史編集室編（1954）、265頁）。

	公定歩合 (日歩)	普通銀行		郵便貯金		
		当座預金 甲種 (日歩)	定期預金 6か月以上 甲種	通常貯金	据置貯金	
	銭	銭	%	%	%	
1930	1.40	0.80	4.50	4.20		井上財政 (1929.8~1931.12)
1931	1.80	0.80	4.70	4.20		
1932	1.20	0.70	4.20	3.00		高橋財政 (1931.12~1934.7)
1933	1.00	0.60	3.70	3.00		
1934	1.00	0.60	3.70	3.00		
1935	1.00	0.60	3.70	3.00	3.036	
1936	0.90	0.50	3.30	3.00	3.036	馬場財政 (1936.3~1937.2)
1937	0.90	0.50	3.30	2.76	3.036	結城財政 (1937.2~1937.6)
1938	0.90	0.50	3.30	2.76	3.036	賀屋財政 (1937.6~1938.5)
1939	0.90	0.50	3.30	2.76	3.036	
1940	0.90	0.50	3.30	2.76	3.036	
1941	0.90	0.50	3.30	2.76	3.036	賀屋財政 (1941.10~1944.2)
1942	0.90	0.50	3.30	2.76	3.036	
1943	0.90	0.50	3.30	2.76	3.036	
1944	0.90	0.50	3.30	2.64	2.904	
1945	0.90	0.50	3.30	2.64	2.904	

(出所) 日本銀行 (1948) 『財政経済統計年報』、郵政省編 (1960) 『統通信事業史 第7巻 為替貯金』より作成。

表1 公定歩合および預貯金金利の変遷

税の実施によって税引き後の預金利回りが2分9厘4糸となり、無税である郵便貯金利子3分よりも低くなると試算され、両者をバランスさせるために郵便貯金の利下げが必要であると主張されたのである⁽¹¹⁾。これにともない、郵便貯金利下げは1936年9月の閣議決定を経て、「現行より三厘六毛引下げ二分六厘四毛とし明年四月一日より実施」すべきこと、「今次の利下に依つて生ずる預金部の余裕を財源として各種の社会的施設を行ふ」べきことが通信・大蔵両省当局団として表明された⁽¹²⁾。この限りでは、預貯金市場内でのテクニカルな理由による変更のように見える。

ところが、1937年1月に広田内閣が軍部と政党との対立により総辞職すると、後を受け成立した林銑十郎内閣の結城豊太郎蔵相は、馬場蔵相の第二種所得税及び資本利子税の増税案を減額する修正を加えるとともに、郵便貯金の利下げ内容についても変更する旨を発表した⁽¹³⁾。同年3月9日の閣議では、「郵便貯金の内地普通貯金利率を現行の三分より二分七厘六毛に又同据置貯金利率を三分二厘四毛より三分三毛六糸に各引下げ来る四月一日より実施することに決定した／臨時租税の増徴を実施することになった事情もあり貯金の奨励に意を用ゐる必要もあ

10 1932年の郵便貯金の利下げは、当時通信省が熱望していた「通信特別会計」設置を交換条件に政治的解決を図ることで実現した（郵政省編（1968）、147頁）。

11 この点について、当時の賀屋理財局長は、次のように説明している。「金利の目標としては、通常、公債利回り、普通銀行（甲種）定期預金利率及び郵便貯金利率が三大目標なり。高橋財政時代においては公債利回り年四分九毛（四分利公債九八円五十銭発行のもの）、普通銀行預金利率年三分七厘、郵便貯金年三分なりしが、当時に於いては公債の発行価格の維持何れも円滑に行はれ、銀行預金又相当に発達し、郵便貯金固より順調にして、この三者相揃つて円満な発達をなし、先づ理想の関係にあった」が、馬場大臣時代において「公債と銀行預金との開きは相当なるも郵便貯金の利下げなかりし為、郵便貯金と両者の関係余りに接近し、均衡を失するに至れり。更に今回の増税により……著しく均衡を失ふに至るべし」（中央郵政研修所（1955）、198頁）。

12 同上、198頁。ただし、通信省と大蔵省の合意にあって、「各種の社会的施設を行ふ」という付帯条件が明記されていることに注目する必要がある。ここには通信省側の固有の利害がみいだされ、次の結城財政において、この点は一層明らかになる。

13 「郵貯利下率変更—二厘四毛下げ—」『東京朝日新聞』1937年2月12日夕刊、2頁。

るのでこれを二厘四毛の引下げに止め併せて据置貯金の利率は其の性質に鑑み普通貯金利率より一割方高率ならしむることとし内地普通貯金利率を二分七厘六毛に、同据置貯金を三分三毛六糸に夫々変更することに決定した次第である／尚引下率の緩和に因り預金部の余裕は前回決定のものに比し幾分減少するが此の余裕は之を専ら社会政策的施設及び郵便貯金事業の整備改善の財源に振向くる方針に变りがない」と声明した⁽¹⁴⁾。所得税及び資本利子税の増税によって利回りが低下する銀行預金利子との均衡を図ることと低金利政策を徹底することが表の理由であり、すでに両省合意によって付帯条件とされているところから、1937年度予算には同利下げによって郵便貯金利用者が被ることになる損失額に相当する社会事業費が増額計上された⁽¹⁵⁾。

だが、この結城財政移行による郵便貯金利子改定の変更には、もう一つの含意があったと考えられる。1931年以降日本の名目GNEは実質GNEを下回っていたが、1936年になると名目GNEが実質GNEを上回るようになり、名実の乖離幅が広がった。名目個人可処分所得、名目個人消費支出ともに1930年代前半はそれぞれの実質値を下回っていたものの、1935年を画期として両計数ともに名目値が上回るようになり、1937年からは名目個人可処分所得が名目個人消費支出を突き放して伸びていた。1930年代の中盤には、遊休生産設備が底をつき、財政支出による成長が名目的なものとなりつつあった。そこに日銀引受けを中心にした1936年の国債大増発が行なわれたのであるから、金本位制停止の下、結果は通貨膨張、生産力不足によるインフレ、輸入物価が上昇する中での輸入急増による1937年度の国際収支の悪化、「コール市場ならびに起債市場の梗塞」として現れることになった⁽¹⁶⁾。

このため、産業政策の側から生産力の拡充が急がねばなくなる一方、財政金融政策の面からは急増する国債発行に、日銀引受けに加え、預金部引受けと日銀保有国債の郵便局売出しで対応していく必要が生じた。過剰購買力の吸収、預金部の国債消化原資確保の両面から、貯金利率を引下げる一方、窓口では競合する国債を売り出しながら、郵便貯金による貯蓄奨励に意を尽くさねばならないという、相反する要請が通信省に突きつけられていたのである。結城財政では、低金利の推進にあっても、物価・金利の動向に目配りしつつ、引下げ幅の調整を行なわれねばなくなっていた。閣議の修正提案理由は、端なくもその間の事情を物語るものであったが、この難しい調整に預金部国債引受原資の調達と、日銀保有国債の民間消化への貢献の両面から協力を求められた通信省側が、受け入れの条件としたのが、金利引下げによって預金部に生まれた余裕を「専ら社会政策的施設及び郵便貯金事業の整備改善の財源に振向」けさせることだったのである⁽¹⁷⁾。

1937年6月に成立した第一次近衛文麿内閣では、結城蔵相の下で大蔵省理財局長を務めていた賀屋興宣が蔵相に就任した。賀屋蔵相は、吉野信次商工相と相談の上、組閣直後に、「国際収支の適合」、「生産力の拡充」、「物資需給の調整」を財政経済の三大原則とする「賀屋・吉野三原則」発表し、経済の計画化・統制化による不要不急の民需抑制を目指した。1937年7月に日中戦争が勃発すると、同年9月に経常予算28億円とほぼ同額に当たる臨時予算が成立した。

14 「郵貯利下—閣議正式決定—」『東京朝日新聞』1937年3月10日夕刊、1頁。

15 大蔵省昭和財政史編集室編（1962）、383頁。この意味するところはやや複雑である。郵便貯金の利子収入を削減する代替として、貯金者に直接間接に裨益する社会事業に予算を配分し、還元するという手法は、通信省では簡易生命保険積立金運用の地方貸付において、すでに定着していた。

16 大蔵省昭和財政史編集室編（1962）、255頁。金利改定による超低金利のもとで、インターバンク市場であるコール市場ではコールレート＝短期金利が反騰する気配をみせた。すでにこの時点で1920年代の遊資は枯渇していたのである。このため、郵便貯金を原資とする預金部資金を、日銀の監督の下、日本興業銀行経由でコール市場に放資するという奇策が打たれた。なお、当該期預金部の国債運用の動機と実態および国債ポートフォリオの変遷については、永廣（2023）、平山（2023）をあわせて参照されたい。

これとともに宣戦布告がないにもかかわらず、「臨時軍事費特別会計」が設置され、軍事関連費用は一般会計と区分された。「臨時軍事費特別会計」は、戦争継続期間を一会計年度としており、戦争継続期間が不確定な上、戦争遂行に要する戦費は、戦局により柔軟かつ弾力的に要求され、事実上無制約となる。金本位制の停止と後期高橋財政の否定により出口戦略を欠いたまま進んできた日本の積極財政は、これにより予算制約による歯止めを完全に失うことになった。先にも見たように、すでに高橋財政の最末期には需給ギャップは埋められていたことから、生産力拡充によって生産性の上昇が追いつかなければ、このことの副作用は、物価・金利・賃金に激甚に跳ね返ってこざるを得ない。すでにその兆候は現れていたため、「臨時資金調整法」、「輸出入品等臨時措置法」等の統制法案が成立し、事実上の管理通貨制度の下で金融市場と貿易市場が完全に統制されることになった。

「臨時資金調整法」は、「物資及資金の需給の適合に資する為国内資金の使用を調整する」という目的にしたがって、企業の創立等の事業資金を統制し、長期資金を軍需産業に優先して供給するというものであった。「輸出入品等臨時措置法」は、輸出入に関係する商品、原材料について、その生産、加工、流通、保存、消費に至るまでの統制の権限を政府に与えた。さらに、翌1938年4月には「国家総動員法」が発令され、労働力の徴用、賃金その他の労働条件の決定、物資の生産配給について命令を下し、企業行動や利益金処分、金融機関の資金運用など広汎な生産要素市場、労働市場、金融市場、企業行動についての統制が可能となった⁽¹⁸⁾。以上のような法律の運用の実際に当たっては、勅令、省令等に委ねられることが多かったことから、経済統制の大半の権限が無制限に官庁に委任されることになった。しかしこのような統制は、家計の消費および貯蓄を直接統制するものではなかった。この点は、総力戦における資本主義の戦時統制と社会主義の計画経済を分けるぎりぎりの判断基準ともなり得、当事においても国際的に議論がなされつつある段階にあった。これに対し、日本の場合、戦争遂行に応じるための政策手法として、従来政府が編み出してきたのが、郵便貯金を軸とした国民貯蓄奨励運動であった⁽¹⁹⁾。

17 杉浦 (1991) によれば、通信省現業部門では、すでに1910年代より貯蓄奨励政策が労働強化につながる一方、物価・賃金の騰貴により、現業である郵便局経営を圧迫していたため、通信省内部に忌避の空気が蔓延しており、内務省の主導性を求めるとともに、簡易生命保険の新設によって社会政策的事業への運用を行うことが、通信省部内の主要な関心事となっていたことが明らかにされている。(この点については、若月 (2014) もあわせて参照)。簡易生命保険と簡保積立資金の運用が、通信省にとって切実な課題となっていたこと背景、通信省サイドの一般的事情については、石井 (2010) に詳しい。ここで付帯条件とされている「社会政策的施設」とされているところの含意が、簡保積立金運用先である社会政策的事業に助成を与えることであり、郵便貯金事業の整備改善が、郵便局経営の負担軽減=貯蓄奨励費の大蔵省による負担にあることは明らかである。このような社会的施設の充実、内務省、文部省にとっても悪い条件ではなかった。そして、この両目的の中には、郵便局施設の改善や増設が含まれていることに、注意が必要である。当然このことは、通信省の固有の利害を構成するとともに、郵便貯金および簡易生命保険の増加に寄与することになる。このような両省合意という予備作業の上で、後述するように、1938年に国民貯蓄奨励委員会が組織されることになった。同委員会は大蔵省によって組織され、発足時大蔵省に国民貯蓄奨励局が置かれるとともに、貯蓄奨励の実行組織としては1937年に組織された国民精神総動員中央連盟が、政策の実施を主管するのは内務省、文部省とされた。通信省は一步引き下がったかたちでコミットしており、会議の外で大蔵省との交渉を進めるかたちをとっている。国民貯蓄奨励委員会の発足過程については、拙稿 (2023) に詳述したので参照されたい。また、簡易生命保険の通信省による位置づけ、積立金運用における社会政策的事業貸付の持つ貯蓄奨励上の意義については、現在別稿を準備しており、発表を予定している。

18 中村 (1993)、128頁。

② 国民貯蓄奨励の開始と郵便貯金の動向

1938年4月、日中戦争の長期化にともない、戦費と軍需生産力拡充のための産業資金は国民貯蓄によって賄われるべきとの方針から、「国民貯蓄奨励ニ関スル件」が閣議申合せられ、大蔵省外局として「国民貯蓄奨励局」が新設された。これにより、国民貯蓄奨励は重要国策となり、①国債消化、②生産力拡充資金、③インフレ抑制を目的とした浮動購買力と追加的所得の吸収が目指された⁽²⁰⁾。同年6月には大蔵大臣の諮問機関として「国民貯蓄奨励委員会」が設置され、貯蓄奨励政策は国民所得の配分計画、国債消化政策、租税徴収計画等の諸国策と関連づけられていくことになった。

国民貯蓄奨励政策は、大蔵省主導の下、内務省・文部省が所管し、国民精神総動員中央連盟を執行主体とし、府県に物価委員会と協働する貯蓄奨励委員会が配置され、政府各部門、各種自治団体その他民間各方面の協力により、全国的に展開された。国民貯蓄実践の指標として、初めて国民貯蓄目標額が設定されることとなった。目標額については、大蔵省が毎年国債発行予定額を考慮し、次年度国民に発生すると予測される所得を時価によって推計した額および政府、民間の資金需要額を基礎に定められた⁽²¹⁾。初年度となる1938年度は、国債消化資金50億円と生産力拡充資金30億円の合計額と一致する目標額が算出され、以降年度ごとに示されることになった。このような国民貯蓄目標額を達成するため、職域・地域等の諸団体に貯蓄組合を結成することが要請され、各道府県、各種金融機関、工場、鉱山、各種貯蓄組合等にも個別の目標額が設定された⁽²²⁾。

郵便貯金の奨励についても、各般の法的及び行政的措置によって援護された奨励活動を展開し、制度面における積極的な改正にも裏付けられて積極化した。毎年郵便貯金の増加目標額が設定され、この目標額を目指して計画的な奨励運動が活発に展開された。表2には、国民貯

-
- 19 貯蓄奨励運動には、日清・日露戦争の時のような大蔵省主導の戦時・戦後経営下の消費抑制による物価・国際収支対策と、内務省主導の地方改良・経済更生運動のような農村不況への貯蓄組合などによる自力救済支援策の二つの流れがある。そのどちらにも郵便貯金は関係した。日露戦時・戦後経営下の貯蓄奨励運動は、大蔵、内務、逓信三相合意により、地方改良運動と連動しつつ、郵便貯金の口座数を激増させ、その普及に貢献したが、口座数、郵便貯金残高の飛躍的拡大をもたらしたのは、主に財政資金撒布を起点とした前者を通じてであった。社会運動論としての観点からみれば、日中戦争から始まった国民貯蓄奨励運動は、後者を通じて構築されてきた貯蓄組合を拠点に、大蔵省主導の下で二つの政策の流れが合流していったものといえる。この合流を通じ、逓信省は省としての利害を維持しつつ、戦後における再出発の条件を模索準備していくことになった。
- 20 1938年4月19日「国民貯蓄奨励ニ関スル件」。なお、国民貯蓄奨励局は、1941年に貯蓄に関する諸政策の立案機関としての性格を新たにもつようになり、同年12月に企画課が新設、1942年11月に本省内局に吸収され、その名称は「国民貯蓄局」に改称された。
- 21 目標額の算定基準として、大蔵省では国民所得推計の算出方法を考究していたが、この時点では間に合わなかった。このため算定に当たっては、過去数年間における財政支出と企業団体も含む新規預貯金発生額、証券購入額の実績値比較を根拠とし、そこから余裕をもって割り引いた額を国債消化と生産力拡充資金に配分するものであり、国民の生活水準に影響を与えず、国民に無理を強いな範囲の目標額であるとの説明が貯蓄奨励委員会で作された。これに対し委員会では、計画があらかじめ設定された国債発行および生産力拡充所要資金額の合計から逆算し、積み上げられたものではないかとの疑念が、委員の石橋湛山や高橋亀吉によって示された。委員会では、各数値が一応過去の実績にもとづくものであることを強調し、総額の合理的根拠および妥当性についてのこれ以上の議論は進めないとしたものの、今後国民所得についての統計整備に鋭意努力することが大蔵省当局から言明された。国民所得推計については、アメリカでは恐慌対策から計量経済学者のサイモン・クズネッツが、イギリスでは総力戦の経験と恐慌対策からジョン・メイナード・ケインズが研究を進めていた。この議論は、戦争経済に向けて計画化を進めつつあった日本の政策技術が、同時代の国際的学術研究と並走していたこと、しかし時局の急速な進展に間に合わなくなっていたことの双方を物語っている。日本でもこの時期には、在野エコノミストの高橋亀吉や東京帝国大学の土方成美の研究が始まっていた。以上の委員会での議論は、1938、1939年時点が、委員の中で未だ目標総額の妥当性、目標設定方法の精確性をめぐり、実行段階でのノルマ化、「強制貯蓄」化への懸念を会議の場で公然と表明できたぎりぎりの段階であったことを示している。

年度	国民貯蓄	国民貯蓄	国民貯蓄	郵便貯金	郵便貯金	郵便貯金	C/A	D/B
	目標額 (A)	実績額 (B)	達成率	目標額 (C)	実績額 (D)	達成率		
	億円	億円	%	億円	億円	%	%	%
1938	80.0	73.3	91.6	7-8	8.2	—	—	11.2
1939	100.0	102.0	102.0	10.0	13.8	138.0	10.0	13.5
1940	120.0	128.2	106.8	16.6	17.2	103.6	13.8	13.4
1941 (改定前)	135.0	160.2	118.7	18.6	20.5	110.2	13.8	12.8
1941 (改定後)	170.0	160.2	94.2	21.5	20.5	95.3	12.6	12.8
1942	230.0	234.5	102.0	32.0	33.5	104.7	13.9	14.3
1943	270.0	309.9	114.8	42.0	58.8	140.0	15.6	19.0
1944 (改定前)	360.0	484.9	134.7	73.0	110.9	151.9	20.3	22.9
1944 (改定後)	410.0	484.9	118.3	85.0	110.9	130.5	20.7	22.9
1945	600.0	673.6	112.3	143.0	223.0	155.9	23.8	33.1

(注) 郵便貯金増加額は大蔵省預託高による。
(出所) 郵政省編 (1960)『統通信事業史 第7巻 為替貯金』より作成。

表2 国民貯蓄目標と郵便貯金

蓄と郵便貯金の目標額および実績額を掲げている。国民貯蓄目標額は1938年度80億円、1939年度100億円、1940年度120億円、1941年度135億円に増大した。さらに1941年度には、太平洋戦争開戦にともない国債消化のための資金需要と産業力拡充のための資金需要が急増し、目標額は170億円に増額改定された。国民貯蓄の実績額に照らした国民貯蓄達成率は、初年度91.6%および1941年度改定後の94.2%を除き、毎年度達成している。このうち、郵便貯金の目標額は、1938年度7-8億円、1939年度10億円で、C/Aで示される国民貯蓄目標額中に占める割合は約10%であったが、1940年度約16.6億円、1941年度約18.6億円に増大し、国民貯蓄目標額に占める郵便貯金目標額の割合も約13.8%に引上げられた。D/Bで示される郵便貯金実績額のシェアは、1938年度から1939年度に目標を上回ったのち、1940年度約13.4%、1941年度改定前約12.8%と一旦低まったものの、1942年度以降一貫して達成率の全体を牽引した。

図1より郵便貯金残高および預払の対前年度増減率の推移を見てみよう。郵貯残高は、国民貯蓄の増強が緊要になる中で毎年度増加しており、特に太平洋戦争が開始して以降、1940年代前半の増加が顕著である。しかし、これを郵貯残高の対前年度増減率で見みると、郵便貯金の伸びに段階的変化が見られたことが明らかになる。郵便貯金残高は1937年度より急速な増加

22 なお、貯蓄組合については、1930年代には自発性・自治性に期待し、目標額についても、地方によって当年度実績から次年度目標額を調整し直す照会を個別地方に発するなど、表立っては目標額をノルマとしない姿勢を示し、誘導的な側面が強調された。これは、貯蓄奨励が地方官による運動の組織化を通じて貯蓄の強制となり、国民意識に逆効果を生むのではないかと懸念があったためである。1940年には本文中で述べるように、種々の理由から国民貯蓄の増勢は頭打ちとなるが、経済からくる要因とともに、その背景として国民の「貯蓄強制」への懸念や忌避感が醸成され始めていた可能性も排除できない。貯蓄奨励委員会内では、当初より大蔵省当局や委員の中から、インフレ懸念と戦局の見通しで、「半強制的」貯蓄も覚悟せざるを得ないであろうとの予想も出ており、「臨時軍事費特別会計」膨張の重圧が次第に会議の場を圧するようになっていた。このような流れの中、目標額を達成するために貯蓄組合の整備・拡充策が打ち出され、1941年3月に機構を法人格化し、指導監督、保護助成する目的から「国民貯蓄組合法」が制定、翌1942年7月に同法にもとづく「預金者貯蓄組合制度」が創設され、国民貯蓄組合の幹旋する貯蓄は一定額まで非課税とされた。特に勤労者に対しては、毎月の俸給給与から一定率の天引貯金をともなうものであった。一方、郵便貯金については1941年の郵便貯金の最高制限額引上げに関して帝国議会上奏された「郵便貯金法中改正二関スル説明書」によると、「最近ニ於ケル郵便貯金ノ取扱状況ヲ見ルニ預入総口数ノ内五十銭未満ノ小口預入ハ三〇%を超ユルモ之ガ金額ニ至リテハ預入総金額ノ〇・五七%ニ過ギズ而モ其ノ取扱費ハ預入総金額ノ多寡ニ不拘概ネ取扱口数ニ比例スルヲ以テ結局預入金額ノ僅カ〇・五七%ノ取扱ノ為ニ之ガ総経費ノ三分ノ一を要シ」として「小額預入ニ付其ノ取扱ノ合理化経済化ヲ計ル要切ナルコト」としている(郵政省編(1970)、319-321頁)。通信省としては、このような機会に、貯金業務の効率化とコスト削減を目指すとともに、開設以来の政策理念であった「中等以下零細層」の貯蓄機関として整備されてきた郵便貯金の制度見直しの必要を印象づけるものであった。

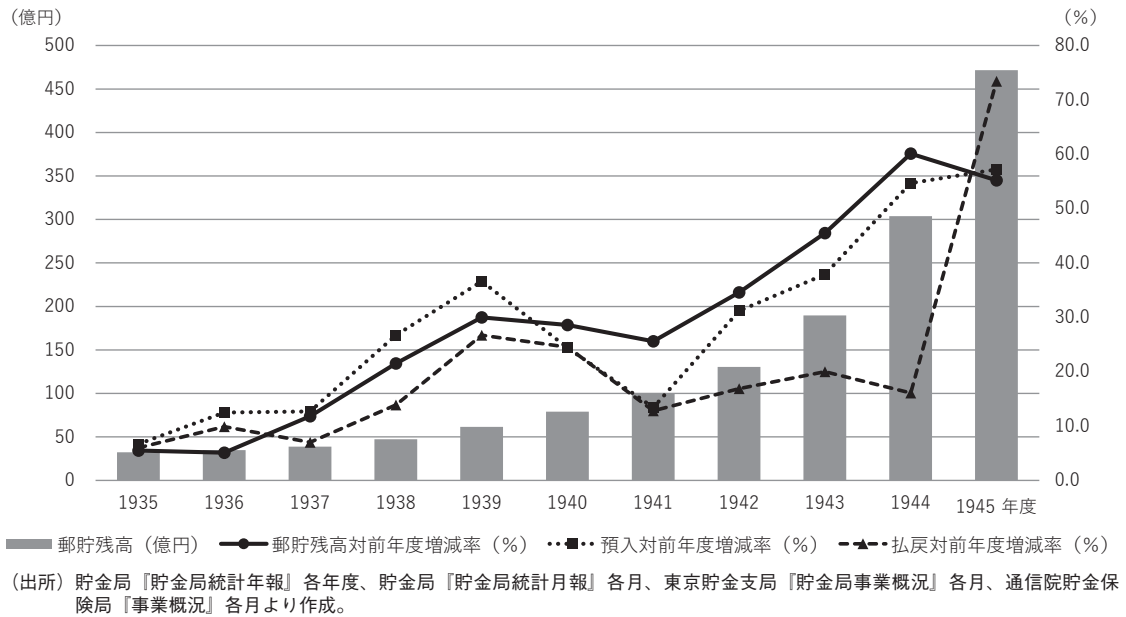


図1 郵便貯金残高および預払の対前年度増減率の推移

傾向をみせ、この勢いは1940年度まで続いた。この増加傾向を規定していたのは、1937年度に限っては預入の増加率の鈍化を払戻の増加率の減少がカバーしたことによる。1938年度からは預入増加率が急上昇し、払戻増加率をはるかに上回ったことで、1938、1939年度の郵便貯金残高の増加率を著しく引上げるようになった。注目されるのは、このような勢いが1940年度には大きく転換していることである。1940、1941年度に預入増加率が急激に落ち込み、払戻増加率も減少に転じるものの、これをカバーできず、1940、1941年度の郵便貯金残高は、顕著な増勢鈍化を示していた。このことが郵便貯金の目標額設定の引上げに、郵便貯金が応えられなくなっていた事情を明かしている。

表2で見られたように、1939年度をピークに郵便貯金の実績は国民貯蓄実績に占めるシェアを1941年度改訂まで低下している。郵便貯金は、1938年度の貯蓄奨励政策の展開と運動化を通じ、預入を急増することで、1930年代末に急増期に転じていたのであるが、その増勢は1940年度には頭打ちとなった。しかも実績値で見れば、国民貯蓄に占めるシェアを漸減させており、郵便貯金が民間預貯金に対し、競争力を低減させていたことが判明する。後述するように、1940年度の増勢鈍化自体は郵便貯金に限られなかったが、その中でも改定後目標額を達成できず、実績値のシェアを減らしていたということは、郵便貯金のこれ以上の強化については、何らか郵便貯金固有の制度的なテコ入れが必要であったことを意味する。1941年度には、貯蓄奨励政策全般の運動組織化が進められたが、これに加え、このための郵便貯金独自の施策が問われることになったのである。1942年度以降、1944年度まで郵便貯金残高の増加率は急激に高まった。預入・払戻で見ると、預入増加率が急激に上昇する一方、払戻増加率は相対的に低く抑えられていた。このため残高の伸び率が引上げられていたのである。この間の貯蓄奨励運動の強化・組織化が効いたと見てよいが、郵便貯金が目標額の割り当て(C/A)を引上げられていくにもかかわらず、実績値の伸びが目標額を大幅に上回りつづけ、国民貯蓄実績に占めるシェア(D/B)が拡大していたことを見れば、1942年度以降の郵便貯金の急激な伸びの要因として、1941年度に郵便貯金に独自の展開がなされたことを示唆している。

この点を表3で郵便貯金の口数推移からも見てみよう。まず新規預入口数は、1937年度より増加傾向に転じ、貯蓄奨励政策の始まった1938年度には最初のピークを迎えている。続く

年度	新規 預入口数	全額 払戻口数	預入口数	払戻口数	現在高 口数	1口当り 預入額(A)	1口当り 払戻額(B)	1口当り 現在額(C)	実質(A)	実質(B)	実質(C)
	万件	万件	万件	万件	万件	円	円	円	円	円	円
1935	714	481	14,603	5,186	4,627	15.19	39.54	69.88	15.35	39.94	70.58
1936	768	481	15,934	5,463	4,907	15.66	41.26	69.24	15.06	39.67	66.58
1937	1,019	520	17,826	5,715	5,407	15.77	42.19	70.26	13.86	37.07	61.74
1938	2,574	577	32,129	6,169	7,404	11.09	44.52	62.32	8.51	34.17	47.83
1939	1,775	656	40,810	6,906	8,522	11.92	50.38	70.38	8.16	34.51	48.20
1940	1,772	739	44,830	7,554	9,555	13.49	57.37	80.73	7.96	33.83	47.60
1941	2,490	1,072	45,825	7,706	10,973	14.97	63.46	88.32	8.72	36.98	51.47
1942	3,411	1,015	55,352	7,540	13,370	16.27	75.79	97.56	9.21	42.92	55.25
1943	3,870	854	68,647	7,218	16,370	18.08	94.99	115.90	9.65	50.69	61.85
1944	3,734	725	67,932	5,836	19,379	28.27	136.33	156.74	13.47	64.98	74.71
1945	2,100	1,239	31,606	5,809	20,240	95.49	237.53	232.96	30.96	77.02	75.54

(注) 実質値については、日本銀行「東京小売物価指数」戦前基準、総平均にて実質化。

(出所) 貯金局『貯金局統計年報』各年度、貯金局『貯金局統計月報』各月、東京貯金支局『貯金局事業概況』各月、通信院貯金保険局『事業概況』各月、日本銀行統計局(1947)『戦時中金融統計要覧』より作成。

表3 郵便貯金一口当り金額の推移

1939、1940年度にこの増勢は一旦収まりを見せるが、1941年度には再度増加に転じ、貯蓄奨励運動の組織化が進められた1942年度に急増、その勢いは1943年度まで続いた。1944年度に入ると同口数の増勢も終わり、1945年度には減少に転じている。1945年度については8月の終戦とその後の敗戦による混乱を考えておかねばならない。以上から、郵便貯金は1938年度の貯蓄奨励政策の展開により、貯蓄組合結成による従来貯蓄者の新規口座開設や新規貯蓄者獲得を通じ、その裾野を拡大していったことがわかる。その過程にあって、貯蓄奨励運動の効果が1940年度には頭打ちの傾向を見せ始めたが、貯蓄奨励運動の本格的整備組織化が進められたことをベースに、1941年度より拡大に転じ、1942、1943年度に大きく新規口座数を伸ばしていったのである。

これに対し、全額払戻口数は漸増に抑えられていたから、郵便貯金預入者ないし口数は増加し続けた。この過程に変化が生じたのは、1941、1942年度で、全額払戻口数の急増が見られた。これは後述するように、両年度には1938年度に始まった貯蓄奨励政策を通じて動員された貯金の、3年間の据置期間が終了したことの影響によるものであった。このため、1941年度からの貯蓄奨励運動の組織化にあっては、郵便貯金を含め貯蓄の長期安定化が、大きな課題とされていくことになる。その成果が1943年度からの全額払戻口数の激減として現れる。1942年度の新規預入口数の急増と合わせ、1942年度は貯蓄奨励運動による貯金者ないし口数増加の第二のピークをなしたといえよう。全額払戻口数が再度急増するのは、終戦の年である1945年度になってからであった。新規預入口数と全額払戻口数の数値と現在高口数の増減は厳密には一致していないが、これは集計の違いによるものと考えられ、現在高口数の動向はおおむね新規預入と全額払戻の両数値の動向に規定され、1938年度および1942年度に増勢を強め、1945年度にその勢いを鈍化させている。

次に預払口数の動きに目を転じよう。預入口数もまた、1938年度より急速に増加し、増勢は1940年度まで続いた。これに対し、払戻口数は相対的に増加が抑制されており、1940年度の郵便貯金現在高の漸増が、新規預入の減少という事態にあって、既貯金者の預入奨励と払戻抑制によって下支えされたものであったことが見て取れる。このような預入口数の増加傾向に変化が見られるのは1941年度であり、増勢は一旦停滞する。これは既に見たように、全額払戻口数の急増に規定されたものであろう。全額払戻についての同様な状況は1942年度にも見られたが、それを超える新規預入口数の急増に支えられ、1943年度に同口数増加のピークを迎えている。しかし、1944年度には同口数は漸減に転じ、1945年度になると急減する。これに対し、この時

期を通しての払戻口数は、きわめて特徴的であり、1930年代後半の増加は、預入口数に比べ低位に抑えられており、1942年度以降は減少すらしている。これが1938年度からの貯蓄奨励政策の展開と、1941年度からの運動組織化の効果であることは明らかであろう。

以上から、1938年度に始まった貯蓄奨励運動と、1941年度を境に1942年度から進められた貯蓄奨励運動の組織化・強化が、新規貯金者の獲得と貯金残高の増加を通じて郵便貯金に与えた影響は明確であろう。ただここでもう少し見たいのは、この貯蓄奨励運動による二つの波において、郵便貯金の資金性格に何らかの変化が生じていたかという点にある。過去の事例からすれば、貯蓄奨励政策が採られると貯金口数の増加とともに一口当り預入が小口化し、一口当り残高もこれに合わせ小口化が進むという一般的傾向が見出される。この点、表3で、郵便貯金の一口当り残高の推移を見てみると、1938年度国民貯蓄奨励政策が開始された時の小口化は明らかである。1938年7月には、主として各種貯蓄組合の結成により、組合員各自が新規に小口預入を開始したことによって新規預入人員の激増がみられた⁽²³⁾。郵便貯金の一口当り現在高は、1938年5月の約75.96円から同年9月にかけて、約64.62円と小口化している。このため同年度は、表掲期間における一口当たり現在高のボトムをなしている。これをもう少し立ち入ってみれば、同年度には一口当り預入の急激な小口化がみられる一方、一口当り払戻に漸増傾向以外大きな変化がみられなかったため、現在高も一気に小口化を進めたのである。その後、どの数値も大口化に反転し、1940年度から1945年度にかけて、一口当り現在高は約80.73円から約232.96円と大口化している。特に1944、1945年度の大口化は目を見張るものがあるが、戦争激化による生活消費財不足など、消費側要因を考慮に入れる必要があり、この間のインフレの影響も考える必要がある。

1945年度は戦況の悪化と敗戦により、国民生活は窮乏を極め、戦争経済は崩壊している。そこでインフレの影響を排除するため、各数値を東京小売物価指数で実質化してみた。実質ベースでみると、一口当り預入のボトムは1940年度にずれ込む。これに対し、一口当り払戻は、1938、1939年度の変動の後、やはり1940年度にボトムを迎え、一口当り現在高もこれと同様の動きを示しつつ1940年度にボトムとなっている。その後は、1940年度約47.6円から1945年度約75.54円に大口化しているが、名目値に比べ、大口化はよりなだらかに進んでおり、より実感に近いものとなっている。すなわち、1939、1940年度の郵便貯金一口当りの各計数が名目的に大口化するのには、インフレの影響が関係していた可能性が高い。このようにみると、1938年から1940年にかけての貯蓄奨励運動の過程にあって、郵便貯金は従来型の奨励政策の展開を通じ、国民の広範な層に浸透していったが、貯蓄実績においても、国民の動員においても、1940年度には限界に近づきつつあったと考えられる。このような運動の成果である貯蓄実績値が郵便貯金で一旦減速し始めるのが、実質で小口化のボトムをなす1940年度と符合するのは、このためである。しかもこの年度は、新規預入口数が減少している。1941年度になると全額払戻口数が急増するようになるが、これは据え置かれていた貯金の払出によるものであった。これをカバーする新規預入口数の急増をベースに、1942年度からの各口数が名目・実質とも急増する中において、むしろ一口当り預入額の大口化を通じ、一口当り現在高の大口化も進んでいた。

これまでみてきたように、1941年度は貯蓄奨励政策の運動化が強化され、組織化が進んだ画期でもあったから、この変化は1930年代あるいは明治以来の貯蓄奨励政策時の郵便貯金に見られた一般的傾向に反している。このことは、1942年度以降の郵便貯金の資金性格に変化が起きていたことを示唆する。この点からも、1941年度が郵便貯金にとって大きな転換点であったこ

23 「預入人員激増—七月末の郵貯状況—」『東京朝日新聞』1938年8月3日朝刊、4頁。

とは明らかである。これは、貯蓄奨励による口数の激増と、より高い所得層に対してより有利な金融商品＝定額貯金が新設されたことによるものと考えざるを得ない。そこで次に、貯蓄奨励政策との関係で定額貯金を持った意義とその政策意図につき、さらに検討しよう。

③ 定額貯金の開設とその効果

3-1 定額貯金の開設

1938年4月に始まった国民貯蓄奨励は、戦争長期化と対外関係が緊迫することにともない、第二弾となる貯蓄増加策が講じられることとなった。そのきっかけは、1940年下半期に長期性預金の増勢鈍化が一般的傾向として現れたことである。郵便貯金についてみれば、同期における期中増加額が約6億2700万円と、前年同期に比べ約2200万円の減退がみられたものの、この時点ではその額が僅少であったため、一時的な現象と考えられた⁽²⁴⁾。1938、1939年度においては、各貯蓄目標額は、前年度実績を考慮し、個別には無理のない範囲で進めるという建前から、次年度の目標額設定に実績を反映させるよう調整を加える等の配慮がみられた。しかし、「臨時軍事費特別会計」の膨張にともなって、予定される国債増発への対応は至上命令となっていた。このため、長期性預金の増勢鈍化への対策として、1940年度の国民貯蓄奨励では、「貯蓄継続の励行、長期の貯蓄の勧奨」が強調され、量だけでなく、長期資金という質が特段に求められるようになった。これを受け、郵便貯金については、1941年度「郵便貯金協調週間実施要綱」において、「恒久性ある貯金の吸収に努め特に月掛貯金の期間更新及集団貯金の予定額の増加に一層努力すること」が求められることになった⁽²⁵⁾。

しかし、1940年度上半期における郵便貯金の期中増加額は約10億8600万円であったのに対し、1941年上半期は約1億1100万円減となる約9億7500万円にとどまった。郵便貯金の増勢鈍化傾向は、1940年における産業界の不振、物価上昇による一般的な生活費増加、郵便局窓口売却国債の増加、貯蓄債券及び報国債券の増発等を原因とし、一時的な現象ではないことが明らかとなり、そのテコ入れが課題となったのである⁽²⁶⁾。また、長期性資金への固定化という課題については、国民貯蓄奨励の開始から満3年が経過することにともない、期間満了の据置貯金への対策が問題として浮上し、当面の解決策として道府県、学校を通じた据置期間の延長や公債購入等の勧奨が行なわれた。

戦時下の貯蓄奨励は、一般に愛国心の鼓舞によって一時一定の成果を得られる。翻れば、日清戦争はほぼ5ヵ月、日露戦争でも1年7ヵ月、第一次世界大戦こそ4年余の時を経過したが、大戦で日本がかかわったのは極東のきわめて限定された地域での戦闘に過ぎず、同時期の物価騰貴への対応として、貯蓄奨励政策が打ち出されたものの、日清・日露とは異なって、政府部内でもまとまりを欠き、戦争景気に沸く国民には全く有効でなかった⁽²⁷⁾。国民がこれまで近代戦として経験したものは、この限りであり、すでに1931年満州事変に突入していたとはいえ、宣戦布告なき局地戦闘の継続からは、第一次世界大戦時のヨーロッパでのような長期にわたる総力戦の実態は、ほとんど国民に現実感を持っていなかったといえる。1937年12月首都南京が陥落し、1938年に入ると国民に戦勝ムードが生まれていた。したがって、国民レベルでは、戦

24 「郵貯増勢減退下の預金部資金運用状況」『東洋経済新報』1941年10月18日、86-87頁。

25 中央郵政研修所（1956）、26-27頁。

26 「預金部 郵貯百億円に迫る」『東洋経済新報』1942年4月25日、190-191頁。

27 杉浦（1991）。

争は遠からず終わりを告げるであろうとの予想の下、1938年度からの国民貯蓄奨励には、短期的見通しに立った、いわば「ご祝儀的貯蓄」が含まれていた可能性がある。

これに対し、政府部内は運動化の当初より、戦争の長期化不可避との見通しにあった。国民貯蓄奨励委員会では、委員会開催冒頭より、国民一般の意識と戦争の現状につき、大きな乖離があることの懸念が表明されている⁽²⁸⁾。このため、大蔵省は当面、建前上無理ない範囲での運動立ち上げの方針を打ち出しつつ、国民貯蓄奨励委員としてマスコミ関係者や教育関係者を登用し、実行主体として国民精神総動員中央連盟を組み込むことによって、運動の組織化と合わせ、世論形成を企図していた。1938年10月に武漢も陥落したが、蒋介石政権が重慶に政府を移し、徹底抗戦の姿勢を示したことから、日本側でも同政権との和平交渉は不可能との判断となり、戦争の長期化は現実のものとなった。

1939年5月、7月にはソ連軍との間でノモンハン事件が勃発、日本軍が大敗を喫することで、彼我の圧倒的戦力差が露呈した。同じ7月にはアメリカのコーデル・ハル国務長官が日本駐米大使に対し、「日米通商航海条約」の破棄を通告、同条約は翌1940年1月に失効し、日米は無条約状態となった。これは日中戦争遂行能力をアメリカの経済力に依存していた日本にとって、大きな衝撃となった。1939年9月に欧州大戦が勃発していたから、1939年後半には、日本をめぐる国際緊張が著しく高まり、戦争経済への国民の動員が喫緊の課題となっていた。政府にとって、戦時一時の愛国心と戦勝気分によって集められた貯蓄を、引き続き預貯金・債券に固定化していくことが何としても求められていたのである。これが先に挙げた1940年度奨励方針における「貯蓄継続の励行」の含意であった。ところが、1941年度上半期の貯蓄実績が、前年同期比で減少に転じたのであるから、事態は深刻であった。組織化と運動を通じ、愛国心を鼓舞し、団体・隣保等を通じて相互牽制させるだけでなく、何らかの長期資金吸収のための制度的テコ入れ策が早急に求められることになったのである。

郵便貯金についてみれば、1941年2月の「郵便貯金法」改正による最高・最低預入限度額変更、1941年3月の「国民貯蓄組合法」制定による貯蓄組合への協力が進められていたが、1941年度上半期の事態に対応し、新たに打ち出されたのが1941年10月の定額郵便貯金制度および積立郵便貯金制度の開設であった。制度開設当時の通信省貯金局長であった伊勢谷次郎は、『通信協会雑誌』昭和16年10月号に寄稿した「定額郵便貯金制度の概要と其の意義」において、預入限度額変更や貯蓄組合への協力といった「前二者（筆者注：「郵便貯金法」改正と「国民貯蓄組合法」制定）の貯蓄奨励上の域は寧ろ従来の施設の強化拡充にあるものとみるべく、最近職域又は地域を端とする貯蓄組合も著々として整備せられ、又府県、市町村当局の活動が漸次活発化するに伴い、貯蓄目標額の如きも地域的に分割割当の方針が加味され、之等一遍の施策も着々功を奏しつつあるのであるが、然し現時圏内に横溢する浮動購買力の吸収策として尚十分と云ひ得ざる所で、茲に新制度としての定額貯金に依る新分野の開拓が期待されて居るのである」と趣旨説明をしている⁽²⁹⁾。

前段は、1938年から始まった貯蓄奨励運動の施策を簡潔にまとめ、それらがもっぱら従来の施設の強化拡充にあったと総括し、中段では1940、1941年の変化として内務省主導で貯蓄組合の組織化の推進と、大蔵省による目標額の設定一割り当てが進められており、その効果が期待されるということを説明している。この限りでは、郵便貯金も従来の奨励政策を支援強化するという範囲にとどまるものであるが、後段においてこれを超える資金吸収の手段として、新た

28 国民貯蓄奨励局（1938）。

29 伊勢谷（1941）、49頁。

に通信省主導で打ち出したものが定額貯金であると位置づけている。このことは、通信省が、郵便貯金が従来想定し、政策理念ともしてきた貯蓄者層、あるいは資金源泉にとらわれない「新分野」に、自らの主導性をもって積極的に進出することを明言するものであった。

その上で、伊勢谷は「貯蓄者の心理に立ち入り、其の最も望む所の条件」として、「安全なること」、「出し入れは簡易にして自由なること」、「相当有利なること」、「秘密が保持せらるること」の4点を挙げ、定額貯金制度はこれを概ね満足するものであり、既設制度の利用を主とした従来の施策を一步進めたことの要点として掲げ、注意を喚起している。「安全なること」は、国営の貯蓄機関である以上、当然なことであり、郵便貯金一般の条件である。「出し入れは簡易にして自由なること」、「相当有利なること」については、次に述べる骨子で確認するものとして、ここで注意を向けたいのは、微妙な表現であるが「出し入れは簡易にして自由なること」の「自由」の部分と「秘密が保持せらるること」の2点であろう。この2点を他の施設と比較するならば、これは明らかに貯蓄組合貯金を念頭に置いての指摘としか考えられない。組合を通じた貯金は、預入・払戻・残高が組合において把握されており、出し入れについては、組合長が確認するものとされている⁽³⁰⁾。郵便局で扱う定額貯金にはそれがないと暗に語り、貯蓄奨励上の武器としての新たな優位性をそこに見出しているのである⁽³¹⁾。

そこで次に、定額貯金制度の骨子についての言及をみれば、以下の5点にあるとされた。

- イ) 一度の預入額は二十円、五十円、百円、二百円及び三百円の五種とし、払戻も分割払を認めること
- ロ) 預入金に対しては通帳に代え一口毎に定額貯金証書を交付のことにすること
- ハ) 預入期間を十箇年とし、預入後一箇年間を限り払戻を禁止すること
- ニ) 預入継続期間の長短に応じて利率に差等を設け、最低年二分八厘五毛より最高三分四厘迄とすること

まず、イ) 預入金額について、郵便貯金としては比較的高額かつ数種類の定額に限定した点、後者の種類の限定は次のロ) 同様、事務簡素化に寄与することが期待されるということにあるが、まずは「比較的高額」というところが重要であろう。郵便貯金制度は、国民の簡易確実なる貯蓄機関として、特に零細な資金の貯蓄に便することが設立趣旨であること、官による機関であることから、残高に上限が課されてきた。しかし同制度の普及・発達とともに、郵便貯金には少額の集積のほか、当座預金の一時的預入金や比較的まとまった金額の運用利殖のための預入も含むようになっているとされ、このことは、一人当たり貯金額が比較的低額であるにもかかわらず、一年の払戻額が百億円を超過していること、日中戦争以前には時季によって郵便貯金残高に顕著な増減が見られたことにその徴候が表れているとしている⁽³²⁾。

後の伊勢谷の回顧からすると、時季の変動というのは、養蚕農家や俸給生活者の賞与などのことを想定してのものであろう⁽³³⁾。貯金局長という立場にあり、『通信協会雑誌』という通信関係者が広く目にする媒体による発言であることを考えれば、正確なデータをもとにしての指摘としなければならない。第一次世界大戦後の日本は金融不安定性が高まっており、数次の恐慌を通じて民間銀行が破綻し、銀行預金の郵便貯金への資金シフトが起きていた⁽³⁴⁾。この過

30 全国市街地信用組合協会 (1941)。

31 伊勢谷 (1941)、49頁。

32 同上、50頁。

程を通じて、郵便貯金に流入する資金にも変化が生じてきていたことを、伊勢谷は端無くも明らかにしているのである。それにしても、平時であれば、民間金融機関との競合関係で、貯金局長がこのような発言をすることは、大蔵省銀行局との関係からも、いささか角が立ちそうである。それをこの時点で赤裸々に語れたということ、それはまた定額貯金というかなり競争条件上有利な金融商品があえて逋信省に認められたことと同義であるが、このことは大蔵省銀行局が第一次世界大戦後の金融不安定性を通じて銀行の合同を推し進め、金融統制を強化するようになってきていたことと、戦時財政におけるインフレ抑制のための貯蓄奨励の必要に加え、戦費調達のための国債の大量発行の消化が大蔵省理財局ないし外局の預金部（実体組織としては、1942年度廃止）にとって火急の課題となっていたことによるものであったといわねばならない。

次にロ)については、イ)で述べられた種別の限定とともに、通帳に代え証書とすることで、各局及び原簿所管庁の取扱手数の簡易化が企図されたことによる。これは、貯金者サービスに利便を与える面もあるかもしれないが、主な原因は郵便局などの現業部門に対する配慮にあった。貯蓄奨励政策の発動、特にその運動化は、現業部門に予算制約や労働強化などの負荷を与えており、既述のように現場に忌避感を生んでいた。この点定額貯金は、新規契約者を獲得さえすれば、基本的にその後は管理業務に作業を節約できる。貯金局はともあれ、窓口となる郵便局は、郵便貯金と簡易生命保険を専業していたわけではない。ただでさえ、戦時となれば、通信業務が膨れ上がる一方、徴兵や労働需給のひっ迫などにより労働力不足に苦しむことになる。貯金獲得の上で定額貯金がどのように有利なものであるかを現場に理解してもらうとともに、この制度が逋信省主導によるものであり、現業に配慮したかたちで開発されたものであることを『逋信協会雑誌』を通じて現業部門に周知し、その協力を得ることは、貯金局にとって必須のフォローだったのである。また、ハ)預入期間については、長期安定性貯金の獲得を目指すために、最低限の貯蓄存続期間として預入後一箇年に払戻禁止期間をとどめつつ、据置期間経過後はいつでも払戻可能として流動性にも配慮された。この点が、「出し入れは簡易にして自由なること」の本来の意義となる。

33 伊勢谷は、戦後に『郵貯時報』紙面で実施された座談会において、自身の貯金局長時代を振り返り、定額貯金の開設にあたっては、「……貯金局長となると、運用委員をやらなくちゃならんという。運用委員会に出ると、近頃郵便貯金の増加率が非常に減退して来たのはどういうわけかということに委員に聞かれる。それでいろいろ教わって行った。(中略)いろいろ資料を調べてみて、これは従来のやり方を踏襲しては駄目だ。ひとつ時世に適合するようなやり方を考えようということになった。やり方としては三段がまえで、一つは、農村地方では、繭を売ったとかいう時にドカッと金が入って来る。俸給生活者であれば、賞与をもらった時、或は簡易保険が満期の時にはドカッと金が入って来る。その時をつかまえて郵便貯金をしてもらおうというわけです。もう一つは毎月定取のある者は、一定の目的を立てさせて貯金をさせて行く。一貯蓄思想なんかを鼓吹してみても(中略)なかなかうまく行かん。私は船の方にいたから波止場人足の事はよく知っているが、金を払ってやると、金のある間は飲んでいて、なかなか働きに出てこない。貯金も富くじのように、これは当たるから面白いというものでなければうまく行かんだろうと当時は考えた。この一番最後のやつが弾丸切手になったわけだ。」と回顧している(伊勢谷(1950))。「従来のやり方」ではなく、「時世に適合する」ことで、「新分野」を開拓するという貯金局長の姿勢は、外務従事員調達のための予算取りと政策金利および預入限度額についての大蔵省との交渉以外に政策実行上の有効な手立てを持てなかった貯金局にとって、時局が画期的な場面転換を生むものであったことを示している。なお、「船の方にいた」というのは、逋信省管船局のことを言っているのであろう。またここで特定せず述べられている運用委員会としては、1917年に制定された「簡易生命保険積立金運用規則」にしたがい設置された簡易生命保険積立金運用委員会、1925年に「預金部預金法」、「預金部特別会計法」制定にともない、預金部が大蔵省の独立した部局(外局)となったことに合わせ設置された大蔵省預金部資金運用委員会があったが、文意から資金運用委員会のことと考えられる。

34 この点について杉浦(2001)は、郵便貯金が「安全性」という商品特性を国民意識に本格的に植えつけたのは、民間銀行が破綻を繰り返した両大戦間期であったと指摘している。このように考えれば、先に当然のこととした第一の「安全なること」という要点も、定額貯金の長期資金としての性格と、非常時の長期化ということ踏まえるとき、より一層の意味を持つことになる。

このように見てくると、定額貯金の成功の核心が、現業に負担をかけないよう、新規契約獲得のためのモチベーションをどうやって与えるかという点と、ハ)の条件の下「自由」ではあるが、長期に預け入れることにどのようなインセンティブを与え、有利化するかの工夫に掛かっていることが理解される。この後者の工夫は、定額貯金の利子設定にあった。これが伊勢谷が挙げる二)に相当する。

定額貯金制度の最大の特徴である利率については、以下の五階級に分けられ、十箇年の満期を迎え、特に解約をしない場合には通常貯金に組み入れられた。

- イ) 預入後二年未満の期間内に払戻を為したものに対しては年二分八厘五毛
- ロ) 預入後二年以上三年未満の期間内に払戻を為したものに対しては年二分九厘五毛
- ハ) 預入後三年以上四年未満の期間内に払戻を為したものに対しては年三分一厘
- ニ) 預入後四年以上五年未満の期間内に払戻を為したものに対しては年三分二厘五毛
- ホ) 預入後五年以上経過後に払戻を為したものに対しては年三分四厘

このような預入期間の長短による利差の設定は、従来の郵便貯金にも、民間の貯蓄にも類例をみないものであった。このため、払戻禁止期間を短期にとどめるとともに、利率の調節によって長期の預入ほどより有利にすることで、一度預入された貯金を可及的長く存続させることが目指されたのである。伊勢谷によれば、「従来の制度は之等目的乃至性質の異なる貯金に対し必ずしも取扱上区別を為すことなく、利率の如きも通常貯金利率と据置貯金利率の二種類存するのみにして此の方面よりも長期貯金優遇上何等かの改善策が痛感」され、「今回実施された定額貯金は此の需要を充足するものと言ひ得るのであり、其の結果、預け人は夫々の目的に応じ、預払の自由なる通常貯金、長期の少額預入に適合する据置貯金及比較的纏つた金額の預託に有利な定額貯金の三者を自由に選擇し得ることとなり、一般の利便も少なくないと信ぜられる」と評価し、また「一面之に依り郵便貯金としての制度が整へられ又恒久性ある貯蓄の増加と取扱の簡易化により事業運営上の好影響をも期待し得べく、今後に於ける制度の運用上大方の理解と協力を望んで已まない」と現業部門の理解と協力を仰いでいる⁽³⁵⁾。

このような定額貯金の開設は、通信関係者とは別に、貯蓄奨励運動を通じ、どのようなかたちで国民に周知されたのであろうか。新聞紙面では、1941年6月に大阪中央公会堂で開催された「国民貯蓄達成講演会」に出席した廣瀬豊作大蔵次官が、大蔵省で郵便貯金募集の新手として現行郵便貯金よりも利廻りのよい「定額貯金制」を実施するための研究を進めていることを言及したと紹介している⁽³⁶⁾。この「定額貯金制」については、①最低20円から最高300円までの間を5つに区切り、②それぞれ預け入れてから1年目2分8厘、2年目3分、3年目3分1厘というように利息を引上げ、最高率は未定であるものの、5年から7年目には3分4厘程度で、しかも③複利とすること、そして、④預金通帳代りに「証書」を渡し預け入れてから1年を経過しなければ引出せない仕組みであるものの、長期預金の楽しみと魅力を持たせることで、浮動購買力を出来るだけ長期間国庫に吸収し、インフレ防止を図り、早ければ今秋、遅くも明

35 伊勢谷(1941)、50頁。

36 「利のいい据置郵貯—大蔵省の新案—」『東京朝日新聞』1941年6月19日朝刊、「郵貯 最高三分四厘の利—近く実現される定額貯金—」『読売新聞』1941年6月29日夕刊。紙面では、定額貯金のアイデアは大蔵省によるものとされているが、元々大蔵省、通信省どちらの発案に出たものであったかを確定することは難しい。貯蓄奨励委員会の発足に先立って、大蔵省と通信省とは話し合いを重ねており、貯蓄奨励委員会の発足後も、両省は委員会外での交渉話し合いを継続していた。この点の解明は、今後の課題としたい。

春には実現するものとされた。

1941年8月には、新聞紙面において、9月中旬から定額郵便貯金の新制度が全国に実施される旨が紹介された⁽³⁷⁾。同記事では、長期貯蓄の便を図る定額郵便貯金は、①預入金額が1口20円、50円、100円、200円、300円の5種類で一度に全額預入をすること、②預入の期間は10カ年であるものの、預入者の都合も考慮して最初の1カ年を経過すれば払戻を受けることも出来ること、③利子は長期貯蓄の建前上長く預けておくほど有利になり、利廻りは半年複利計算で、預入金の経過年数に応じて大体2分8厘6毛、あるいは3分9厘9毛7糸となっていることが明らかにされた。

次いで定額貯金発売翌月には、「浮動購買力の長期抑制を狙った大蔵、通信両省ご自慢の『定額郵便貯金』は長期間預けて置くほど有利なことと、利回りの良さが好評を博し」と評され、開設2か月後には目標額の5割5分にあたる1億円に達したと報道された⁽³⁸⁾。ここには、国民貯蓄奨励委員会の場で懸念されていたような、ノルマにしたがって生活水準を切り下げ、労働強化を通じて追加的に得られた所得を、貯蓄組合を通じ「半強制的」に預け入れ、払い戻しを規約によって制約されるといった貯蓄者のイメージは浮かばない。戦時利得に沸き、利回りに選好を高めた層に、郵便貯金が積極的に門戸を開き、「新分野」を開拓していくことの宣言と、それが大いに好評を博したという、少なくともこれが定額貯金が開設された1941年時点での姿であった⁽³⁹⁾。

3-2 定額貯金の効果

定額貯金開設から2か月後に発行された『通信協会雑誌』昭和16年12月号には、当時の貯金局業務課長であった伊藤敏行が「郵便貯金の趨勢とその長期化安定方策一定額貯金及積立貯金両制度に就て」を寄稿した。ここで伊藤は、定額郵便貯金と積立貯金の両制度が「内容的には貯蓄の長期化、安定化を目的とするもので、此の意味に於ては之亦貯蓄の臨戦態勢への一歩前進と言い得る」として、その長期化、安定化方策に関して所見を述べている⁽⁴⁰⁾。

まず伊藤は、郵便貯金の現状について、1940年度下半期以降に郵便貯金の増勢が鈍化し、1941年度上半期においても同様であったため、この不振を挽回するために両制度が誕生したと紹介した。このような預貯金の減退傾向は郵便貯金だけでなく、都市農村部を通じた原因があること、特に日中戦争後に結成された貯蓄組合等において、満3年の据置期間経過とともに払戻を請求する傾向がみられ、さらに「国民貯蓄組合法」の実施により従来の組合を解散し、払戻を行なう事例があることを挙げ、組合自体に関する問題も関係していると指摘している。その上で、郵便貯金については「浮動性に富む点と一口平均預払金額の比較的少額なる点」に特徴があり、組合貯金等の増加とともに、預入口数が著増する一方、預入平均金額の低下と払戻金額の大幅な増加がみられたことから、新たな貯蓄増加策では貯金の長期化、安定化に重点を

37 「生まれる『定額貯金』」『東京朝日新聞』1941年8月14日朝刊、「据置くほど有利—来月から『定額貯金』制を実施—」『読売新聞』1941年8月14日朝刊。

38 「好成绩の定額郵貯」『東京朝日新聞』1941年11月10日、3頁、「定額貯金二箇月に一億円—目標の五割五分突破—」『東京朝日新聞』1941年12月5日、3頁。

39 ここでいう「半強制的」、あるいは「強制貯蓄」という言葉は、当時関係者の間で一般的に使用されていたが、これは同時期にケインズが考究していた原理的な次元での「強制貯蓄」あるいは戦時経済との関係で政策的に提言された「強制貯蓄」とは必ずしも一致していない。また貯蓄奨励委員会には、有力紙、経済誌、エコノミストらが召集されており、この時期の紙面については、言論にも統制が及びつつあった点、注意が必要である。しかし定額貯金の成功は、数値の上で以上の記事を支持している。これらの点については拙稿（2023）で議論したので、同論文を参照されたい。

40 伊藤（1941）、8頁。

置くこととなったと説明している⁽⁴¹⁾。ここで一般的傾向として「浮動性に富む」としているところは、伊勢谷が戦時利得によって生じた臨時的所得のこととはいささか意味を異にしている。一つは何らかの事情により、郵便貯金に一時預け入れられた資金であるか、次の「一口平均預払金額の比較的少額なる点」と重ね合わせると、所得が安定していない、あるいは生計費を超える少額の貯金をなし、景気動向によっては貯金を切り崩さざるを得ない層、制度上本来想定されてきた「中等以下零細層」の貯蓄としての性格を述べているものと考えられる。

伊藤は、郵便貯金などの少額資金の蓄積は預入後に長期間存続することによって初めてその意義が得られるのもであり、「其の理由は言ふ迄もなく、其の長期資金としての効果を十分発揮せしむることであり、又事業経営上よりするも資金の原価を割高ならしめざる為必要だからである」としている⁽⁴²⁾。郵便貯金資金については、預金部に預け入れられ、その運用資金の主要部分を構成していたが、1937年度以降には「預金部資金増加額の大部分即ち90%以上は国債証券の保有及特殊銀行会社等の事業資金に振向けられて居るのであって斯かる意味合から貯金の長期化、安定化は臨戦態勢を強化する重要案件である」との認識であった⁽⁴³⁾。しかし、「既存制度に於ては、比較的長期の継続預入に適する据置貯金も反面に於て高金額の預入には弾力性に乏しき嫌があり、又毎月の集金を特質とする月掛貯金及集金貯金も一は取扱地域に制限があり他は比較的短期の預入に利用が集中し、何れも貯金の長期化安定感には多くを望み得なかつた」ことから、新たな貯金制度が求められたとしている⁽⁴⁴⁾。この叙述からすると、「資金の原価」としているのは、利子ではなく貯金吸収に関わるコストを含意しているといえよう。

次いで伊藤は、「今日国民貯蓄の問題は、国内に横溢する浮動購買力の吸収による悪性インフレの防止策としても重要な意義を持ち、此の方面よりするも貯蓄の強化が要望せられて居るのであるが、国民の経済生活よりみて緊迫せる現段階に於いては、所得の余剰部分の貯蓄と言ふよりは寧ろ生活の節度の切下を前提とせざるを得ない」ことを指摘し、ここに「各人の経済生活の本拠に直接集金の手を差延べ、毎月一定の金額を預入せしむる積立貯金制度は浮動購買力の吸収上の確有効の効果を発揮するものと言ひ得るべく、更に毎月の所得中一定額を優先的に貯蓄に振向けることを理想とする戦時下予算生活の誘導助長にも裨益する所少くないと信ずるのである」と積立貯金制度の意義を説いている⁽⁴⁵⁾。

この発言には、伊勢谷になかった指摘が見られる。伊勢谷が定額貯金、弾丸貯金に焦点を当てているのに対し、伊藤は国民の経済生活に切迫を見ている。おそらくこのことは、インフレの進行によるものであろう。実質所得が下落すれば、貯蓄増強は所得余剰によってではなく、生活水準の切り下げによらなければならないとの予想があり、月掛貯金、集金貯金の両特徴を持った積立貯金によって、貯蓄を長期に誘導するとともに、このような貯金を通じて国民に戦時下の耐久生活を習慣化させることができるとしている。伊勢谷がもっぱら戦時下の臨時的ないし追加所得による浮動購買力の吸収に焦点を当てているのに対し、同じことを述べつつも、伊藤は従来からの郵便貯金者の大宗にも目を配り、その長期安定化方策としての積立貯金の意義を述べているのである。これは、先に見た定額貯金の貯金者層とはかなり異なった貯金者層の姿と言わねばならない。

またこれに加え、伊藤は「賞与諸手当其他臨時的諸収入の貯蓄転換策としては定額貯金の

41 同上、9頁。

42 同上、9頁。

43 同上、10頁。

44 同上、10頁。

45 同上、11頁。

	郵便貯金									
	通常貯金	据置貯金	定額貯金					月掛貯金のちに積立貯金	国債貯金	預入限度額
			1年以下 ～2年以下	2年以上 ～3年以下	3年以上 ～4年以下	4年以上 ～5年以下	5年以上			
	%	%	%	%	%	%	%	%	円	
1935	3.00	3.036							2,000	
1936									2,000	
1937	2.76							3.036	2,000	
1938									2,000	
1939									2,000	
1940			1941年10月					1941年12月	2,000	
1941			2.85	2.95	3.10	3.25	3.40	3.00	3,000	
1942									5,000	
1943								1943年10月	5,000	
1944	2.64	2.904	2.75	2.85	3.00	3.20	3.40	3.36	5,000	
1945									5,000	

(出所) 郵政省編 (1960) 『続通信事業史 第7巻 為替貯金』より作成。

表4 定額貯金金利

如き格好のものと称すべく、之当両制度の活用如何によっては国民の経済生活上多大の効果を収め得べきものと期待せらるるのであるが、一面貯蓄の増強殊に貯金の長期化安定化に就ては貯蓄者の微妙な心理をも考慮する要があり、新制度の運用上、現業方面に於ける細心の注意と不撓の努力とを望んで已まない次第である」とし、定額貯金は1年据え置きの後、解約払戻が自由であることから、長期安定化のためには、期間における傾斜的な利子設定によって誘導するだけでなく、生活資金との兼ね合いで、貯蓄資金の性格をよく見極めアドバイスができるよう、定額貯金と積立貯金という制度設計を把握した上、両制度の運用に当たることを現業部門に求めている⁽⁴⁶⁾。以上のように、伊勢谷および伊藤の説明を見れば、1941年度の郵便貯金の制度改革を通じ、郵便貯金は開設以来の理念に規定された「中等以下零細層」の貯蓄機関という性格を脱し、中間層を含む広範な「国民の貯蓄機関」への飛躍を目指すようになったと見ることができるであろう。

定額貯金は、表4にみる通り、「1年以上～2年以下」から「5年以上」まで5段階の利率が設定され、預入期間が長期になるにしたがい高率かつ複利で付利されることを特徴のひとつとしていた。この「複利」については、据置貯金の受け入れとともに、従来貯蓄銀行の独占業務とされていたが、1942年「国民貯蓄組合法」施行後には組合の斡旋によるものに限り、貯蓄銀行以外の普通銀行および特別銀行においても、これらの預金業務を営むことが認められることになった⁽⁴⁷⁾。複利の方法による預金は、郵便貯金でも認められ、これが定額貯金設計のコアをなした。この結果、定額貯金金利は普通銀行の定期預金とも戦える金利となり、税法の優遇を考慮した場合、郵便貯金金利回りの方が有利となったのである⁽⁴⁸⁾。郵便貯金に設定されている預金者1人当たりの預入限度額は、1941年7月に2千円から3千円へ21年ぶりに引上げられ、翌1942年4月には5千円と2度にわたって引上げられた。また同月、定額貯金の預入金額

46 同上、11頁。

47 情報局 (1941)、143頁。「国民貯蓄組合法」制定にともない、貯蓄組合には次の3点から保護助成がなされた。①組合に対する特典として、補助金および奨励金の交付、印紙税の免除、②組合貯蓄に対する特典として、預貯金利子、信託利益に対する分類所得税免除、国債利子に対する分類所得税免除、③銀行に対する特典として、国民貯蓄組合の斡旋による場合に限り、貯蓄銀行以外の銀行にも貯蓄銀行法に基く複利の方法による預金ならびに据置貯金の受入を認める。

48 1944年4月には郵便貯金利率の引下げが行なわれているが、すでにこの時期における利下げは、郵便貯金の利用に影響を与えるものではなかった。

年度	郵便貯金		通常貯金		据置貯金	月掛貯金	集金貯金		積立貯金		定額貯金		特別据置貯金	国債貯金
	百万円	百万円 (%)	百万円	百万円 (%)	百万円	百万円	百万円	百万円 (%)	百万円	百万円 (%)	百万円	百万円 (%)	百万円	百万円
1935	3,232	2,895 (89.6)	319	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1936	3,482	3,110 (89.3)	351	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1937	3,891	3,499 (89.9)	372	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1938	4,739	4,250 (89.7)	464	22	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1939	6,153	5,492 (89.3)	606	33	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1940	7,915	6,996 (88.4)	809	47	63	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1941	9,975	8,567 (85.9)	810	57	90	12 (0.1)	438 (4.4)	—	—	—	—	—	—	—
1942	13,044	不明 不明	不明	—	—	不明 不明	不明 不明	不明 不明	不明 不明	不明 不明	不明 不明	不明 不明	不明	—
1943	18,973	15,354 (80.9)	不明	—	—	438 (2.3)	3,181 (16.8)	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
1944	30,375	23,486 (77.3)	不明	—	—	710 (2.3)	6,180 (20.3)	322	225	—	—	—	—	—
1945 (8月末)	35,212	26,345 (74.8)	不明	—	—	804 (2.3)	7,433 (21.1)	339	291	—	—	—	—	—

(注1) 統計上、1942年度については種類別現在高の計上がない。1943年度、1944年度については、定額貯金および積立貯金を除く特別貯金はすべて通常貯金に包含されている。
(注2) 計数は百万円未満を四捨五入したため、合計額中符合しないものがある。
(注3) 通常貯金、積立貯金、定額貯金の()内の数値は、郵便貯金に占める各貯金の割合である。
(出所) 貯金局『貯金局統計年報』各年度、貯金局『貯金局統計月報』各月、東京貯金支局『貯金局事業概況』各月、通信院貯金保険局『事業概況』各月より作成。

表5 種類別郵便貯金残高の推移

が、20円、50円、100円、200円、300円の5種に、より高額の500円が追加され、6種となった。定額貯金を開発することにより、郵便貯金は1940、1941年度に一旦減らすこととなった国民貯蓄のシェアを取り戻し、拡大に転じるための有力な武器を手にしたのである。

最後に、表5より種類別郵便貯金残高の推移をみると、1945年8月末における郵便貯金総計は約352.1億円、このうち定額貯金は約74.3億円に達した。表掲期間を通じて郵便貯金の大宗を占めていたのは通常貯金であったが、定額貯金は郵便貯金総額の約21.1%を占めるに至った⁽⁴⁹⁾。1941年10月から1945年8月にかけて定額貯金の郵便貯金増加寄与率は約29.4%と、当該期における郵便貯金の伸びを定額貯金の著しい増加が支えたのである。

おわりに

日中戦争期の郵便貯金は、「臨時軍事費特別会計」の設立による巨額の軍事予算を捻出するための国債大量発行に対して、インフレ抑制、消費財輸入の抑制による国際収支の均衡を目的に、消費抑制と貯蓄奨励を通じて撒布される財政資金を回収し、預金部を通じて国債消化を果たす役割を担った。このような戦争経済における郵便貯金の役割は、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦においても変わりはなかったが、日中戦争から第二次世界大戦という長期戦、総力戦の中で臨時軍事費が巨大化し、国債の大量発行が継続されたことから、貯蓄奨励政策の一環としての役割を果たしつつ、その運動の組織化で露呈した限界を超えていくことが問われるようになった。

1941年12月8日真珠湾攻撃により、日本は第二次世界大戦に突入し、戦時公債の急膨張が不

49 先に伊勢谷が述べた特別据置貯金、国債貯金については本稿では言及しなかったが、特別据置貯金制度は、郵便貯金に割増金を付けるという一般の射幸心を利用した貯金で、郵便貯金切手(別名「弾丸切手」)を発行し、特別据置貯金に預入することとされ、当選した貯金切手には割増金を付けられた。また国債貯金は、当時すでに銀行・信用組合等において実施されていた国債貯金と同等の趣旨のもので、国債の応募者が国債証券を購入する代わりに貯金の預入をし、その払戻は原則現金によらず国債証券(大東亜戦争国庫債券または大東亜戦争特別国庫債券)に限定するもので、利率は国債の税引き利回りとはほぼ同一の年三分三厘六毛であった。

可避となる中、1940年度にその増勢鈍化していた郵便貯金が、従来の貯蓄奨励政策の推進だけではこのような課題を担いきれないことは明らかであった。そこでインフレ下の貯蓄にインセンティブを与えるため、長期・安定的に保有することが有利となる貯蓄商品として設計され、1941年10月に開設されたのが定額貯金であった。この定額貯金による長期・安定的資金の吸収によって、郵便貯金には従来言われているような零細貯蓄や貯蓄奨励運動の強行による「飢餓貯蓄」とは性格の異なる資金が積極的に流入してくるようになった。定額貯金割合の大宗を占めていたのは、利回りに敏感で、インフレヘッジに関心の高い、長期にわたって貯蓄可能な貯蓄者層であった。通信省貯金局は、これと同時に貯蓄奨励政策の運動組織化の強化を通じ、通常貯金の増強や新たに設立された積立貯金による長期安定化を目指すことにより、従来の貯金者のすそ野を維持拡大することにも配慮することで、「国民の貯蓄機関」への脱皮を果たしていくことになったのである。

このような定額貯金開設を核心に置いた制度改革は、戦争の長期化と総力戦への突入、戦時公債の急膨張と重点産業への資金集中、インフレーションの昂進の抑止という戦争経済で求められた課題に答えねばならないという、非常時においてのみ可能なものであった。さらに通信省がこの事態を、これまで課題とされてきた貯蓄奨励に関わる作業コストを削減できる、あるいは貯蓄奨励費を通じ郵便局経営の拡充改善に寄与する格好の機会と捉え、貯金局を中心に積極的に関与していったことが、その成功の大きな要因であった点も見逃すことはできない。

第二次世界大戦後、通信省は郵電分離により、金融二部門は改組された郵政省によって運営されることになったが、戦時郵便貯金の制度は維持された。他方、その資金運用を委託されていた財政については、「臨時軍事費特別会計」が廃止され、大蔵省預金部も廃止、資金運用部に改組された。戦後の「平和経済」への移行により、郵便局を通じて集められた長期安定的な郵便貯金資金は、均衡財政主義（赤字国債の禁止）の下で、建設国債及び戦後財投の資金基盤を形成し、社会インフラの再建と復興・拡充に寄与していくことになった。戦時期に開発され、高度成長期を通じて郵便貯金の大宗を占めるようになった定額貯金は、半年複利、元加利子の組み入れによって巨大化し、財投原資を賄うとともに、1970年代に始まった赤字国債を引き受けていくようになる。しかし、この巨大化した定額貯金は、その満期構成と金利自由化の立ち遅れにより、金利の変動期を通じて10年周期の巨大なウェーブを描くようになり、資金運用部の国債引受余力を規定することによって、国債流通市場のリスクとなっていくのであった。

(いとう まりこ 東京成徳大学経営学部准教授)

参考資料・文献一覧

- 大蔵省（1938）『世界大戦当時における各国貯蓄奨励制度』、大蔵大臣官房財政経済調査課。
- 大蔵省（1941）『昭和財政史資料 第9号 金融 貯蓄奨励（1）』。
- 大蔵省昭和財政史編集室編（1954）『昭和財政史 第6巻 国債』東洋経済新報社。
- 大蔵省昭和財政史編集室編（1955）『昭和財政史（戦前編）第10巻 金融（上）』東洋経済新報社。
- 大蔵省昭和財政史編集室編（1957）『昭和財政史（戦前編）第11巻 金融（下）』東洋経済新報社。
- 大蔵省昭和財政史編集室編（1962）『昭和財政史（戦前編）第12巻 大蔵省預金部・政府出資』東洋経済新報社。
- 国民貯蓄奨励局（1938）『昭和十三年六月 国民貯蓄奨励委員会議事録（一）』。
- 国民貯蓄奨励局（1942）『昭和十七年二月 国民貯蓄奨励委員会議事録（七）』。
- 国民貯蓄奨励局編（1941）『昭和十六年十一月 第七十七回帝国議会用参考書』。

情報局（1941）『国民貯蓄組合法解説』。
全国市街地信用組合協会（1941）『国民貯蓄組合の解説』。
中央郵政研修所（1955）『昭和二十九年度 研究部事業研究報告書（総説第一分冊下）』。
中央郵政研修所（1956）『昭和三十年度 研究部事業研究報告書（総説第二分冊下）』
貯金局『貯金局統計年報』各年度。
貯金局『貯金局統計月報』各月。
貯金保険局『郵便為替貯金事業概況』各月
通信院貯金保険局『事業概況』各月
逓信省（1940）『逓信事業史 第5巻 為替貯金』逓信協会。
日本銀行（1948）『財政経済統計年報』。
日本銀行百年史編纂委員会編（1984）『日本銀行百年史 第4巻』日本銀行。
郵政省編（1960）『統逓信事業史 第7巻 為替貯金』、前島会。
郵政省編（1968）『郵政百年史資料 第15巻』、吉川弘文館。

『毎日新聞』
『読売新聞』
『東京朝日新聞』
『東洋経済新報』
『逓信協会雑誌』
『郵貯時報』

石井寛治・杉山和雄編（2001）『金融危機と地方銀行』東京大学出版会。
石井寛治（2010）「通信特別会計成立に関する一考察」『郵便史研究会紀要』第30巻、郵便史研究会。
石井寛治（2015）「郵便貯金利子の決定に関する一考察」『郵便史研究会紀要』第40巻、郵便史研究会。
伊勢谷次郎（1941）「定額郵便貯金制度の概要と其の意義」、『逓信協会雑誌』1941年10月398号。
伊勢谷次郎（1950）「貯蓄奨励三段構え一定額貯金颯爽と登場―」、座談会「在京先輩に訊く郵便貯金の今昔」、『郵貯時報』1950年9月号。
伊藤敏行（1941）「郵便貯金の趨勢とその長期化安定方策一定額貯金及積立貯金両制度に就て―」『逓信協会雑誌』1941年12月400号。
伊藤真利子（2017）「戦時期の郵便貯金―1930年代預貯金市場を中心として―」ゆうちょ財団ゆうちょ資産研究センター『ゆうちょ資産研究』第24号。
伊藤真利子（2018）「1930年代の預貯金市場と郵便貯金」、郵政歴史文化研究会編『郵政博物館研究紀要』第9号、通信文化協会博物館部。
伊藤真利子（2019）『郵政民営化の政治経済学―小泉改革の歴史的的前提―』名古屋大学出版会。
伊藤真利子（2021）「郵便貯金・財政投融资・ODA―援助大国への道―」、郵政歴史文化研究会編『郵政博物館研究紀要』第12号、通信文化協会博物館部。
伊藤真利子（2023）「日中戦争期の貯蓄奨励と郵便貯金の急増」、永廣顕・平山賢一・佐藤政則・伊藤真利子『日銀引受国債発行と預金部・郵便貯金―戦時国債管理における二元性の再検討―』麗澤大学経済社会総合研究センター Working Paper、第95巻、第3章。
伊牟田敏充編（1991）『戦時体制下の金融構造』日本評論社。

- 永廣顕（2023）「預金部の資金運用の変化と国債運用」、永廣顕・平山賢一・佐藤政則・伊藤真利子『日銀引受国債発行と預金部・郵便貯金—戦時国債管理における二元性の再検討—』麗澤大学経済社会総合研究センター Working Paper、第95巻、第1章。
- 岡田和喜（1996）『貯蓄奨励運動の史的展開—少額貯蓄非課税制度の源流—』同分館。
- 金澤史男（2010）『近代日本地方財政史研究』日本経済評論社。
- 柴田善雅（2002）『戦時日本の特別会計』日本経済評論社。
- 柴田善雅（2011）『戦時日本の金融統制—資金市場と会社経理—』日本経済評論社。
- 杉浦勢之（1991）「1910年代の逓信省の危機」、近代日本研究会『年報 近代日本研究13経済政策と産業』山川書店。
- 杉浦勢之（2001）「金融危機下の郵便貯金」、石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行』東京大学出版会。
- 佐藤政則（2016）『日本銀行と高橋是清—金融財政ガバナンスの研究序説—』麗澤大学出版会。
- 佐藤政則（2023）「日本銀行は預金部をどう観ていたのか：1942年」、永廣顕・平山賢一・佐藤政則・伊藤真利子『日銀引受国債発行と預金部・郵便貯金—戦時国債管理における二元性の再検討—』麗澤大学経済社会総合研究センター Working Paper、第95巻、第4章。
- 高橋亀吉（1937）『戦争と日本経済力』千倉書房。
- 中村隆英（1993）『日本経済—その成長と構造—』第3版、東京大学出版会。
- 原朗（1995）『日本の戦時経済—計画と市場—』東京大学出版会。
- 原朗（2013）『日本戦時経済研究』東京大学出版会。
- 原朗・山崎志郎『戦時日本の経済再編成』日本経済評論社、2006年
- 平山賢一（2023）「預金部の国債ポートフォリオの推移と検証」、永廣顕・平山賢一・佐藤政則・伊藤真利子『日銀引受国債発行と預金部・郵便貯金—戦時国債管理における二元性の再検討—』麗澤大学経済社会総合研究センター Working Paper、第95巻、第2章。
- 迎由理男（1991）「預金部・簡易生命保険資金の動員」、伊牟田敏充編『戦時体制下の金融構造』日本評論社。
- 山崎志郎（2011）『戦時経済総動員体制の研究』日本経済評論社。
- 米山忠寛（2018）「昭和戦前期日本の国家財政と家計—貯蓄奨励の論理と構造—」、法政大学大原社会問題研究所・榎一江編『戦時期の労働と生活』法政大学出版局。
- 吉野俊彦（1952）『我国金融制度の研究』、実業之日本社。
- 若月剛史（2014）『戦前日本の政党内閣と官僚制』東京大学出版会。

論 文

「戦前日本における水産業の発展と電気通信」

山口 明日香

はじめに

通信の歴史研究は、通信サービスの供給サイドの問題を中心に、戦前・戦後から展開されてきた⁽¹⁾。1980年代に入ると需要サイドの考察も進展しはじめ、郵便・電信・電話といった通信手段が地域社会や産業・企業活動においてどのように利用され、どのような影響を及ぼしたのかが検討され⁽²⁾、経済情報を扱う「情報の経済史」研究への関心が高まった。しかし、伝達される情報の中身の特定が困難なために、通信の効果や影響を「状況証拠」以上に示すことは難しく、2000年代に入って需要サイドに焦点を当てた研究が行き詰まりをみせるようになるのに伴い、「情報の経済史」への関心も希薄になった。それ以降、価格などの経済情報やそれと表裏の関係にある輸送との関連を通じたマイクロ分析の必要性などが指摘され⁽³⁾、通信手段の利用の実態についての研究が積み重ねられてきたものの⁽⁴⁾、供給サイドに焦点を当てた研究に比べ、需要サイドの研究が大きく進展したとは言い難い。

以上を踏まえ本稿では、産業・企業における通信手段・形態の変化やその影響を歴史的に解明するために、戦前日本の水産業に焦点をあて、電信・電話及び無線電信・無線電話の利用の実態を、魚価や漁獲量、水産物輸送量の変化などと関連づけながら考察する。水産業では、漁獲や水産物取引において、漁況や魚価情報を迅速に交換する必要があった。明治以降、日本の水産業における通信手段・形態は、電信・電話や無線電信・無線電話の通信インフラ、さらに鉄道をはじめとする輸送インフラの整備・拡充に伴って変化した。

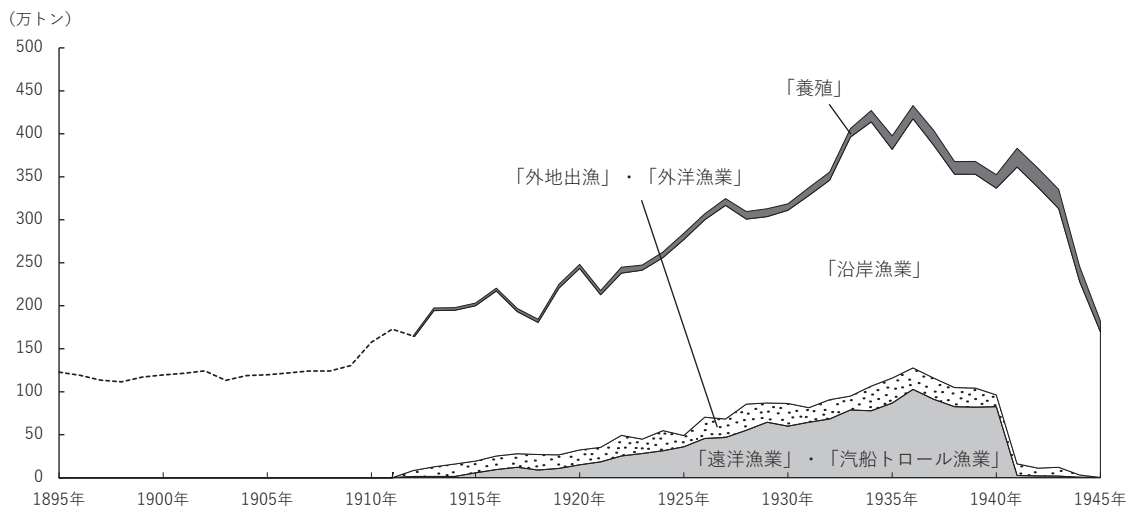
水産業に関する先行研究では、通信手段・形態の変化やその影響について考察が行われてい

- 1 以下の研究動向については、杉山伸也『近代日本の「情報革命」』（慶應義塾大学出版会、2024年）第8章。他に、石井寛治「日本郵政史研究の現状と課題」『郵政資料館研究紀要』創刊号（2010年3月、3～15頁）、北原聡「近代日本の電信電話に関する近年の研究動向：地域社会との関連を中心に」『郵政博物館研究紀要』第10号（2019年3月、3～12頁）を参照。
- 2 主な研究には、以下のものがある。石井寛治『情報・通信の社会史：近代日本の情報化と市場化』（有斐閣、1994年）；藤井信幸『テレコムの経済史：近代日本の電信・電話』（勁草書房、1998年）；佐々木聡・藤井信幸編著『情報と経営革新：近代日本の軌跡』（同文館、1997年）；若林幸男「国際通信市場再編期における総合商社の情報通信環境：「無線国策」時代突入時の三井物産大阪支店の情報通信事情」『政経研究』72号（1999年3月）；若林幸男「戦間期総合商社の情報通信戦略・戦術：第一次大戦後三井物産大阪支店の情報通信システムの革新」『明大商学論叢』81巻3・4号（1999年3月）；藤村聡「戦間期の貿易商社における通信費の構成：「兼松資料」による帳簿分析」『経済経営研究』51号（2001年11月）；藤村聡「明治・大正期における貿易商社「兼松」の通信手段とその費用」『経済経営研究』52号（2002年11月）；古田和子「経済史における情報と制度：中国商人と情報」『社会経済史学』69巻4号（2003年11月）；大森一宏「戦間期日本の海外情報活動：陶磁器輸出を中心に」『社会経済史学』69巻4号（2003年11月）；藤井信幸『通信と地域社会』（日本経済評論社、2005年）。
- 3 杉山伸也「通信ネットワークと地方経済：明治期長野県の郵便と電信を中心に」『郵便史研究』第12号（2001年）11～12頁。
- 4 高槻泰郎『近世米市場の形成と展開：幕府司法と堂島米会所の発展』（名古屋大学出版会、2012年）第Ⅲ部；平井岳哉「三井物産における電信利用」『情報学研究』3号（2014年1月）；李昌政『戦前期東アジアの情報化と経済発展：台湾と朝鮮における歴史的経験』（東京大学出版会、2015年）第5～6章など。

るものの、その対象は無線電信の導入が早かったトロール漁業や類似の操業形態をとる機船底曳網漁業にはほぼ限定されている⁽⁵⁾。また、水産物市場を主要な考察対象としてきた市場史研究においても、水産物販売業者の通信手段・形態やその変化に伴う市場や取引への影響については考察が及んでいない⁽⁶⁾。本稿では、水産物取引における電信・電話利用に考察対象を拡大するとともに、鰹釣漁業の無線利用を漁業通信の考察対象に加えることでトロール・機船底曳網漁業の事例を相対化しつつ、通信の側面から戦前日本の水産物市場及び漁獲の変化を描いてみたい。利用する主な資料は、農商務省（農林省）・通信省・鉄道省や東京市・大阪市役所などによる水産や通信に関する統計・調査資料、雑誌・新聞記事、各地方の電話番号簿である⁽⁷⁾。

1 漁獲量と水産物市場の概観

はじめに、漁獲量と水産物市場の変化をマクロ的に考察しておく。図1は、1895-1945年の日本の漁獲量を示している。明治期の統計には北海道の漁獲量が全て含まれていないなどの問題点があるが、総漁獲量は1890年代後半から1900年代まで110万～130万トン推移していたと考えられる。その大半を占めたのは沿岸漁業で、沿岸漁業が漁獲した鮮魚は、基本的に各地域内の市場で取引された。市場は地域分断的で、1882年の調査によると、府県による開設許可を



注) 1895～1911年の総漁獲量は、農林省農林経済局統計調査部編『農林省累年統計表』（農林統計協会、1995年）では1～2億貫を推移しているが、ここには水産加工された北海道の漁獲量が含まれていない。農商務省農務局編『水産事項特別調査』（1894年）によると、総漁獲量は1891年にすでに約2億貫を上回っており、また農林省統計調査部編『漁獲量累年統計表』（農林統計協会、1960年、3頁）では明治期に約5億貫を上回っていたのではないかと指摘されている。そこで本図では、『農林省累年統計表』の1895～1911年の数値に毎年2億貫を加算してトン換算した。1941～45年の「遠洋漁業」漁獲量は「沿岸漁業」漁獲量に含まれている。

資料) 山口明日香「戦前日本の漁業発展と水産資源：トロール・機船底曳網漁業を中心に」『日本史研究』703号（2021年3月）、130頁。

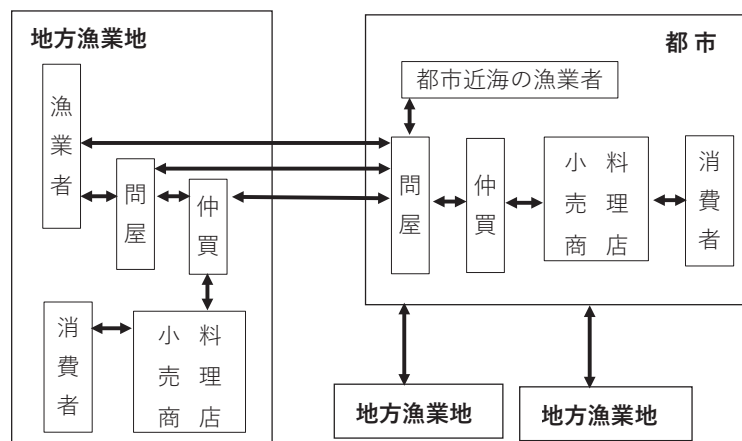
図1 漁獲量（1895～1945年）

- 5 石井『情報・通信の社会史』137～140頁；高宇『戦間期日本の水産物流通』（日本経済評論社、2009年）第8章；加島篤「日本水産における漁業用無線通信の系譜Ⅰ」『北九州工業高等専門学校研究報告』47号（2014年1月）；加島篤「日本水産における漁業用無線通信の系譜Ⅱ」『北九州工業高等専門学校研究報告』48号（2015年1月）；山口明日香「戦前日本の漁業発展と水産資源：トロール・機船底曳網漁業を中心に」『日本史研究』第703号（2021年3月）。
- 6 市場史研究では、中央卸売市場の形成に関心が集まってきた。代表的な研究に、藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的的研究』（清文堂、1970年）、梶谷光晴『中央卸売市場の成立と展開』（白桃書房、1977年）、原田政美『近代日本市場史の研究』（そしえて、1991年）などがある。
- 7 このうち、逓信省工務局編『本邦無線電信電話局所設備一覧表』（逓信協会、1937年）や雑誌『むせん』（東京地方逓信局海事部横浜出張所内鸚鵡会発行、1935～1941年）、各地方の電話番号簿（1934～1935年）は、郵政博物館所蔵資料である。

受けた「魚市場」は全国に401ヵ所あった⁽⁸⁾。

日露戦後になると、総漁獲量の漸増と鉄道や動力船の利用を背景に、水産物を取り扱う市場数は増加した。府県による開設許可を受けた「魚市場」は1907年に881ヵ所を数え、無許可の市場も含めると1911年には1,587ヵ所に及んだ⁽⁹⁾。同時に、都市化の進行に伴って市場規模が拡大した都市を中心に、遠隔地からの鮮魚入荷量が増加した。例えば、東京の日本橋魚市場では、1890年代に取り引きされていたのは主に近海物であった⁽¹⁰⁾が、1910年には千葉や三崎・伊豆方面などからの近海物（発荷～売立まで2日間）に加え、沼津・焼津・清水方面（同2日間）や大阪や北海道（同3日間）、中国・九州地方（同3～4日間）の鮮魚も入荷していた⁽¹¹⁾。大阪の雑喉場魚市場でも、日露戦後に下関の鮮魚や焼津の生節が入荷するようになった⁽¹²⁾。1908年には国有鉄道による冷蔵貨車の利用も開始されており、都市の水産物市場では、近隣荷主（近海の漁業者）に加え、地方の漁業地荷主（漁業者・問屋・仲買）と取引を行う問屋が増加した（図2参照）。電信・電話は、こうした水産物取引において魚価情報を交換する通信手段として利用された。

また漁獲面では、日露戦後に遠洋漁業やトロール漁業が発達し始め、水産物供給を支えていった。これらの漁業は、第一次世界大戦期の造船業や機械工業などの漁業関連産業の発展を背景に急成長し、遠洋化に伴い無線電信や無線電話を積極的に利用して漁獲量を増加させた。図1によると、1910年代後半から1930年代半ばの総漁獲量は約200万トンから約400万トンに増加し、このうち沿岸漁業の漁獲量が177万トン（総漁獲量の86%）から266万トン（67%）に漸増したのに対し、遠洋漁業・トロール漁業の漁獲量は9万トン（5%）から1936年には90万トン（23%）に急増した。また日本の植民地（朝鮮・台湾・樺太）や租借地（関東州）、委任統治地域（南洋群島）、および条約により許可された他国領海（露領）などに一定期間根拠地を



注) 筆者作成。

図2 鮮魚取引

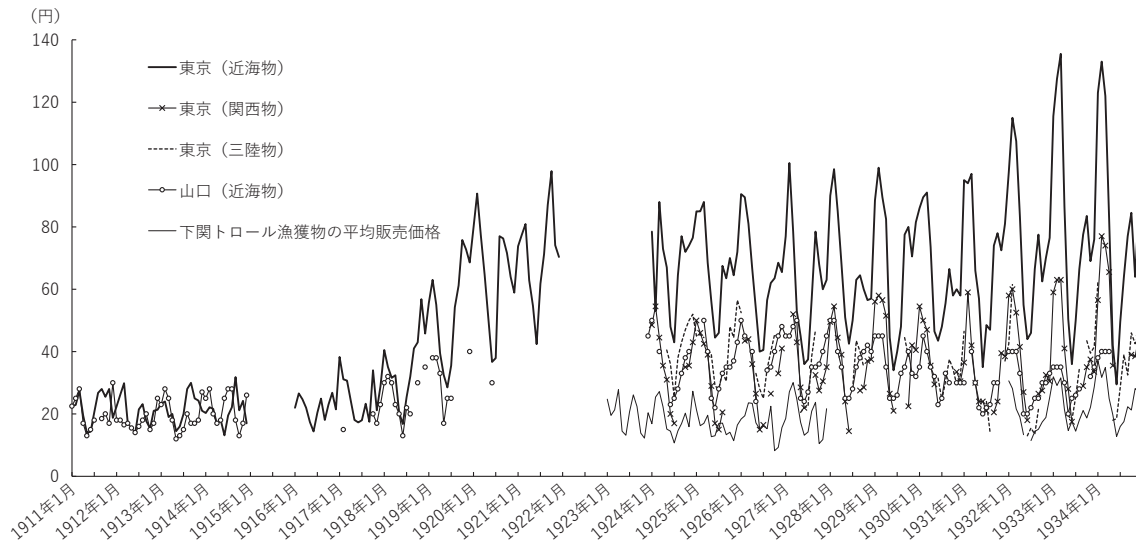
- 8 401ヵ所の内訳は、魚類専門242、青果兼業159であった（中村勝『市場の語る日本の近代』そして、1980年、83頁）。
- 9 1907年の881ヵ所（愛媛県と青森県は含まれていない）の内訳は、魚類専門681、青果兼業200、1911年の1,587ヵ所の内訳は、鮮魚介専門806、鮮魚介塩乾魚介476、塩乾魚介専門103、青果その他兼業202であった（中村『市場の語る日本の近代』122～124頁）。その後の調査によると、全国の魚市場数は1927年度末に950（うち696が魚類専門）、1936年度に1,488であった（農林省水産局『昭和二年内地水産業之概要』1929年、40～42頁；農林省水産局『昭和十一年度 魚市場概況』1938年）。
- 10 桜井英二・中西聡編『流通経済史』〔新体系日本史12〕（山川出版社、2002年）319頁；中村『市場の語る日本の近代』165～167、249頁。
- 11 生産調査会『農商務省水産局 魚市場ニ関スル調査』（生産調査会、1911年）137～138頁。
- 12 焼津水産史編纂委員会編『焼津水産史』（焼津魚仲買人水産加工業協同組合、1981年）295頁。

において行われた外地出漁と、オホーツク海やベーリング海、南シナ海などの公海で行われた外洋漁業の漁獲量も増加し、1920～1930年代に17万～30万トン（5-10%）で推移した。

遠洋漁業やトロール漁業の発展による漁獲量の増加に伴って、1920年代以降、都市への鮮魚入荷量の増加が顕著になった。国有鉄道の鮮魚輸送トン数は、1912年の29万トンから1918年の37万トンに漸増していたが、1925年までに64万トンに急増し、このうち27.5万トン（43%）が6大都市到着分であった⁽¹³⁾。鮮魚入荷量に占める鉄道輸送の割合は、1920-21年の東京市と大阪市では共に60%を上回り、1924年の東京市では73%に達した⁽¹⁴⁾。鉄道輸送が「運賃問題」を伴ったこともあり、水運による鮮魚輸送量が減少したわけではない⁽¹⁵⁾が、鉄道による鮮魚輸送量は着実に増加し、都市から内陸地域への再輸送にも鉄道が利用された⁽¹⁶⁾。他方、遠洋漁業やトロール漁業の根拠地である下関・長崎・塩釜をはじめとする主要漁港や、中継港であった青森などには、冷蔵貨車や冷蔵庫、鮮魚専用線路・ホームが整備された⁽¹⁷⁾。貨車の増加やダイヤ改正を請願する漁業地もあり、ダイヤ改正は、主要都市の魚市場の開場時間を考慮のうえ、発送地・到着地を調査し決定された⁽¹⁸⁾。こうして水産物市場では、中心的取引商品が塩干魚から鮮魚へとシフトした⁽¹⁹⁾。

水産物取引の増加に伴って、各地の水産物市場の価格連動性は高まった。図3は、東京（日本橋・築地）市場と山口（下関・桂島）市場のタイの月平均価格と、下関で水揚げされ主に都市向けに販売されたトロール漁獲物のタイの月別平均販売価格の推移を示している。第一次大戦前には、東京と山口の月平均価格の上昇期と下落期は必ずしも一致しておらず、それは他の市場でも同様であった（図4参照）。しかし、大戦期を契機に両者の差が約2倍に拡大する一方、上昇期と下落期は一致するようになったことがわかる。東京と山口の月平均価格の差が拡大した主要因は、東京における鮮魚需要の急増にある。東京では鉄道輸送に支えられて遠隔地からの入荷量が増加したが、関西物や三陸物の月平均価格が近海物を下回っているように、近海物と同等の鮮度の漁獲物の供給は難しく、そのため近海物の月平均価格は著しく高騰したと考えられる⁽²⁰⁾。一方で、漁獲状況や需要の差異に関わらず、月平均価格の上昇期と下落期が一致するようになったことは、両市場の関係が強まったことを示している。鮮度が極めて低く安価であったトロール漁獲物のタイ平均販売価格の上昇期と下落期もほぼ一致しており、東京と同

- 13 鉄道省運輸局『活鮮魚、鮮肉ニ関スル調査』（鉄道局運輸局、1926年）159、173～174頁。27.5万トンの内訳は、東京市13.3万トン、大阪市7.1万トン、京都市3.5万トン、名古屋市1.8万トン、神戸市1.6万トン、横浜市2.800トンであった。鮮魚に比べて輸送速度が求められなかった北海道産の塩干魚は、海運輸送された（鉄道院編『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響』中巻、鉄道院、1916年、683頁）。
- 14 東京市商工課編『日本橋魚市場ニ関スル調査』（東京市商工課、1922年）、123頁；東京市魚市場編『東京市魚市場年報』第1報（東京市魚市場、1925年）、10頁；大阪市役所商工課編『大阪市魚市場調査』（大阪市役所商工課、1923年）、28頁。
- 15 高『戦間期日本の水産物流通』第1章。
- 16 鉄道院編『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響』685頁；「魚市場 集まる兄貴連一万七八千人 経営百態」『東京朝日新聞』（1925年12月10日）。
- 17 鉄道院運輸局『活鮮魚、鮮肉ニ関スル調査』160～161頁；鉄道院編『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響』680～684頁。青森は、北海道・樺太などの漁獲物の中継港で、青森から各地に鉄道で鮮魚が輸送された。
- 18 焼津水産史編纂委員会編『焼津水産史』286～292頁；齋藤眞激「鉄道に於ける鮮魚輸送上の施設」『水産界』486号（1923年3月）7～11頁；齋藤眞激「列車時刻改正後の鮮魚列車」『水産界』490号（1923年7月）4～7頁。
- 19 1925年の6大都市の水産物の到着量34.7万トンと発送量7.2万トン（いずれも鉄道・船舶・自動車輸送の合計）の各々76%、45%が鮮魚であった（農林省水産局『昭和二年内地水産業之概要』農林省水産局、1929年、50～51頁）。なお100km以内の短距離輸送においては、戦間期に貨物自動車による鮮魚輸送が増加し、鉄道との競合もみられるようになった（北原聡「戦間期日本の貨物自動車輸送：全国的概観」『関西大学経済論集』58巻2号、2008年9月；北原聡「戦間期九州地方における貨物自動車輸送：九州南部を中心に」『関西大学経済論集』67巻4号、2018年3月）。

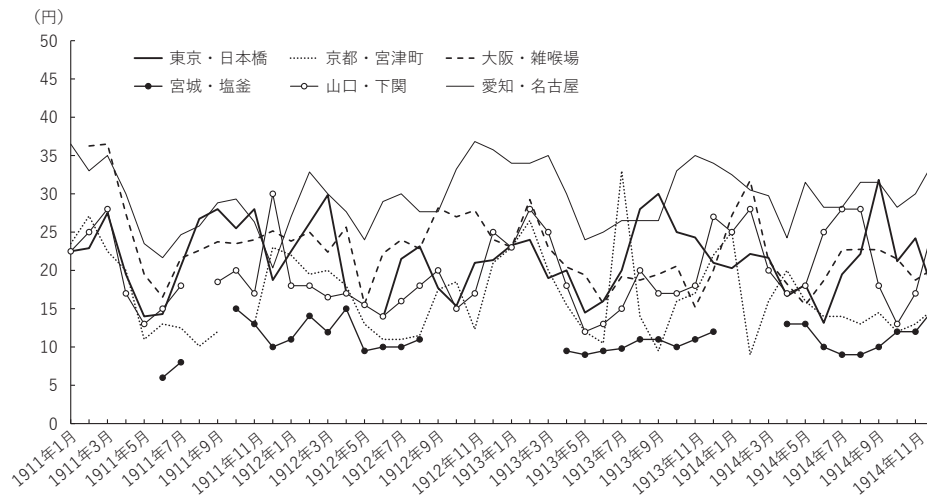


注) 東京(日本橋・築地)の近海物「たい・中」・関西物「たい」・三陸物「たい・大」、大阪(雑喉場)の「たひ」、山口県(1911-14年は下関、1917-34年は桂島)の「たひ」の10貫(36.7キログラム)当りの月平均相場をとった。

下関トロール漁獲物の月平均販売価格は、「真鯛」の漁獲金額を漁獲量で除して算出した。

資料) 農商務省水産局『大正二年 水産年鑑』(1915年); 農商務省水産局『大正三年 水産年鑑』(1917年); 東京市商工課編『日本橋魚市場二関スル調査』(東京市商工課、1922年); 東京市役所編『東京市魚市場年報 昭和九年』(1935年); 山口県水産組合(山口県水産会)『防長之水産』第17、23-45、50、56、99-222号(1917年5月、1917年12月~1919年9月、1920年2月、1920年8月、1924年2月~1934年6月); 下関市役所『下関市統計年表』第2-6回(1925~1929年); 日本トロール水産組合『業務成績報告書』(1932~1934年度版)。

図3 タイの月平均価格(1911年1月~1934年12月)



注) 地方庁報告の「鯛」10貫(36.7キログラム)当りの月平均価格。

資料) 農商務省水産局『大正二年 水産年鑑』(1915年)90~91頁; 農商務省水産局『大正三年 水産年鑑』(1917年)93~94頁より作成。

図4 タイの月平均価格(1911年1月~1914年12月)

様、その主要販売先であった大阪・京都・神戸・名古屋などの平均価格の推移も類似していたと推察される。主要都市に中央卸売市場が開設される前の1920年代末の段階で、「東西各沿岸の魚市場の相場」は「殆んど平均しつゝある傾向」にあった⁽²¹⁾。

以上の漁獲量や水産物市場の変化を念頭におきながら、以下では、鮮魚を中心に水産物取引

20 1920年代に全般的に魚価は下落傾向にあったが、タイの場合、1920年代以降、全国漁獲量が減少したため、高止まりしたのではないかと考えられる(「重要魚類卸売相場指数表」東京市役所編『東京市魚市場年報 昭和九年』1935年; 農林大臣官房統計課編『農林省統計表』第7、12次、東京統計協会、1932、1936年)。

21 片岡七兵衛「漁業能率増進と甲板部」(焼津市史編さん委員会編『焼津市史』資料編5、2004年、387頁)。中央卸売市場は、京都市(1927年)、横浜市(1931年)、大阪市(1931年)、神戸市(1932年)、東京市(1935年)の順に、京都市を除いて1930年代に開設された。

における電信・電話利用（第2節）と、漁業者による無線電信・無線電話の利用（第3節）を考察する。

2 水産物取引における電信・電話利用

(1) 電信・電話の利用状況

明治の日本では、官営方針のもと電信・電話事業が展開された。電信事業は、1869年の東京・横浜間の公衆通信の取扱いからスタートし、1880年代には九州から北海道まで主要地間の電信網が完成した。電信取扱局数は、1880年の155局から1910年には4,247局に増加し、それに伴って長距離通信として電信利用が普及した。一方、電話事業は1889年にスタートし、第一次電話拡張計画（1896-1902年度）を通じて主要20都市で交換業務が開始され、電話取扱局数は1895年の28局から1910年に2,022局に増加した。電話は、情報交換能率が高く、一定額の使用料（年額）を納めれば無制限に利用できたので、使用料は高額であったが、都市を中心に電話加入者が増加した。その後も電話需要は増加し、第二次電話拡張計画（1907-1912年度）は財政的制約から規模が縮小されたが、電話未開設の地方都市では、加入者負担による特設電話制度を利用して架設が進んでいった。市外回線の整備は遅れたものの、1899年の東京と大阪間の開通に伴い長距離電話制度が開始され、さらに1906年に特別長距離通話制度が設けられ、東京・横浜・横須賀と広島・呉・下関・門司・長崎などの直接通話が開通した⁽²²⁾。これ以降、市外電話は短距離・長距離・特別長距離の3つに区分され、東京-横浜間や東京-埼玉間など約200km以内に相当する区間が短距離、東京-名古屋間や東京-大阪間など約200km以上に相当する区間が長距離、東京-門司間や東京-長崎間など約1,000km以上に相当する区間が特別長距離とされた⁽²³⁾。こうして日露戦後以降、地方都市にも電話が普及するとともに、主要都市が電話回線で結ばれていった。

明治期の水産物取引において電信は、都市問屋と地方の漁業地荷主や、都市問屋・仲買と再送先の地方問屋・仲買の間の長距離通信に利用された。他方、電話は、都市問屋と都市近隣荷主の間や、市内の問屋・仲買・小売（鮮魚店・料理屋なども含む）の間の短距離通信に利用された。管見の限り、産業別の電報数が不明なので、水産物取引における電信利用の変化を具体的に把握するのは難しいものの⁽²⁴⁾、後述するように、第一次大戦前の段階で電信は各地の水産物取引で利用されていた。一方、水産物取引において電話利用数が増加していたことは、電話加入者の推移から読み取ることが可能である。表1は、1906年と1921-23年、および1934-35年の水産物販売業者の電話加入状況を示している。1906年に電話に加入していた水産物販売業者は828名で（電話加入者全体の2.3%）、このうち65%に相当する538名が六大都市に集中していた。電話加入者が六大都市に集中していた点は他産業と共通するが、水産物販売では北海道の加入者も158名（うち函館76名、小樽76名）と多く、漁業でも同様に北海道の加入者割合が高いという特徴があった⁽²⁵⁾。ただし、青森-函館間や東京-札幌・小樽・函館・室蘭の各間の通話開通が可能になるのは1926年であったので⁽²⁶⁾、北海道と本州の主要都市間では電信が

22 杉山「情報革命」140～147頁；石井『情報・通信の社会史』164～168頁；逋信省編『逋信事業史』第4巻（逋信協会、1940年）232～233頁。

23 齋藤精輔編輯代表『日本百科大辞典』第4巻（三省堂書店、1910年）1310～1311頁；『経済大辞書：大日本百科辞書』（同文館、1912年）1549頁。3つの市外線に明確な区分はなく、「ソリッドバック電話機に二個の小形フラー電池を用ひて通話し得る位のもの」を長距離、「大型フラー電池三個を用ふるにあらざれば十分なる通話をなす能わざる位の距離のもの」を特別長距離と称したという。

24 東北地方ではサンマ盛漁期に電信利用が増加し、北海道でも水産物取引に電信が利用された（日本電信電話公社東北電気逋信局編『東北の逋信電話史』電気逋信共済会東北支部、1967年、257頁；日本電信電話公社北海道電気逋信局編『北海道の逋信電話史』電気逋信共済会北海道支部、1964年、38頁）。

利用されたと考えられる。

1922年に電話に加入している六大都市の水産物販売業者は、判明するだけでも2,000名に達した⁽²⁷⁾。このうち長距離電話加入者が533名(27%)、特別長距離電話加入者が85名(4%)で、水産物取引において電話による長距離通信が増加していたことが読み取れる。これらの加入者の多くは、遠隔地の荷主と取引を行う問屋であった。関東大震災後に築地に整備された東京市魚市場には電信・郵便利用のために京橋郵便局分局が設置されていたこと⁽²⁸⁾や、本州と北海

	1906年 計	1921-23年			1934-35年		
		計 (%)	うち長距離	うち特別長距離	計 (%)	うち長距離	
六大都市	東京	257	973 (100%)	171 (18%)	68 (7%)	1,602 (100%)	160 (10%)
	横浜	35	92 (100%)	19 (21%)	9 (10%)	116 (100%)	9 (8%)
	名古屋	6	213 (100%)	63 (30%)	0 (0%)	248 (100%)	16 (6%)
	京都	60	240 (100%)	81 (34%)	2 (0%)	345 (100%)	20 (6%)
	大阪	171	366 (100%)	145 (40%)	4 (1%)	692 (100%)	80 (12%)
	神戸	9	116 (100%)	54 (47%)	2 (2%)	223 (100%)	41 (18%)
	計	538	2,000 (100%)	533 (27%)	85 (4%)	3,226 (100%)	326 (10%)
主要漁業地・中継地	函館	76	168 (100%)	4 (2%)	2 (1%)	211 (100%)	50 (24%)
	小樽	76	157 (100%)	58 (37%)	0 (0%)	107 (100%)	21 (20%)
	青森	3	n.a.	n.a.	n.a.	99 (100%)	30 (30%)
	塩釜	-	n.a.	n.a.	n.a.	69 (100%)	5 (7%)
	気仙沼	-	n.a.	n.a.	n.a.	61 (100%)	9 (15%)
	釜石	-	n.a.	n.a.	n.a.	48 (100%)	5 (10%)
	銚子	-	n.a.	n.a.	n.a.	66 (100%)	12 (18%)
	三崎	-	n.a.	n.a.	n.a.	33 (100%)	8 (24%)
	焼津	-	51 (100%)	49 (96%)	0 (0%)	88 (100%)	12 (14%)
	下関	9	n.a.	n.a.	n.a.	123 (100%)	38 (31%)
	長崎	10	n.a.	n.a.	n.a.	86 (100%)	10 (12%)
	枕崎	-	n.a.	n.a.	n.a.	31 (100%)	4 (13%)
	鹿児島	-	n.a.	n.a.	n.a.	42 (100%)	7 (17%)
全国 (その他を含む)	828	(3,719)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	

注) 1906年：1905年度末調査で「水産物販売」に掲載されていた加入者数。
1921-23年と1934-35年：「海産物商」「魚商(川魚商を含む)」「魚問屋」「魚仲買」「鯉節商」「蒲鉾商」等に掲載されていた加入者の合計値。「乾物商」や「缶詰製造」に記載のある水産物取扱関係は計上していない。函館市(1922年)の「海陸物産商」に記載があった者のうち、「海産商」「海陸物産商」のみ計上し、「物産商」は除外した。下関(1935年)の加入者には、「鮮魚運搬業」(8名)が含まれる。全国(1921-23年)の加入者数は1925年の数値。1934-35年の六大都市の加入者のうち、1923年以降の市域拡大により市内に組み込まれた地域の加入者は除外した。

資料) 通信省通信局『通信統計要覧』(1907年)104頁；日本商工通信社『職業別電話名簿東京・横浜11版』(1922年)；十字屋出版部『職業別電話名簿大正11年用大阪・神戸・大阪府管内及尼崎・芦屋・御影・西ノ宮』(1921年)；実業興信所『名古屋愛知県三重岐阜県職業別電話名簿大正11年版』(1922年)；京都中央郵便局『京都電話番号簿大正十一年十月改』(1922年)；北日本商工社『北海道職業別電話名簿大正十二年版』(1923年)；美容新法社『静岡県下全部電話番号便覧』(1922年)；京阪神職業別電話名簿編纂所『京阪神職業別電話名簿昭和9年9月現在』(1934年)；日本商工通信社『職業別電話名簿第25版』(1935年)；名古屋中央郵便局『名古屋電話番号簿』(1935年)；函館郵便局『電話番号簿』(1935年)；小樽郵便局『小樽電話番号簿』(1935年)；仙台通信局『青森県電話番号簿』(1934年)；仙台通信局『岩手県電話番号簿』(1934年)；仙台通信局『宮城県電話番号簿甲』(1934年)；横須賀郵便局『神奈川県電話番号簿』(1935年)；静岡郵便局『静岡県電話番号簿』(1935年)；下関電信局『電話番号簿』(1935年)；長崎郵便局『長崎電話番号簿』(1935年)；熊本通信局『電話番号簿鹿児島県』(1935年)より作成。

表1 水産物販売業者の電話加入状況

25 漁業の電話加入者は、1906年に全国164名のうち北海道が161名、1922年に全国445名のうち北海道が406名であった。北海道では、ニシン漁で群衆の通知に電話が利用された(日本電信電話公社北海道電気通信局編『北海道の電信電話史』52~53、96~98頁)。

26 石井『情報・通信の社会史』177頁。

道の主要都市間の通話開通が1926年であったこと、電話需要の急増と回線数の不足により電話待ち時間が長くなっていたこと⁽²⁹⁾などから、電信は1920年代以降も水産物取引における主要な長距離通信手段であったと考えられるが、一方で長距離電話加入者の増加は、長距離通話の可能区間については電信から電話へと通信手段のシフトが加速していったことを推察させる⁽³⁰⁾。技術進歩により1925年に市外電話の区分が普通と長距離の2つに（長距離は普通へ、特別長距離は長距離へ）変更されたので⁽³¹⁾、1930年代の長距離電話加入者の変化は、表1では1921-23年の特別長距離電話加入者数と1934-35年の長距離電話加入者数の比較から読み取る以外にないが、六大都市では85名から326名に増加し、電話加入者に占める割合も4%から10%に増加していた。

一方、都市に比べて電話の普及が遅れた地方漁業地でも、電話加入者と長距離電話加入者が増加した。例えば、特設電話の設置により1908年に電話サービスが開始された焼津町では⁽³²⁾、1922年に水産物販売業者51名が電話に加入し、このうち49名は、おそらく東京・横浜・名古屋などと通話可能な長距離電話加入者であった。1934-35年には、焼津の電話加入者は88名（うち12名は長距離電話加入者）に増加し、函館や小樽のほか遠洋漁業の根拠地であった下関、長崎、銚子、気仙沼などでも、電話に加入する水産物販売業者が多数いた。このうち長距離電話加入者は、いずれも東京や大阪をはじめとする主要都市と通話可能な環境にあったと考えられる。これらの漁業地では、地方都市と比べ確実に多くの水産物販売業者が長距離電話に加入していた⁽³³⁾。

以上のように、電信による長距離通信と電話による短距離通信、さらに電話による長距離通信を組み合わせながら、有利な仕入先や出荷先を判断するために魚価情報が交換された。

(2) 不正行為の増加

しかし、電信・電話導入後の水産物市場では、各地から都市向けの鮮魚供給量が増加し、都市に魚価情報が集積される一方、電信・電話を利用した不正取引が問題化した。日露戦後以降の都市では、鮮魚需要の増加を背景に、地方の大荷主と結んだ新興問屋が台頭するなど問屋間の集荷競争が激化し⁽³⁴⁾、都市問屋は漁業者への前貸しや得意先への定期的訪問を行った。漁業地に店員

27 魚問屋・仲買の何割程度が電話加入者であったかは不明であるが、1922年の日本橋魚市場と1923年の大阪市内の魚市場の問屋・仲買・問屋仲買業者数は、各々976名、496名であった（東京市商工課編『日本橋魚市場ニ関スル調査』43頁；大阪市商工課編『大阪市魚市場調査』大阪市商工課、1923年、3頁）。表1の1921-23年の電話加入者数は、東京市973名、大阪市366名で、このうち仕出業などを兼業する魚商（小売）を除くと、東京市や大阪市では魚問屋・仲買の30%程度が電話加入者だったのではないかと推察される。なお、仕出を含む料理・飲食業は、電話加入者が多かった（逓信省編『逓信事業史』第4巻、532頁付表）。

28 佐藤醇「東京市魚市場 我等の事業」『東京日日新聞』（1931年8月17日）。

29 逓信省編『逓信事業史』第4巻、272～273頁。

30 全国の電報発信数は、1920年度の6,836万回から1932年度の5,407万回へと低減したのち、1933年度に増加に転じ1936年度に6,484万回であった（1936年4月上旬の産業別電信利用調査によると、水産業は全体の2.2%を占めていた）。他方、全国の市外通話時数（1通話時は5分以内、1924年に3分以内に変更）は、1920年の4,186万回、1925年の8,669万回から増加し続け1936年に3億回を凌駕した。1931年開設の大阪市中央卸売市場の建設にあたっては、電話利用者の多さを予測し電話局線160、私設電話回線1,000の設置が予定されていた（郵政省編『統逓信事業史』第5巻、前島会、1961年、428～429頁；郵政省編『統逓信事業史』第10巻、前島会、1963年、155、158頁；奥田博信著述『大阪市中央卸売市場二十年史』上巻、大阪市中央卸売市場二十年史刊行委員会、1952年、108頁）。

31 逓信省編『逓信事業史』第4巻、232～233頁。

32 焼津水産史編纂委員会編『焼津水産史』261頁。

33 1934-35年の秋田、盛岡、仙台、金沢、千葉などの地方都市では、長距離電話に加入する水産販売業者は0～2名であった（仙台通信局『秋田県電話番号簿』1934年；仙台通信局『岩手県電話番号簿』1934年；仙台通信局『宮城県電話番号簿甲』1934年；名古屋通信局『電話番号簿 石川』1935年；千葉郵便局編『千葉県電話番号簿』1935年）。

を派遣する都市問屋も増加し⁽³⁵⁾、大阪では十数軒の問屋がトロール漁獲物の販売委託を受けようと、トロール船の中心的根拠地であった下関に事務所を構え、大阪まで競って電信・電話を発信していたという⁽³⁶⁾。こうした店員派遣や事務所設置などの有力問屋による主要漁業地での対応に加え、多くの都市問屋が積極的に行ったのが、電信・電話での仕切り値の通知を通じて荷主に出荷を促すことであった。一方、荷主は、数名から数十名の懇意とする問屋のうち、最高の仕切り値を提示した者と商談を進めた。そのため問屋は、荷主に高値の虚偽相場を通知し、入荷後に下落したという口実で安価に仕切る行為が増加したのである。電信・電話を利用した荷主の不正（他問屋の提示額を口実とした高値での買取り強要）も生じたものの、こうした「呼電信」「呼電話」と呼ばれる問屋の不正が後を絶たず、電信・電話料の冗費の増加も鮮魚取引上の問題となった⁽³⁷⁾。

鮮魚取引は委託販売が多かったので、都市問屋と地方荷主の取引においては、問屋が優位な立場にあるのが一般的であった。また鮮魚市場では暗号・符号を用いた相対取引が主流で、公定相場はなく、同日中の最高値・最低値の差が2～3倍というのが珍しくないほど魚価の変動は激しかった⁽³⁸⁾。さらに、取引上発生する通信料は荷主が負担しなければならないケースが多かったので、荷主が地方にいながら都市の正確な魚価情報を得ようとすれば莫大なコストを要したのである。地方荷主が都市の魚市場に事務所・支店を設置することも困難であり⁽³⁹⁾、地方荷主は都市問屋に言われるがまま成り行きに任せる以外になかった。それにもかかわらず都市問屋から送られてくる仕切り書の内訳は不明瞭で、多くの地方荷主は、自分が騙されているかどうかを判断することができなかった⁽⁴⁰⁾。

このように、電信・電話が鮮魚取引に利用されることで、都市問屋と地方荷主の間の情報の非対称は直ちに解消に向かわなかった。地方荷主は、都市問屋を信用できず、ごまかしの少ない地元市場への出荷を優先するようになり、第一次大戦期の都市では、生鮮食品の供給不足と価格高騰が問題となった⁽⁴¹⁾。しかし、地方荷主にとって都市への出荷は、騙されるリスクを伴う一方、利益拡大のチャンスでもあった。荷主が、2ヵ所以上の市場または問屋に対し、交互に出荷したり同一商品を同時出荷したりしていたのは⁽⁴²⁾、騙されるリスクの低減と利益の拡大を同時に図った結果であったと考えられる。

こうした情報の非対称性の大きい取引環境を変化させたのは、おそらく電話による長距離通信の増加であった。電話は、双方向通信が可能で、また使用料を払えば無制限に利用できたので、魚価情報の獲得手段としては電信より適していたが、電話が鮮魚取引における長距離通信手段としての地位を確立するのは、地方漁業地でも長距離電話加入者が増加した1920年代以降

34 桜井・中西編『流通経済史』319頁；中村『市場の語る日本の近代』165～166頁。

35 東京市商工課編『日本橋魚市場ニ関スル調査』78～79頁。

36 大阪魚市場では1908年にトロール漁獲物の委託販売が始まり、各店は下関から大阪に「競争して至急便ニテ発信スルヲ以テ其金高巨額ニ上リ非常ナル不経済ヲ為シ」ていた（生産調査会『農商務省水産局 重要魚市場調査』生産調査会、1912年、57頁）。

37 東京市商工課編『日本橋魚市場ニ関スル調査』88～90頁；生産調査会『農商務省水産局 重要魚市場調査』17、40～41頁。

38 東京市商工課編『日本橋魚市場ニ関スル調査』83頁

39 例えば、日本橋魚市場組合の組合員になる場合、東京市内に一戸を有していることが条件で、問屋を営む組合委員2名の保証と当該組長の押印が必要であった。また加入許可日から5日以内に加入金（問屋100円、仲買10円）と身元保証金（問屋500円、仲買100円）を支払わなければならなかった（東京市商工課編『日本橋魚市場ニ関スル調査』31～32頁）。

40 生産調査会『農商務省水産局 重要魚市場調査』58頁；東京市商工課編『日本橋魚市場ニ関スル調査』89頁；大阪府産業部商務課『青物魚類市場調査』1921年、88～94頁。

41 廣田誠・山田雄久・木山実・長廣利崇・藤岡里圭『日本商業史』（有斐閣、2017年）146頁。

42 大阪市商工課編『大阪市魚市場調査』5頁。

であったと考えられる。1922年に長距離電話に加入する水産物販売業者が49名いた焼津でも、「電話が魚商人の間で一般化し始めたのは昭和に入ってから」であったという⁽⁴³⁾。各地方漁業地への長距離電話の普及によって、都市に魚価情報が極端に集中した取引環境が変化し、地方にも各地の魚価情報が分散するようになったと考えられる。表1によれば、1934-35年には各漁業地で水産物販売業者が長距離電話に加入しており、電話加入者に占める割合は六大都市より高い傾向にあった。

3 漁業における無線電信・無線電話の利用

(1) 無線通信の発展と漁業への導入

情報の非対称性の緩和・解消による都市への鮮魚供給量の増加は、長距離電話の普及だけでなく、漁業者による無線電信・無線電話の導入とも関連していた。本節では、漁業者が無線電信・無線電話の利用によって漁場・魚価情報を収集し、戦略的な漁獲および有利な販売先・水揚港の選択を実現していく過程を、トロール漁業・機船底曳網漁業と鰹釣漁業を取り上げて考察する。

はじめに無線通信機の普及過程を確認しておく。日本では、日清戦後に陸海軍や逓信省が無線電信の研究を開始し、逓信省は1908年から無線電信局（海岸局5局と船舶局10局）を設置して公衆電報の取り扱いを開始していたが、無線電信の需要増加を背景に1915年に無線電信法と私設無線電信規則を制定・施行した。これにより、公衆電信を取り扱う私設の無線電信取扱所が設置され、さらに第一次大戦期には無線電信機が船舶の必需品と考えられるようになり、無線電信機を搭載した船舶局は、1915年の71隻（電信局60、無線電信取扱所9、その他2）から1919年の298隻（電信局45、無線電信取扱所214、その他39）へと増加した⁽⁴⁴⁾（表2）。

漁船への無線電信機の導入は、1918年の露領水産組合の所属船（155トン）の設置に始まり、続いて静岡県水産試験場所属船（158トン）やトロール船（200-250トン）に設置された。商船にも搭載された瞬滅火花式無線電信機を搭載できた漁船は、こうした100トン以上の大型漁船に限られていたが、1920年代以降、真空管の国産化が可能になったことを背景に、無線電信機の小型化が進展した。また中小通信機メーカーを中心に無線電話機の開発が進められ、大日本水産会による漁船用無線電話機の考案募集も行われた結果、1924年に焼津漁業組合所属漁船（76トン）への無線電信・電話機の設置が実現した⁽⁴⁵⁾。同年に農商務省は無線機の設置を目的とした遠洋漁業奨励金の交付を開始し⁽⁴⁶⁾、翌年、逓信省が、1921年以降府県水産試験場に許可していた漁業用陸上無線の利用を漁業組合にも許可し⁽⁴⁷⁾、漁業無線の利用体制が整えられていった。

漁業用無線局（陸上局）は1921年の1局から1937年の21局に増加し、全局が無線電話局を兼ねていた⁽⁴⁸⁾。また無線電信・電話機を設置した漁船数（船舶局）は、1920年に4隻であったが、1937年には675隻に増加した（表2）。その背景には、1936年の船舶安全法の施行により100ト

43 焼津水産史編纂委員会編『焼津水産史』305頁。

44 逓信省編『逓信事業史』第4巻、718～723、899頁。

45 日本無線史編纂委員会編『日本無線史』第2巻（電波管理委員会、1951年）381～382頁；北岡利一「漁業無線の今昔」『むせん』第2巻第3号（1936年1月）24～25頁；小松三郎「漁業無線の創設」通信外史刊行会編『通信史話』上巻（電気通信協会、1961年）310頁。

46 無線機設置の奨励金は、鰹釣漁業や鮪延縄漁業が盛んであった静岡県と宮城県の漁船を中心に交付された（農林省水産局『遠洋漁業奨励成績』1935年、114～136頁）。

47 小松「漁業無線の創設」（通信外史刊行会編『通信史話』312頁）。

48 水産無電協会編『漁業用無線電信電話局名録』（水産無電協会、1937年）1～4頁。

	陸上局		船舶局	
	海岸局 (うち無線電話局)	漁業専用	全船舶 (うち無線電話併設)	漁船
1908年	5 (0)	-	10 (0)	-
1909年	5 (0)	-	9 (0)	-
1910年	5 (0)	-	15 (0)	-
1911年	5 (0)	-	29 (0)	-
1912年	5 (0)	-	31 (0)	-
1913年	5 (0)	-	34 (0)	-
1914年	5 (0)	-	51 (0)	-
1915年	7 (0)	-	71 (0)	-
1916年	9 (0)	-	99 (0)	-
1917年	9 (0)	-	141 (0)	-
1918年	10 (0)	-	228 (0)	1
1919年	11 (0)	-	298 (0)	2
1920年	11 (0)	-	377 (0)	4
1921年	13 (0)	1	451 (0)	13
1922年	14 (0)	1	534 (0)	39
1923年	16 (0)	1	613 (11)	60
1924年	17 (1)	1	690 (12)	65
1925年	18 (1)	3	733 (14)	72
1926年	21 (2)	3	920 (18)	90
1927年	21 (2)	4	1,015 (35)	120
1928年	21 (2)	6	1,052 (72)	137
1929年	23 (2)	12	1,114 (75)	163
1930年	20 (2)	15	1,135 (83)	197
1931年	20 (2)	17	1,179 (112)	226
1932年	20 (2)	17	1,186 (132)	270
1933年	20 (2)	18	1,210 (143)	318
1934年	21 (3)	18	1,304 (191)	360
1935年	24 (3)	20	1,402 (236)	436
1936年	25 (3)	20	1,469 (289)	560
1937年	26 (3)	21	1,648 (n.a.)	675
1938年	26 (3)	21	1,878 (n.a.)	812

注) 海岸局(船舶との通信を担当した無線電信局)の合計に含まれている無線電話局は、陸上間の通信及び船舶との通信を担当した固定局。船舶局数は、公衆通信を取り扱う電信局と電信取扱所、公衆通信を取り扱わない船舶の合計値。無線電信・無線電話の送信機・受信機を設置する局数で、受信専用の無線電信局・電話局は含まない。また植民地も含まない。

資料) 逓信省工務局編『本邦無線電信電話局所設備一覧表』(逓信協会、1937年)；逓信省編『逓信事業史』第4巻(逓信協会、1940年)732、897～900頁；日本無線史編纂委員会編『日本無線史』第2巻(電波管理委員会、1951年)382～383、397～398頁より作成。

表2 無線電信・無線電話機の設置状況(1908～1938年)

ン以上の漁船に無線通信機の設置が義務化されたこともあったが、小型の漁業用無線電信・無線電話機の開発が進展した結果、同法の適用を受けない50-99トン規模の小型漁船への設置がそれ以上に進んだ⁽⁴⁹⁾。このほか、表2には含まれていないが、遭難回避を目的に1928年に東京中央放送局による漁業気象の放送が開始されて以降、受信機のみを設置した漁船(受信専用局)や、改良したラジオ(放送用無線電話)を設置した漁船も増加した⁽⁵⁰⁾。漁業無線は、少電力のため船舶(商船)無線に妨害されやすかったものの、漁業専用陸上局の増加に伴って利

49 船舶安全法の適用により新たに設置を義務付けられるものは20隻余りであったという(寒樓生「昭和八年中に於ケル本邦無線電信の情勢」『電信協会々誌』300号、1934年1月、61頁)。

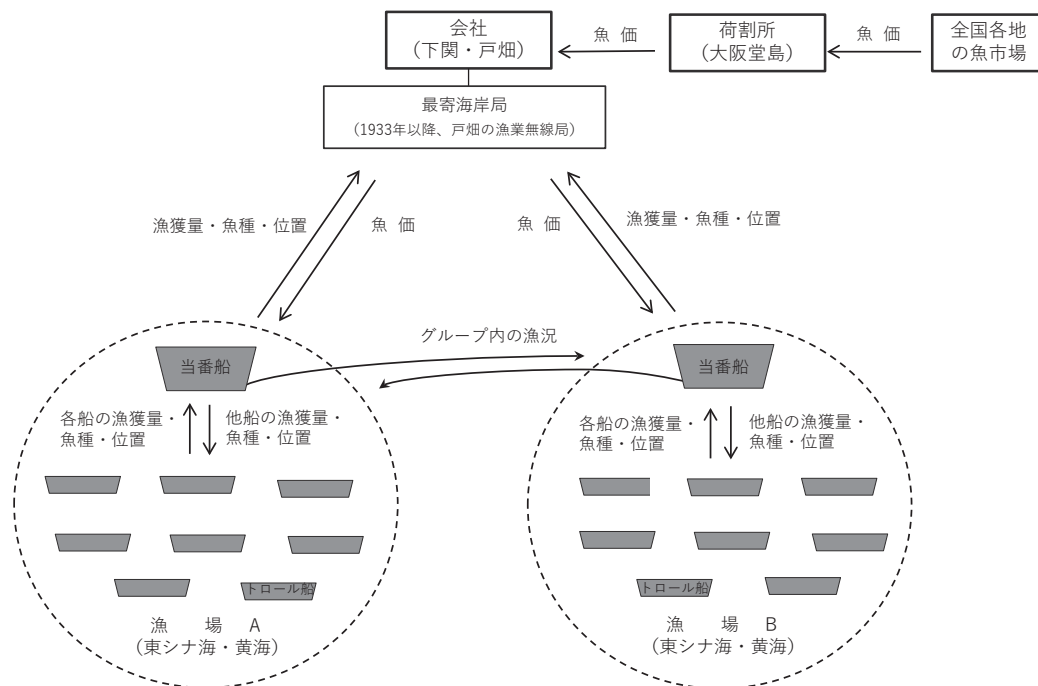
50 受信専用局には、1932年に漁業用陸上局が3局、1936年に無線電話・船舶局が93局あり、船舶局の多くは漁船であった(日本無線史編纂委員会編『日本無線史』第2巻、397～398頁；逓信省工務局編『本邦無線電信電話局所設備一覧表』逓信協会、1937年、289～291頁)。

用が拡大し、1930年代以降は短波の利用により、さらなる遠洋化の道も開かれていった⁽⁵¹⁾。

(2) トロール漁業・機船底曳網漁業

大戦期の無線通信機産業の発展を背景に、いち早く無線電信機の導入が進んだのがトロール漁業であった。輸入漁業であったトロール漁業は、日露戦後に本格的な操業が開始されたが、在来的な沿岸漁業に比べると規模が大きく、また海底を縦横無尽に網で引きずって漁獲したので漁場荒廃問題を引き起こし、沿岸漁業と対立した。そのため1909年に農商務省は、トロール船の操業禁止区域を設定するとともに、トロール漁業を農商務大臣による許可漁業に指定し、水揚げ港も限定した。トロール漁業の中心的漁場は、沿岸部から東経130度以西の海域へと移動し、漁場や販売地との距離や燃料（石炭）確保の関係上、下関がトロール船の重要な根拠地・水揚げ港となった。しかし、漁場の遠隔化による経費上昇と供給過剰による魚価の下落から経営難に陥るトロール漁業者が増加し、トロール船の許可数は1912年の139隻をピークに減少した。第一次大戦期には船価が高騰し、トロール船が補助軍艦として連合軍へ売却されたためにトロール船は7隻にまで減少し、それを機に農商務省は、資源保護と過当競争の回避を目的として許可数を70隻に制限した⁽⁵²⁾。大戦後のトロール漁業は、こうした状況下でトロール漁業権の取得を進めた共同漁業株式会社を中心に展開され、同社は1921年に所有する6隻のトロール船に無線電信機を導入し、翌年には28隻全てに搭載を完了させた⁽⁵³⁾。

図5は、共同漁業の無線電信機を利用した操業方法を示している。共同漁業では、各トロール船は操業開始と同時に同社の下関営業所に時刻と漁場の位置を連絡し、さらに10網当りの魚



資料) 山口「戦前日本の漁業発展と水産資源」138頁の図を一部修正。

図5 共同漁業の無線電信を利用した操業

51 北岡「漁業無線の今昔」26頁；日本無線史編纂委員会編『日本無線史』第2巻、392、394頁。

52 齋藤市郎『トロール漁業』丸善出版、1949年、4～10頁；日本トロール水産組合編『本邦トロール漁業小史』1931年、20頁；山口和雄編『水産』〔現代日本産業発達史19〕現代日本産業発達史研究会、1965年、153～154頁。

53 共同漁業の無線電信の利用については、山口「戦前日本の漁業発展と水産資源」136～138頁による。

種別漁獲量を報告した。他方、下関営業所から各船へは魚価の平均相場が魚種別に連絡され、それにより各船は操業漁場の1網当りの漁獲額を把握した。下関営業所と各船の連絡は、最寄りの海岸局を経由して行われ、また各船は海岸局から気象予報や時報を受信した⁽⁵⁴⁾。漁船間でも漁況情報がやり取りされ、トロール船はそれを基に漁場価値の高い場所を選択し操業した。そのためトロール船は漁場ごとに船団を組んで操業するようになり⁽⁵⁵⁾、混信の生じやすい船団内の通信は「当番船」によりコントロールされた。

当番船は、船団内で帰港予定日が最近の船が一日交代で担当し、決められた時間⁽⁵⁶⁾に各船に漁獲量・魚種や船の位置を問い合わせたのち船団の全船に転送し、各船はそれを受信して記録し操業上の参考資料とした。さらに当番船は、他船団の当番船や漁場・港間を往復航中の船と連絡をとったうえ、これらの船に向けても漁況情報を発信し、それにより社内全船が漁船ごとの漁況を把握した。こうした漁船間の通信や漁船と営業所間の通信には、他社への情報漏洩を回避するため全て暗号が用いられた⁽⁵⁷⁾。共同漁業では、こうした魚船間のやり取りに加え、東シナ海・黄海を277区に区分した詳細な漁場分析のもと、「其ノ時期ニ於テ漁場価値ノ最モ大ナル海区ヲ選ンデ操業」⁽⁵⁸⁾が行われた。表3によると、1920年代末には共同漁業に限らずほぼ全てのトロール船に無線電信機が設置され、無線電信機を設置するトロール船数の増加に伴って総漁獲量および1隻当り漁獲量は増加していた。

トロール船による漁獲物の多くは下関港に水揚げされたが、下関港には多くの漁船が集まったので、入港隻数によって魚価が変動した。そのため共同漁業では、帰港前の当番船は、事前に下関営業所に販売に有利な入港日時を問い合わせた。一方、下関営業所は、各船から無線電信で連絡される漁況や翌朝入港予定の漁船の漁獲物情報、さらに大阪にある荷割所から朝夕2回電話で連絡される各地の魚価情報をもとに、漁獲物の発送先とその数量を決定した。下関で陸揚げされた漁獲物は、その決定に従って地元販売分を除き鉄道で各地へ輸送された⁽⁵⁹⁾。共同漁業は、大戦期に雑喉場魚市場の有力問屋・神平商店を代理店とするなど独自の販売ルートの構築に乗り出していた⁽⁶⁰⁾が、1920-21年の組織改編において問屋会社として中央水産販売所と共同水産販売所を設立し、主要都市で鮮魚を販売した。1928年の共同漁業の鮮魚売上額内訳は、大阪市25%、京都市9%、神戸市8%、東京市6%、名古屋市5%で⁽⁶¹⁾、共同漁業は1920年代後半に主要都市で市場シェアを拡大した⁽⁶²⁾。

54 関門海峡から対馬海峡までをカバーする角島無線電信局（山口県）や東シナ海をカバーする大瀬崎無線電信局（長崎県）を経由したのではないかという（加島「日本水産における漁業用無線通信の系譜Ⅰ」17頁）。

55 当初、船団は1つであったが、漁船数の増加に伴い複数になったと考えられる。1920年代末の共同漁業はトロール船60隻（うち23隻は受託船）を操業していた。

56 混信が増加したため、漁業会社間で協議のうえ通信割当時間制が導入され、1933年頃の共同漁業では1日4回（7時30分-9時、11時-12時、15時30分-17時、19時30分-21時）の無線当直が行われていた（国司浩助「トロール漁業講義草稿」桑田透一編『国司浩助氏論叢』桑田透一、1939年、606頁、日本無線史編纂委員会編『日本無線史』第2巻、391頁）。

57 国司浩助「新時代に於ける水産業に就て」1931年及び国司「トロール漁業講義草稿」（桑田編『国司浩助氏論叢』304、606~608頁）；共同漁業株式会社編『共同漁業株式会社之事業』1927年、18~19頁。

58 国司浩助「共同漁業株式会社ノ過去現在及び其ノ将来ノ抱負ト事業計画」1932年（桑田編『国司浩助氏論叢』450頁）。

59 共同漁業株式会社編『共同漁業株式会社之事業』22頁。

60 共同漁業は、1917年に大阪・雑喉場魚市場の主力問屋であった神平商店の店主・鷺池平九郎らが営む山神組という水産物販売・輸送店への出資を通じて、同店を日本水産株式に改組させるとともに、神平商店を同社代理店とした（高『戦間期日本の水産物流通』50~51頁）。

61 共同漁業株式会社編『共同漁業株式会社之事業』（共同漁業株式会社、1929年）28~30頁。

62 高『戦間期日本の水産物流通』59頁。

	漁船数 (隻)				漁獲量 (トン)					1 網当り漁獲量 (kg)	
	トロール		機船底曳		トロール			機船底曳		トロール	
	許可数	設置延数	許可数	設置延数	東シナ海・黄海	南シナ海	計	1 隻当り	東シナ海・黄海	東シナ海・黄海	南シナ海
1916年	56 (0)				26,414		26,414	456			
1917年	7 (0)				6,209		6,209	573			
1918年	6 (0)				3,319		3,319	623			
1919年	10 (0)		46 (0)		3,541		3,541	654			
1920年	48 (0)		312 (0)		14,313		14,313	547			
1921年	57 (0)	7	194 (106)		29,080		29,080	543			
1922年	68 (0)	37	431 (n.a.)		34,297		34,297	585		440	
1923年	70 (0)	51	484 (240)		37,444		37,444	563		458	
1924年	70 (0)	52	472 (n.a.)		38,005		38,005	551		487	
1925年	70 (0)	52	495 (280)		39,531		39,531	613		552	
1926年	70 (0)	57	609 (n.a.)		45,560		45,560	680		609	
1927年	70 (0)	61	699 (320)		50,104		50,104	773		686	
1928年	67 (0)	67	812 (n.a.)	4	58,226		58,226	910		803	
1929年	69 (0)	68	756 (n.a.)	7	62,348		62,348	945		834	
1930年	72 (2)	74	862 (594)	12	62,357		62,357	895		875	
1931年	71 (1)	74	844 (582)	17	55,596	3,356	58,952	888		899	794
1932年	69 (1)	75	819 (640)	35	53,857	2,942	56,799	935	74,464	884	733
1933年	71 (1)	78	876 (n.a.)	38	44,003	6,348	50,352	830	98,209	804	729
1934年	74 (4)	83	725 (560)	51	45,516	6,189	51,705	828	111,908	797	831
1935年	75 (5)	88	609 (609)	76	42,671	10,933	53,604	819	87,010	749	919
1936年	76 (6)	90	694 (694)	91	42,434	9,045	51,479	826	103,020	747	959
1937年	72 (2)	90	688 (688)	128	39,717	10,459	50,176	764	102,854	697	1,088
1938年	70 (n.a.)	n.a.	685 (685)	n.a.	32,211	5,919	38,130	n.a.	99,389	706	1,091

注) トロール漁船と機船底曳網漁船の許可数は内地で許可された隻数で、台湾や朝鮮など植民地政府の許可数を含まない。トロール漁船許可数の括弧内の数値は、東シナ海・黄海以外での操業を許可された隻数。機船底曳網漁船許可数は東経130度以西での操業を許可された隻数で、括弧内の数値は東シナ海・黄海を主要漁場としたと考えられる30トン以上の隻数。無線電信機設置延数は、各年の無線送信機・受信機の設置漁船数の累計値で、受信機のみを搭載した漁船は含まれていない。トロール1隻当り漁獲量は里内『底曳漁業とその資源』(136頁)および農林省水産局編『汽船「トロール」漁業ノ現況』(25~26頁)により、後者26頁には「汽船」トロール漁業者の月報ニ依ル」とあり、おそらく操業中の隻数をもとに算出されている。1932-35年の機船底曳網漁業の漁獲量は、同年7月~翌年6月までの合計値。1貫=3.75キログラムで換算。
資料) 山本忠「支那東海黄海に於る汽船トロール漁業並に機船底曳網漁業の抱容隻数算定に関する資料」(水産庁福岡駐在所、1949年、付表); 農林省水産局編『汽船「トロール」漁業の現況』(農業と水産社、1936年) 11~13、25~26頁; 逓信省工務局『本邦無線電信電話局所設備一覽表』(1927、35、37年); 水産無電協會『漁業用無線電信電話局名録』(1937年); 農林大臣官房統計課編『農林省統計表』第2、9、15次(1927、34、40年); 日本トロール水産組合『業務成績報告(書)』(1935~43年); 里内晋『底曳漁業とその資源』(水産社、1943年) 22、136頁; 中川恣『底曳網漁業制度沿革史』(日本機船底曳網漁業協会、1958年) 16頁より作成。

表3 トロール船の無線電信機の設置状況と漁獲量 (1919~1938年)

一方、明治期に鮮魚仲買業からスタートした林兼商店は、第一次大戦期に漁業に進出し、トロール漁業よりも機船底曳網漁業に重点を置いて漁獲量及び鮮魚販売量を増加させた。「和製トロール」とも呼ばれ在来的漁法の改良を通じて発展した機船底曳網漁業⁽⁶³⁾は、トロール船が1隻で網を曳いたのに対し2隻1組で網を曳いて漁獲した。50トン未満の船体規模に規定され、無線電信機の導入は1928年まで遅れたものの、発動機の発展を背景に東シナ海・黄海で操業する機船底曳網漁船が急増した⁽⁶⁴⁾。林兼商店は、1932年までに所有する約100隻の機船底曳網漁船の少なくとも12隻に無線電信機を搭載し、漁獲後は下関から関西に向けて毎日1列車を借り切って鮮魚を発送し、後から電信で荷卸地を指定していたという⁽⁶⁵⁾。林兼商店も、雑喉

63 機船底曳網漁業は全国的に行われたが、本稿では東経130度以西の海域で操業した「以西底曳網漁業」を指す。1924年以降、「以西底曳網漁業」と、東経130度以东の日本近海で操業した「以东底曳網漁業」は区別された。機船底曳網漁業は沿岸漁業者と対立したことから、1921年に府県知事による許可漁業になり、操業禁止区域が設定された。

64 山口「戦前日本の漁業発展と水産資源」133頁。

場魚市場で綿末商店、京都魚市場で万亀を代理店とするなど、有力問屋を通じて販売した⁽⁶⁶⁾。

以上のように、1920年代以降、トロール・機船底曳網漁業者による無線電信および電信・電話を利用した効率的・戦略的な漁獲・販売が展開された。その結果、都市問屋は「荷主の代行機関だと卑下して出なければならぬくらい」、両者の関係は転倒した。こうした漁業者荷主の優位な立場は、主要都市に中央卸売市場が開設され、新設の問屋会社が卸売を担うようになってからも変わらず、例えば大阪市中央卸売市場では、新問屋会社として設立された大阪魚株式会社は、出荷を促すため奨励金交付を通じて、共同漁業や林兼商店などの有力荷主に対し「不公平と思われるまでの待遇」をしなければならなかった⁽⁶⁷⁾。

一方、無線電信の設置が進展した結果、漁場では漁獲競争が激化し、それに伴って高級魚の減少と低級魚の増加という漁獲物構成の変化が生じた。共同漁業や林兼商店が、鮮魚販売の拡大に加え、冷蔵設備の拡充と水産加工に力を入れざるをえなかったのは、漁獲物の供給過剰リスクを回避し、安価な低級魚の増加に対応するためであった。東シナ海・黄海で漁獲競争が激化した背景には、中国漁船や朝鮮・台湾など日本植民地に根拠地を持つ漁船の増加もあるが、1930年代に無線電信機の小型化と船体の大型化が可能になったことにより機船底曳網漁船への無線電信機の導入が進展すると、乱獲はいっそう進んだ。トロール船以上の利益を生み出せる機船底曳網漁船も出現し、東シナ海・黄海におけるトロール漁業の漁獲量と1隻当り漁獲量は1930年をピークに減少に転じた。それは、資源賦存量を正確に示すといわれる1網当り漁獲量からも明らかで、トロール船による東シナ海・黄海の1網当り漁獲量は、1920年代に約2倍に増加したものの、1931年以降減少した(表3)。そのため、トロール漁業を軸に経営をおこなっていた共同漁業は、新たな漁場を求めて南シナ海やベーリング海などへ遠洋化を積極化せざるをえなかった⁽⁶⁸⁾。このように、無線通信機の利用は、一時的に漁獲量を増加させたものの乱獲を引き起こし、遠洋化による新漁場の開拓なしに漁獲量を継続的に増加させることはできなかった。

(3) 鯉釣漁業

鯉釣漁業の根拠地は、青森県から鹿児島県の太平洋岸に点在した。1920年代に鯉鮪兼業船の建造が進展して以降、鯉(夏季)と鮪(冬季)の漁獲の組み合わせにより周年に近い操業形態をとる鯉釣漁船(および鮪延縄漁船)が増加した。経営形態は、個人船主による経営が一般的であったが、焼津の東海遠洋漁業株式会社(1907年設立)に代表されるように、大型漁船の経営は会社組織による場合が多かった。主な漁場は、太平洋岸近海であったが、乱獲による魚群の回遊経路の変化に伴って沖合へ移動し、1930年代には三陸沖100~2,000浬、小笠原諸島やマリアナ諸島、台湾やフィリピンなどの海域にまで拡大した⁽⁶⁹⁾。トロール船や機船底曳網漁船で無線電信機が設置されたのに対し、鯉釣漁船では、無線電信機に加え無線電話機が設置され

65 奥田『大阪市中央卸売市場二十年史』上巻、404頁。当時の雑喉場魚市場には21軒の問屋があり、神平商店が日本水産の総代理店として、綿末商店が林兼商店の総代理店として群を抜いていたという(大阪魚市場株式会社社史編纂委員会編『大阪魚市場株式会社三十年史』大阪魚株式会社、1978年、17頁)。

66 ただし、林兼商店は株式出資比率が過半を占めることにこだわりすぎて、東京では問屋代理店を作ることができなかった(高『戦間期日本の水産物流通』76頁)。

67 奥田『大阪市中央卸売市場二十年史』403~406頁；共同漁業の場合、軍隊や大衆食堂など大口需要者への直接販売や地方市場への販売を拡大した(高『戦間期日本の水産物流通』第2章)。

68 山口「戦前日本の漁業発展と水産資源」139~148頁。

69 焼津水産史編纂委員会編『焼津水産史』498頁；「最近ノ鯉鮪ノ漁場」尾川昇編『東海遠洋漁業株式会社三十年史』東海遠洋漁業株式会社、1937年、119~120頁；矢口音吉「漁業無線通信に関する改善に就て」『むせん』8巻2号(1941年10月)10頁；山口編『水産』295~297、327~328頁。南洋諸島に根拠地を持つ外地鯉釣漁業も発展した。

た。これは、双方向通信の可能な無線電話の方が、魚群を追って漁獲する鰹・鮪漁に適していたからで、鮪延縄より鰹釣を主業とする漁船への搭載が顕著であった⁽⁷⁰⁾。ただし、通信距離の点では無線電信の方が優っていたので、無線電信機も併用された⁽⁷¹⁾。

鰹釣漁業では、漁業専用陸上局（府県水産試験場や漁業組合）を通じて、陸上と漁船間や漁船相互間で漁況情報がやり取りされた。例えば、焼津の東海遠洋漁業株式会社は、焼津無線局を通じて毎日決められた時間に、社内の漁船に同業船の入港状況や魚価などの情報を伝える一方、漁場位置や魚群状態、漁獲高などを報告させた⁽⁷²⁾。こうした社内の無線電信・無線電話の利用方法は、トロール漁業のケースと同様であったが、大きく異なったのは、府県の水産試験場や水産指導船及び漁業組合が、県下や地元の漁船向けに、漁況や魚価、入港状況、さらに東京中央放送局による漁業気象などを、暗号を用いずに放送していた点であった⁽⁷³⁾。

この放送を開始したのは静岡県で、静岡県水産試験場は、1920年に水産試験場所属船・富士丸に無線電信機を設置し、同船から送られてくる魚群や水温・天候に関する情報を受信し、それを電信・電話または郵便で漁業組合に通知し、出漁前の漁船に指針を与えたという。また静岡県水産試験場は、県下の入港船の漁獲状況や漁獲した漁場位置を富士丸に送信し、富士丸はそれを参考に沖合漁場を調査した。この方法が、太平洋岸に面する各県で取り入れられていった⁽⁷⁴⁾。表4は、1930年代半ばの鰹釣漁業に関連する陸上無線局と各府県の指導船数を示している。太平洋岸に位置する各県は全て水産指導船を持ち⁽⁷⁵⁾、漁業専用陸上局を持たないのは愛知県と和歌山県のみであった。1930年以降、各県の水産試験場は、漁業無線の混信を回避するため漁業放送時間の割振を協議し、午前と午後の2回（各々10～20分間）、漁況放送を行なった⁽⁷⁶⁾。放送材料は、水産試験場や漁業組合が漁港や魚市場を調査したり、水産指導船が漁場調査をしたりして収集したほか、他の指導船から漁況を調査することで収集された。また漁船から陸上局に送られてくる漁況情報も、重要な放送材料となった⁽⁷⁷⁾。

こうした漁況放送は、それを放送する水産試験場の所属漁船や漁業組合の所属漁船への提供を

70 農林省水産局『鰹鮪遠洋漁船ニ関スル調査書』1938年、14～97頁。

71 無線電話が利用された背景には、無線電話の資格のみ保持する（無線電信の資格を保持しない）無線通信士がいたこともあった（菊谷秀雄『子供の無線学』電子社、1943年、176頁）。無線通信士の資格検定制度は1915年に創設され、1924年に漁業級（1931年に廃止され3級に統合）が設けられた。大日本水産会は、無線電信講習所（1918年に電信協会内に設立された民間講習所）に漁船用無線通信士の養成を委託し、1933年以降は漁船技術員養成所（大日本水産会の漁船船員養成所と漁船機関士協会の機関士養成事業を合併して設立）で無線通信士を養成した。しかし、漁船用無線通信士は不足気味で、漁業者の寄付などにより仙台や熊本に講習所が設置され、漁船乗組員や漁業者の子弟を中心に無線通信士の確保が図られた。他方、予備艦艇の役割を担ったトロール船は、海軍出身の無線通信士を採用することができた（通信省編『通信事業史』4巻、936頁；日本無線史編纂委員会編『日本無線史』第1巻、電波管理委員会、1950年、33頁；日本無線史編纂委員会編『日本無線史』第4巻、電波監理委員会、1951年、601～603頁；「特科と漁船技術員養成所との関係」『通信協会々誌』298号、1933年9月、104頁；高木淳「無線通信士養成のあり方」『電波時報』8巻5号、1953年5月、21頁；国司「水産業の合理化と我等の針路」桑田編『国司浩助氏論叢』143～146頁）。

72 尾川編『東海遠洋漁業株式会社三十年史』61頁；斎藤重「洋上に展開する猛烈極る鰹漁撈戦 ドッと集る三百余隻」『時事新報』（1933年8月16日）。焼津無線局は、1930年代末頃まで1日平均80通ほどの漁業電報を扱っていたという（焼津無線同人「焼津無線の概況」『むせん』8巻2号、1941年10月、44頁）。

73 焼津漁業組合「焼津漁業組合漁業用陸上無線電信電話設備奨励金下附の件」（焼津市史編さん委員会編『焼津市史』資料編5、390頁）。ただし、漁業無線通信では特殊な略語が利用された（「漁業用私設無線通信士協議会」『水産界』619号、1933年6月、58～60頁）。

74 木下杉松「漁業無電を語る」『むせん』2巻2号（1935年10月）4～5頁。

75 全国の無線を持つ県指導船数は1930年に34隻、1938年に51隻であった（小松「漁業無線の創設」通信外史刊行会編『通信史話』310頁；水産無電協会編『漁業用無線電信電話局名録』14～17頁）。

76 「漁業無電放送協定に就て」『通信協会々誌』282号（1931年1月）14～16頁；水産無電協会編『漁業用無線電信電話局名録』5～6頁。

77 木下「漁業無電を語る」5頁；菊谷『子供の無線学』167～171頁。

府県名	電信・電話局名（設置場所）	指導船数	主要根拠地
青森	青森県水産試験場（八戸市）	-	
岩手	岩手県水産試験場（釜石町・岩手県水産試験場内）	1	大舟渡港
宮城	宮城県水産試験場（石巻市） 気仙沼漁業組合（気仙沼町・宮城県水産試験場分場内）	2	塩釜港、石巻港、女川港、気仙沼港
福島	福島県水産試験場（小名浜町・福島県水産試験場内）	1	小名浜港
茨城	茨城県水産試験場（那珂郡湊町・茨城県水産試験場内）	1	
千葉	千葉県水産試験場（勝浦町・千葉県水産試験場分場内）	1	
東京	-	2	
神奈川	三崎漁業組合（三崎町・神奈川県水産試験場分場内）	1	三崎港
静岡	御前崎漁業組合（御前崎） 焼津漁業組合（焼津町） 静岡県水産試験場（清水市・静岡県水産試験場内）	1	焼津港、清水港
愛知	-	1	
三重	三重県水産試験場（濱島町・三重県水産試験場内）	1	尾鷲港、濱島港
和歌山	-	1	勝浦港
徳島	-	1	
高知	須崎漁業組合（須崎町・高知県水産試験場内） 室戸漁業組合（室戸町）	1	
宮崎	室戸漁業組合（室戸町）	1	
鹿児島	枕崎漁業組合（枕崎市）	1	枕崎港、山川港
熊本	-	1	
長崎	長崎県水産試験場（長崎市・長崎県水産試験場内）	1	
沖縄	-	1	

資料) 中山琢三『鰹釣漁業』（水産社、1938年）200、242～244頁。

表4 鰹釣漁業に関する陸上局と鰹釣指導船数、及び主要根拠地（1930年代半ば）

前提としていた⁽⁷⁸⁾。しかし、漁場が沖合へと移動するのに伴って漁場となる海域には漁船が全国各地から集まり、漁船は漁場に近い港を根拠地とし、季節ごとに移動しながら操業した。鰹釣漁業の場合、漁船300数隻が春に九州沖に集結した後、魚群を追って北上し、7～8月に宮城県の金華山沖300～400浬で「一大漁業戦」を繰り広げ、秋に南下した。したがって、所属する県や漁業組合がどこであるかにかかわらず、漁船は、各地の漁況放送から漁況情報を得ていたのである。

1933年に無線電信機を搭載した鰹釣漁船に便乗した特派員の報告によると、当該漁船は、船主（会社）から無線電信で同業船の出入・漁獲状況、魚価などに関する報告を受ける一方、他船の無線電話機を通じて各地から報じられる漁況放送を聞き、釜石、石巻、塩釜、小名浜、銚子、勝浦、三崎、焼津、御前崎から毎日の水揚高、尾数、魚体、魚価、魚種などの情報を得ていた。無線電信・電話機を設置していない漁船であっても、「漁友船」から漁況情報を得て、どの港が品薄であるか、相場が高いかを海上で把握していた⁽⁷⁹⁾。ラジオによって漁況放送を聴取した漁船も多く、1934年の調査では、ラジオのみを有する漁船が933隻（静岡142、鹿児島110、宮城103、三重99、徳島64、長崎63）あり、焼津では漁況ラジオ聴取設備のない漁船は一

78 道府県の水産指導用の無線電信・無線電話が他府県の漁船と交信することや、施設者を異にする漁船間で交信することは禁止されていたが、こうした不便を解消するため1941年9月に私設無線電信無線電話規則が改正された（矢口「漁業無線通信に関する改善に就て」10頁）。

79 斎藤「洋上に展開する猛烈極る鰹漁撈戦」。

隻もなかったという⁽⁸⁰⁾。こうして漁業者は、魚価・漁況情報に基づいて水揚げ港・日時を選定し、問屋に買い叩かれるリスクの低減を図った。

無線電信・電話の利用は、鰹釣漁業の漁獲量の増加も可能にしたと考えられる。表5は、主要5県⁽⁸¹⁾の無線電信・電話機の設置状況と漁獲量を示している。1920年代後半に無線電信・電話機が導入され始め、導入に積極的であったのは宮城、静岡、三重、鹿児島各県で、これら4県に比べると高知県では設置開始時期が遅く、設置数の伸びも緩やかであった。総隻数(したがって休業中の漁船も含む)で漁獲量を除した値から、おおよそ1隻当り漁獲量をみると、前者4県の伸びは大きく、なかでも1938年時点で設置数および設置隻数の割合が高かったと考えられる宮城県の伸びが顕著であった。それに対し、高知県の1隻当り漁獲量に大きな変化は見られなかった。ただし、1930年代前半まで、無線電信・電話機の設置数や設置隻数の割合、および平均トン数で他県をリードしていた静岡県が、1隻当り漁獲量では宮城県や鹿児島県を下回ることもあった。その要因ははっきりしないが、考えられるのは漁場環境の変化である。無線電信・電話機の利用は好漁場への集中を促したので、そこでの漁獲競争は激化し、乱獲に陥りやすかった。鰹釣漁業の場合も、無線電信・電話機の利用による漁獲量の継続的増加は、遠洋化による新規漁場の開拓なしには難しかったと考えられる。

また、漁獲競争に伴い、漁況放送から得られる情報が必ずしも正確なものとはならなかった点にも注意する必要がある。漁船は、好漁況を報告すると瞬く間に数十隻が集まり漁獲困難な状況となったために、特定の漁船にのみ何らかの方法で知らせたほか、その位置を隠したり事実とは正反対の内容を報告したりしたのである。以下は、漁船からの連絡をもとにした漁況放送の例である。「昨日銚子E五一七湊附近で鰹八百、バチ六十釣り、見込がないので岩手丸(岩手県指導船)の釣った位置に向つてあるが今朝マダ群を見ない」。「今朝より推測金華山ESE三五〇湊、水温二三度五にて鰹四千、附近鮫付き群多く餌付きよきも他船多くオモワシくない」⁽⁸²⁾。こうした情報に事実でないことが含まれている可能性があり、多くの漁船が情報を得られる状況下で、漁況をめぐる「虚実の戦い」が繰り返されていた⁽⁸³⁾。

80 農林省水産局『漁船統計表 昭和九年』1938年、831頁；木下「漁業無電を語る」5頁。ただし、ラジオは港を出て1日もしないうちに聴取できなくなったという(菊谷『子供の無線学』117頁)。

81 当該5県で、「遠洋漁業(内地沖合)」「内地沖合遠洋漁業」の「鰹釣漁業」漁獲量の平均76%を占めた。

82 斎藤「洋上に展開する猛烈極る鰹漁撈戦」。

83 斎藤「洋上に展開する猛烈極る鰹漁撈戦」；矢口「漁業無線通信に関する改善に就て」11頁。情報の視点から市場のあり方を議論した古田「経済史における情報と制度」が指摘するように、「秘匿した情報ゆえの経済的価値と、開放し公開することによってもたらされる価値との間には、ある種のトレード・オフが存在する」。漁獲量増加のため、府県水産試験場や漁業組合にとって漁況情報は所属漁船全体に開放し公開することに意味があったが、各漁船にとっては秘匿しているからこそ価値あるものであった。魚価については府県水産試験場や漁業組合が自ら調査し放送したが、漁場・漁獲に関する放送は、各漁船からの情報提供に依存したので、その正確性は低下せざるを得なかった。1935年には農林省・中央水産試験場も、全国の水産試験場から情報を収集して漁況速報・予報をラジオ放送するとともに、遠洋出漁中の漁船に無線電信で報告することを決定していたが(「国立水試の無電設備東洋無線が落札 漁況放送は明春から」『漁船機関』12巻135号、1935年11月号、110頁)、漁況放送という政府による情報の公共財化は、漁獲においては必ずしも成功しなかったように思われる。第二次世界大戦後、東北海区水産研究所は漁況放送材料の収集のために終日何百通という漁船通信を傍受していたが、漁船による暗号利用が増加したため、利用価値はほとんどなかったという。また、呼出符号や周波数の勝手な変更が問題となっていた(加藤政雄・牧野平治「漁業無線通信改善に関する一考察」『電波時報』8巻5号、1953年5月、30~31頁；大久保止一「漁業無線と電波監視」『電波時報』8巻5号、1953年5月、47~49頁)。

	漁船数(隻)										漁獲量(トン)														
	宮城		静岡		三重		高知		鹿児島		宮城		静岡		三重		高知		鹿児島						
	総隻数a (平均トン数)	設置延数b	b/a	総隻数c (平均トン数)	設置延数d	d/c	総隻数e (平均トン数)	設置延数f	f/e	総隻数g (平均トン数)	設置延数h	h/g	総隻数i (平均トン数)	設置延数j	j/i	漁獲量k	k/a	漁獲量l	l/c	漁獲量m	m/e	漁獲量n	n/g	漁獲量o	o/i
1925年	245 (15)	-	-	178 (34)	1	1%	184 (15)	-	-	60 (16)	-	-	152 (27)	-	-	6,332	26	11,476	64	3,689	20	339	6	11,633	77
1926年	191 (15)	-	-	209 (39)	1	0%	163 (17)	1	1%	48 (21)	-	-	95 (35)	-	-	7,660	40	17,044	82	2,770	17	709	15	10,203	107
1927年	188 (17)	-	-	212 (39)	2	1%	171 (16)	1	1%	44 (20)	-	-	87 (39)	2	2%	9,332	50	31,539	149	4,125	24	1,090	25	8,288	95
1928年	190 (18)	1	1%	209 (41)	4	2%	194 (19)	1	1%	35 (21)	1	1%	89 (51)	2	2%	9,318	49	21,472	103	7,049	36	1,349	39	11,193	126
1929年	124 (23)	3	2%	200 (43)	9	5%	206 (20)	1	0%	40 (22)	-	-	95 (42)	3	3%	9,277	75	19,455	97	6,753	33	864	22	9,342	98
1930年	119 (24)	3	3%	183 (44)	13	7%	251 (18)	1	0%	40 (21)	1	0%	93 (45)	5	5%	14,558	122	16,544	90	4,654	19	1,152	29	6,702	72
1931年	100 (32)	7	7%	190 (52)	22	12%	190 (24)	3	2%	36 (25)	1	3%	81 (51)	5	6%	13,547	135	24,317	128	5,749	31	1,153	32	6,565	81
1932年	88 (42)	8	9%	187 (51)	35	19%	183 (26)	5	3%	39 (23)	1	3%	71 (49)	5	7%	15,408	175	14,795	79	6,996	38	883	23	7,705	109
1933年	81 (53)	17	21%	160 (61)	45	28%	169 (27)	8	5%	40 (25)	2	5%	61 (50)	6	10%	16,269	201	20,033	125	10,295	61	743	19	8,725	143
1934年	99 (59)	27	27%	173 (68)	54	31%	143 (37)	11	8%	40 (25)	2	5%	59 (52)	7	12%	11,434	115	21,048	122	10,481	73	1,104	28	12,166	206
1935年	93 (65)	45	48%	153 (76)	62	41%	149 (39)	21	14%	120 (21)	4	3%	78 (42)	9	12%	13,524	145	18,975	124	6,832	46	3,033	25	9,061	116
1936年	94 (71)	51	54%	167 (71)	65	39%	167 (37)	31	19%	162 (19)	5	3%	72 (46)	11	15%	17,118	182	27,745	166	13,448	81	4,290	26	9,898	137
1937年	94 (77)	64	68%	157 (67)	68	43%	134 (42)	43	32%	149 (17)	11	7%	63 (48)	13	21%	19,466	207	31,764	202	11,446	85	4,329	29	11,686	185
1938年	83 (86)	64	(78%)	146 (76)	72	(53%)	147 (40)	50	(38%)	112 (18)	14	(15%)	60 (56)	20	(45%)	32,305	389	26,564	182	14,004	95	3,057	27	12,914	215

(注) 総隻数と漁獲量は、「農商務統計表」(農林省統計表)の「遠洋漁業(内地沖合)」あるいは「内地沖合遠洋漁業」に記載された「鯉釣漁業」の値で、総隻数には無線電信・電話機を設置していないものも含まれている。漁船の平均トン数は、漁船総トン数を総隻数で除して算出した。無線電信・電話機の設置延数は、各年の設置数の累計値で、マクロ延組を主業・鯉釣を副業とするものも一部含まれる。1938年の設置数は1938年2月の10トン以上漁船調査による。設置年不明のもの(宮城1隻、静岡5隻、三重6隻、高知3隻、鹿児島7隻)は含まれていないが、1938年の設置延数を総隻数で除した値(%)は、設置年不明のものを含めて算出した。

資料) 農商務大臣官房統計課編「農商務統計表」第39~40次(東京統計協会、1924~1925年)；農林大臣官房統計課編「農林省統計表」第1~15次(東京統計協会、1926~1939年)；水産無電協会編「漁業用無線電信電話局名録」(水産無電協会、1937年)；農林省水産局編「鯉釣遠洋漁船二関スル調査書」(農林省水産局、1938年)より作成。

表5 鯉釣漁船の無線電信・無線電話機の設置状況と漁獲量(1925~1938年)

おわりに

本稿では、戦前日本の水産業における通信手段の変化とその影響を、漁獲量や輸送量の推移などと関連づけながら考察してきた。以下、明らかになった点をまとめておく。

明治以降の水産業における通信の変化は、まず水産物取引で生じた。日露戦後以降の遠洋漁業の発展と鉄道の発展を背景に、地方漁業地から都市への鮮魚供給量が増加し、都市問屋と地方荷主との間で魚価情報の交換を目的とした電信・電話の利用が増加したのである。しかし、同時に「呼電信」「呼電話」と呼ばれる不正行為も増加した。加えて、変化の激しい魚価を正確に把握することは難しく、また委託販売が一般的な鮮魚の取引形態であったことから、地方荷主は都市問屋に対し不利な立場に置かれた。地方荷主は騙されることの少ない地元市場を優先するという消極的対応をとり、大戦期の都市では水産物供給不足が顕著になった。こうした鮮魚の取引環境を変化させたのは、双方向通信が可能な電話による長距離通信であったと考えられる。1920年代以降、電話が鮮魚取引における長距離通信手段として定着することで、地方漁業地が都市の魚価情報をより正確に握れる環境が整えられていった。

他方1920年代以降には、都市への鮮魚供給を担った遠洋漁業において無線の利用が増加した。当初は、トロール船への無線電信機の導入に限定されたが、無線機の小型化に伴って機船底曳網漁船や鰹釣・鮪延縄漁船への無線電信機や無線電話機の搭載が増加した。トロール漁業や機船底曳網漁業では、主として企業内における情報交換により、漁場を選択したり入港場所・時間をコントロールしたりした。鰹釣漁業や鮪延縄漁業では、府県の水産試験場や漁業組合による漁況放送が行われ、情報の正確性に問題はあったが、多くの漁船が漁況や魚価情報をもとに漁場や水揚げ港を選定した。こうした遠洋漁業における無線利用は、乱獲を引き起こした点に留意する必要があるものの、一方で新規漁場の開拓により漁獲量を増加させ、同時に漁業地全体が魚価情報を獲得する機会を増加させた。主要な遠洋漁業者は、都市問屋に対して優位な立場に立つようになり、その他の漁業者の場合も、漁業地及び都市の問屋に買い叩かれるリスクを回避できるようになった。販売先をめぐる地方荷主間の競争は激化したと思われるが、漁業における無線利用は、総じて鮮魚取引における地方荷主の積極的対応を可能にするものであった。

以上のように、戦前日本では、漁業地の積極的な情報獲得につながった長距離電話と無線電信・無線電話の利用が、鮮魚供給量の増加を可能にするうえで重要な役割を果たしていた。同時に、水産物市場の地域分断性を解消し、価格連動性を高めていたといえよう。ただし、本稿では、水産業における通信の中でも鮮魚の生産・取引面に考察が偏り、水産加工品の生産・取引上の通信手段・形態について取り上げることができなかった。漁業地が都市の需要に応じた水産加工品の生産・販売を行っていた点や水産加工品市場の拡大を踏まえると⁽⁸⁴⁾、そこでの情報伝達の変化も今後考察されるべき課題である。

(やまぐち あすか 名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授)

84 植田展大「戦間期の需要の変化に対応した水産食品生産地域の展開：岩内郡岩内町を事例として」『社会経済史学』86巻1号（2020年5月）。

研究ノート

文芸作品にみる日本海運報国団員の戦時意識 —和歌・俳句・川柳の分析—

後藤 康行

1 はじめに

筆者は本誌第11号で、和歌・俳句・川柳にみる通信報国団員の戦時意識を考察した⁽¹⁾。この考察により、文芸と率直に向き合う通信報国団員の姿勢が浮かび上がった。それは、日中戦争以降の戦時を、日常として懸命に過ごす当時の通信職員の生き方を示すものであった。本稿は、この本誌第11号の前稿を踏まえた上で、日本海運報国団員の文芸作品に焦点を当てる。

日本海運報国団と通信報国団に、直接のつながりはない。ただ、どちらも「報国の実を挙げる」ために業界の「協同」を謳ったという点では、同質の組織といえる⁽²⁾。また、海運行政は通信省が担い、日本海運報国団の誕生に通信省は関係している。両団は、「根を同じくした親類」といっても差し支えないだろう。日本海運報国団員が作成した和歌・俳句・川柳を分析することで、通信報国団員との作風の違いや共通性などがあるのか、前稿だけではみえてこなかった戦時を生きる人々の意識を浮かび上がらせることが本稿の目的である。

郵政博物館には、日本海運報国団に直接結びつく史料として、同団が通信省とともに作成した『海の記念日に当つて』（日本海運報国団、1941年）が収蔵されている。これは、1941（昭和16）年に7月20日が「海の記念日」と制定されることになった由来と、国家における海運の使命を解説したものである⁽³⁾。

戦時下の国家と海運を考える上で、同書が貴重なのは間違いないが、本稿の目的と直接結びつくものではないので、参考程度の利用にとどめた。本稿では、国立国会図書館に所蔵されている文献を主に使用する。同館には、日本海運報国団の機関誌である『海運報国』（月刊）のほか、関連する文献が所蔵されている⁽⁴⁾。団員たちの文芸作品は、『海

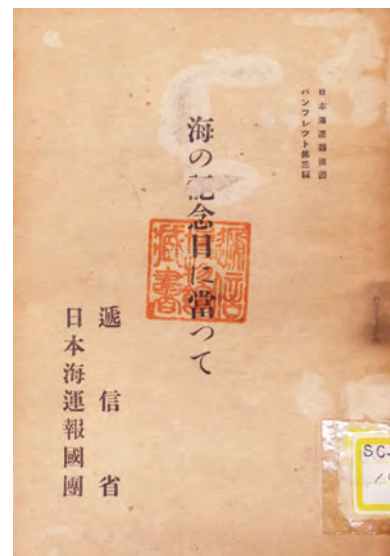


図 『海の記念日に当つて』表紙

- 1 拙稿「文芸作品にみる通信報国団員の戦時意識—和歌・俳句・川柳の分析—」（『郵政博物館 研究紀要』第11号、2020年3月）。
- 2 「海運報国の実を挙げ国防国家体制の確立を図る」ことを目的として掲げた日本海運報国団の規約第1条には、この目的達成の前提として「全海運産業人」の「和衷協同」があると規定されている（日本海運報国団編集発行『日本海運報国団早わかり』1941年、35頁）。通信報国団の規約第1条にも、「通信部内全職員ノ和衷協同」により「通信報国ノ実ヲ挙グル」ことが目的として掲げられている（拙稿「戦時下の通信職員組織・通信報国団に関する基礎的研究」『郵政博物館 研究紀要』第5号、2014年3月）。
- 3 「海の記念日」は、1876（明治9）年7月20日、明治天皇が明治丸に乗船して東北巡幸から帰ってきたことに由来する（日本海運報国団、通信省『海の記念日に当つて』日本海運報国団、1941年、1頁）。

運報国』に掲載されている。史料の引用に際しては、仮名遣いはそのままとしたが、旧字体は新字体に改めた。同様に、引用記事のタイトルや執筆者の氏名なども、旧字体は新字体に改めた。

② 日本海運報国団について

本稿は、日本海運報国団員が作成した和歌・俳句・川柳を分析するものであり、同団の組織構成や事業内容などに焦点を当てるものではない。これら日本海運報国団の全体像を示す事柄については、別の機会に考察するので、ここでは先行研究と概要のみを述べておく。

(1) 先行研究

逓信省の通史である『逓信事業史』のなかで、海運行政を担った管船局について取り上げている『逓信事業史 第六巻 電気・電気試験・管船・灯台』（逓信協会、1941年）には、日本海運報国団についての記述はない。これは、日本海運報国団が創設されたのが1940（昭和15）年11月（9日に設立、22日に結成式）のことで⁽⁵⁾、同書の範囲外の時期であったためであろう。

同書の続編で、海運について記されている郵政省編『統逓信事業史 第一巻 総説』（財団法人前島会、1963年）には、16行と少量ではあるが、「日本海運報国団の結成」という項目が設けられている。ここでは、時局に応じて誕生することになった日本海運報国団は、「官労使一体」を目指すものであり、特に「全海運産業人」の「協力一致」により「国防国家体制の確立」を目的としていたと紹介されている。この目的のため、「海運報国精神の高揚」を図るほか、海員の寮や診療所などの福利厚生施設の運営が行われていたことなども述べられている⁽⁶⁾。

大政翼賛会や、同会傘下の団体の概説史である下中弥三郎編『翼賛国民運動史』（翼賛運動史刊行会、1954年）では、大日本産業報国会や農業報国会などと並び、傘下団体の1つとして「日本海運報国団史」が1つの章を設けて論じられている。これをみると、設立経緯や目的、船員の錬成や福利厚生のための事業内容、支団や班の設置といった組織的な広がりなど、日本海運報国団に関する要点が確認できる。支団は地方組織であり、班は海運業者単位に設置されたものである。1942（昭和17）年6月に大政翼賛会の傘下団体となるが、これにより逓信省と切り離されたわけではなく、組織の性質に抜本的な変化が生じたものでもない⁽⁷⁾。

日本海運報国団の厚生課長であった西巻敏雄の『海上労働運動史』（日本海洋協会、1949年）では、日本海運報国団の「運動が失敗に帰した」と述べられている。それは、「指導部」の姿勢が「船員大衆」の「経験」に基づかない「独善的」なものであったからだという⁽⁸⁾。事業内容を細かく分析したものではなく、「指導部」の具体的な姿もわからないので、やや抽象的な指摘ともいえるが、当事者の意見であり、日本海運報国団への1つの評価を示したものといえる。

戦後に誕生した全日本海員組合（1945年10月結成）の機関誌である『海員』（月刊）には、「海

4 日本海運報国団の機関誌『海運報国』の第2巻第1号（1942年1月）から第4巻第9号（1944年11月）までが、国立国会図書館に所蔵されている。

5 前掲日本海運報国団編集発行『日本海運報国団早わかり』16～19頁。

6 郵政省編『統逓信事業史 第一巻 総説』財団法人前島会、1963年、480～481頁。同じく郵政省編の『戦時海事行政史』（財団法人日本海事振興会、1963年）には、この『統逓信事業史』と同様の「日本海運報国団の結成」が掲載されている（68～69頁）。

7 下中弥三郎編『翼賛国民運動史』翼賛運動史刊行会、1954年、1015～1035頁。

8 西巻敏雄『海上労働運動史』日本海洋協会、1949年、137～142頁。同書には、1957年版（全日本海員組合）と1969年版（海文堂出版）もある。

事ジャーナリスト」の小島敦夫による「第二次世界大戦 戦時下の船員生活 〈第二回〉海運報国団の結成と活動」が掲載されている⁽⁹⁾。ここでは、船員の教育や技能向上に関する事業のほか、船員宿泊施設を管理する福利厚生事業、船用米など物資の配給事業を行うことが日本海運報国団の「組織的な実態」と指摘されている。連載のなかの1回で、分量的には4頁とそれほど多くないが、日本海運報国団を正面から取り上げた「唯一」といえる論説であり、その誕生から終焉（1945年10月に解散が決定し、翌年2月に事業終了）までの流れが述べられた貴重な研究といえる。

(2) 概要

戦前期の日本の海運界には、船主の日本船主協会、国家資格を有する船員（航海士、機関士、通信士など）の海員協会、国家資格を有さない船員（水夫、甲板倉庫番、補助機関番など）の日本海員組合があった⁽¹⁰⁾。日中戦争が始まり、社会で国民精神総動員が叫ばれるようになった1938（昭和13）年3月、この3つの団体は、通信大臣（当時は永井柳太郎）を名誉会長とする海上国民精神総動員連盟を結成した。さらに同年10月、海員協会と日本海員組合は、皇国海員同盟を結成した。この連盟と同盟は、どちらも何か具体的な活動をしたということはないが、「日本精神の発揚」「時局に対する認識の徹底」「産業報国の完璧を期す」などと謳い、後の日本海運報国団結成につながる動きだったといえる⁽¹¹⁾。

1940年8月には、通信省の打診を受け、海運業界は業者や船員を「一丸」とする新たな組織を作ることに賛同する。その結果、日本海員組合は同年9月末に、海員協会は11月末に解散した。この解散前の9月17日には、通信省に日本海運協会（日本船主協会が同年5月に改組）の大谷登理理事長（日本郵船社長）ほか船主34人が集まり、さらには陸軍・海軍・内務・厚生各省と企画院の関係官も加わって、新組織結成の話し合いが行われた。そして、その後は何度か事務方の会合を重ね、11月9日に日本海運報国団の設立となった⁽¹²⁾。

この設立経緯をみると、海運業界は特に抵抗なく、日本海運報国団の設立に向かっている。日本の海運業は、第一次世界大戦後の不況以降、政府からの補助を受けることで業界を立ち直らせた過去がある⁽¹³⁾。政府との距離感は、そもそも近かったといえる。

日中戦争に入り、政府が輸送の円滑化という観点から、「海運統制」に動き出そうとすると、大阪商船社長の村田省蔵が業界をまとめ上げ、運賃の抑制に協力した。時局が進み、もはや業界の協力だけでなく、海運の「国家管理」体制の構築が必要ということになると、村田省蔵は通信大臣（第二次近衛文麿内閣）となり、輸送のための配船の管理や運賃の公定を決定する⁽¹⁴⁾。この大阪商船出身の村田通相のもとで、日本海運報国団の誕生となっている。「統制」、そして「管理」と、国家の海運業への関与が図られるなか、その流れに海運業界として適応する以上、

9 小島敦夫「第二次世界大戦 戦時下の船員生活 〈第二回〉海運報国団の結成と活動」（『海員』第46巻第9号、1994年9月）。小島のこの連載は、第46巻第8号（1994年8月）から第47巻第1号（1995年1月）までの全6回である。

10 前掲郵政省編『続通信事業史 第一巻 総説』480頁、藤丸徹著・赤塚宏一校閲『日本の船員と海運のあゆみ—戦後復興からグローバル経済下の船員社会—』成山堂書店、2021年、4頁、17頁、畝川鎮夫『少年海国読本』海事彙報社、1941年、80～86頁（同書は郵政博物館収蔵）。

11 前掲郵政省編『続通信事業史 第一巻 総説』480頁、前掲小島「海運報国団の結成と活動」、前掲下中編『翼賛国民運動史』1018～1020頁。

12 前掲下中編『翼賛国民運動史』1021～1024頁、前掲日本海運報国団編集発行『日本海運報国団早わかり』12～16頁。

13 寺谷武明『海運業と海軍』日本経済新聞社、1981年、7～39頁。

14 同前41～58頁。

「和衷協同」して「海運報国の実」を挙げることを掲げた組織結成に動くのは、海運業界にとって必然的なことだったのだろう。

なお、大阪商船とともに海運業界を牽引する日本郵船には、1939（昭和14）年1月に社員全員を会員とする郵船海運報国会が誕生している⁽¹⁵⁾。この報国会の規約第1条では、「和衷協同以テ海運報国ノ実ヲ挙クル」ことが目的として掲げられ、規約第5条では、会員の修養や慰安を図るための事業を行うことなどが掲げられている⁽¹⁶⁾。また、報国会の機関誌は『海運報国』（月刊）である。このように、後に誕生する日本海運報国団と重なる部分が多いことから、小島敦夫は「郵船が海運界の先導役をつとめた感も強い」と指摘している⁽¹⁷⁾。郵船海運報国会のような海運業社内の報国組織は、日本海運報国団の誕生からしばらくして、報国団の班という扱いになった⁽¹⁸⁾。

日本海運報国団の形式上の代表である総長に就任したのは、逓信大臣の村田省蔵である。そして、総長のもと、同団の実質的な代表となる理事長には、元大阪商船副社長の太田丙子郎が就任した。以下、理事には逓信省管船局、陸軍省整備局、海軍省軍務局、内務省警保局、厚生省労働局など関係部署の局長と、日本郵船社長の大谷登や大阪商船社長の岡田永太郎など、海運各社の首脳が就任した⁽¹⁹⁾。

1942年6月より、日本海運報国団は大政翼賛会の傘下団体となった。前述したように、これにより組織の性質に抜本的な変化が生じたということはない。ただ、機構には若干の変化があり、代表として団長が新設され、海軍中将の原清が就任した。理事長は、団長の補佐および代理となり、元大阪商船専務の宮田武太郎が就任した⁽²⁰⁾。この機構変更が行われた当初、逓信大臣（当時は海軍中将の寺島健）は日本海運報国団の総裁となることが発表されていた⁽²¹⁾。ただ、大政翼賛会の傘下団体となり、形式上は同会の監督下に入ったことが日本海運報国団内で考慮され、この総裁職はなくなった⁽²²⁾。

団長が原になったのは、当時の原が海務院長官だったからである。1941年12月19日、逓信省の外局として海務院が設立され、海運行政の担い手が逓信省管船局から移された。この移管は、海運行政の主導権をめぐる逓信省と海軍のせめぎ合いの結果であり、海務院の長官には原が、次長には逓信省管船局長の安田丈助が就任した⁽²³⁾。このせめぎ合いが、日本海運報国団の首脳人事にも影響し、原団長の誕生となったのであろう。なお、理事の陣容は、関係部局や海運各社の首脳陣で占める（安田も理事になっている）という構図は変わっていないので⁽²⁴⁾、海軍中将で海務院長官の原が団長になったからといって、日本海運報国団に対して海軍の干渉が進められたということではない。

15 日本郵船株式会社編纂発行『日本郵船七十年史』1956年、727頁。

16 産業報国聯盟『業種別産業報国会規約事例集』産業報国聯盟、1939年、340～341頁。

17 前掲小島「海運報国団の結成と活動」。

18 前掲下中編『翼賛国民運動史』1028～1029頁、「海運報国団の改組」（『労働時報』第19巻第5号、1942年5月）。

19 前掲日本海運報国団編集発行『日本海運報国団早わかり』16～22頁、32～33頁、財団法人日本経営史研究所編『創業百年史資料』大阪商船三井船舶株式会社、1985年、36頁。

20 「日本海運報国団役員」（『海運報国』第2巻第7号、1942年7月）、日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』1943年、14頁（同書は筆者所蔵）。

21 前掲「日本海運報国団役員」、「海運報国運動」ここに強力に再出発す!!」（『海運報国』第2巻第6号、1942年6月）。

22 前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』9頁、14頁。

23 前掲寺谷『海運業と海軍』75～78頁、窪田孝司「甲斐源氏安田義定と安田丈助翁について（中）」（『通信協会雑誌』935号、1989年4月）。

24 前掲「日本海運報国団役員」。

1943（昭和18）年11月、通信省と鉄道省が合併し、運輸通信省となり、海務院が同省に吸収されてからは、海務院の業務を引き継いだ同省の海務総局長官が団長となった。このときの長官は、海軍中将の妹尾知之である。理事長は、宮田が続けた⁽²⁵⁾。

団員の正確な数は不明である。1942年末の時点で、海運業者113社が日本海運報国団の班に編成されていたが、317社は未編成だった。1944（昭和19）年3月末時点では、班に編成された数は272社に伸びていた⁽²⁶⁾。海運界の「協同」を掲げ、全ての海員を団員とすることを目指し、実際にその数は伸びていたが、海運界を完全に網羅したということではなかったようだ。参考の数字だが、前出の海員協会は解散時点で会員1万7488人、日本海員組合は組合員12万8781人であった⁽²⁷⁾。この全員が団員となったということではないにしても、編成された班の数を考えれば、団員数もそれなりの人数に達していたとみてよいだろう。

行われた事業は、団員のための宿泊所や休憩所の運営、海員養成のための学校の運営などである。函館・小樽・東京・横浜・名古屋・大阪・門司・長崎・佐世保など、全国各地に宿泊所は設置され、学校も小樽・東京・横浜・神戸・広島などに設置されていた⁽²⁸⁾。また、団員のための物資の配給や、各種援護運動、錬成事業なども行われた⁽²⁹⁾。戦時中には、国家が海運業者を管理するべく船舶運営会も組織されていたが、こちらは運航の円滑化を目指したものであり、日本海運報国団は、団員の福利厚生や養成・錬成が主な事業であった⁽³⁰⁾。

3 和歌の分析

日本海運報国団の機関誌である『海運報国』には「海報歌壇」が設けられており、そこに団員投稿の和歌が毎月掲載された。掲載作品の選者は、歌人の斎藤瀏である⁽³¹⁾。団員からの投稿は、常時受け付けていた。投稿先は『海運報国』の「編輯室」で、当初は芝浦にあり、後に日本橋に移った⁽³²⁾。投稿はハガキで、1回の投稿につき3首以内であった⁽³³⁾。投稿数は不明である。毎号、作品の掲載数は不定で、多いときは50首ほど、少ないときは20首にも満たなかつ

-
- 25 前掲寺谷『海運業と海軍』105頁、日本海事振興会日本海事新聞発行事務局『海事団体要覧 昭和十九年版』亜細亜書房、1944年、120頁。
- 26 前掲下中編『翼賛国民運動史』1030頁。
- 27 西巻敏雄『海上労働運動史』海文堂出版、1969年、78頁。
- 28 前掲下中編『翼賛国民運動史』1031～1034頁。
- 29 前掲小島「海運報国団の結成と活動」、前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』46～78頁。
- 30 1942年4月1日設立の船舶運営会については、前掲寺谷『海運業と海軍』78～89頁、梶尾良太「戦時体制下における日本の海運業と統制——一九三七年～一九四二年——」（『北大史学』59号、2019年11月）を参照されたい。
- 31 陸軍大学校を卒業した軍人としての経歴をもつ斎藤瀏は、文芸界の大物である歌人の佐佐木信綱の教えを受け、昭和の戦時中に活躍した歌人であった（日本近代文学館編『日本近代文学大事典 第二巻』講談社、1977年、79頁）。なお、郵船海運報国会の『海運報国』には「郵船歌壇」が設けられており、その選者は佐佐木であった。
- 32 「投稿案内」（『海運報国』第2巻第1号、1942年1月）、「編輯後記」（『海運報国』第2巻第9号、1942年9月）。
- 33 前掲「投稿案内」（『海運報国』第2巻第1号）。後に1回の投稿数の制限はなくなるものの（「読者文芸募集」『海運報国』第4巻第8号、1944年10月）、物資不足のなか、直後の1944年11月号をもって『海運報国』は発行終了となった（前掲小島「海運報国団の結成と活動」）。11月号に発行終了の通知は何もないので、結果として最終号になった形である。なお、1944年の『海運報国』は、4月と5月、6月と7月が合併号となった関係で、以後の奥付の表記の把握には注意が必要である。4月・5月合併号は第4巻第5号、6月・7月合併号は同第7号、続く8月号は同第8号と表記されるも、続く9月号で再び同第7号となり、10月号は同第8号、11月号は同第9号となった。8月号までは発行月に合わせた号数だったものを、9月号からは発行回数に合わせた号数に改めたのだろう。以下、紛らわしいので、1944年発行号は、巻号ではなく発行月号で表記する。

た。機関誌発行の継続が困難になっていく1944年は、掲載数が20首前後となり、4月・5月および6月・7月の合併号と、最終号となった11月号には、「海報歌壇」が設けられなかった。

選者の斎藤は、投稿作品に対して添削を行っている。それが毎号なのか、また掲載作品の全てに対してなのかは不明だが、作品によっては、その言葉の全てを作者が生み出したとはいいい切れないものもある。そのため、「海報歌壇」の作品と、日本海運報国団員の意識を結びつけるのは適切でないという意見はあり得るだろう。ただ、掲載作品には作者名（実名ないし号）や、作者が乗船する船名などが明記されており、作者が特定できる状態にあった。その状態で、斎藤が作者の意図を無視するような添削をするとは考えにくい。あくまでも歌人として、その作品の良さを引き出すための添削を行ったと考えるのが自然である。それゆえに、本稿では「海報歌壇」の作品と、日本海運報国団員の意識を結びつけるのは問題ないと考えている。なお、斎藤は、掲載作品に優劣の評価をつけているが、ここでは作品そのものにそくして内容を読み取ってみたい。

それでは、和歌の分析を行っていく。まず、第2巻第1号（1942年1月）掲載作品のなかから、斎藤に「佳作」と評価されたものを紹介する。

硝子戸の隙間より入るこな雪の火にかざす手のふりかゝりつゝ	第一雲海丸 森田六一
大空の青きをすべて吸へる如紫紺の海は輝きて有り	興津丸 鈴木歳雄
号令に汐散る櫂を押し立てゝ仰けば明し山のもみぢば	乾坤丸 宮崎旅栖

3首とも、自然の情景がきれいに描かれ、且つその自然と詠み手との距離感が適度に感じられる。同号の「選後」として、斎藤は「投稿者中には今から歌を始めた方もある」と述べているが、「佳作」に選ばれた3人は、すでに詠み慣れていたのかもしれない。

大なる歴史と国の興亡と負ひて月夜を輸送船団征く	第二南海丸 血緋呂
船内に楽しき家を夢に見る我が子の笑顔眼にぞ浮ぶも	大海丸 山川清志
すめらぎの御稜威かしこみわたつ海にいざやゆきなむみ民われらは	江原丸 五百枝

この3首は「佳作」ではないが、海員らしさや時代性がわかりやすく読み取れる。その平易性からすると、斎藤のいう「歌を始めた方」たちの作品であろうか。「選後」のなかで斎藤は、「一年生からさう上手に出来る筈はない」と、現実的な意見を述べた一方で、「恐れること憚ることはありません」とも述べている。添削して作品の優劣をつけながらも、初心者には特に技量を求めないことで、斎藤は団員の文芸意欲が低下しないように努めていたといえよう。

第2巻第3号（1942年3月）には、斎藤が「秀逸」と評価した作品が掲載されている。次の3首は、その「秀逸」作品である。

元朝の真日くれなゐにのほ来るそのいつかしき磯にたつかも	室戸丸 吉良川昌義
厳しくわが魂をうつ如し南の洋によする磯波	歎祥丸 浜岡織繁
大君の御楯となりて碎けにしわが弟よほこりたまへや	第三弓張丸 松井春男

季節性、海とのつながり、時代性など、3首とも自らの作品の特性を明確に表現している。同号の「選後に」において、斎藤は「立派な海洋短歌を産んで欲しい」と述べた。海員の「生活が特殊」であり、その生活のなかにいる海員の「自分の心」を表現することで「海洋短歌は

燦然と輝く」とも斎藤は述べているので、上掲の3首は、この斎藤の考えに合致したというところであろう。

第2巻第4号(1942年4月)では、「海洋短歌」といえる次のような作品が掲載されている。

大君にこの身捧げて船乗吾皇国の兵に劣らざるべし	松山丸 松本清吉
流水を縫ひつゝ進む我船の甲板に清く春の日の射す	昌宝丸 大倉謙吾
久かたに帰る父なり子を呼ばば暫し恥らひ戸のかげに立つ	姫高丸 土屋竹次郎

3首とも、海員ならではの作品である。松本の作品は、「船乗」も兵士同様に戦っている意識が表されている。先に紹介した作品のなかにも、そのような意識が表されている歌があった。戦時に輸送を担う海員たちの率直な思いであろう。

続く第2巻第5号(1942年5月)では、斎藤が「選後」において、海員の普段の「奮闘」に「頭がおのづからさがる」と述べた上で、「詠出者はその作が如何に添削されてあるかに注意し、研究して欲しい」と、添削の重要性を示した。この斎藤の言葉の背景には、和歌に込められた団員たちの思いに応えようとしたことに加え、投稿数が増え、それに付随して初心者の歌が増えてきたことがあった。第2巻第7号(1942年7月)の「選後」で斎藤は、「応募歌が増して来たのはうれしい」と述べ、さらに「全く初めて短歌を作つたと思はれる人も少なくない」「この人の中には、短歌にならぬものもあつた」「批評するより、この添削加筆する方が、作者のためになると思つた」とも述べている。前述したように、実際の投稿数は不明だが、この頃には団員の間で「海報歌壇」が定着し、歌を詠んでみようとする団員が増えていたのだろう。

以下に、いくつかわかりやすい内容の作品を挙げた。

ありがたや日出ずる国に生れ来し男がひあり海の子となりて	巖島丸 横山勇次郎
誇り居し米主力艦砕け去りハワイ洋上神風すがし	第五米丸 門田良吉
空晴れて港は近し新妻へやる土産の包又開き見る	宜昌丸 岡本孝
同じ郷里生死をともにと波の上にかたく誓ひしわれに友あり	志摩丸 岡崎太郎
吾始めて北極光見たりこれやこの海の子がもつ幸と云はまし	飯野海運産業 荒川熊之子

最初の2首は第2巻第5号と同第6号(1942年6月)、続く2首は同第7号、最後の1首は同第8号(1942年8月)掲載作品である。いわゆる「日本男児」や「海の男」としての誇り、戦争への視線、妻や友への思い、船乗りならではの経験など、様々な要素が表現されている。これらが初心者の手によるものかは判断できないが、「応募歌が増して来た」ことで、「海報歌壇」は多様な作品が掲載される状況にあったといえる。

この後、例外の月はあるものの、それまで20首から30首前後だった作品の掲載数は伸びていき、第2巻第12号(1942年12月)から第3巻第11号(1943年11月)まで、50首前後の掲載となる。掲載数だけでいえば、「海報歌壇」の最盛期といえよう。次に紹介するのは、その時期の作品の数々である。

敵出づる海近しとて操機長鏡に向ひ身装正しぬ	立山丸 皆川久
海の為生れし身なれば海の為死するに何か悔ぞあるべき	長陽丸 成海現児
元旦の船室飾る万国旗米英支那旗破つて捨てつる	立山丸 無名海員
心して行けと励ます我が父の顔面ぞ晴るる嬉しき出船	伏見丸 因正治

船底に軍馬ならびて静かなり糞おつる音の時に聞ゆる	東洋海運 小田平助
交代と起こしに来れどしばらくは深寝の僚友の顔をみまもる	白山丸 田中好
父と兄海に生命を棄てたるに我また航くなり母淋しからむ	親和丸 近藤善助
冬過ぎて春来るらし山肌の黒き中より青み初めたり	間宮丸 関鳴海
吾が文を諸手に持ちて振る吾子を妻は伝へつ愛しくもあるか	三峯丸 坂本局
今は唯何をか思ふ一筋に皇国に捧げん海の子の道	宝丸 松岡喜久雄
あまざかる母港の街の彼の店の少女も今は嫁ぎしならむ	神通丸 辻信一
戦ひは十年二十年続けども撃ちてし止まむ我は船人	千代田丸 水田正

第2巻第12号から第3巻第11号まで、順番に1首ずつ挙げた。挙げるにあたり、筆者のなかで基準は設けていないが、同じ詠み手の作品や、同じ情景が思い浮かぶ作品を繰り返すことは、なるべく避けた。この後の分析でも、まとめて作品を挙げる場合は、同様の理由でもって作品を選んでいる。

上掲の作品をみると、全般的に戦時という時代性や、海員らしさという特殊性を感じさせる内容となっている。先ほど、「海報歌壇」の定着について触れたが、同欄が定着したことで、詠み手の側に「立派な海洋短歌」を作るという共通の認識が生まれていたと考えられよう。こうした共通の認識は、「海報歌壇」の特徴を浮かび上がらせる一方で、詠み手が定型的な作品に縮こまる可能性もある。斎藤は第3巻第3号（1943年3月）の「選後」で、「今月の出来は一般に少し劣つて居るやうに感じた」「と言つて誰でも初めからよい歌の出来るものではない」と、厳しめな感想を示している。詠み手の裾野が広がり、「海報歌壇」が定着したからといって、そこでとどまるべきではないという、斎藤の叱咤激励であろう。

ただ、やはり裾野の広がりや、素晴らしい作品を生むことにつながっている。上掲の東洋海運の小田平助の作品は、リズムも言葉の選択も見事で、読んだ瞬間、自然と笑みがこぼれる出来映えである。白山丸の田中好の作品は、日常の海員間の情愛を巧みに表現している。どちらも、斎藤が「秀逸」と評価したものである。先ほどは掲載数から「海報歌壇」の最盛期と指摘したが、優劣どちらも含めた内容の充実度からみても、この時期は最盛期であった。

さて、本節のはじめの部分で述べたように、この時期を過ぎると、掲載数は月に20首前後、ないしは「海報歌壇」自体が掲載されない月も出てくる。『海運報国』は、毎号全100頁前後が通例だったが、第3巻第11号は全84頁となった。そして、第3巻第12号（1943年12月）も全84頁だったが、その「編輯後記」では、この頁数が維持できるかは「遺憾ながら疑問である」と率直に述べられていた。

実際、1944年に入ると、1月号が全64頁、2月号と3月号が全56頁と、頁数が減っていき、4月・5月および6月・7月の合併号に至っては、全8頁であった。その後、8月号は全32頁まで回復し、9月号から最後の11月号までは全48頁であった。この頁数減少の影響により、「海報歌壇」はそれまで2頁だったものが1頁となったため、掲載数も減らさざるを得なかったのだろう。以下に挙げるのは、この減少期の作品の数々である。

中空のオリオン星座仰ぎつつ故郷のことなど想ひ出しぬ	正福汽船 高田静香
戦捷をき、海原航けば捧ぐる身の感激大いなり吾が誕生日	三峯丸 平田八十八
ゆれこぼれし手桶の水の薄氷ひて甲板につづく冬の日さぶし	三峯丸 山口金蔵
少しくは馴れしと今を母に告ぐ若き見習の筆たづたづし	よりひめ丸 南谷梅市
遭難は既にいくたび重ねれど生あるうちは断乎海征く	大峰丸 関野賢治

航海の無聊をいやす兵達は幼な児のごと輪投げに興ず
再びは帰るまじとて別れたる故山は既に遠くかすめる

昌平丸 宗実秋雪
日本海汽船 間野弥宗次

第3巻第12号から、「海報歌壇」がない合併号と最終号を除き、1首ずつ挙げた。故郷や家族への思い、日常のふとした一瞬、戦時の勇壮な意気などが詠われている。こうした作品をみると、掲載数が減ったからといって、作品の性質にまで変化が生じたとはいえないだろう。1944年8月号の「選後に」で、斎藤は「苛烈なる決戦に参ずる海員諸君の貴き一首一首、選む私は巧拙に関からず頭が自ら下る」と述べている。

以上、「海報歌壇」の作品をみてきた。時局を意識したと思われる作品は散見されるが、それよりも目立つのは、海とのつながり、海員らしさを表現した歌である。これは、詠み手を考えれば当然のことといえるが、選者の意向も影響していたと思われる。前述したように、斎藤は「立派な海洋短歌を産んで欲しい」と表明しており、1944年3月号の「選後に」においても、「海上生活、(中略)その生活が既に歌なり」と述べている。海員の生活そのものを「歌」と位置付けた選者の姿勢を受けながら、団員たちは自らの日常を表現した。筆者が先に分析した通信報国団員の和歌でも、通信職員の日常性は表現されていたが、日本海運報国団員の和歌は、より顕著に日常性が意識されたものであったといえよう。

4 俳句の分析

『海運報国』の俳句欄は「海報俳壇」で、選者は俳人の水原秋桜子である⁽³⁴⁾。投稿はハガキで、1回の投稿につき5句以内であった⁽³⁵⁾。「海報歌壇」同様、1944年10月号で投稿数の制限はなくなったものの、翌月の最終号には「海報俳壇」は設けられなかった。同年の合併号に「海報俳壇」がないのも、「海報歌壇」と同様である。投稿数は不明で、掲載数は月により多少の変動はあるものの、概ね20句から30句前後であった。「海報俳壇」は1頁で変わらないので、「海報歌壇」のように掲載数が減少する時期はない。

前節で紹介したように、「海報歌壇」の選者である斎藤瀏は、第2巻第1号の「選後」で「投稿者中には今から歌を始めた方もある」「一年生からさう上手に出来る筈はない」と、同欄が始まったばかりのように述べていた。筆者は確認できていないが、日本海運報国団の機関誌としての『海運報国』の創刊は1941年1月だという⁽³⁶⁾。斎藤の語りぶりからすると、創刊時点では「海報歌壇」はなかったのかもしれない。1942年8月発行の第2巻第8号の「編輯後記」には、「現在の体裁に改まつたのは昨年の九、十合併号から」とあるので、そのあたりから始まった可能性もある。「海報俳壇」は、第2巻第1号の「概評」で選者の水原が「第一回」と述べているので、この号より始まったと考えてよい。それでは、以下より団員の俳句の分析に入る。なお、斎藤同様、水原も添削は行っている。

まずは、第2巻第1号掲載の作品である。

34 医師であり、俳人でもある水原秋桜子は、師の高浜虚子と袂をわかち、俳壇に新たな流れを築いた一方で、季語や文語を用いる定型句を重視し続けた俳壇の重鎮であった(日本近代文学館編『日本近代文学大事典 第三巻』講談社、1977年、290～292頁)。郵船海運報国会の『海運報国』には「郵船俳壇」が設けられており、選者は俳人の志田素琴であった。

35 前掲「投稿案内」(『海運報国』第2巻第1号)。

36 前掲小島「海運報国団の結成と活動」。

寒風をはらみて過ぎし帆のきしり
秋晴の富士美しき沖を航く
夕立のはれし江岸の法師蟬

遼南丸 山崎力
サイパン丸 大吉斗膏
海隆丸 常盤美梅

自然の情景と海員らしさを含んだ作品である。「第一回」ということで、水原は「佳句も多くなかつた」と厳しめに評したが、同時に「回数を重ねるに従つて成績も向上することだらう」と期待も寄せている。次に、第2巻第2号（1942年2月）掲載の作品である。

船橋に立てばはるかに星流る
朝霧に常夏の鳥ぞ浮びたる

日昌丸 森霧
北隆丸 奈加祐輔

この2句は、同号の「概評」で水原が高く評価した作品である。その評価によると、森の句は、夏の季語である流れ星を使い、夏の涼しげな海洋の夜を表現し、奈加の句は、夜が明け、霧が晴れ、海の視界が開けたときの高揚感が表現されているという。「まだ二回目」で、「全体としての成績はあまりよくない」とも水原は述べているが、作品からは、団員が俳句の技術を向上させようとする姿勢が感じられる。

続く第2巻第3号では、水原の期待に応えた作品が並んだ。

春浅く暖流の藻と行きあへる
明月の風のさむさや北の海
消灯の船にも秋の来たりけり

沼津 織田嚶谷
東天丸 小杉吉次郎
浜口秋雲

3句とも、「選後に」のなかで水原は高く評価しており、特に織田の作品は、「海上に勤務する人でなくては発見出来ぬ題材をとらへ、それを美事に描き出してゐる」と絶賛した。織田にしても浜口にしても、名が俳号と思われるので、普段から詠み慣れていたのかもしれない。

第2巻第4号以降は、「海報俳壇」最後の1944年10月号に至るまで、例外の月はあるものの、団員の作品に対する水原の評価は概ね好評であった。第2巻第5号の「選後に」では「成績の次第に向上してゆくのは楽しみである」と、1944年8月号の「選後に」では「句数も多く（中略）諸君が一斉に油の乗りはじめた証拠」と述べており、水原は団員たちの毎月の努力を実感していた。以下に挙げるのは、その好評の時期である第2巻第4号から1944年10月号までの間に掲載された作品の数々である。やや多くなるが、発行の早い順に各号から1句ずつ挙げた。

吹雪来る海を見つめて舵をとる
渡り鳥力つきては船に落つ
鯉職なびけりけふの潮風に
卓の苺船室は風すずしけれ
黒南風の灘を海豚と競ひ航く
夜々に見る星座の移り秋近し
星月夜鳥賊釣る舟の二つ三つ
名月に船室は灯を消しにけり
激浪のすぎし名残や秋の海
結氷の月下海獣咆哮す

漢江丸 山田三不老
大国丸 正岡白兔
拓南丸 深野為夫
日本水産 盛田山桜桃
壱岐丸 立川軫
漢江丸 山田三良
白山丸 岩城忠郎
千山丸 山田紫雲子
北征丸 小玉政男
漢江丸 市川博康

初日の出航海日誌風と書く
鴨一羽たそがれてゐる海静か
仰ぎ見る忠霊塔や風光る
埠頭の夜しづかに更けて月おぼろ
氷海やあざらし数多逃げまどふ
常夏の国の四月はすぎにけり
入港や間近き山の花曇り
虫ひとつ船にも鳴けり月今宵
ふるさを霧笛鳴らして今朝過ぎぬ
驟雨晴れ椰子の木の間に白帆見ゆ
秋風に潮の香高く匂ひ来ぬ
昨日今日浪ゆるくして布団干す
海荒れてしぶくマストの注連飾
ひさかたに帰りし港春の雪
海風ぎて禽群れ遊ぶ春日かな
飛魚のとび立つ鱭の飛沫かな
たちまちに船をつゝめる夕立かな

高千穂丸 伊知地勝雄
日ノ出丸 柳川清彦
安宅丸 夏目人一路
蔵王山丸 斎藤至弘
桃川丸 佐藤迂堂
力行丸 大野二郎
日本汽船 小島正二
安宅丸 夏目人一路
新高丸 小野正夫
五陸丸 小西実
大同海運 久保秋守
宇洋丸 海野英雄
北洋丸 鈴木桑葉
飯野海運 越智賢
松運丸 本間野暮路
大智丸 上杉茂
盛安丸 斎藤至弘

以上の句をみると、第3巻第4号（1943年4月）掲載の「忠霊塔」が出てくる夏目の句は、ほかの句と趣が異なるように感じられる。戦時に詠まれている句なので、どの句にしても、そこに時代の厳しさや影、あるいは厳しい時代に明るさを灯そうとする気持ちを読み取ることが可能であろうが、そのなかでも夏目の句のみ、戦時という時代性が明快に表現されている。実は、こうした句は「海報俳壇」全体を通じても数は少ない⁽³⁷⁾。「海報歌壇」では、時代性を意識した作品は散見されたが、「海報俳壇」にその傾向はみられなかった。これは、先に分析した通信報国団員の事例と共通している。そのときの分析で紹介したが、当時の俳壇は、戦時であっても俳句という文芸の形を守ろうとした⁽³⁸⁾。その俳壇の重鎮で、定型句を重んじた水原が選者であれば、戦時という時代性よりも、日々の季節性を感じられる句が「海報俳壇」に並んだのは自然なことであった。

この定式化された「海報俳壇」の作品から、団員たちの意識を探り出すのは難しい。ただ、通信報国団員がそうであったように、定型を重んじ、当時の俳壇の傾向に沿った作品を生み出し続けた姿勢は、団員たちが俳句と真摯に向き合っていた証といえるだろう。

5 川柳の分析

『海運報国』の川柳欄は「海報川柳」で、選者は川上三太郎である。川上は、通信報国団員の川柳が掲載された『大通信』でも選者を務めており、当時の川柳界の大家であった。郵船海

37 夏目の句以外では、第3巻第9号（1943年9月）掲載の「敵近し五月闇なる静けさに 帝坤丸 市川博康」、第3巻第11号（1943年11月）掲載の「聖戦の武運祈りつ宮の萩 暁六一六八部隊 河井しづ緒」と「慰問文囀む兵士に月も出づ 爪哇派遣 原田実」、1944年9月号掲載の「青芝の海軍士官眉若し 日産汽船 熊部かずえ」の4句のみ。河井と原田は出征中だが、それにより団員資格を失うという規定は、日本海運報国団の規約および同細則にはない（前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』13～22頁）。

38 執本龍「朝日新聞に見る戦時中の俳句」（『俳句文学館紀要』第14号、2006年12月）。

運報国会の『海運報国』では川柳欄が設けられておらず、日本海運報国団の『海運報国』で「海報川柳」が始まるのは第2巻第12号からである。川柳欄の創設にあたり、団員に投稿を呼びかける通知が第2巻第8号に出された⁽³⁹⁾。

投稿はハガキで、1回の投稿数に制限はなかった⁽⁴⁰⁾。「海報歌壇」「海報俳壇」同様、1944年の合併号と最終号には「海報川柳」は設けられていない。投稿数は不明で、掲載数は初めの頃は20句前後、第3巻第4号以降は30句前後であった。「海報俳壇」と同じく、「海報川柳」は1頁である。それでは、以下より団員の川柳の分析に入る。なお、川上も添削は行っている。

まずは、第2巻第12号掲載の作品である

共栄圏港々にコンチニハ	大和丸 三吉
米を積む鉄つむゴム積む油積む	豊国丸 大助
砲積みぬ船、魂が無二の武器	照宝丸 小林千勝

選者の川上は、同号掲載の「川柳欄開設に就いて」のなかで、団員たちに「荒つぽくてもよい。ゾンザイでも結構。」と述べ、団員たちが「純真に正直に」作ってくれることで、川柳欄を「清澄なる記録としたい」という希望を寄せた。上掲の作品が、これまで紹介してきた和歌や俳句よりも粗削りな印象を受けるのは、川柳ならではのということに加え、詠み手の「純真」さが表れているといえよう。

次に、第3巻第1号（1943年1月）掲載の作品である。

船沈み南海温く尿する	O・S・K 大助
初雪をむざむざ溶かすデツキ洗ひ	帝海丸 亀田健蔵
スクールで浄めて沖の初陽を拝み	大国丸 宗吾郎

ここでも川上は、「豪放」な作品が並んでいると「選後評言」で評価している。「O・S・K」（大阪商船のこと）の大助の作品は、このほかにも4句続く連作になっていて、そこでも「尿」が出てきたり、人を襲うとされる「鱻」が出てきたり、「鱻」は白いものが苦手だからと「犢鼻禪」（ふんどしのこと）が出てきたり、突拍子もない作品になっている⁽⁴¹⁾。それでも川上は、「斯うなると句の巧拙は問題ではない。ただひしひしと迫る力に気圧される」と評価した。

このように、いかなる作品でも受け入れるようにみえた川上だが、続く第3巻第2号（1943年2月）の「総評」で、「空想」ではなく「海や船上や、船室をうたふ方がよい」「少し位拙くとも本当の方がよい」と、軌道修正を図った。上掲の大助の句が「空想」だということではないが、「海報川柳」を続けていく以上、いつまでも荒っぽいだけでは発展がないと川上は考えたのだろう。

以下に挙げるのは、川上の軌道修正後の第3巻3号から1944年10月号までの間に掲載された作品の数々である。発行の早い順に各号から1句ずつ挙げた。

39 「投稿文芸について」（『海運報国』第2巻第8号、1942年8月）。

40 「投稿案内」（『海運報国』第3巻第8号、1943年8月）。『海運報国』第3巻第11号掲載の「読者文芸投稿案内」では、1回の投稿数は10句以内とされたが、翌月号掲載の「投稿案内」で、それは誤りであったかのように、制限なしに戻している。以後、制限なしが変わることはなかった。

41 ほかの4句は、「船沈み男度胸の尿する」「船沈み鱻避け流す犢鼻禪」「船沈み探海灯の海泳ぐ」「船沈み光と闇の海に生く」。

傘持たぬひと英霊の妻らしき	三峯丸 山口金蔵
久し振り帰郷の腕に子の重み	江晨丸 青波
悔ゆるなし遺髪は妻の朱の小笥	O・S・K 大助
風のやうに神様のやうに來た哨戒機	安宅丸 夏目人一路
入港日並べて愉し子の土産	第三弓張丸 多々良
初産に船に似たよな名をつける	千山丸 佐藤吉太郎
上陸へまだ新妻の遠慮がち	桃川丸 佐藤忠夫
捷報のラジオ嬉しく汗を拭く	白山丸 史六
学徒出陣、知らぬ校歌に歩調合はず	日本郵船 双川かづを
船安し船長の室に碁石の音	打出丸 高橋均
乗船に胸とどろかせ船仰ぐ	日本海汽船 土井夏次
体操も青空の下海の上	札幌丸 斉藤七海
男なら武夫とつけよ遺書の中	北洋丸 鈴木桑葉
船揺れてふと胎動の児を憶ふ	山下汽船 夏目人一路
見張り終へつけ合ふ煙草戦果聞く	安城丸 山田三良
妻に謝すわれも果報ぞ海に生く	名村汽船 青山青波

川柳欄が始まった当初にみられた粗削りな部分はだいぶ抜け、繊細さが感じられるようになった。結果的に「海報川柳」の最後となった1944年10月号の「選後小見」で、川上は川柳が一般的には「皮肉なもの、ふざけたもの、猥雑なもの」と考えられがちとした上で、そうした要素はあくまでも川柳の一部分で、本質は「真摯なる友情」や「しみじみした人情味」が詠われ、「真と善と美」から生まれるものだとした。そして、「海報川柳」はその「正しい認識の下に川柳を取扱つてゐる」と述べた。

自らが選者を務める同欄への自画自賛であることは否めないが、団員たちの作品の質が変わったことは確かである。詠み手をみると、「夏目人一路」や「鈴木桑葉」のように、「海報俳壇」にも投稿していた団員がいる。「海報俳壇」で定型句に親しんでいた彼らからすれば、荒っぽくてぞんざいよりも、丁寧で地道に作り上げるほうが慣れていたのではないだろうか。また、「海報俳壇」では詠みにくかった時代性を含んだ句が詠めることは、俳句とは趣の異なる作品を生み出すことにつながり、川柳の魅力を感じられたと思われる。こうした点も、「海報川柳」の作品の質の変化につながっていたといえよう。

さて、この「海報川柳」と、通信報国団員の川柳との比較だが、どちらも詠み手の周囲に関係する作品を詠んでいるという共通点がある。これは、通信報国団員の川柳を分析したときに指摘したように、川上が職場や家事などの生活環境にそくした作品を重んじる川柳作家であった⁽⁴²⁾ことが要因であろう。川上は、第3巻第3号の「総評」で、「句材を身辺から取らぬのはいけない」「身近かなるものからしみじみとうたひ上げて貰ひたい」と述べている。上掲の句は、団員たちの「身辺」「身近」から読み上げられたものばかりである。

こうした川上の姿勢が、詠み手にとっての面白みを減少させ、それが原因で通信報国団員たちの投稿が一時減ったのではないかという推察を、先の分析では行った。「海報川柳」でも、第3巻第9号（1943年9月）と同第10号（1943年10月）の「選後に」、1944年3月号の「総評」において、その月の投稿が多くなかったことを川上が明らかにしている。この原因について川

42 林えり子『川柳人川上三太郎』河出書房新社、1997年、303頁。

上は、団員が多忙のためだと推測しているが、実際のところは不明である。あるいは、通信報国団員と同様の理由かとも考えられるが、この点の解明は今後の課題としたい。

6 おわりに

以上、日本海運報国団員が詠んだ和歌、俳句、川柳の分析を行った。彼らの作品をみて先ず感じ取れたのは、海に生きるという自分たちの姿を具体化した作品を生み出そうとする強い意欲である。斎藤瀏が「立派な海洋短歌を産んで欲しい」と示したように、この意欲の背景に選者の意向があったのは確かである。ただ、それだけでは良質な作品は生まれなかっただろう。選者の意向に加え、団員たちそれぞれが自発的な意思で自身の感情や境遇を発露してこそ、作品に具体性が生まれるのであり、その具体性が、団員たちの作品の芸術性も生み出していたのではないだろうか。団員たちの作品は、海員らしさという点でみれば、単純明快なものばかりである。しかし、そこに強い意欲が込められることで、単純さだけではない、読む側の気持ちに訴えかける作品に仕上がっていた。

次に、団員たちの向上心を指摘したい。初めのうちは、「一年生からさう上手に出来る筈はない」「全体としての成績はあまりよくない」「荒つぼくてもよい。ゾンザイでも結構。」と、どの選者も厳しめの評価を述べていたが、回を重ねていくと、団員たちの成長を感じ、概ね高い評価を与えるようになっていった。団員たちは、向上心をもって、文芸と向き合っていたのである。

最後に、通信報国団員との比較である。和歌における日常性の表現、定式化された俳句の重視、生活環境に根差した川柳の作成と、日本海運報国団員の作品にみられた特徴は、どれも通信報国団員の作品と共通している。通信報国団員の場合も、和歌は斎藤茂吉、俳句は富安風生、川柳は川上と、大家が選者となっていた。作品の全般的な傾向が共通するのは、大家によって作品が整えられることが影響したといえよう。また、通信と海運という、国家の情報と物流を支える事業に従事していた団員同士だったので、共通の価値観が表現されていたためともいえるだろう。

分析のなかでは注目しなかったが、女性団員の詠み手がいたことも共通点として挙げられる。通信職員には、かなりの数の女性がいたので⁽⁴³⁾、自ずと女性団員の詠み手もいた。海運業界の女性の数は不明だが、大きな客船であれば、「女看護人」がいたという⁽⁴⁴⁾。また、海運会社の陸上勤務者も日本海運報国団員になるので⁽⁴⁵⁾、その場合は女性団員ということもあり得る。第2巻第3号の「海報歌壇」には、東京海運株式会社の国村美代子という団員の「北の海をゆきます人を偲びつゝつめたき水に堪へて顔洗ふ」という作品が、第2巻第6号の同欄には、中村汽船の兵頭喜美子という団員の「港には船をともしみ我が国は遠くたたかひて真昼静けし」という作品が掲載されている⁽⁴⁶⁾。海運という、「男の世界」のようにも感じられるが、女性団員も詠み手となり、自らの思いを表現していた。

強い意欲、そして向上心をもって文芸と向き合っていた日本海運報国団員にとって、「海報

43 拙稿「九州における通信報国団一熊本支団の研究一」（『郵政博物館 研究紀要』第7号、2016年3月）。

44 前掲畝川『少年海国読本』81頁。

45 前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』15～16頁。

46 国村美代子の作品は、第2巻第4号（1942年4月）の「海報歌壇」にも、「早や春を告ぐる軒端の紅雀朝早くより影をうつせり」と掲載されている。なお、ここでは国村の所属が「東亜海運」と記されている。

歌壇」「海報俳壇」「海報川柳」は、戦時を生き抜く気持ちを維持する上で大事な場になっていたと思われる。それは、戦争を支える力にも作用したであろうが、厳しい時代のなかの欠かせない一時の清涼剤にもなっていただろう。1944年末以降、日本の敗戦が近づいていくなかで、その清涼剤が失われたのは、団員たちにとっては大きな損失であったに違いない。

(ごとう やすゆき 専修大学文学部非常勤講師)

研究ノート

通信報国分団の実態と地域における役割

—初山別通信報国団の活動からの考察—

梅藤 夕美子

はじめに

通信報国団とは、産業報国運動のなかで設立された産業報国会⁽¹⁾の1つであり、大日本産業報国会の一翼を担った団体である。産業報国運動は日中戦争を契機として始まった労使一体となって日本精神を発揚するための運動⁽²⁾であり、1938（昭和13）年7月30日に中央機関である産業報国連盟が創立され⁽³⁾、各事業場には産業報国会が設置⁽⁴⁾されるようになった。1940（昭和15）年11月23日には大日本産業産業報国会が結成され⁽⁵⁾、各産業報国会はこの傘下に入り、「中央から地方、さらには各事業場の末端にまでいたる」⁽⁶⁾組織が整備されたのである。

通信報国団については、後藤康行による先駆的な研究⁽⁷⁾が既にある。それらの研究によると、1940年5月1日、通信従業員会連盟など通信内部にあった既存の職員組織の解散を経て、通信報国会が結成された。さらに、1941（昭和16）年4月20日、全通信職員が加盟する団体として通信報国会から改組して設立されたのが通信報国団である⁽⁸⁾。通信報国団は「大通信一家族主義」を基本理念としており⁽⁹⁾、各地の通信局などの支団とその下にある各地の郵便局などの分団から構成された組織であった⁽¹⁰⁾。

後藤は、郵政博物館が所蔵する通信報国団の機関誌である『大通信』⁽¹¹⁾や『通信公報』などを主な史料として、設立の経緯、組織構成、基本理念、錬成事業や奉仕事業などの活動内容、さらには、『大通信』掲載の文芸作品から団員の意識を明らかにしている⁽¹²⁾。これらの研究に

- 1 産業報国運動と産業報国会についての基本的知識については、芳井幸子「産業報国会」木坂順一郎編『体系・日本現代史』第3巻、日本ファシズムの確立と崩壊、日本評論社、1979年、及び、神田文人「解説」神田文人編『資料日本現代史』第7巻、産業報国運動、大月書店、1981年を参照。また、榎一江「産業報国会研究の可能性」法政大学大原社会問題研究所『大原社会問題研究所雑誌』第664巻、2014年に研究動向がまとめられている。
- 2 産業報国連盟「産業報国運動とは何ぞや」神田、前掲書、55頁。
- 3 同「産業報国連盟創立趣意書／綱領／規約／役員」同上、42頁。
- 4 厚生省労働局「産業報国運動要綱」、同上、117頁。
- 5 厚生省労働局長「大日本産業報国会ノ創立二関スル件」同上、225頁。
- 6 神田、前掲、601頁。
- 7 後藤康行「戦時下の通信職員組織・通信報国団に関する基礎的研究」郵政歴史文化研究会編『郵政博物館 研究紀要』第5号、公益財団法人通信文化協会博物館部（郵政博物館資料センター）、2014年。同「九州における通信報国団—熊本支団の研究—」『郵政博物館 研究紀要』第7号、2016年。同「文芸作品にみる通信報国団員の戦時意識—和歌・俳句・川柳の分析—」『郵政博物館 研究紀要』第11号、2020年。同「通信報国団の活動にみる錬成と奉仕」『郵政博物館 研究紀要』第13号、2022年。
- 8 後藤、前掲論文、2014年、34～36頁。
- 9 同上、37～38頁。
- 10 同上、36～37頁。
- 11 『大通信』の概要については、後藤康行「戦時下の漫画にみる通信事業と戦争—郵政資料館所蔵雑誌『通信の知識』および『大通信』掲載漫画の研究—」郵政歴史文化研究会編『郵政資料館 研究紀要』第3号、日本郵政株式会社 郵政資料館、2012年、87、93～94頁を参照。

よって全国規模での活動は明らかになりつつあるが、支団・分団に関しては郵政博物館に資料が不足しているという史的制約によって、あまりわかっていない。後藤は、郵政博物館にある熊本支団の資料から、熊本支団の組織構成と活動概要を明らかにした⁽¹³⁾が、分団に関しては支団資料から読み取れる活動のみで⁽¹⁴⁾、組織の末端である分団の実態解明には未だ不十分な状況にある。郵便局は地域社会にとって身近で必要不可欠な存在であるために、後藤も指摘している通り⁽¹⁵⁾、分団の実態を解明することによって戦時期の地域社会における通信報国団の役割を考察することができるだろう。そのためには、新たな資料からのアプローチが必要である。

そこで、本稿では、^{しよさんべつ}初山別通信報国団が発行していた慰問通信『かもめの便り』を分析することで、一郵便局における具体的な通信報国団の活動実態や組織的性格、地域社会との関わりを探る。

1 主な史料『かもめの便り』について

(1) 基本情報

『かもめの便り』⁽¹⁶⁾は、1937（昭和12）年12月から1945（昭和20）年8月まで、初山別郵便局共助会及び初山別通信報国団が郷土出身の兵士に向けて発行していた月刊の慰問通信⁽¹⁷⁾である。B4版片面1枚が基本で、「天候（気候／四季）」・「景気」・「銃後（銃後の御家庭）」・「人の出入（人の動き）」・「慶弔」・「村の行事（村の展望）」・「村の話」・「ポスト（郵便函／私書函）」・「特信（電波）」⁽¹⁸⁾などの事項によって縦に紙面が区切られ⁽¹⁹⁾、記事やイラストが掲載された。名前は鳥のかもめに由来する。かめもは、春に鯨の群衆が現れるとその上に集まる、鯨の到来を告げる鳥であった。

記事は、紙面の各事項の担当となった郵便局員が、村内の出来事取材して執筆した。1938年9月の10号までは手書きであり、以降は謄写版印刷で作成された。おおよその編集スケジュールは、毎月3日に全局員が出席する編集会議が行われ、5日が原稿執筆の締め切りであった。謄写版印刷が変わってからは、局長が最終編集割付けとガリ切りを行い、6日に印刷した。1938年3月の4号以降は、盧溝橋事件（1937年7月7日）を記念して、毎月7日に発行された。発行部数は、初期には10部だったのが最終的には100部を超えるようになり、最終号では250部に達した⁽²⁰⁾。

12 後藤、前掲論文、2014年、2020年、2022年。

13 後藤、前掲論文、2016年。

14 同上、66～69頁。

15 後藤、前掲論文、2014年、46頁。

16 『かもめの便り』の表記は、ひらがな、カタカナ、漢字と様々なバリエーションがある。後述する『かもめの便り』全号が綴られている冊子の表紙には『かもめの便り』とあり、先行研究においても『かもめの便り』と表記していることから、本稿でも『かもめの便り』という表記に統一した。

17 「慰問通信」という用語とその定義については、梅藤夕美子「『かもめの便り』から『はと』へ—北海道初山別村の慰問通信にみる銃後の意識—」二十世紀研究編集委員会『二十世紀研究』第22号、2021年、100頁を参照。

18 () 内は表記揺れ。

19 紙面構成の変遷については、梅藤、前掲論文、128～129頁の図を参照。

20 初山別通信報国団『かもめの便り』第85号、昭和19年11月7日。初山別村編『かもめの便り』史料篇、北海道出版企画センター、2000年、189頁。柳本繁解題「『かもめの便り』 戦時期初山別郵便局より前線兵士への郷土通信」1、北海道史研究会『北海道史研究』第25号、1981年、35頁。鈴木トミエ『かもめの便り』証言篇 初山別村発一戦地の兵士へ、北海道出版企画センター、2000年、11頁。

初山別郵便局長は、控えとして毎号1部ずつ『かもめの便り』を手元に残し、劣悪な紙質を裏に他の紙を貼ることで補強し、全号を1冊として綴った。このように、1冊に編綴され、戦後は局長宅にて保管されていたことで、大抵の慰問文は銃後から戦地へ送られるために残っていないことが多いにもかかわらず、『かもめの便り』は散逸を免れることができた。こうして、『かもめの便り』は全94号すべてが欠号なく現存している。厳密に言えば、慰問文として戦地に送られたものではないが、11号以降はガリ版刷りであるため、戦地に送られたものと同じと考えてよいだろう。このように、日中戦争初期からアジア・太平洋戦争末期まで長期間にわたり一資料群が存在していることは珍しく、貴重な資料群だと言えるだろう。

(2) 資料の性格と先行研究

『かもめの便り』は、全体は慰問という枠組みの中にもありながらも、その内容は〈村の情報〉、〈通信の情報〉、〈読者へのメッセージ〉の3つの要素から成り立つ。記事によっては、これら3つのうち複数の要素に跨ることもある。

『かもめの便り』を史料とした先行研究は、主に〈村の情報〉に注目してきた。戦時期の村の生活がわかる史料として同資料を活用したのが、1972（昭和47）年に編纂された初山別村史編集室編『初山別村史』初山別村役場、1972年である。また、同書では『かもめの便り』を村内の新聞・機関紙というメディアとして捉えて、「戦時下のきびしい言論統制あるいは物資窮乏の時代にあって挫折することなく、戦場と銃後のかけ橋の役割を果たした事績は特筆すべきことであろう。」と、高く評価した⁽²¹⁾。

大串潤児も、『かもめの便り』を「「銃後」と前線を結ぶメディア」⁽²²⁾と捉えた。大串は『かもめの便り』の〈村の情報〉を、「ユーモアあふれる文言だろう。しかし確実に「銃後」の生活統制を前線に報知するものでもあった」⁽²³⁾としている。また、〈通信の情報〉にも注目し、「郵便を配達するのみではなく、割り当てられている国債の消化、貯蓄奨励など、民衆に最も近い場所にあるものの一つである仕事を行う郵便局員が「独自に「便り」を刊行し続けたことはユニークな活動であった」⁽²⁴⁾と評価している。

以上のように、『かもめの便り』は主に、〈村の情報〉が詳細に記されているということと、受信者がいるということから、村内メディアや銃後と戦場を繋ぐメディアという機能で評価されてきた。

拙稿「『かもめの便り』から『はと』へ—北海道初山別村の慰問通信にみる銃後の意識—」⁽²⁵⁾においても、『かもめの便り』を銃後と戦場のネットワークを担うメディアとして捉えたが、3要素のうち〈村の情報〉に加え、〈読者へのメッセージ〉に注目した点が先行研究とは異なる。拙稿では、銃後の「国民意識」の一端を解明することを目的として、初山別村の戦争経過に伴う意識の変遷と、銃後の慰問文の役割を明らかにした。『かもめの便り』にみられる銃後の意識変遷の内容は、日中戦争開始当初は郷土出身兵の健康を気遣い凱旋を望む記事があったのが、ノモンハン事件以後に兵士の内面を神格化し、軍事郵便を通して兵士に手本となることを求めるようになった。アジア・太平洋戦争開戦以後は、アッツ島やガダルカナルでの村出身兵士の戦死を契機として、兵士へ戦意を鼓舞する言葉が優先的に選択されるようになった。戦争末期

21 初山別村史編集室編『初山別村史』初山別村役場、1972年、882～883頁。

22 大串潤児『「銃後」の民衆経験 地域における翼賛運動』岩波書店、2016年、49頁。

23 同上。

24 同上。

25 梅藤、前掲論文。

には慰問通信が兵士の元に届かなくなり、戦場と銃後のネットワークは崩壊しつつある中、村内読者を獲得していた『かもめの便り』には銃後の方へ戦うことを求める言説が現われる。兵士を個人名で呼びかけ、兵士と村民のコミュニケーションの場であった『かもめの便り』は、村の戦死者が増えていくに連れ、知り合いであった戦死者との個人的な繋がりを想起させるようなエピソードや言葉よりも、どの戦死者についても等しく「仇を討って下さい」という文言で、生きている兵士を総力戦遂行へと収斂させていく言葉を選択する。ここに、総力戦体制下の国家との同化がみられる。

ところで、3要素のうち〈通信の情報〉には、貯金など郵便局業務に関する事柄のほかに、通信報国団の活動も含まれる。『かもめの便り』作成に関する事柄も、通信報国団の活動であるため、ここに含まれるだろう。しかし、発行していた初山別郵便局共助会及び通信報国団の組織的性格については、筆者が拙稿⁽²⁶⁾で若干触れるまで、殆ど研究されてこなかった。ましてや、『かもめの便り』を通信報国団の分団資料として位置付け、通信報国団の活動を分析した研究は今までない。今回は、〈通信の情報〉を主な分析対象として、通信報国団分団の実態の一端を明らかにする。

(3) 今までの翻刻・復刻

本章の最後に、今までの『かもめの便り』の翻刻・復刻の刊行について整理する。

1970（昭和45）年、まず『初山別村史』に先駆けて刊行された『初山別村史資料』第2編に『かもめの便り』は抄録された⁽²⁷⁾。

次に、1981（昭和56）～1982（昭和57）年、『初山別村史』の村史編集係長を務めた柳本繁が、『北海道史研究』の紙面上にて、解題とともに日中戦争期の1937年12月第1号から1941年1月第38号までの翻刻を掲載した⁽²⁸⁾。

そして、2000（平成12）年には、初山別村開基100年・村制施行90年記念事業として、『かもめの便り』史料篇⁽²⁹⁾というタイトルで、全94号の復刻版が刊行された（以下「復刻版」と表記）。2013（平成25）年8月に筆者は、初山別村の元初山別村郵便局長旧宅である竹内家に保管されていた『かもめの便り』原本を閲覧・複写させてもらった。原本とこの復刻版を突き合わせて確認したところ、発行後に書き込まれたメモ的部分を除いて、原本にあるイラスト・紙面構成・文章など、すべてが復刻版で再現されていることがわかった。ただし、表題を除いた手書きで書かれた本文は復刻版では活字化されている。本稿の註において『かもめの便り』を出典とする場合は、より入手しやすい復刻版の頁番号を付記する。また、引用に当たっては旧字を新字に改めた。

2 初山別通信報国団の母体と前身

(1) 初山別郵便局と北海道初山別村

初山別通信報国団の母体となる初山別郵便局とは、1895（明治28）年に設置されていた風連^{ふうれん}

26 同上、101～104頁。本稿では、初山別通信報国団の組織的性格についてさらに詳しく分析する。

27 「かもめの便り抄」初山別村史編集室編『初山別村史資料』第2編、初山別村、1970年、71～126頁。

28 柳本繁解題「『かもめの便り』戦時期初山別郵便局より戦線兵士への郷土通信」1～6、北海道史研究会『北海道史研究』第25～30号、1981～1982年。柳本については、初山別村史編集室、前掲書、1972年、914頁参照。

29 初山別村、前掲書、2000年。



出典：初山別村『開基100年・村制施行90年記念要覧』資料編、2000年、2頁。

図1 初山別村の位置図

別郵便局が初山別番外地へ移転して、1898（明治31）年9月16日に聚参別^{しゅさんべつ}郵便局として発足した⁽³¹⁾。翌年からその次の年の間に初山別郵便局と改称し、1901（明治34）年12月11日に三等の初山別郵便電信局となった⁽³²⁾。さらに、初山別郵便局に改称したのは1903（明治36）年である⁽³³⁾。1906（明治39）年に第一種局に改訂され、1928（昭和3）年には市内郵便物の引受局に指定された⁽³⁴⁾。1941年2月1日には、通信官署における等級制の廃止に伴い、初山別郵便局は三等郵便局から特定郵便局（集配）となった⁽³⁵⁾。

初山別郵便局が所在する北海道^{とまへ}苫前郡初山別村は、北海道北西部に、日本海に面して位置する（図1を参照）。現在は留萌^{るもい}振興局が初山別を所管するが、『かもめの便り』発行当時は留萌支庁が所管していた。自治体としての初山別村の歴史は、1900（明治33）年に行政区域として新設されて、翌年に初山別村戸長役場が設けられたことに始まる。村では行政区域として新設された1900年を創基の年としている。1909（明治42）年には北海道二級町村制が施行された⁽³⁶⁾。

1945年の総人口は4,559人（そのうち、男2,220人、女2,339人）、世帯数は771戸であった⁽³⁷⁾。当時、村の主要産業は漁業であり、特に鯵漁の大漁・不漁は村全体の景気を大きく左右するほどだった⁽³⁸⁾。戦時期、村内には他に豊岬^{とよさき}郵便局、有明^{ありあけ}郵便局の2局があった⁽³⁹⁾。村内で一番歴史が古く、中心市街地に位置するのが初山別郵便局である。

-
- 30 初山別の別表記。初山別村史編さん委員会編『新初山別村史』初山別村、2013年、1060頁。
- 31 佐々木秀司編『北海道郵便局の移り変わり』北海道出版企画センター、1998年、186頁。初山別村史編集室、前掲書、1972年、679頁。初山別村史編さん委員会、前掲書、634頁。
- 32 「逓信省告示」第503号『官報』第5530号、1901年12月7日、132頁。佐々木、前掲書、186頁。初山別村史編集室、前掲書、1972年、679頁。
- 33 佐々木、前掲書、186頁。初山別村史編集室、前掲書、1972年、679頁。
- 34 初山別村史編集室、前掲書、1972年、679～680頁。
- 35 佐々木、前掲書、186頁。
- 36 初山別村史編さん委員会、前掲書、167～168頁。北海道二級町村制の施行と特徴については、鈴江英一『北海道町村制度史の研究』北海道大学図書刊行会、1985年、441～444頁を参照。
- 37 初山別村『開基100年・村制施行90年記念要覧』資料編、2000年、3頁。
- 38 初山別村史編集室、前掲書、1972年、265頁。
- 39 同上、682～685頁。

(2) 初山別郵便局共助会

『かもめの便り』第1～57号までは、初山別郵便局共助会によって発行された。この初山別郵便局共助会（以下「共助会」と表記）が、初山別通信報国団の前身組織である。共助会に関しては、1990年代に元局員が「共助会は、本を読んだり講師を迎えて勉強する会だった。それが、戦局が激しくなって通信報国会に変わっていったんです。」との証言をしている⁽⁴⁰⁾。

1930（昭和5）年、共助会は「“相互教育”による精神修養を目的」とした局員たちの「自主的な“話しあい”の場」として発足した⁽⁴¹⁾。毎月1～2回集まり、後藤静香が主宰する小冊子⁽⁴²⁾を輪読してその内容について話し合うという非公式の読書会を行っていた。蓮沼門三が指導する「修養団」⁽⁴³⁾の幹事をしていた後藤静香（1884～1969）は、1918（大正7）年に教化団体「希望社」を創設した⁽⁴⁴⁾。希望社の目的は「皇室ヲ中心トシタ社会教化」⁽⁴⁵⁾であり、全国各地に読者組織が作られ、読者の直接購読によって希望社の冊子は普及した。共助会で読書会が始められた1930年には希望社の誌友は100万人に達している⁽⁴⁶⁾。同年に発行された『希望社大観』によると、希望社は『希望』『のぞみ』『泉の花』『光と声』の4種類の月刊修養冊子を当時発行しており⁽⁴⁷⁾、この中のいずれかの修養冊子を共助会で読んでいたと考えられる。中央教化団体連合会『全国教化団体名鑑』に掲載された希望社の事業は「一、社会ノ倫理化」「二、教育ノ生産化」「三、産業ノ教育化」の3つであり、三のうち「相互教育二関スル方面」の具体的活動には「読書中心ノ相互修養会ノ奨励」とある⁽⁴⁸⁾。共助会の読書会はこの事業に当てはまるだろう。大澤絢子によれば、明治30年代半ばから40年代に修養ブームが到来した⁽⁴⁹⁾。赤澤史朗は、日露戦争以後大衆の間に「大衆の主体形成の方法」として「修養のための読書」が普及したとしている⁽⁵⁰⁾。それに加え、1920年代は民間の修養団体が活躍し、修養思想が流布していた⁽⁵¹⁾。初山別村がある留萌地方では、社会教育施設がなかったために、明治末から大正にかけて、場所を選ばない「修養会」が各地で作られていた⁽⁵²⁾。初山別村も例外ではなく、青年学校ができるまでは高等小学校までしか教育施設は存在せず⁽⁵³⁾、青少年以降に教育を受ける機会は極めて限られていた。このような状況にある村内で、郵便局局員にとって主体形成のための社会教育の場を初期の共助会は担っていたと考えられる。

1935（昭和10）年、後に『かもめの便り』編集で中心的役割を担う竹内得一が、初山別郵便

40 鈴木、前掲書、7頁。

41 1963（昭和38）年に竹内得一局長によって記された「『職場を明るくする方法』—当局の「共助会」について—」というレポートを、1999年に子息の竹内昭太郎氏が要約した文章が、『かもめの便り』史料篇に掲載されている。以下、共助会については、断りがない限り本レポートを出典として叙述する。

42 竹内局長は、小冊子の表題を『心の家』としているが、後藤静香が『心の家』を出版したのは1933（昭和8）年より後であるため、誤りだと思われる。齋藤智哉「女教員の修養における身体の表象—後藤静香の希望社運動—」『日本教師教育学会年報』第13号、2004年、76頁。

43 大澤絢子『「修養」の日本近代 自分磨きの150年をたどる』NHK出版、2022年、223～225頁を参照。

44 齋藤、前掲論文、75～76頁。

45 中央教化団体連合会『全国教化団体名鑑』中央教化団体連合会、1929年、269頁。

46 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、1985年、31頁。

47 希望社全日本連盟『希望社大観』希望社出版部、1930年、3頁。

48 中央教化団体連合会、前掲書、269頁。

49 大澤、前掲書、23頁。

50 赤澤史朗『戦中・戦後文化論 転換期日本の文化統合』法律文化社、2020年、278～279頁。

51 赤澤、前掲書、1985年、28頁。

52 北海道立教育研究所編『北海道教育史』地方編1、北海道教育委員会、1955年、634頁。

53 『初山別村村治概況』1938（昭和13）年、北海道立文書館所蔵。

局長に就任した⁽⁵⁴⁾。管理者である竹内局長によって、「協議報告」という業務打ち合わせの時間が加えられて、共助会は自主的な読書会から、郵便局における公的な管理運営手段の1つとなるという大きな変化を遂げた。竹内局長によって特に留意されたのは、共助会を「公式集団の目的と同化させることであった」。そのために重要とされたことが「心と心がふれ合うという精神的なつながり」である⁽⁵⁵⁾。

ここから、会の性格として、個人の修養よりも、労使一体実現といった色彩が濃くなったと考えられる。

通信部内には、1926（大正15）年に公布された「通信部内従業員会規程」による従業員会が各職場で結成されることがあった⁽⁵⁶⁾が、共助会が従業員会の1つかどうかは資料がないためわからない。通信報国会では局長が先頭に立って指導することが求められたのに対し、従業員会では局長は会員にはなれないという違いがあった⁽⁵⁷⁾。共助会では、局長がリーダーシップをとっているの、従業員会ではない可能性が高い。

戦時中、『かもめの便り』において、共助会会員・通信報国分団員たちは、自らを「かもめ部員」と称し、自らが所属する団体を「かもめ部隊」と記した。本稿でも、次章以降において、場合によってはこの「かもめ部員」「かもめ部隊」と当時と同じ呼称を採用する。

③ 『かもめの便り』にみる初山別通信報国分団

表1は、初山別通信報国分団成立以降の『かもめの便り』第58～94号、1942（昭和17）年8月～1945年8月から読み取った初山別通信報国分団活動・初山別郵便局・通信に関する話題を分類した表である。判読不能な字は「□」とした。

『かもめの便り』には比喩・暗喩が多く、わかりにくい記事も多い。これは検閲を意識しているからだと考えられる。また、兵士に送るために心配かけまいとしているためか、ことさらユーモア溢れる描写が多々みられる。

表1にあげた事柄は、あくまで『かもめの便り』に掲載されている内容から読み取った事柄で、掲載されていない活動もあったかもしれない可能性をここに述べておく。また、郵便局と通信報国分団の活動を明確に区別できるものもあれば、区別できないものもあった。そのため、初山別通信報国分団活動・初山別郵便局・通信に関する話題を採取して表を作成し、内容から独自に分類した（表1「内容の分類」の項目参照）。「『かもめの便り』事項欄」の項目は、『かもめの便り』紙面上における掲載箇所の事項名を記述している。

この表1から、初山別通信報国分団の組織と活動について考察を行いたい。

(1) 組織

1942年8月発行の『かもめの便り』第58号⁽⁵⁸⁾において、「正しい我が国体精神を体得し、真の日本人として通信行政の職域分野に御奉公の誠を謁さんとして大臣を総裁に戴き全従事員を打って一丸とした通信報国分団が結成され、我が共助会も之に発展的統合を見るに至った。」⁽⁵⁹⁾と初山別通信報国分団が成立したことが記されている。これ以後、最終号まで発行元は「初山別

54 初山別村史編集室、前掲書、1972年、682頁。

55 竹内、前掲文。

56 後藤、前掲論文、2014年、34頁。

57 郵政省編『続通信事業史』第2巻、職員、前鳥会、1961年、648頁。

58 初山別村編『かもめの便り』史料篇、130～131頁。

『かもめの便り』号数	年	日付	出来事	内容の分類	『かもめの便り』事項欄
58	1942		初山別郵便局共助会が通信報国団へ発展的統合。初山別通信報国団に改称	初山別通信報国団成立	特信
58~94	1942~1945	毎月7日	〇慰問通信『かもめの便り』発行	統後後援	
58	1942	7月8日	貯蓄54万円完成協議会	国債・貯金・保険	村の展望
59	1942	8月22日	通信報国団深留第三分団連練会にかもめ部員出席。訓練参加 ※深留…深川・留萌の略か？	通信報国団練成会	人の動き
59	1942	9月6日	札幌藤ノ沢通信練成道場における報国団中堅幹部練成への管内1名参加に局員が選別され、出発	通信報国団練成会	人の動き
59	1942		隣の遠軽町民が「弾丸債権（ママ）」（戦時郵便貯金切手）に当選し、当選金を献金 「ナンと胸のすく話ではないか。」 ※「弾丸債券」の誤記か？	国債・貯金・保険／献金	村の話
60	1942	10月2日	かもめ部員奉仕活動：局玄関・集配出入口・私宅玄関・勝手口土間をコンクリート張りに ※私宅とは局長宅か？	奉仕活動	村の展望
60	1942	10月3日	貯蓄奨励映画と公演の会	映画・講演	村の展望
63		10月31日	漁船による機雷発見・除去を海上輸送航路保安の功績として通信大臣が表彰	通信大臣表彰	村の話／特信
61	1942		戦時報国債権（ママ）当選のエピソード ※「債券」の誤記か？	国債・貯金・保険	景気
61	1942	11月1日	国防献金6000枚の一銭銅貨に為替係も目を回す	献金	村の展望
61	1942		国債消化管内第1位	国債・貯金・保険	特信
62	1942	11月25日	かもめ部員送別会 ※出征兵士送別会と思われる	初山別通信報国団団員の出征	村の展望
63	1942	12月18~	防空通信伝達訓練施行	訓練	村の展望
64	1943	1月27日	遠別から初山別郵便局へ1名赴任	人事	人の動き
64	1943	1月30日	ニセコアンヌプリスキー場における通信従業員幹部練成会にかもめ部員1名が選抜され参加	通信報国団練成会	人の動き
64	1943	2月5日	弾丸債券（戦時郵便貯金切手）当選	国債・貯金・保険	村の展望
65	1943		初山別村、建艦献金が人口割合では管内第1位。／村の勤労報国隊が国防献金。「これこそ生産拡充戦に雄々しく咲いた美談」	献金	村の話
66	1943	3月31日	初山別郵便局赴任及びかもめ部員として加入した1名の挨拶	人事	特信
67	1943	4月15日	村内国民貯蓄組合長会議にて割り当て目標消化の熟議	国債・貯金・保険	村の展望
67	1943	4月20日	「我等の通信記念日」部会長臨席の式	通信記念日	村の展望
67	1943	5月1日	通送人の交代	人事	人の動き
67	1943		窓口に来た人の名前	初山別郵便局窓口業務	人の動き
67	1943		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「お便りを戴き報国団も愈々張って（ママ）居ります。」	初山別通信報国団の様子	ポスト
67	1943		鯨漁の人員確保のために電報が大量に送られ、「前線に負けずカモメ部員も大いに頑張りました」	初山別通信報国団の様子／初山別郵便局の出来事	特信
68	1943	5月11日	かもめ部員新加入	人事	人の動き
68	1943	5月	かもめ部隊長の奥座敷押し入れに子猫数匹誕生で大騒ぎ	初山別通信報国団の様子	慶弔
68	1943	5月8日	主査が11年勤続で表彰	局員表彰	慶弔
68	1943	5月23日	局前薪小屋に通送手が運んだ黒蛇が逃げて駆除	初山別郵便局の出来事	村の展望
69	1943	6月8日	初山別通信報国団15名が早朝5時に局長を先頭に武装して稲荷神社参拝、皇軍将兵武運長久祈願	武運長久祈願	村の展望
69	1943	6月18日	母校（国民学校か？）運動会に各団体参加。かもめ部員が三等入賞	初山別通信報国団の村内行事参加	村の展望
69	1943		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「我等報国団でお守りして居りますご安心の程を」 ※出征したかもめ部員戦死に関する連絡だと考えられる	初山別通信報国団団員の戦死	ポスト
69	1943		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 出征兵士と初山別報国団団員の邂逅についての感想	統後後援	ポスト
70	1943	7月29日	かもめ部員含む戦死者の村葬	初山別通信報国団団員の戦死	村の展望
70	1943	8月1日	戦死したかもめ部員の遺家族が離村	初山別通信報国団団員の戦死	人の動き
70	1943	8月1日	かもめ部員早朝に稲荷神社へ皇軍の武運祈願	武運長久祈願	村の展望

59 同上、131頁。ただし、昭和16年10月の『かもめの便り』第47号に通信報国団行事（支団が実施したとみられる）へ参加した記事はある。後述する「通信報国団規定」の改正前であることもあり、第58号以後の初山別通信報国団とは異なり、同記事における「分団」はただ局を言い換えたに過ぎず、組織的には未整備だったと考えられる。同、106頁。

『かもめの便り』号数	年	日付	出来事	内容の分類	『かもめの便り』事項欄
70	1943	8月1日	かもめ部員が、スマトラ建設部隊員から南方発展の話を聞く	映画・講演	村の展望
70	1943		出征兵士へ戦死したかもめ部員の「仇はキツ討って下さい」と呼びかけ	初山別通信報国団団員の戦死	ポスト
71	1943	8月27日	かもめ団長（局長）の家で女子誕生	初山別通信報国団団員の慶弔（戦死を除く）	人の動きと慶弔
71	1943		北海道愛国機献納運動への村民の献金 「アツツの玉砕勇士にへて、ボンと献金致しました。この尊い赤心には村民も強く胸を打たれました。」	献金	村の話
71	1943		出征兵士へ戦死者の仇を討つことを呼びかけ 「仇はキツと頼みます」「（戦死者名）に続いて下さい」	初山別通信報国団団員の戦死	ポスト
72	1943		かもめ部員へ餅特配	初山別通信報国団の様子	景気
72	1943	9月17日	局員が札幌通信局長より表彰	局員表彰	慶弔
72	1943	9月27日	豊岬局主査の兄が除隊	他局の情報	人の動き
72	1943		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「カモメニュース会社の社長サン始め皆元気です」	初山別通信報国団の様子	ポスト
73	1943		「今月は年金に保険国債の大進撃だ。」	国債・貯金・保険	景気
73	1943		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「かもめ部員も御期待にそう様やりますわ」	初山別通信報国団の様子	ポスト
74	1943		「（戦死者名）上等兵奮戦状況」 かもめ部員の戦死状況	初山別通信報国団団員の戦死	特信
75	1943	12月1日	かもめ部隊長（局長）入院・全快	初山別通信報国団の様子	人の動き
75	1943	12月26日	初山別郵便局に新たな通送手	人事	人の動き
75	1944		貯金	国債・貯金・保険	景気
75	1944	1月	翼壮献金箱に献金あり	献金	村の話
75	1944		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「かもめ部員も元気です」	初山別通信報国団の様子	ポスト
76	1944		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「カモメ部員も愈々元気です」	初山別通信報国団の様子	ポスト
76	1944		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「神国の“福豆弾”を送ります。ルーズベルトを一日も早く打ちつけて下さい」	銃後後援	特信
77	1944	2月19日	通送手の妻死去	通信関係者の慶弔	慶弔
77	1944	2月20日	局員が札幌通信講習所に合格	人事	慶弔
77	1944	2月26日	豊岬通送手が100円の代物を拾う	他局の情報	村の展望
77	1944	2月29日	豊岬局長息子が狐を拾う	他局の情報	村の展望
77	1944		初山別通信報国団から出征兵士へ受け継いだ読書部会計報告 ※初山別通信報国団に読書部があったのではないか	読書部	ポスト
77	1944		出征兵士の間で『かもめの便り』人気	『かもめの便り』に関すること	ポスト
78	1944	3月9日	村民の航空隊への献金	献金	村の展望
79	1944		鯨の大漁。 「拾万や貳拾万の貯蓄はなんだ。国債はなんだ。必ず初浦号は飛んで行くぞ。」 ※「初浦」は初山別市街地の地名	国債・貯金・保険	景気
79	1944	4月10日	昭和19年度貯蓄目標達成協議会	国債・貯金・保険	村の展望
79	1944	4月14日	窓口に仔馬が生まれた村人來局	初山別郵便局窓口業務	慶弔
79	1944	4月20日	第11回通信記念日。常会。婦村者から東京の話を聞く。	通信記念日／初山別通信報国団常会	村の展望
79	1944	4月25日	かもめ部隊長（局長）の女児が死去	初山別通信報国団団員の慶弔（戦死を除く）	慶弔
79	1944	5月1日	電信普通部第1期卒業生が着任	人事	人の動き
79～85	1944	5～11月	「異動あったら御知らせ下さい。」所属部隊名と兵士名記載 ※所在不明兵士の増加で『かもめの便り』が送れない	『かもめの便り』に関すること	銃後
80	1944	5月15日	局長女児の遺骨が帰村	初山別通信報国団団員の慶弔（戦死を除く）	慶弔
80	1944	5月29日	アツツ島玉砕勇士1周年。初山別通信報国団団員一同武装して早朝神社参拝。冥福と前線兵士の武運長久祈願	戦死者慰霊／武運長久祈願	村の展望
80	1944		出征兵から手紙貯金	国債・貯金・保険	ポスト
81	1944	6月12日	電話窓口の係員へ利用者が50銭寄付	初山別郵便局窓口業務	村の展望
81	1944		「村は常会、青年団を通じ弾丸！！兵器！！飛行機！！となる国債消化・貯蓄増強に拍車をかけている。」	国債・貯金・保険	村の話

『かもめの便り』号数	年	日付	出来事	内容の分類	『かもめの便り』事項欄
81	1944		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「先月号戻ってきました、お元気でせうね。」 ※兵士の所在不明	『かもめの便り』に関すること	郵便函
81	1944		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「我報国団の人方も相変わらずです」	初山別通信報国団の様子	郵便函
81	1944		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「かもめの便りを待つ身・又受ける身、嬉しいことでせうね」	『かもめの便り』に関すること	郵便函
82	1944	7月20日	遠別の前郵便局長死去	通信関係者の慶弔	慶弔
82	1944		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「銃後も負けず貯蓄に又保険に馬力をかけております。」	国債・貯金・保険	郵便函
83	1944	8月21日	ガダルカナルで戦死したかもめ部員の三回忌	初山別通信報国団団員の戦死	慶弔
83	1944		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「カモメの便り世界で一番のこと、かもめ部員大喜び益々張切っております」	『かもめの便り』に関すること	郵便函
84	1944	9月24日	定額貯蓄懇談会	国債・貯金・保険	村の展望
84	1944	10月4日	初山別局の交換台に落雷。電話線全部断線	初山別郵便局の出来事	村の展望
85	1944	10月20日	他局見学。第1班は羽幌。第2班は遠別。	他局訪問	村の展望
85	1944	10月26日	他局への転任者と、初山別への赴任者	人事	人の動き
85	1944		『かもめの便り』発行を振り返って	『かもめの便り』に関すること	特信
86	1944	11月13日	遞送手の馬が流産	初山別郵便局の出来事	慶弔
86	1944		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「かもめの御熟読を知り部員一同張切っております」	『かもめの便り』に関すること	郵便函
86	1944		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「かもめ通報を調べる度に当時の(かもめ部員の出征兵士名)方の御苦労思はれます」	『かもめの便り』に関すること	郵便函
87	1944	12月21日	札幌通信講習所電信科第4期生が初山別郵便局へ赴任	人事	人の動き
87	1945	1月3日	「かもめ部隊の新年常会」 お膳・お汁粉など食事の後、2組対抗でじゃんけんをし国民歌と詩吟民謡を歌う	初山別通信報国団常会	村の展望
87	1945	1月5日	「かもめ通信特攻隊親睦の夕」 ライスカレー会食、かるた・トランプ大会	初山別通信報国団親睦	村の展望
87	1945		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「故郷の新聞とは驚きました 記者も頑張ります」	『かもめの便り』に関すること	私書函
88	1945	1月7日	初浦第二町内初常会にてかもめ部隊長(局長)による紙芝居上演	他団体交流	村の展望
88	1945	1月21日	「かもめ特攻隊員」紙芝居上演会 ※局長・局員による	初山別通信報国団親睦	村の展望
88	1945		初山別通信報国団から出征兵士へ、局員が「近い内に行きますどうぞよろしく」と挨拶 ※出征か?	初山別通信報国団団員の出征?	私書函
89	1945	2月9日	豊嶋局長死去	通信関係者の慶弔	慶弔
89	1945	2月10日	雨雪風で郵便不通	郵便状況	村の展望
89	1945	2月21日・22日	かもめ部員スキー錬成	通信報国団練成会	村の展望
89	1945	2月	読書部2月末現在の会計報告	読書部	私書函
89	1945	3月1日	かもめ部員一同武運長久祈願	武運長久祈願	村の展望
89	1945	3月1日	第二栄常会でかもめ部員が紙芝居実演 ※栄は初山別村内の地名	他団体交流	村の展望
89	1945	3月2日	かもめ部員「神鷲学校」へ出発 ※神鷲は特攻隊を意味する。軍の飛行学校や訓練所のことか?	初山別通信報国団団員の軍関係学校への進学	人の動き
89	1945	3月2日	航空兵学校へ進学すると思われるかもめ部員送別会	初山別通信報国団団員の軍関係学校への進学	村の展望
89	1945	3月4日	かもめ部隊長(局長)宅で男子誕生	初山別通信報国団団員の慶弔(戦死を除く)	慶弔
89	1945		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「カモメ部員は皆相変わらずです。」「ハリキツております」	初山別通信報国団の様子	私書函
90	1945	3月23日	かもめ部員「御召」で出発 ※出征か?	初山別通信報国団団員の出征?	人の動き
90	1945	3月23日	航空兵関係の学校へ進学したかもめ部員が一時復局	人事	人の動き
90	1945	3月31日	手持ち現金の貯金 「手持現金応召」	国債・貯金・保険	村の展望/ 村の話
90	1945	4月1日	初山別通信報国団かもめ部員12名が、早朝に昭和20年の決意も新たに、皇軍の武運長久祈願	武運長久祈願	村の展望

『かもめの便り』号数	年	日付	出来事	内容の分類	『かもめの便り』事項欄
90	1945		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「部員一同留守懸命です」「かもめ一日千秋の思ひで待たれる様子部員一層張切ってます」	初山別通信報国団の様子	私書函
90	1945		出征遺家族がかもめ部員に「お世話になります」と挨拶し、御馳走	出征遺家族	私書函
91	1945	4月15日	豊岬局局長後任人事	他局の情報	人の動き
91	1945	4月18日	かもめ部員に男児誕生	初山別通信報国団員の慶弔（戦死を除く）	慶弔
91	1945	4月20日	通信記念日 第170回常会 札幌通信局長から団体表彰・かもめ部員1名個人表彰	通信記念日／ 通信報国団常会／ 局長表彰	村の展望
91	1945		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「保険完成の月内外勤共に拍車をかけて居ります。」	初山別郵便局の出来事／ 国債・貯金・保険	私書函
92	1945	5月29日	アツ島玉砕記念日 早朝、かもめ部員全員で忠魂碑参拝	戦死者慰霊	村の展望
92	1945	6月1日	かもめ部員心の送別会	初山別通信報国団員の 軍関係学校への進学	村の展望
92	1945	6月1日	郵便事業功労者として村の3名が通信局長表彰	通信局長表彰	村の展望
92	1945	6月2日	かもめ部員1名飛行系の学校へ出発	初山別通信報国団員の 軍関係学校への進学	人の動き
92	1945	6月5日	通信事業従業員も国家の要請に基づき現員徴用実施となったことから、 □用令書交付式挙行 ※徴用令書と思われる	通信事業従業員の徴用	村の展望
92	1945		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「御丁寧な御便りに部員一同再奮起しました。」 「職場もみな特攻精神で副部隊長に続き奮闘して居ります」	初山別通信報国団の様子	私書函
92	1945		通信院の発足	通信行政	電波
93	1945	6月11日	通送人の子供死去	通信関係者の慶弔	慶弔
93	1945	6月17日	かもめ部員送別会	人事	村の展望
93	1945	6月17日	新人かもめ部員の紹介	人事	村の展望
93	1945		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「かもめ本部も沖繩戦に負けず頑張ってます」	初山別通信報国団の様子	私書函
93	1945		初山別通信報国団から出征兵士へのメッセージ 「保険・積立目標額も大丈夫です」	国債・貯金・保険	私書函
94	1945	7月15日	留萌に艦載機来襲 「通信隊員大いに張り切る」	空襲への対応	村の展望
94	1945	8月1日	かもめ部員一同で早天参拝、武運長久祈願	武運長久祈願	村の展望
94	1945		草取りの礼金をすべて貯蓄	国債・貯金・保険	村の話
94	1945		通信も通信義勇隊編成	義勇隊	電波
94	1945		通信□□精神発揚	銃後の決意	電波
94	1945		返送されてくる『かもめの便り』あり、送り先伝達のお願い	『かもめの便り』に 関すること	特信
94	1945		謄写版印刷用インキ寄贈のお願い	『かもめの便り』に 関すること	特信

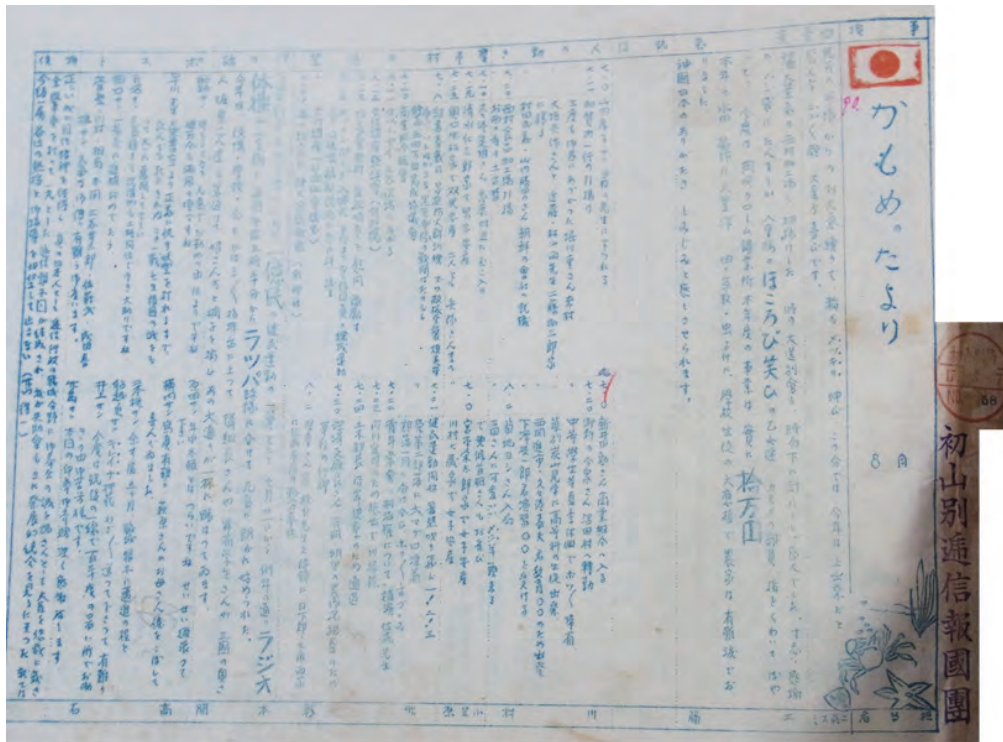
「」は『かもめの便り』からの引用

表1 『かもめの便り』第58～94号にみる初山別通信報国団活動・初山別郵便局・通信に関する話題

通信報国団」とクレジットされた。

初山別通信報国団が成立した記事が掲載された1942年8月は、通信報国団の結成から既に1年4か月が経過している。このタイムラグについて考察してみたい。1941年4月12日の「通信報国団規程」（公達第373号）別表⁽⁶⁰⁾において、支団と定められているのは、本省・貯金局・灯台局・各通信局である。それぞれの支団には分団が存在する。各通信局の分団は、各通信局・通信局各工務出張所・各通信官署の3種類となっている。本規程によれば、初山別郵便局は、札幌通信局支団の分団を結成することになる。しかし、当時、特定郵便局は約1万3,000局⁽⁶¹⁾

60 山尾一『産業報国運動全書』日刊産業厚生時報社出版部、1941年、615頁。



(2013年8月21日初山別村役場にて筆者撮影)
左端の「特信」欄に、初山別郵便局共助会から初山別通信報国団に発展統合したことが、局長によって記されている。
写真1 初山別通信報国団に改称された『かもめの便り』第58号、昭和17年8月7日発行

あり、そのすべてで一斉に分団を結成することが可能であったとは考えにくい。1942年6月発行の『大通信』第76号によれば⁽⁶²⁾、同年4月27日の「通信報国団規程」の改正（公達第390号）で、特定局の分団について見直された。従来では、原則特定局は1つの分団を組織し、例外として定員が少ない局が数局まとまって分団を組織することもあったが、それでは分団の結成が進まなかったようである。同改正によって、特定局は、特定局長会の部会ごとに分団を組織することになった。『かもめの便り』第59号、1942年9月には、通信報国団深留第三分団練成会にかもめ部員が出席したとある⁽⁶³⁾。『大通信』第80号には、札幌支団の分団の1つに「深留地方第三区」⁽⁶⁴⁾があった。「深留」は深川・留萌^{ふかがわ るもい}の略だと思われる。初山別通信報国団は、深留地方第三区通信報国分団を構成する団体であったと推測できる。このように、通信報国団分団の結成には、郵便局の既存組織を衣替えすることや既存の組織を集めて対応した事例が相当数あるのではないだろうか。

(2) 活動

武運長久祈願や練成会などへの参加は、先行研究⁽⁶⁵⁾でも明らかにされている通りであり、分団を構成する一組織においても積極的に活動が行われていることがわかる。ここでは、他の通信報国団との活動、初山別通信報国団内部の活動、銃後後援活動に分けて考察したい。

まず、他の通信報国団との活動に関しては、(1)で触れた通信報国団深留第三分団練成会の他

61 郵政省編『郵政百年史』通信協会、1971年、600頁。

62 通信省管理局現業調査課『大通信』第76号、1942年6月、10～11頁、郵政博物館所蔵。

63 初山別村編『かもめの便り』史料篇、132頁。

64 同『大通信』第80号、1942年10月、108頁、郵政博物館所蔵。

65 後藤、前掲論文、2014年、39～44頁。同、前掲論文、2022年。

にも、例えば1943年2月発行の第64号には通信従業員幹部練成会へ選抜されたかもめ部員1名の参加が記載されていた⁽⁶⁶⁾。これはニセコのスキー場で行われたスキー練成会で、参加するかもめ部員への「祈熱闘」「荒熊の意気 逋友より」という応援の寄せ書きを、報国団で作成している⁽⁶⁷⁾。そこにある応援メッセージには、「出すは今なり我団の底力」や「我等の底力を出すときは今ぞ!」という言葉などがあり、通信従業員幹部練成会へ派遣された1名を団の代表と見なしていることと、他の団への対抗意識が垣間見れる。通信報国団は「大通信一家族主義」を基本理念としていたが、各郵便局の枠組みを維持したまま組織されることで、練成会など他団との合同活動において、活動の内容によってはかえってライバル意識を抱くこともあったと考えられる。『かもめの便り』には、1942年11月の第61号にある国債割当消化管内第1位⁽⁶⁸⁾の例のように初山別郵便局の管内における成績についての記述もある。そもそも各郵便局が、自局がより良い成績を上げることを意識していれば、自ずと通信報国分団も他より抜きん出たことを考えることもあるのではないだろうか。『大通信』には、投稿された作品には必ず団員名と団員の所属する局が記載されており、投稿者は局を代表しているかのようであり、「大通信一家族主義」を実現するために局の垣根を取り払おうという姿勢は見えない。この通信報国団の理念である「大通信一家族主義」は、戦時中の家と同じように一員にそれぞれの適する役割こそ求め、相和すことを主目的とはしていなかったのではないだろうか。「大通信一家族主義」とは何か、どのような逋友の在り方や具体的な意識を共有しようと思定していたものだったのかまでは、本研究の範囲では判断がつかないため、今後の資料調査・分析を必要とするだろう。

一方、初山別通信報国団内部の活動も活発に行われていた。初山別通信報国団常会を定期的に開催し、1945年5月第91号の時点では170回に及んでいる⁽⁶⁹⁾。団員の慶弔に関する情報の掲載があることは共助会時代と変わらないが、戦局が悪化するにつれて団員の戦死についての記事も登場した⁽⁷⁰⁾。村の戦死者が増加した⁽⁷¹⁾アツツ島玉砕以降戦争末期まで、冬を除いて定期的に稲荷神社や忠魂碑において、かもめ部員全員で武運長久を祈願した⁽⁷²⁾。また、文化的な活動の記録もある。1944（昭和19）年3月第77号、1945年3月第89号に読書部の会計報告がされている⁽⁷³⁾ことから、初山別通信報国団内に読書部が設けられ、共助会時代からの読書に関する活動を引き継いでいることがわかる。1945年には地域の常会でかもめ部員による紙芝居を上演するようになる⁽⁷⁴⁾など、初山別通信報国団は地域の他団体と交流し、活動の場を広げた。

初山別通信報国団が主に行っていた銃後援活動こそ、慰問通信『かもめの便り』の発行である。『かもめの便り』発行に対して、兵士や出征遺家族からの好反響について記された記事が同通信の所々に掲載されている。例えば、1944年3月の第77号には、出征兵士へのメッセージとして「初山別のカモメ人気とのこと、部員一同ハリキツて居ります。」⁽⁷⁵⁾とあり、このような好反響がかもめ部員に遣り甲斐を感じさせ、戦争末期に資材入手が困難⁽⁷⁶⁾になろうとも

66 初山別村編『かもめの便り』史料篇、146頁。

67 同上、144～145頁。

68 同上、137頁。

69 同上、201頁。

70 同上、167頁。

71 初山別村史編集室、前掲書、1972年、704～707頁。梅藤、前掲論文、113～114頁。

72 初山別村編『かもめの便り』史料篇、157、159、179、197、199、203、207頁。

73 同上、173、197頁。

74 同上、195、197頁。

75 同上、173頁。

発行を続ける原動力となったと考えられる。1945年1月の第87号によると、『かもめの便り』は出征兵士から「故郷の新聞」と評されていたようだ⁽⁷⁷⁾。戦争末期には兵士たちの間で『かもめの便り』は、戦場と銃後を繋ぐメディアとして確たる地位を築いていたようである。さらに、同年4月の第90号には、出征遺家族が「かもめ部員にお世話になりますと」御馳走してくれたことが記されている⁽⁷⁸⁾。兵士にとって『かもめの便り』が支えになっていたことを、故郷の側でも認識していたことが窺える。地域社会にとって身近な存在である郵便局による産業報国団体が、戦争末期に至っても銃後援を継続し続けることで、「大通信一家族主義」を超えて、地域社会との結びつきをより強くしていった様子がみられる。

(3) 宣伝

『かもめの便り』には、郵便局の業務として取り扱っていた債券・貯金・保険及び、国防献金に関する話題が多い。特に、具体的人名をあげて、債券購入や貯蓄、献金をしたエピソードを掲載している。例えば、1942年9月第59号には戦時郵便貯金切手に当選した商店の主人が「感激をソツとソノママ、ポンと献金、ナンと胸のすく話ではないか。」⁽⁷⁹⁾や、1943年9月第71号の「これまで辛抱して蓄へた汗の結晶100円を、アツの玉碎勇士に応へて、ポンと献金致しました。この尊い赤心には村民も強く胸を打たれました。」⁽⁸⁰⁾と商店名や氏名を挙げて、はっきりと誰かわかるように記事にしている。これらは、通信報国団の活動として行っていることではない。しかし、初山別通信報国団で発行している『かもめの便り』で郵便局業務に触れていることに意義を見出すことができる。上記のように「美談」として取り上げることによって、読者への戦時政策の宣伝という効果を果たしたと考えられる。そういう意味では、通信報国団は戦時政策の宣伝活動を行っていたと言えるだろう。

簡単にまとめてみたが、全体的に見て、初山別通信報国団の活動は、『産業報国運動要綱』にある産業報国会事業に多くの点で当てはまる⁽⁸¹⁾。初山別通信報国団の活動は、産業報国運動の制度設計を反映していると言えるだろう。また、戦後に竹内局長が、戦時期の共助会は「地域社会の協力を得る通じ合いへの努力を始めた」と回顧している⁽⁸²⁾。共助会が通信報国団となっていた時期には、活動を通じて地域へ影響力を高めていったことが『かもめの便り』から読み取れる。

おわりに～戦後の“かもめ”～

本稿を終えるにあたって、戦後に繋がる労使関係と地域における役割の2点について考えてみたい。

戦後、通信報国団は解散したが、初山別通信報国団は初山別郵便局共助会に戻り、少なくとも昭和30年代まで活動を続けたことがわかっている⁽⁸³⁾。産業報国会が戦後の企業別労働組合

76 戦争末期には、インク不足などで発行に困難を伴っていたことが窺える。同上、207頁。

77 同上、193頁。

78 同上、199頁。

79 同上、133頁。

80 同上、161頁。

81 厚生省労働局、前掲、118～119頁。

82 竹内、前掲。

83 同上。

へ繋がったと同じように⁽⁸⁴⁾、戦後、初山別郵便局においても「労使一体」の活動は続けられたのである。

また、『かもめの便り』は戦後、約1年の中断を経て『はと』と改題し、発行が続けられた⁽⁸⁵⁾。戦後の『はと』からは、一見、文化国家・平和国家建設の意識が読み取れる。しかし、読者に提示するスローガンが総力戦遂行から文化国家・平和国家建設へ変わっただけで、読者へは国家に従い、国家の要求を満たすように励むことを求める態度は同じであった。日本再建のために戦死者を思い起こさせる言説から、戦うために戦死者を賞揚した戦時中と、戦死者を利用するという点では連続した意識がみられる。戦時中の犠牲的行動を貴いものとして評価しつづけることは、兵士や村民へ犠牲的行動を求めた銃後時代の通信報国団の行為を肯定することにもなっただろう⁽⁸⁶⁾。

『かもめの便り』が戦後も『はと』として発行を続けられたことから、共助会の月刊紙活動は、村内メディアとして居場所を得たことが見い出せる。さらに時代を下って、2000年の初山別村創基100年・村制施行90年の記念事業として『かもめの便り』の全号復刻が選ばれたことから、初山別通信報国団の活動によって、村の集合的記憶となるアーカイブズが作成されたとも捉えられるだろう。これもひとえに、初山別通信報国団による戦時中の銃後後援活動を、地域が忘れていなかったことの証左と考えられる。

通信報国団分団については、資料があまりにも少なすぎる。断片的な資料を集め繋ぎ合わせて考察していくことで、事例研究を少しずつでも増やしていく必要があるだろう。

(ばいとう ゆみこ 京都大学大学院文学研究科博士後期課程研究指導認定退学)

84 佐口和郎「産業報国会の歴史的位罫—総力戦体制と日本の労使関係—」山之内靖、ヴィクター・コシユマン、成田龍一編『総力戦と現代化』柏書房、1995年。

85 初山別局『はと』第1～2、4～13、13、15～18号、昭和21年7月～昭和23年1月、竹内家所蔵。3号は欠、13号が2つあり、14号はない（14号を誤って13号と表記したと思われる。）。『はと』発行の経緯は梅藤、前掲論文、119頁を参照。

86 梅藤、前掲論文、118～123頁。

資料紹介

郵政博物館保管 近現代絵画目録稿(1)

— 逓信省発行記念絵葉書原画・逓信省関係者肖像画 —

郵政歴史文化研究会 第6分科会

1 調査の趣旨と経過

本稿は、現在郵政博物館（以下「当館」という）が管理する、明治時代以来の通信事業の中で制作された絵画資料について、その基礎的な情報を公開し、広く学術的、社会的な利用の参考に供しようとするものである。当館管理の絵画資料は膨大で、その全体像を把握するためには、かなりの期間が見込まれる。そのため将来の本格的な目録公開、刊行を視野に入れつつ、調査を終えたものから順次、目録稿本として本誌に掲載する。今回の対象は、逓信省が発行した記念絵葉書の原画と通信事業関係者の肖像画、計23点である。

調査は2022年度から2023年度にかけて、郵政博物館が設けた郵政歴史文化研究会 第六分科会の田良島哲（東京国立博物館：分科会主査）、杉山伸也（慶應義塾大学）、吉田暁子（東京文化財研究所）と郵政博物館職員が行い、大澤真理子氏（府中市美術館）の参加を得た。

2 逓信省による絵葉書発行の沿革と原画

逓信省が発行した絵葉書で昭和時代前期までのものは、1934（昭和9）年11月に通信博物館で開催された特別展覧「郵便絵葉書の展覧会」を機に刊行された『逓信省発行の記念郵便絵葉書』（逓信協会、1934年）で、その沿革と発行状況を確認することができる。また、発行の当事者であった樋畑雪湖の『日本絵葉書史潮』（日本郵券倶楽部、1936年、以下『史潮』という）でも、意匠図案の考案や制作の現場を活写している。ここでは主に両著によりながら、絵葉書原画の成り立ちを概観する。

1900（明治33）年に日本国内で私製郵便葉書の使用が許可されると、西欧での流行に倣って絵葉書を作成する者が多く現れた。この状況を見た逓信省当局は、国家的な記念行事に際して官製の絵葉書を制作販売することを計画した。最初の記念絵葉書発行は、1902年の万国郵便連合加盟二十五周年記念で、同年6月の祝典に合わせて1組（6枚）が発行された。以来、第二次大戦中から戦後の官庁再編を経て1949年に郵政省が発足するまでの間、たびたび記念絵葉書が発行された。

絵葉書には装飾枠の中に写真や挿画を配したものと、絵画を主体としたものがあり、後者の場合、画家や逓信省職員による原画が作成された。画家による原画の初例は、日露戦争時の「明治三十七八年戦役第四回絵葉書」の中の一枚で、水師營の会見の様子を小山正太郎（1857-1916）が描いたものである（5031-001）。日露戦争期の絵葉書の図案は大半が写真を版に起こしたもののだが、樋畑によれば、提供された陸軍写真班撮影の水師營の写真は「外交史上に特記すべき劇的シーンを表現せんにはあまりに物足りない気がした」（『史潮』p. 50）ため、画家への委嘱を思い立ち、陸軍と関係のあった小山を選んだという。ちなみに、印刷の際に絵に重

ねられた「戦役記念」の四文字（図1）は、近代を代表する書家、西川春洞（1847-1915）の揮毫である。

この時期、絵葉書の原画制作に当たった通信博物館の考証の綿密さは徹底しており、中世の武士を描いた「中古凱旋式図」（整理番号：5031-002。以下の記述

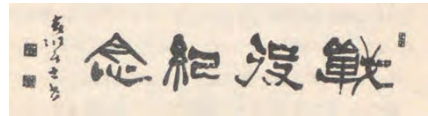


図1 西川春洞「戦役記念」（『日本絵葉書史潮』p. 81）

と同様）では、武器や武家の故実に詳しい東京帝室博物館の高橋健自と故実家関保之助の二人に指導を仰いだ。実際に鎧を東京美術学校から、服装を東京帝室博物館から借用し、着装した状態で、原図となる写真を帝室博物館の写場で撮影している（『史潮』pp. 82-29）。この写真を東京印刷会社の技師（画工）であった清水三壽が原画に起こした。また大正大礼の記念絵葉書（5031-003、004）制作の際には、通信博物館図案部の職員を総動員して京都御所内の式場を隈なく撮影し、さらに儀式の予行を確認した上で、館員小代為重が描画にかかっている（『史潮』pp. 133-136）。図案の選定に当たって省外の有識者を加えた委員会で検討することもあった。第一次大戦の終戦を記念した1919（大正8）年の平和記念絵葉書（5031-007、008）では、正木直彦（東京美術学校長）、塚本靖（東京帝大教授・建築学）、岡田三郎助（東京美術学校教授）といった人々が委員として招かれている（『史潮』pp. 139-140）。

当館保管の絵葉書原画でもう一つ注目されるのは、1943年12月の「大東亜戦争記念報国葉書第一輯」の原画が残されている点である。この絵葉書は「ハワイ真珠湾強襲」（吉岡堅二）、「香港黄泥涌高射砲陣地奪取」（小磯良平）、「シンガポール英軍の降伏」（宮本三郎）の3枚1組であったが、後者2枚の原画（5031-012、013）が現存している。

3 通信省関係者の肖像画

当館は、第二次大戦前に通信大臣や通信次官を務めた人物の油彩の肖像画を所蔵する。制作の経緯については『通信協会雑誌』などに記事が載ることがあり、そこから判断すると、当該人物の退官後または没後に関係者がその功績を讃えるために何らかの事業を起こすことを提起して寄附金を募り、集まった寄附金の一部で画家に肖像画制作を委嘱、残金は事業に充てる、というケースが一般的である。一例として、通信次官を務めた大橋八郎の肖像画（AKQ-0010）に関する記事を示す。

大橋八郎氏肖像画完成

昭和十一年退官された通信次官大橋八郎氏の在官中に於ける御功績を、永く記念すると共に、同氏の御尽力に対し、部内職員の総意を以て感謝の意を表する為め、曩に部内一般より醸金を募り、其の一部にて同氏の肖像画を作成し、他の一部は有意義なる施設の資金に充つる計画の下に、当時大橋記念施設資金の創設を見ましたこと等は、各位の既に御承知の通りであります。当時肖像画については、藤島武二画伯^(せつり)に依嘱しましたが、今般その完成を見、通信博物館に搬入、同氏の御功績と共に永く保存らるることになりました（『通信協会雑誌』昭和14年10月号、p. 92）。

記事に見える収支からは、肖像画制作に充てられた額は寄附金総額のごく一部であり、募集の主たる意図は施設整備や関係者への表彰などの事業で、肖像画は従であったことがわかる。委嘱を受けた画家のうち、清水良雄（1891-1954）は、東京美術学校卒、帝展審査員をしばしば務め、光風会会員となった（「清水良雄」『日本美術年鑑』昭和30年版、p. 171）。聖徳記念

絵画館壁画で「靖国神社行幸」を手がけている。

(田良島 哲)

目録凡例

—目録は以下の順序で、各記述項目の内容を示した。

* 郵政博物館整理番号

* 資料名称（関連資料で名称の確定できないものは、調査者が〔 〕で囲んだ仮の名称を付した）

* 作者

* 素材・技法 寸法

* 制作年代

* サイン、落款等、作者を示す記述

* 備考：絵葉書原画＝利用された絵葉書名／肖像画＝像主の略伝、伝来を示す資料、参考文献等

—作者の著作権保護期間が満了している作品については、画像を掲載した。著作権保護期間内の作品については、法令上の課題を整理した上で、当館から画像の公開を図りたい。

5031-001

水師営会見図

小山正太郎

水彩、紙 縦34.2cm 横44.5cm

1905（明治38）年

明治三十七八年戦役第四回絵葉書



5031-002

中古凱旋式図

清水三壽

紙本墨画 縦18.8cm 横26.2cm

1905（明治38）年

明治三十七八年戦役陸軍凱旋大観兵式記念絵葉書
(乙)



5031-005

即位礼紫宸殿御式場図

小代為重

水彩・紙 縦17.9cm 横28.0cm

1915（大正4）年

大正大礼記念絵葉書



5031-006

太平楽図

吉川靈華

紙本着色 縦22.7cm 横35.8cm

1915（大正4）年

（落款）「（朱方印）『準』」

大正大礼記念絵葉書



5031-007

少年少女と鳩図

鏑木清方

絹本着色 縦27.5cm 横17.8cm

1919（大正8）年

（落款）「清方（朱文方印・印文未詳）」

平和記念絵葉書



5031-008

収穫図

南薫造

水彩、紙 縦11.8cm 横16.4cm

1919（大正8）年

（サイン）「南薫 1919」

平和記念絵葉書



5031-009

五節舞図

結城素明

絹本着色 縦17.5cm 横28.2cm

1928（昭和3）年

昭和大礼記念絵葉書

5031-010

即位礼紫宸殿図

岡田三郎助

1928（昭和3）年

油彩・キャンバス 縦18.2cm 横28.4cm

昭和大礼記念絵葉書



5031-011

遷宮儀式図

吉田豊

水彩、紙 縦17.4cm 横29.0cm

1929（昭和4）年

神宮式年遷宮記念絵葉書

* 吉田豊は逓信省技手、逓信博物館職員。



5031-012

香港黄泥涌高射砲陣地奪取図

小磯良平

油彩・キャンバス 縦59.3cm 横71.5cm

1943（昭和18）年

（サイン）「二六〇三年 良平作」

大東亜戦争記念報国葉書 第一輯

5031-013

シンガポール英軍の降伏

宮本三郎

油彩・キャンバス 縦51.5cm 横71.4cm

1943（昭和18）年

（サイン）「二六〇三 三郎画」

大東亜戦争記念報国葉書 第一輯

5031-014

不尽

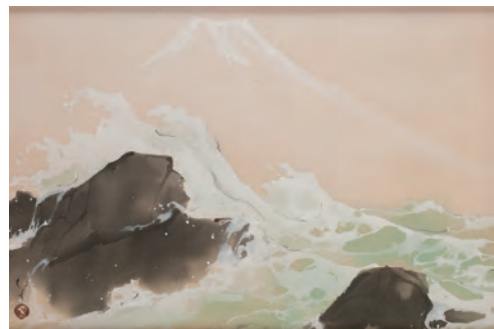
川端龍子

絹本着色 縦45.6cm 横69.2cm

1946（昭和21）年

（落款）「龍子（白文朱円印・印文未詳）」

日本国憲法公布記念絵葉書



5031-015

迎日

藤田嗣治

油彩・キャンバス 縦32.0cm 41.4cm

1946（昭和21）年

（サイン）「fujita」

日本国憲法公布記念絵葉書

5031-016

平和

石井柏亭

油彩・キャンバス 縦32.4cm 横44.2cm

1946（昭和21）年

（サイン）「Hakutei 1946」

日本国憲法公布記念絵葉書



5031-017

融

上村松園

絹本着色 縦37.3cm 横48.7cm

昭和時代・20世紀

（落款）「松園（白文朱方印）『常子』」

絵葉書（不発行）



5031-018

上高地

川合玉堂

絹本着色 縦42.4cm 横56.0cm

昭和時代・20世紀

（落款）「玉堂（朱文方印）『玉堂』」

絵葉書（不発行）



5031-019

〔編もの〕

宮本三郎

油彩・キャンバス 縦59.4cm 横44.2cm

昭和時代・20世紀

(サイン)「SABURO・M」

絵葉書(不発行)

AKQ-0005

内田嘉吉像

清水良雄

油彩・キャンバス 縦63.6cm 横51.3cm

1934(昭和9)年

(サイン)「Shimidzu Yoshio Showa 9 May」

内田嘉吉(1866-1933):官僚。逓信省管船局長、台湾総督府民政長官、逓信次官を経て台湾総督。退官後、日本無線電社社長。



AKQ-0006

小松謙次郎像

清水良雄

油彩・キャンバス 縦63.1cm 横51.4cm

1934(昭和9)年

(サイン)「Shimidzu Yoshio Showa 9 May」

小松謙次郎(1864-1932):官僚、政治家。司法省を経て逓信省通信局長、逓信次官、貴族院議員。1924年清浦奎吾内閣で鉄道大臣。



AKQ-0007

池田十三郎像

(作者未詳)

油彩・キャンバス 縦78.4cm 横63.2cm

(年代未詳)

池田十三郎 (1870-1947)：官僚：韓国統監府通信局長官、朝鮮総督府通信監理局長官、同通信局長官等を歴任。



AKQ-0008

樋畑雪湖像

岡田三郎助

油彩・キャンバス 縦78.3cm 横63.6cm

1927 (昭和2)年

(サイン)「S. Okada 1927」

樋畑雪湖 (1858-1943)：本名正太郎。信濃松代の出身。1885 (明治18)年に逓信省に入り、郵便博物館 (逓信博物館) で資料の収集と切手・葉書原画制作などに従事して、現在の郵政博物館コレクションの基礎を築いた。



AKQ-0009

南弘像

藤島武二

油彩・キャンバス 縦69.8cm 横59.0cm

昭和時代・20世紀

(サイン)「T. Fdisima」

南弘 (1869-1946)：官僚、政治家。福岡県知事、西園寺内閣書記官長を務め、1912年貴族院勅選議員。文部次官、台湾総督、逓信大臣を歴任した後、枢密顧問官。



AKQ-0010

大橋八郎像

藤島武二

油彩・キャンバス 縦71.2cm 横59.0cm

1939（昭和14）年

（サイン）「T. Fdisima」

大橋八郎（1885-1967）：官僚。逓信省郵務局長、経理局長、
逓信次官を歴任。岡田内閣法制局長官、林内閣書記官長。貴
族院勅選議員。第二次大戦終戦時の日本放送協会会長。大戦
後は日本電信電話公社総裁を務めた。



（ゆうせいれきしぶんかけんきゅうかい だいろくぶんかかい）

資料紹介

前島密、渡航記録の検証

—上野日誌との比較を中心に—

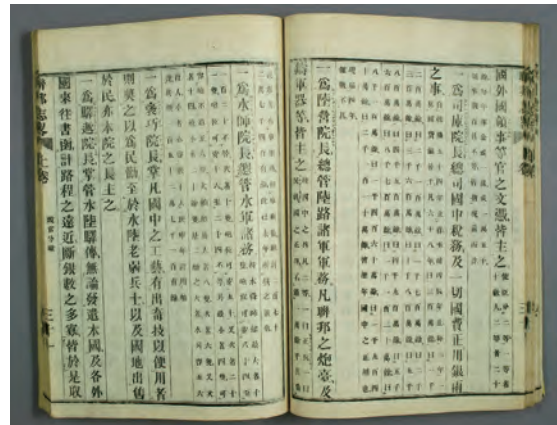
井村 恵美

1 はじめに

明治3（1871）年、前島密は新式郵便創業の建議をした時には、洋行の経験がなく、漢訳本『聯邦志略』【図1】などわずかな文献情報¹⁾や渋沢栄一ら渡欧経験者からのヒアリングを元に立案した。そのため、建議からわずか10日後に発令された英国出張より、諸外国の近代郵便の状況を見聞した経験は、帰国後の前島の取り組みに多くの発見とアイデアを与えたことが手記から窺い知ることができる。中でも往路で利用した太平洋郵便蒸気船会社（Pacific Mail Steamship company. 以下、「太平洋郵船」²⁾の船内郵便局のサービスに出会ったときのファーストインパクトはいかばかりだっただろう。

郵政博物館には前島密の洋行に関する自叙伝草稿などの関係資料は数点現存するが、いくつかの記録で往復路の航路、乗船した船名が異なるといった誤認が見受けられる。さらに、復路については先行研究があるものの、前島の洋行に関して俯瞰した検証はなく、そのため後発の関連書籍で日付の不一致が散見される。

そこで本稿では、前島の海外への渡航記録、特に往復路の横浜発着の日付に焦点を当て、上野景範³⁾の渡欧日誌を中心に、比較検証を行うこととした。



【図1】『聯邦志略』上・下巻、早稲田大学図書館所蔵（ル09 02017. 1-2、第1冊、23、41カット目、許可：23-354号、令和5（2024）年1月18日）。文末に「郵便院長（ポストメーストル ゼネラル）」の記載がある。

- 1 「郵便創業談」『鴻爪痕』昭和30（1955）年改訂再販、前島会、514-515頁。前島が最初に出会った欧米の近代郵便の情報は、米国の産業、貿易、政治などを示した漢訳本『聯邦志略』であると記している。このほかに明治元（1870）年、福沢諭吉の『西洋事情』にも目を通したが、多忙な移動中に目を通したためか記憶になかったと振り返っている（前掲、『鴻爪痕』、518頁）。
- 2 1848年設立。1867年から太平洋を横断する（香港とサンフランシスコ間）定期船を就航。長崎、神戸、横浜を経由し、太平洋を航路として5隻の木造外輪船を主として月1ペースで定期運行した。（Pacific Mail Steamship Company [ed.], *A Sketch of the new route to China and Japan by the Pacific Mail Steamship Co.'s through line of steamships between New York, Yokohama and Hong Kong, via the Isthmus of Panama and San Francisco*, New York, 1867, Turnbull & Smith, p. 5.）
- 3 上野景範（1845-1888）、外交官、薩摩藩出身。13歳のとき長崎で蘭学を経て英学を学ぶ。前島密とは長崎、薩摩藩時代にも共通する点が多い。明治3（1870）年の渡欧時は25歳。（門田明芳・即正・久木田美枝子・橋口晋作・福井迪子監修「『上野景範履歴』翻刻編集』『鹿児島県立短期大学地域研究所研究年報』第11号、昭和57（1982）年、鹿児島県立短期大学地域研究所、<https://k-kentan.repo.nii.ac.jp/records/92>〔参照 令和6（2024）年1月10日〕）。

② 英国出張 往路について

(1) 前島密の出張の記録

前島密【図2】は明治3年6月2日(1870. 6. 30)に新式郵便の創業を建議した直後、鉄道敷設の資金調達の問題解決と新紙幣製造のため、6月17日(7. 15)、上野景範特命弁務使の副使として英国に出張する辞令が交付された⁽⁴⁾。当時の経緯について『鴻爪痕』の「追懐録」に記録がある。大隈重信談では、上野景範に付いて前島も出張、訴訟事件の傍らに郵便制度や紙幣の印刷などいろいろ研究してくるよう漠然とした命令を受けていた。そんな中で英国の郵便制度の状況を見て直ちに理解し、訴訟という本来業務の傍ら、郵便制度の研究を行った。それを日本で応用して現在の郵便制度の基をなしたのだ、と前島の応用力を生かした取り組みについて話している⁽⁵⁾。一方、渋沢栄一談では、「其時前島君も海外旅行を望んでゐて、一遍旅行したいと云うようなことから、前島君は附添役で行かれることになって」⁽⁶⁾と記憶しており、急な出張となったが、前島としては兼ねてから希望していた海外訪問の機会だったことが伺える。



【図2】前島密渡欧時代、35歳(WBB-11)

①前島密の記録

前島の渡欧に関する記述は、「自叙伝(鴻爪痕)」⁽⁷⁾「行き路のしるし」⁽⁸⁾「帝国郵便創業事務余談」⁽⁹⁾の3種の自叙伝に記載があるが、いずれも日付や船名に違いがある【表】。

辞令交付については、どの資料も同日で明治3年6月17日(1870. 7. 15)を示しているが、横浜出港日は3つとも異なる日付を指している。

船の名称について前島は、「行き路のしるし」で「支那号」(チャイナ号)としているが、太平洋郵船の定期船の運行記録⁽¹⁰⁾によればチャイナ号は前月の航行である。これは前島の誤認であり、乗船したのは「ジャパン号」【図3】が正しい。

No.	前島資料	横浜出航	船名	執筆時期
1	自叙伝(鴻爪痕)	明治3年6月24日(1870.7.22)	ジャパン号	大正3年(1914)~大正8年頃(1920)
2	行き路のしるし	明治3年6月28日(1870.7.26)	支那号	明治14年(1881)
3	帝国郵便創業事務余談	明治3年6月23日(1870.7.21)	記載なし	明治28年(1895) 雑誌「交通」掲載 明治32年(1899) 雑誌「太陽」掲載、 ※口述筆記、前島朱筆

【表】前島自叙伝に掲載された横浜出航日程

- 4 通信省編『通信事業史』第2編、昭和5(1930)年、通信協会、20頁。
 5 前掲、『鴻爪痕』、602-603頁。
 6 前掲、『鴻爪痕』、620-621頁。
 7 前掲、『鴻爪痕』、18-83頁。
 8 橋本輝夫監修「行き路のしるし」『行き路のしるし(前島生誕150年記念出版)』昭和61(1986)年、28-30頁(WAA-188)。前島本人の朱筆の入った原資料は「自叙伝『行き路のしるし』」(WAA-15)。
 9 前掲、『行き路のしるし(前島生誕150年記念出版)』、80-81頁。「帝国郵便創業事務余談」は、『鴻爪痕』に掲載の「郵便創業談」(口語訳)の原本の原文を掲載。本稿は雑誌「交通」の史伝として明治28(1895)から翌年掲載。その後明治32(1899)年に雑誌「太陽」に掲載された談話の筆記に明治34(1899)年に前島が朱筆を加えたものが元になっている。原本は「帝国郵便創業事務余談」(WAA-28)明治34(1899)年、前島加筆原稿。



【図3】前島密と上野景範が乗船した「ジャパン号」
Pacific Mail Steam Ship Company's Steamer, Japan, 1868, priJHK 00354 Prints and Ephemera, Huntington Digital Library (<https://hdl.huntington.org/digital/collection/p9539coll1/id/12401>).

②上野景範の「日誌」との比較

上野景範【図4】が記した「日誌」⁽¹¹⁾(以下、「上野日誌」)【図5】には英国出張時の往路に関する詳細が残っている。

上野日誌によると6月17日(7. 15)、前島と同日に辞令交付があり、6月21日(7. 19)午後2時から伊藤博文のもとで前島密と面会、使節の事務などについておよそ3時間程度議論している。

横浜港に赴いたのは、6月23日(7. 21)。横浜出港は、6月24日(7. 22)正午、「郵便号ジャッパン号へ乗船」⁽¹²⁾とあり、「自叙伝(鴻爪痕)」の記載と同日、船名も同名である。

また、同行者に「カルゲル氏」という名前が記されているが、鉄道敷設問題(ネルソン・レイとの解約交渉)を担当したオリエンタル・バンクのウィリアム・カーギル⁽¹³⁾である。

上野日誌は常に時刻や里程、誰に面会したかまで日々詳細に表している。日付は、和暦・西暦を併記しており、いずれの日付も正確であるため、内容に誤認がないものと考えられる。

一方で、前島資料はいずれもオンタイムの記録ではなく、後日記載したものや口述筆記による。特に日付はばらつきがあり、資料としての正確性にやや難があり、他の資料との検証が不可欠である。



【図4】上野景範肖像、国立国会図書館「近代日本人の肖像」(<http://www.ndl.go.jp/portrait>)

- 10 チャイナ号は1870年6月12日、ジャッパン号は翌月7月12日が香港を出る定期出港日。(藤村是清「太平洋郵船中国人ステアリッジ船客の統計的再検討(1867-1871)」アジア研究センター年報2014-2015『神奈川大学アジア・レビュー』Vol. 2、平成27〔2015〕年アジア研究センター、61頁)。実際の運航は、チャイナ号6月11日、ジャッパン号7月11日に香港を出港した。Japan Mail Office (ed.), *The Japan Weekly Mail: a Political, Commercial, and literary Journal*, Yokohama, June 25, 1870, p. 11. (参照復刻版Part 2, Vol. 1 No. 24/25, Edition Synapse-JP, 2010〔平成22〕年、343頁)
- 11 「上野景範関係文書」国立国会図書館憲政資料室寄託、「日誌」(R2-37)、1巻
- 12 吉元正幸「上野景範渡米日記」『鹿児島短期大学地域研究所研究年報』第14号、鹿児島短期大学地域研究所、14頁、<https://k-kentan.repo.nii.ac.jp/records/120> (参照 令和6〔2024〕年1月10日)。「上野日誌」翻刻は本稿を参照。
- 13 William Waiter Cargil (1784-1860)。林田治男「鉄道における日本側自主権の確立過程：レイ借款を中心に」『大阪産業大学経済論集』第7巻第2号、大阪産業大学学会、15頁。



【図5】「上野景範関係文書」のうち「日誌」部分（国立国会図書館憲政資料室寄託、R2-37、1巻、マイクロ複製、令和4（2023）年12月12日許可）

③英字新聞ジャパン・ウィークリー・メールの記録との比較

上野日誌の内容を裏付けるものとして、ジャパン・ウィークリー・メール（The Japan Weekly Mail.以下、「JWM」）、1870年7月23日号の横浜港の船舶情報と乗船者名簿を確認した。

ARRIVALS.

July 19, *Japan*, Am. Str., Freeman, 3,500, from Hongkong, Mails & c., to P.M.S.S Company.

DEPARTURES.

July 22, *Japan*, Am. Str., Freeman, 4,000, for San Francisco, Mails & c., despatched by P.M.S.S Company.

PASSENGERS.

Per *Japan*, for San Francisco:—Mr. and Mrs. Cargill and servant, Mr. and Mrs. Lowder and child, Mr. and Mrs. Hawke, J. Ravel, N.W. Reisenga, U.S.N., A. Sigrist, D. Randien, J. Bauduin, J. Albinson, G.G. Lowder, J. Busch, Blydenburgh, 7 Japanese Officers, and 13 Europeans and 2 Japanese in the steerage. (14)

上記によれば、ジャパン号は明治3年6月21日（1870. 7. 19）に香港から横浜に入港し、6月24日（7. 22）にサンフランシスコに向けて出発している。搭乗者名簿の欄には、「カーギル夫妻と使用人、日本人官吏7名、三等客室日本人2名」の記載がある。上野・前島両名の記載はないが、「日本人官吏7名」に注目したい。国沢新九郎に関する資料（以下、「国沢資料」）⁽¹⁵⁾の記載から、この便で高知藩留学生5名（真辺戒作、松井正水、深尾具作、馬場辰猪、国沢新九郎）が乗船していることが判明しており、日本人官吏7名とは、留学生5名と上野景範と前島密を合わせた人数であると考えられる。

また、横浜出港日については国沢資料と、JWMの情報と組み合わせると、上野日誌の6月24日（7. 22）と合致する。

14 明治3（1870）年1月22日、横浜で創刊された英字新聞で“Shipping Intelligence”欄に横浜港に関する船舶情報が掲載されている（Japan Mail Office [ed.], loc. cit., p. 11.）。下線は筆者加筆。

15 三輪英夫「国沢新九郎の画歴と作品」『美術研究』第321号、東京文化財研究所、昭和57（1982）年、174頁。国沢新九郎（1848-1877）、土佐藩出身、洋画家。洋画家として知られるが、このときは法律学などを学ぶためジャパン号で米国を経由し英国に派遣された。

(2) 杉浦譲への「消印」に関する連絡はいつか？

前島は、渡欧前は消印についての知識がなくジャパン号の船内で初めて知り、太平洋航行中に船内郵便局から杉浦譲に急ぎ知らせたことを「帝国郵便創業事務余談」に記している。

此汽船は米政府の郵便物を 東洋に運送するを以て本旨とし 之が為め同国政府より 毎年五十万弗宛を補給せられ居るものならんとは 余が其事を知りたるは横浜を發したるより十日許の跡なりし この日甲板上に掲示アリ 其要に曰く 本船は明何日を以て桑湊 (サンフランシスコ) 發本社船と洋上に行き逢うべし… (中略) 此時切手再用を防ぐ為め 消印をなすことをも知りたければ直ちに其次第を認め 同便を以て杉浦駅逋權正に報道したり⁽¹⁶⁾

このことから、消印について杉浦に郵便で知らせたことがわかるが、郵便創業の準備で多忙な杉浦のもとにこの知らせが届いたのはいつだろうか？

① 「帝国郵便創業事務余談」の記載

横浜を出港して10日余り後に…とあり、換算すると7月上旬（8月上旬）頃に横浜港に向かう船に行き交ったものと考えられるが、前島の手記だけでは正確な日付はわからない。

② 上野日誌の記載

一方、上野日誌には日々の細々とした記載があり、手紙に関する情報は3回ほど登場する。そのうち、2回は以下に引用した太平洋上でのことである。

同十日 土 晴 針位東

彼同六日

正午北緯三十六度三十四分西経百五十度三十四分、距横浜三千四百四十一里、不日横浜江至ル郵船ニ可逢ニ付、家郷江之書ヲ認ム、

同十二日 月 曇 針位東

彼同八日

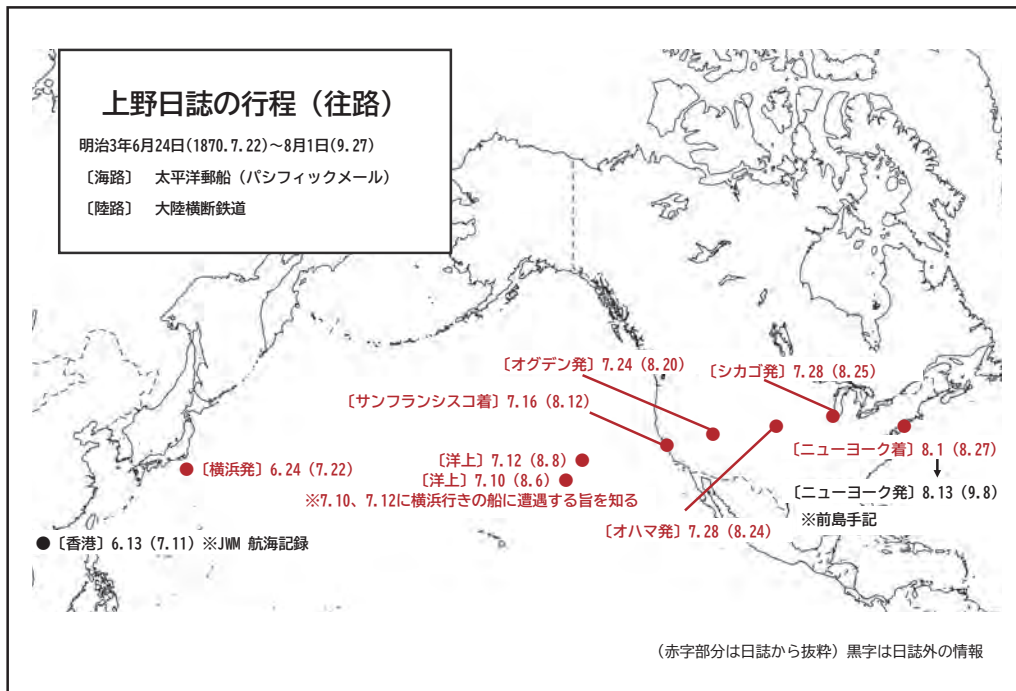
正午北緯三十七度〇六分西経百四十一度三十八分、距横浜三千八百七十一里ニ在リ、今仏曉横江至ル同社之郵船号「ゲレートポブリッキ」江逢ヒ、大隈・伊藤・吉井江之公書并ニ親友等江之書状ヲ托ス、渺茫タル大洋中ニ其航路ヲ不誤航海術之妙手ヲ得ルト云可シ、⁽¹⁷⁾

上野日誌によれば、7月10日（8. 6）の記録に近日横浜行きの船に遭遇すると記されており、その2日後の7月12日（8. 8）【図6】の早朝に横浜に向かう太平洋郵船の船に行き交っている。前島の「10日余り後」という記載にほぼ同じ時期と判断でき、この便で杉浦宛の郵便が投函されたものと考えられる。

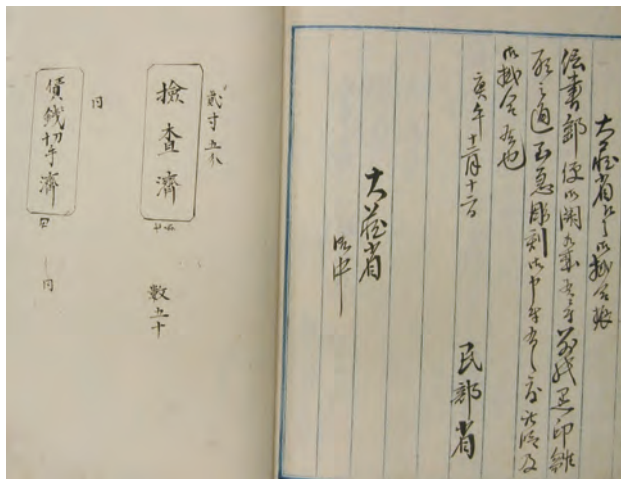
併せてJWMの船の運航記録とも照合したところ、この時期に横浜に入港した船舶は、サクセス号（Success、サンフランシスコ発1870. 8. 1、横浜着8. 14）⁽¹⁸⁾とグレート・リパブリック

16 前掲、『行き路のしるし（前島生誕150年記念出版）』、81頁。下線および（中略）は著者加筆。

17 前掲、吉元、41-42頁。



【図6】上野日誌の行程（往路）



【図7】消印の仕様等「明治三年 正院本省郵便決議簿」
(BAA-1)



【図8】「賃銭切手済」明治4(1871)年、袋井資料(9000-0023-16)

ク号 (Great Republic、サンフランシスコ発未記載、横浜着1870. 8. 26)⁽¹⁹⁾がある。このことから上野日誌にある郵船号「ゲレートポブリッキ」は、グレート・リパブリック号であることがわかった。

このほかに、アメリカ号 (America、サンフランシスコ発未記載、横浜着7. 24)⁽²⁰⁾も航行しているが、アメリカ号とジャパン号が行き会うタイミングはジャパン号出港の翌日あたりとなり、前島の10日余り後という表記とも合致せず、上野日誌にも掲載がない。アメリカ号の航海

18 サクセス号は204トンで船会社は“Kirby & Co.” Japan Mail Office (ed.), *The Japan Weekly Mail: a Political, Commercial, and literary Journal*, Yokohama, Aug. 20, 1870, p. 11. (参照 復刻版Part 2, Vol. 1 No. 24/50, Edition Synapse-JP-, 2010 [平成22]年、393頁)。

19 グレート・リパブリック号は4,000トンで船会社は太平洋郵船。Japan Mail Office (ed.), *The Japan Weekly Mail: a Political, Commercial, and literary Journal*, Yokohama, Aug. 27, 1870, p. 11. (参照 復刻版Part 2, Vol. 1 No. 24/25, Edition Synapse-JP-, 2010 [平成22]年、405頁)。

記録では、チャイナ号と行き交う旨の記載があるが、ジャパン号の記載がないという理由から本稿では可能性として除外した。

これらの検証から前島の手紙が横浜に到着したのは、グレート・リパブリック号だとすれば7月30日（8. 26）となる。横浜の米国在外郵便局の処理を経て、東京の杉浦の手に届けられたのは、早くても8月初旬（9月初旬）だったと考えられる。そこから大至急で消印の仕様や製作元などを検討。当館収蔵の「明治三年 正院本省 郵便決議簿」の「第22 注 郵便検査印」【図7・8】に12月8日（同月12日達）⁽²¹⁾とあるので、前島の連絡から約5カ月後に決裁となったことが伺える。

③ 米国到着 大陸横断

上野日誌によれば、サンフランシスコには、7月16日（8. 12）午後1時に着岸。その後は、前年に開通した大陸横断鉄道を利用して約半月かけ、英国行きの港があるニューヨークに、8月1日（8. 27）に到着している。

同じ行程で欧州へ向かったのは同年に出発した岩倉使節団に例がある。大陸横断鉄道の開通以前は海路、陸路（鉄道）でパナマを経由する便でさらに時間を要した旅となった⁽²²⁾。

この米国での大陸横断の日程については、前島密から渋沢栄一と杉浦譲に宛てた手紙の中に記載があったことが、杉浦の日記「つゝれきぬ（二）」⁽²³⁾に記されている。この手紙は、10月7日（10. 31）に渋沢栄一と横浜に馬車で出かけ英国人と面会、その翌日10月8日（11. 1）に同地で受け取ったものである。

十月八日 雨

（中略）

一 西浜氏より達亜行前島氏寄書、渋沢氏兩名本月一日達

亜米利加云、如左

各位清勝奉職奉祝賀候、陳者小生無異米国之中心鉄道ニ而横截り、愉快之行旅を本月朔日ニ終り、同国ニューヨーク着仕候、カルゲル氏之都合ニ寄無抛同地滞留旬日ニ及び、漸本日当港出帆英国江相向ひ候

（中略）

一 ロントン着之上精しく申上候へ共、先現下之不安可申上如此、草々万々頓首

庚午八月十三日 前島 密拜

渋沢篤太夫

先生

杉浦 愛蔵

足下

20 アメリカ号は4,000トンで船会社は太平洋郵船。Japan Mail Office (ed.), *The Japan Weekly Mail: a Political, Commercial, and literary Journal*, Yokohama, July 30, 1870, p. 15. (参照 復刻版Part 2, Vol. 1 No. 24/25, Edition Synapse-JP, 2010〔平成22〕年、405頁)。

21 「明治三年 正院本省 郵便決議簿」第一部、明治3（1870）年、駅通寮、巻末、(BAA-1)。

22 Pacific Mail Steamship Company (ed.), loc. cit., p4.

23 土屋喬雄編『杉浦譲全集』第3巻、昭和53（1978）年、杉浦全集刊行会、65-66頁。引用で筆者が省略した箇所は（中略）とした。下線は筆者加筆。

この前島の手紙によると、ニューヨークに到着したのは上野日誌と同じく、8月1日(8.27)、英国に出港したのは、(上野日誌の最終日は8月7日で記載なし)8月13日(9.8)であることがわかる。

当時、ニューヨークから英国(リバプール又はサウサンプトン)までは約11日⁽²⁴⁾かかったので、英国到着は8月末(9月末)頃だっただろう。英国着の行程については、国沢資料によれば、「パシフィック・メール号で横浜を出航、米国を經由し9月末英国へ着いた」⁽²⁵⁾とあり、間違いないことが判明した。

4 英国滞在

英国滞在について、前島の手記には、これまでの往路の情報と同じく詳細な日付の付記がほぼないが、滞在(別途紙幣製造の関係などで欧州を移動)中に郵便事情など多くのことを学んでいる。

英国では、同年代の夫妻が営む下宿⁽²⁶⁾に長く逗留したことがわかっており、そこから中央郵便局などに通い調査を進めたようである。【図9】は下宿先からではなく、前島が英国ロンドンに到着後に仮住まいの宿の屋上から撮影させたもので、テムズ川をはさみ、遠望に近代的な工場、手前には市民の憩いの空間である公園(Victoria Embankment Gardens)、向かって右手にチャリングクロス駅とハンガーフォード橋、左手にウォータールー橋が並んでいる。郵便のほか鉄道敷設や交通など近代化のインフラ整備に関わっていた前島の興味を伝える一枚だろう。



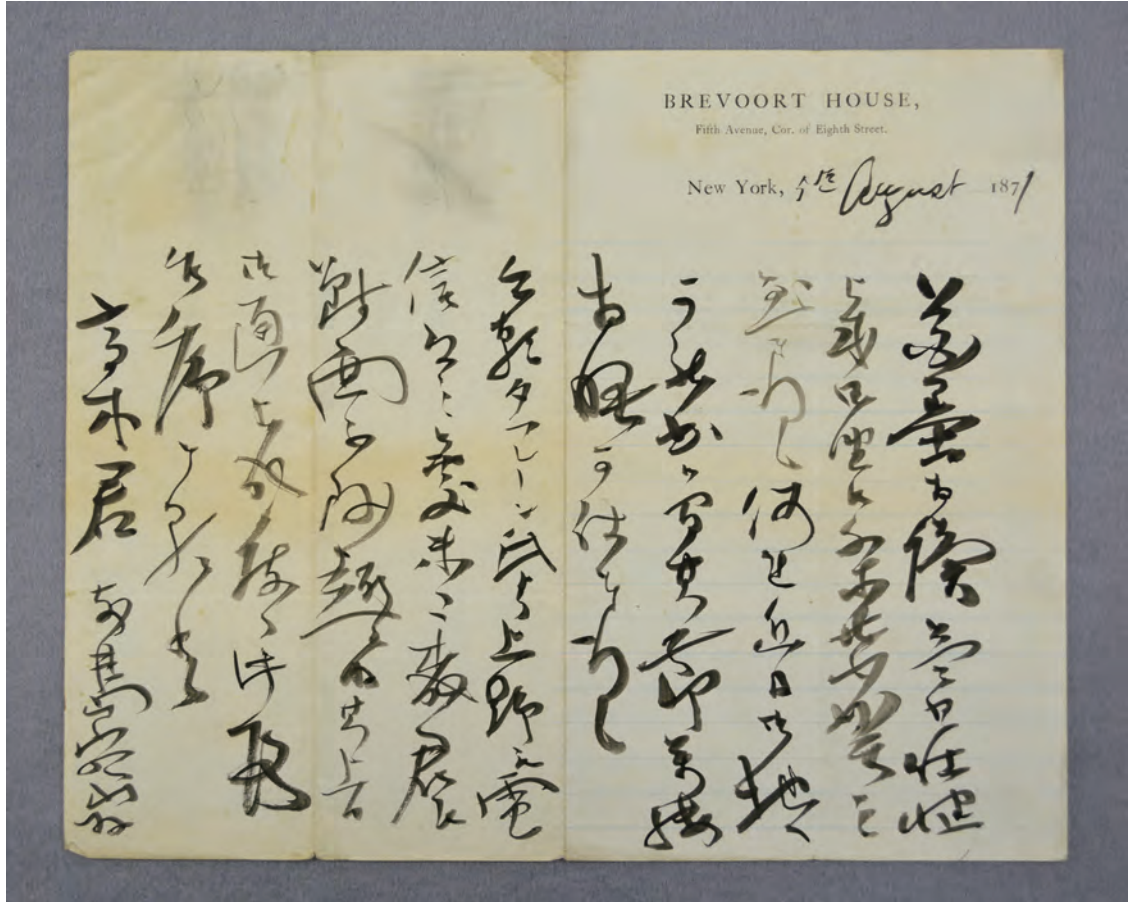
【図9】〔写真〕「英都龍動『テームス』『チャアリンククロス停車場』の全景」(8101-1038)。前島自筆の賛には、「明治三年/英都龍動『テームス』河頭ニ於ケル余ガ寓居ノ樓上ヨリ撮影シタル風景/右ニ見ル所ノ長橋ハ『チャアリンククロス』停車場の鐵橋ナリ」と記されている。

24 前掲、Pacific Mail Steamship Company (ed.), loc. cit., pp. 4-17.

25 前掲、三輪、174頁。

26 投宿先は、ケンジントン地区のノッティングヒル・ラドブローク通り33番地。(星名定雄『情報と通信の文化史』平成16〔2006〕年、法政大学出版局、125頁)。マルトビー夫妻宅で前島密は2名の日本人の留学生と同居していた(菊地勇治「前島密の英国滞在時の住民票」『郵便史研究』第39号、平成27〔2015〕年、郵便史研究会、47-48頁)。

帰国については「行き路のしるし」に「斯クテ明治四年五月〈ニ至リ〉ノ下旬本務モ既ニ了タレハ 帰朝スヘシト決シタリ（中略）〈其年ノ〉同月倫敦ヲ出発シ」とあることから5月下旬に帰国の連絡があり、同月中にロンドン出発、往路と同じ行程を戻り、ニューヨーク【図10】から大陸横断鉄道を経てサンフランシスコへ。ジャパン号で帰国の途についている。



【図10】明治4年6月19日（1871. 8. 5）に前島密がニューヨークで滞在したホテル“BREVOORT HOUSE”（5th Av. 8th St.）の便せんで作成した手紙（8101-548）

5 横浜到着日の記録

帰路については、上野日誌、前島資料ともに詳細がない。到着日については資料が複数残っているが、それぞれの記録に微妙な日付のずれがある。

(1) 「上野景範履歴」

明治4年8月12日（1870. 9. 26） 帰朝⁽²⁷⁾

(2) 前島資料

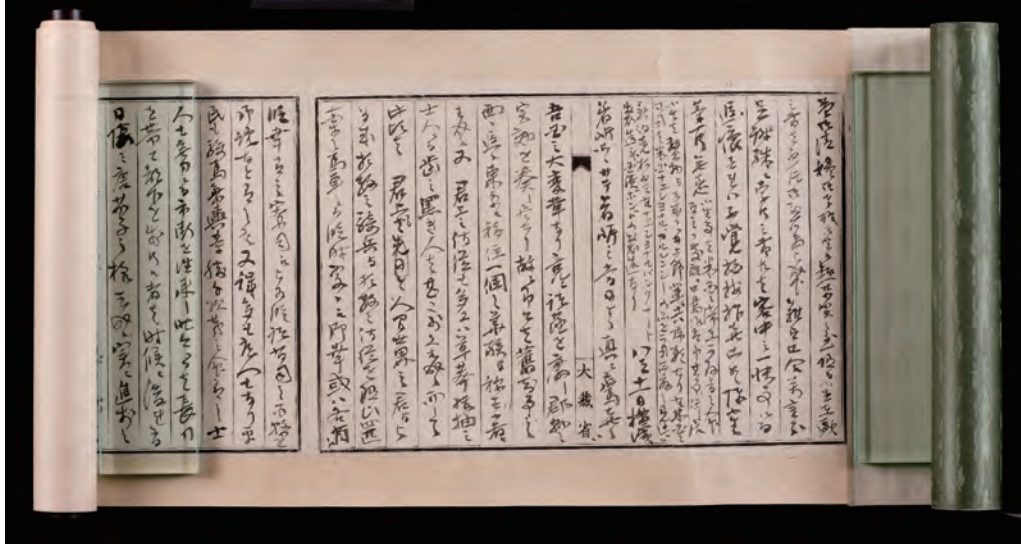
① 「鴻爪痕」

明治4年8月15日帰朝す⁽²⁸⁾

27 前掲、『上野景範』翻刻編集、14頁。

28 前掲、『鴻爪痕』、523頁。

- ② 「行き路のしるし」
「〈其年ノ〉同月倫敦ヲ出発シ踰テ八月十五日恙無クシテ帰京シテケリ」⁽²⁹⁾
- ③ 鮫島誠蔵・塩田三郎宛書簡（以下、「鮫島宛書簡」）【図11】
「八月十一日横浜着岸つかまつり候」⁽³⁰⁾



【図11】「前島密自筆書簡（2通軸装）鮫島誠蔵及び塩田三郎宛」明治4（1871）年10月1日（WBA-5-5）

(3) ジャパン・ウィークリー・メールの到着記録

1871年9月30日号のJWMでは、

ARRIVALS.

Sept. 25, *Japan*, Am. Steamer., Freeman, 4,352, from San Francisco, September 1st, Mails & General, to P.M.S.S Co.

DEPARTURES.

Sept. 26, *Japan*, Am. Str., Freeman, 4,352, for Hong Kong, Mails and General, despatched by P.M.S.S. Company.

PASSENGERS.

Per *Japan*, from San Francisco. For Yokohama:—Marcu Flowers wife Inft, and servant, H. Wilson wife and Inft., Wm. Wilson and wife, Mrs. L.F. Glackmeyer, Messrs. O. and G. Glackmeyer, M. Kaga, M. Arey, John McDonald, A. Fabre, S. Cassenerri, Henry L' elegrino, Miss Lizzie M. Kleim, C.W. Lawrence, M.M. Scott, H. Mayeshima, K.S. Wooyeno, friend and 2 S'ts.⁽³¹⁾

ジャパン号は、明治4年7月17日（1871. 9. 1）にサンフランシスコを出港し、8月11日（9.

29 前掲、『行き路のしるし（前島生誕150年記念出版）』、31頁。

30 鮫島宛書簡。7、8行目に「八月十一日横浜着」と記されている。

31 Japan Mail Office, *The Japan Weekly Mail; a Political, Commercial, and literary Journal*, Yokohama, Sep. 30, 1871, p. 12. (参照 復刻版Part 3, Vol. 2 No. 1/25, Edition Synapse-JP-, 2010 [平成22]年、558頁)。

25) に横浜に入港。香港に出港したのは翌日の9月26日である。乗船名簿には、「K.S. Wooyeno」
「H. Maeshima」両名の氏名が明記されており、両名が搭乗していたのは明確である。

JWMの運行記録との照合により、前島資料の到着日表記で正しいものは、前掲の鮫島宛書簡の明治4年8月11日(1871. 9. 25)であることがわかる。

6 さいごに

前島密に関する自叙伝に記載された横浜港の出入港日の記録と上野日誌、太平洋郵船の運行記録との比較検証結果から、3件の日程が明らかになった。

1件目は往路について。横浜出港は明治3年6月24日(1870. 7. 22)であることが判明した。これまで発行された前島関連書籍内では、往路の横浜出港日は主に「自叙伝(鴻爪痕)」に記載のある6月24日⁽³²⁾、次いで「行き路のしるし」の6月28日⁽³³⁾の2種の掲載があり、どちらが正しいのか不正確だったが、本稿の検証により前者であることを特定することができた。

2件目は復路について。横浜入港日は、鮫島宛書簡とJWMの記録を比較した井上卓朗氏の先行研究があるが、明治4年8月11日(1871. 9. 30)であることを再確認した⁽³⁴⁾。

3件目は、これまで不明瞭だった前島から杉浦に宛てた消印製作に関する連絡の時期である。前島が太平洋上で手紙を投函したのは、グレート・リパブリック号であり、杉浦の手元に渡った時期は、同船が横浜に入港した明治3年7月30日(1870. 8. 26)以降、明治3年8月初旬(1870. 9. 初旬)ごろであったことを裏付けるものとなった。

本稿では横浜・サンフランシスコ間を中心に検証したが、米国から英国までの大西洋航路、英国・欧州滞在の情報の分析は未着手であり、不明な点が多い。

前島密の帰国後の取り組みについて、渡欧時のいつ、どこで、どのように出会ったのか、何に影響を受けたのか、どのように応用したのか——。当館の前島洋行記録と今回取り上げた上野日誌、国沢資料といった同時代資料の調査との比較検証をとおして、今後新たな発見につながることを期待したい。

〔凡例〕

- 1 引用文献の年月日の混同を避けるため、和暦を基本とし、() に西暦を記した。
- 2 資料名称は「 」、資料番号は() に記した。
- 3 収蔵先の表記がないものは郵政博物館の収蔵品とした。

(いむら えみ 郵政博物館主席学芸員)

32 井上卓朗『前島密=創業の精神の業績』平成29(2017)年、鳴美。38頁では明治3年6月28日、一方で148頁では明治3年6月24日(1870.7.26)、帰国日は明治4年8月11日(1871.9.25)。

33 井上卓朗・星名定雄『創業150年 増補 郵便の歴史—飛脚と郵便150年の歩みを語る—』令和3(2021)年、鳴美。同書では往路は、67頁に「明治3年6月」のみ記載、70頁で復路は8月11日としている。

34 復路に関する先行研究として井上論文に詳細があり、鮫島宛書簡、JWMとの比較研究により8月11日と確定している。(井上卓朗「ていばーく(逓信総合博物館)資料紹介(4)」『郵便史研究』第20号、平成17〔2005〕年、73-75頁。)

資料紹介

「帝都復興展覧会」における逓信省及び逓信博物館の出品協力について

田原 啓祐

1 はじめに

大正12（1923）年9月1日午前11時58分、相模トラフ沿いのプレート境界で発生した広範囲な断層のずれによって発生した巨大地震は、神奈川県および東京府（現：東京都）を中心に隣接する茨城県・千葉県から静岡県東部までの内陸と沿岸に及ぶ広範囲に甚大な被害をもたらし、関東大震災と呼ばれている。震災により東京市および横浜市は壊滅的な打撃を受け、都市としての機能を喪失した。都市機能が完全に停止した中であって、懸命な救助・救援活動、そして復旧活動が始まった⁽¹⁾。政府においても復旧・復興に向けた準備がいち早く開始され、震災発生翌日の9月2日に山本権兵衛が新総理に就任（大命降下は8月28日）、9月27日に帝都復興院（総裁：内務大臣の後藤新平が兼務）を設置し復興事業に取り組んだ。後藤の主導のもと帝都復興院は壮大な復興構想（「帝都復興計画」）を打ち立てたが、当時の経済状況や政党間の対立などにより当初案に比べ内容・予算ともに大幅に縮小された形で進められることとなった。帝都復興院は大正13年2月に廃止され、代わりに内務省のひとつの部局として「復興局」が開設され、同局のもと、東京と横浜では6年間の工程でさまざまな復興事業が進められた。

関東大震災から6年が経過した昭和4（1929）年10月には、「帝都復興展覧会」（東京市政調査会主催、内務省復興局及び東京市後援、会期：10月19日～11月10日の23日間）が日比谷公園内に落成したばかりの市政会館で開催された。展覧会開催の目的について、東京市政調査会会長の阪谷芳郎は、「此の機会に際し何か意義ある仕事を行ひたいと種々考慮を重ねた結果、帝都の復興事業も大凡終結に近づいて来た関係上、新装の会館に於て復興展覧会を開催し、各般の方面から観た復興の威容を内外に展示すると共に、震火災の惨害を回顧するに足る資料及び震災予防等に関する資料を展覧して、市民の復興意義を益々旺ならしむると共に、震災に処して誤らざる市民教育の一助にも供したい⁽²⁾」としている。

郵政博物館には、『昭和四年十月 帝都復興展覧会書類』（以下、『展覧会書類』と略記）と題した資料が収蔵されており【写真1】⁽³⁾、逓信博物館が「帝都復興展覧会」に協力した経緯



写真1 『帝都復興展覧会書類』（郵政博物館収蔵）

- 1 関東大震災当時の通信事業の対応およびその後の復興過程については、田原啓祐「関東大震災後における通信事業の復旧と善後策」『逓信総合博物館 研究紀要』第4号（2013年3月）を参照されたい。
- 2 阪谷芳郎「帝都復興展覧会の開催について」『都市問題』第9巻第2号、1929年8月。
- 3 郵政博物館収蔵図書資料（整理番号AKP/0004）。

が記録された文書が綴られている。本稿では、同書類の一部を紹介することにより、市政会館のほとんどのスペースを使用し、会期中入場者11万人以上を記録した大展覧会との関連をたどることとしたい。

② 高妻直道通信博物館長の帝都復興展覧会委員就任

「展覧会書類」最古の記録は、昭和4（1929）年7月に、東京市政調査会会長阪谷芳郎【写真2】から今井田清徳通信次官【写真3】と高妻直道⁽⁴⁾通信博物館長【写真4】の2名へ宛てた晚餐を兼ねた会合への招待状である。

謹啓仕候 酷暑之候益御清穆被為涉候段奉慶賀候、陳者今秋十月予而日比谷公園内に新築中の本会会館落成を期し、同会館に於て帝都復興展覧会を開催仕度候に付き、右計画遂行上種々御高配並に御指導相蒙度候條、乍御迷惑何分宜敷御依頼申上候、就ては右に関し御高話拝聴旁粗餐差進度候間御多忙中恐縮に存上候得共来る本月三十日午後六時東京会館まで御賁臨被成下度此段御案内申上候 敬具

昭和四年七月 日

財団法人東京市政調査会

会長 男爵 阪谷芳郎

高妻直道 殿

今井田清徳宛の招待状も同様のもので、こちらには日付も（「七月十二日」）記載されている⁽⁵⁾。

さらに一週間後の19日、東京市政調査会から通信博物館宛に前日開催された帝都復興展覧会評議員会において別紙（「帝都復興展覧会出品物類別目録作成基礎案」、「帝都復興展覧会開催計画要項」、「帝都復興展覧会評議員名簿」、「帝都復興展覧会委員（案）」）の通り展覧会の準備事項を決定した旨が通知された。評議員名簿には通信省からは今井田次官の名が記載され⁽⁶⁾、展覧会委員には、通信省から高妻直道通信博物館長及び稲田三之助工務局長が案として記載されている。

7月30日の会合での打合せでは、①復興展覧会は10月19日から約3週間開会すること、②出品物の締切期日は8月30日までとすること、③出品物搬入期日は9月30日とすることが



写真2 東京市政調査会会長・阪谷芳郎
(出典：国立国会図書館「近代日本人の肖像」(<https://www.ndl.go.jp/portrait/>))



写真3 今井田清徳通信次官



写真4 高妻直道通信博物館長

4 6代、8代、12代の3回通信博物館長に就任した。昭和4（1929）年は3度目（12代）の館長就任時である（通信博物館編『通信博物館七十五年史』株式会社信友社、1977年、399ページ）。

5 今井田次官宛の招待状の右上には「欠」と朱書されており、今井田は会合を欠席したと思われる。

6 評議員には、各省の次官、復興局長官、警視総監、東京府知事、東京市長、横浜市長、東京・横浜商工会議所会頭が選出された。

確認された。通信博物館長の帝都復興展覧会委員委嘱については、会合から4日後の8月3日に正式に承認となった⁽⁷⁾。

3 出品目録の作成

委員就任に先行して前日に通信博物館から展覧会について通信省の各部署に照会している。照会末尾に記載された出品条件は、東京市政調査会が提示した「帝都復興展覧会出品希望要目大綱（案）」と同一のものである。

4年8月2日 博第598号

照会

通信博物館長

郵務、電務、工務、電気、管船、経理、航空、貯金、保険、東京通信、燈台、電気試験所各局長

文書課、秘書課、保健課 各課長

帝都復興展覧会ニ関スル件

東京市政調査会ニ於テ東京市及復興局後援ノ下ニ、本年十月中旬前後凡ソ三週間日比谷公園内ニ建築中ノ会館（公会堂附設）竣功ヲ機会ニ其開館式ト日時ニ右展覧会開催ノ趣ヲ以テ当省所管左記事項ニ対シ図表、記録、写真、模型其他ノ形式ニ依リ出品ヲ要望シ居候ニ付、貴局（課）主管事項ニ関スル該当資料ノ出品方特ニ御配慮相煩度

追テ出品目録ハ本月中ニ決定ヲ要シ候ニ付、本月二十五日迄ニ其品目、数量等当館へ御通知相成度、尚ホ図表類ノ作製、写真ノ撮影等ハ出来得ル限り当館ニ於テ需ニ応スヘクニ付、其資料ハ可成支給御廻付相成様致度

記

- 一、通信諸機関ノ震害、火災及其応急措置及復旧ニ関スル事項
- 二、通信諸機関ノ復興ニ関スル事項
- 三、通信諸機関ノ対災応急諸施設及活動ニ関スル事項
- 四、震災直後対外無電通信ニ関スル事項
- 五、海事救済ニ関スル事項
- 六、其他通信博物館所蔵品中都市ノ震火災及復興ニ関シ一般市民ノ参考ト為ルヘキ事項

約2か月の準備期間で大規模な展覧会を開催することの困難は、主催者の東京市政調査会も十分認識しているようで、8月10日に同会から高妻通信博物館長に宛てた書簡にて「…（前略）御所管事項ノご出品ニ付テハ目今夫々御考案中ノ事ト被存候得共、御承知ノ如ク大体ニ於テ切迫セル期間内ニ各種事項ノ御出陳ヲ相願フ次第ニテ、是等出品物ノ作成及ヒ其完成期間等ニ付、彼此御無理ノ点有之哉ニ拝察被致候」と慮る一方で、「然レトモ展覧会ノ規模ヲ雄大ナラシメ復興ノ威容ヲ中外ニ展示スル為メニハ是非共此上乍ラ充分ノ御尽力ヲ御願申上度、夫レ等ノ点ニ付委細御打合せノ為メ近日本会職員貴庁ニ拝趨可為致候ニ付、何卒ソレ迄ノ間ニ於テ御決定

7 「官秘甲第1672号 依命通牒」（昭和4年8月3日）

ヲ得ヘキ出品物ニ付テハ其御目録丈ニテモ別紙形式ニ依リ御決定置相願度、御多用ノ折柄重々御迷惑ニハ御座候得共右再応御依頼申上度、如斯御座候」とかなり強く督促している。

それでもやはり通信省の各局（課）で協議の上出品のための参考資料を短期間で収集することは困難だったと思われ、各局（課）からの回答のほとんどは市政調査会が提示した締切期日直前、一部の部署では期日を過ぎての提出となった。また、官房秘書課、管船局、燈台局、電気局、航空局、電気試験所からは該当資料の出品はなかった。

結局、通信博物館から東京市政調査会への出品目録提出について、最終的に決済が下りたのは、締切期日を大幅に過ぎた9月11日であった（博第617号 昭和4年9月11日 帝都復興展覧会出品ニ関スル件）。次表は、通信博物館及び通信省の出品目録である。

出品者		品名	現品の種類	数量	出品資料の提供元
通信博物館	①	震災ニ因ル通信部内所属職員及同家族死傷数	数字ノ表	1	文書課編纂震災応急施設要録
	②	国有財産被害状況	数字ノ表	1	文書課編纂震災応急施設要録
	③	郵便、電信、電話局所震災被害数	数字ノ表	1	文書課編纂震災応急施設要録
	④	郵便物通送ニ関スル応急措置（AKA/0044/3-2）	筆書、折畳式の表	1	文書課編纂震災応急施設要録
		郵便ニ関スル応急措置（No.5～No.8）			
	⑤	行動郵便の臨時施設	筆書	1	文書課提供ノ震災応急施設概要
	⑥	救護用郵便葉書ノ寄贈	筆書	1	文書課提供ノ震災応急施設概要
	⑦	郵便事務開始ノ宣伝文写	筆書	1	郵務局保管ノ震災関係書類
	⑧	料金先払扱開始ノ宣伝文写	筆書	1	郵務局保管ノ震災関係書類
	9	震火災当時ノ郵便局ノ位置図	着色地図	1	郵務局資料提供
	10	震火災郵便局ノ復興位置図	着色地図	1	郵務局資料提供
	⑪	震火災郵便局舎復興状況	筆書	1	郵務局資料提供
	⑫	震災ニ関スル通信省第一及第二情報（BEK/0016）	写真	1	電務局資料提供
	⑬	震災救護ニ関スル通信省第一報（BEK/0015）	写真	1	電務局資料提供
	14	震災後初メテ一般公衆電報ヲ取扱ヒタル時ノ宣伝ビラ内容	筆書	1	電務局資料提供
	⑮	震災記録（電信日誌）抄	筆書	1	電務局資料提供
	16	震災地電話局新旧局舎ノ全景	写真	10	電務局資料提供
	17	手動式及自動式電話交換室全景	写真	6	電務局資料提供
	18	臨時市内特設電話書交換室其他	写真	3	電務局資料提供
	⑲	震災直後（九月四日）市外通話取扱ニ関スル通牒	写真	1	電務局資料提供
	⑳	同（九月五日）同宣伝文写	筆書	1	電務局資料提供
	21	同 電話番号表 東京ノ分	筆書	1	電務局資料提供
	㉑	同 電話番号表 横浜ノ分	当時使用ノ印刷物	1	電務局資料提供
23	市内外電話復旧状況（九月五日以後約一ヶ月ニ於ケル概況記録）	筆書	2	電務局資料提供	

出品者		品名	現品の種類	数量	出品資料の提供元
通信博物館	②4	対外震災情報第一報ト其連絡系路	図表	1	電務局資料提供
	②5	復興東京ニ於ケル「ラヂオ」聴取施設状況	図表	1	電務局資料提供
	②6	無線電信局所ノ措置概要	筆書ノ表	1	文書課提出ノ震災応急施設概要
	②7	無線電信ニ依リ真先ニ伝達セラレタル重要信	筆書ノ表	1	文書課提出ノ震災応急施設概要
	②8	電気事業ニ関スル応急措置 (FCA/0050)	折畳式	1	文書課提出ノ震災応急施設概要
	②9	海事事業ニ関スル応急措置 (FCA/0051)	折畳式	1	文書課提出ノ震災応急施設概要
	③0	大正十二年震災写真帖 (AKA/0043)	冊	1	文書課出品
	③1	東京中央電信局ニ於ケル震災後電報取扱通数并回線数	図表	1	工務局資料提供
	③2	復興後ニ於ケル東京中央電信局現在機械数	筆書ノ表	1	工務局資料提供
	33	震災直後ニ於ケル帝都并其附近地ト各地トノ電信開通状況	図表	1	工務局資料提供
	34	震災前ノ電話加入区域ニ対スル震災被害地域図并復興後ニ於ケル加入区域図	図表	2	工務局資料提供
	35	帝都ニ於ケル電話復興状況図	図表	2	工務局資料提供
	36	震災直後ニ於ケル帝都并其附近地ト各地トノ電話開通状況	図表	1	工務局資料提供
	37	東京中央電話局震災状況写真ト現時ニ於ケル局舎并二局内所施設写真	写真	数葉	工務局資料提供
	38	震災長距離電話線路ト現時ニ於ケル長距離電話ケーブル線路電話中継所	写真	数葉	工務局資料提供
	39	震災被害ニ関スル電信電話関係ノ写真	写真	数葉	工務局資料提供
	40	自動電話交換機模型	大型ノ模型	一式	工務局資料提供
	41	海底電信線損傷見本 (相模湾ニ於ケルモノ) 地図添	実物	4	工務局資料提供
	42	復興計画ノ簡易保険局局舎模型	模型	1	経理局出品
	43	同 東京中央郵便局局舎模型	模型	1	経理局出品
	④4	東京市内通信官署被害状況図	額面	1	博物館陳列中ノモノ
	45	関東大震災郵便局被害状況図	額面	1	博物館陳列中ノモノ
	④6	大震災ト郵便 (ABA/0021)	額面	2	博物館陳列中ノモノ
	④7	同 電話 (KAA/0013)	額面	1	博物館陳列中ノモノ
	④8	同 電信 (JAA/0013)	額面	2	博物館陳列中ノモノ
	④9	同 電報 (JAA/0014)	額面	2	博物館陳列中ノモノ
	50	同 簡易生命保険	額面	1	博物館陳列中ノモノ
	51	同 郵便貯金	額面	1	博物館陳列中ノモノ
	52	復興と年金	額面	1	博物館陳列中ノモノ
	53	暫定切手及葉書張込	額面	1	博物館新調
	54	東京中央電信局震災前ノ局舎全景	写真	1	電務局・工務局出品
	⑤5	同 罹災状況 (BDD/0015)	写真	1	電務局・工務局出品
56	同 復興後ノ局舎全景	写真	1	電務局・工務局出品	
57	震災ニ関スル郵便局等ノ写真	写真	数葉	博物館	
58	震災ト貯金	絵画	2	貯金局出品	

出品者		品名	現品の種類	数量	出品資料の提供元
通信博物館	59	震災時郵便貯金非常確認払取扱高表	図表	1	貯金局出品
	60	勅令ニ依ル郵便貯金等権利確認申告受付高表	図表	1	貯金局出品
	61	非常確認払及権利確認申告受付状況	写真	7	貯金局出品
	62	関東大震災ニ依ル簡易保険被保険者死亡数及其保険金額	図表	1	簡易保険局出品
	63	同 簡易保険被保険者死亡原因別	図表	2	簡易保険局出品
	64	関東大震災ニ依ル簡易保険非常支払状況	図表	1	簡易保険局出品
	65	大震災前後電話局局舎写真集	写真	1	東京中央電話局出品
	66	大震災直後ノ通常郵便取扱状況	冊子	1	東京中央郵便局出品
	67	同 各局状況	写真	1	東京通信局工務課出品
	68	大震災後応急主要海軍処理事項概要	冊子	1	東京通信局海事部出品
	69	震災復旧ニ対スル電話事業処理状況	冊子	1	東京通信局規画課出品
	⑦	大震災記 東京通信局 (GAB/0023)	冊子	1	東京通信局庶務課出品

通信省	1	電信電話震災対応施設並ニ其後ノ復興ニ関スル記録及調査書類	記録書類	数冊	
		【電信関係】			
	2	東京中央電信局ニ於ケル震災直後電報取扱数並ニ回線数	図表	1	工務局電信課
	3	復興後ニ於ケル東京中央電信局現在機械数調	図表	1	工務局電信課
	4	震災直後ニ於ケル帝都並ニ其附近地ト各地トノ通信開通状況図	図表	2	工務局電信課
		【電話ノ部】			
	5	震災前ノ東京電話加入区域ニ対スル震災被害地域図並ニ復興後ニ於ケル同電話加入区域図	図表	2	工務局電話課
	6	帝都ニ於ケル電話復興状況図	図表	2	工務局電話課
	7	震災直後ニ於ケル帝都並ニ其附近地ト各地トノ電話開通状況図	図表	1	工務局電話課
		【電信電話写真ノ部】			
	8	東京中央電信局震災写真ト現時ニ於ケル東京中央電信局写真	写真	若干	工務局電話課
	9	東京中央電話局震災写真ト現時ニ於ケル局舎並ニ局内所施設写真	写真	若干	工務局電話課
	10	震災被害長距離電話線路ト現時ニ於ケル長距離電話ケーブル線路並ニ電話中継所写真	写真	若干	工務局電話課
11	其他震災被害ニ関スルモノ	写真	若干	工務局電話課	
	【参考品】				
12	海底線損傷見本（相模湾ニ於ケル）並ニ地図		一式	工務局電信課	
13	自動交換機模型		一式	工務局電話課	

(出所) 東京市政調査会『帝都復興展覧会出品目録』(1929年)、出品資料の提供元は『昭和四年十月 帝都復興展覧会書類』から筆者加筆。

(注1) 番号は、筆写が便宜上付したものである。丸数字は郵政博物館に原稿もしくは現物が残っているもの、そのうち出品資料名の後に整理番号が記載された資料は、当館収蔵の図書資料、写真資料と照合できたものである。

(注2) 通信博物館出品目録の末尾に「備考、陳列場所ノ館余裕アラバ目下東京通信局ヨリ上野公園自治会館及東京博物館へ出陳中ノ震災記念電話機類ヲ転用出陳致度」と記載あり。

(注3) 「帝都復興展覧会出品目録」中、通信博物館の「自動電話交換機模型」「海底電信線損傷見本（相模湾ニ於ケルモノ）地図」は通信省の「海底線損傷見本（相模湾ニ於ケル）並ニ地図」「自動交換機模型」と同一資料と思われる。

(注4) 「帝都復興展覧会出品目録」には出品資料について「返戻の要否」の確認欄があるが、通信博物館及び通信省の出品資料はすべて要返の記載がない。

表 通信博物館及び通信省の出品目録

出品件数は併せて83件に及ぶ（通信博物館70件、通信省13件）。これは東京市役所、内務省復興局、東京博物館に次ぐものであった。目録に並ぶ品の種類は、「図表」「額面」や「写真」が主であった。そのほとんどが通信省の各局（課）から提供されたものであり、「博物館陳列中ノモノ」は9点であった。

4 出品物の搬入及び展覧会の開催

その後、当初の出品物搬入期日から5日後ろ倒しで、搬入期日が定められた。本来の搬入期日であった9月30日に東京市政調査会から通信省及び通信博物館宛に書簡が送られている。

昭和四年九月三十日

財団法人東京市政調査会

理事 佐野利器

通信省博物館 御中

謹啓 時価秋冷ノ砌益々御清穆ノ段奉賀候、陳者本会主催帝都復興展覧会出品ノ儀ニ付テハ多大ノ御清援ヲ賜ハリ御蔭ニテ諸事順調ニ進行罷在候処、予テ日比谷公園内ニ新築中ノ本会々館（展覧会場）落成仕候ニ付、来ル十月一日同書ニ移転執務可致候ニ付、向後展覧会事務ニ関シテハ総テ全所（電話銀座二〇一・二〇二番）ニ御照会相願度、尚御出品物ハ夫々製作其他御進行中ノ事ト被存候得共、諸般準備ノ都合モ有之候ニ付、来ル十月五日迄ニ日比谷公園内市政会館ニ御搬入相願度、御多用ノ折柄恐縮ノ次第ニ御座候得共、右是非共得貴意度如斯御座候 拝具
追而各所ヨリノ御出品状勢ハ別紙目録写ノ通ニ有之御参考迄ニ貴覽ニ供シ候間御落掌被下度申添候

次に展覧会場（市政会館）の平面図を掲げる【写真5】。市政会館の地階から3階まで、延べ面積4000㎡以上が使用された。通信ブースは会館3階、正面（内幸町通）向かって右端（勸業銀行側）に定められた。

市政会館の落成式に合わせて開催された帝都復興展覧会は85団体の協力を得て約7,000点の出品を実現した。入場者数114,736人、一日平均4,969人近くを記録し、当初の会期から2日間延長して開催するなど、大盛況のうちに閉会した。閉会翌日（11月11日）付で東京市政調査会から通信省宛に礼状が届いている。

謹啓時下愈御清祥奉賀候

陳者帝都復興展覧会の開催に就ては終始甚大の御配慮を賜り候段感謝に不堪候 御蔭を以て左記の成績を収め一般の好評裡に昨十日滞り無く閉会仕候 会期中雨天の日比較的多かりしに拘らず斯の如く多数の来館者を見各方面の深き満足の下に帝都復興の現状と一般都市計画及災害措置等の問題に関し極めて広範なる範囲に多大の啓発的効果を及ぼし得たるは偏に關係各位御高配の賜に外ならざる次第主催者として真に欣懐措かざる処に御座候 茲に謹で貴下の特別の御寄与に対し衷心の謝意を表し候

右閉会に当り不取敢以書中御挨拶旁々成績御報告申上度如斯御座候

昭和四年十一月十一日

財団法人 東京市政調査会
会長 男爵 阪谷芳郎

通信省 御中

記

- 一、会 期 十月十九日ヨリ十一月十日迄二十三日間（最初ノ予定ニ対シ二日間ノ日延ヲ行ヘリ）
- 二、出品者数 官公私各方面ニ亘リ八五個所
- 三、出品点数 約七、〇〇〇点
- 四、入場者数 総数 一一四、七三六九人、一日平均 四、九六九人、尚一日ノ最大入場ヲ見タルハ十一月三日ノ一三、三〇三人ナリ

以上

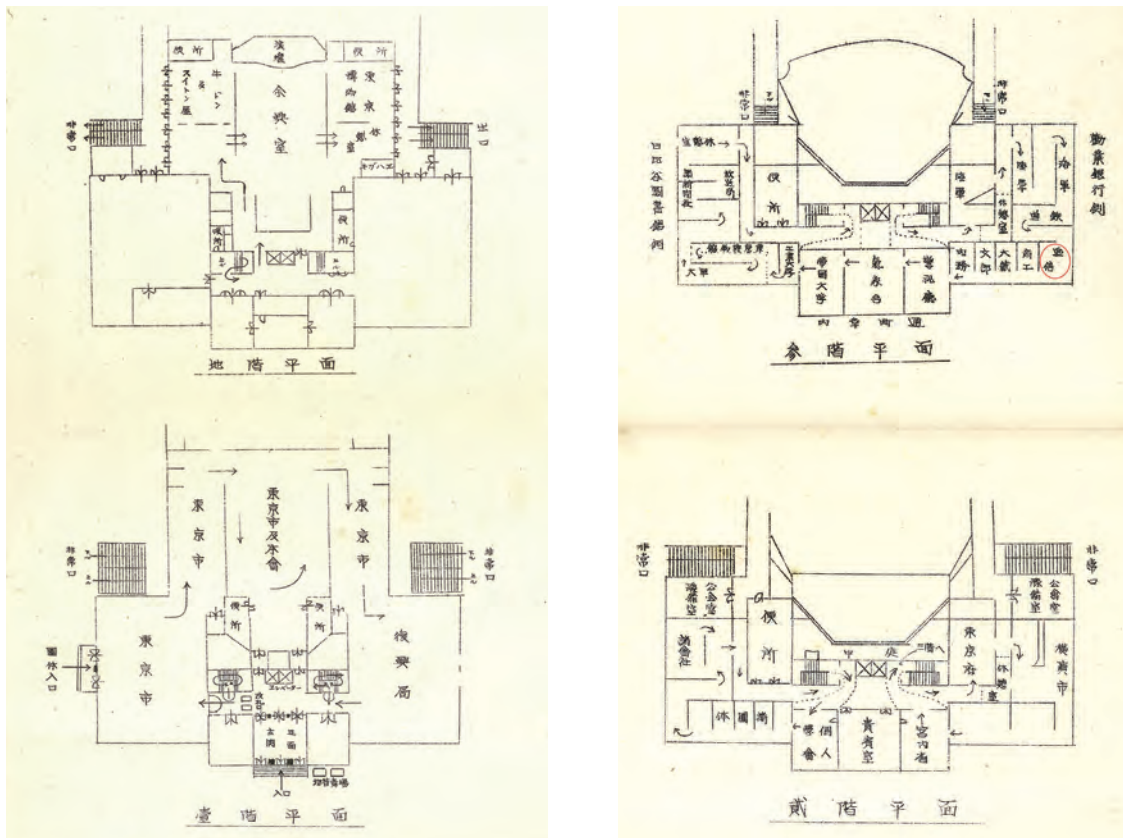


写真5 帝都復興展覧会展覧会場（市政会館）平面図

5 帝都復興展覧会閉会後の出品物寄贈

展覧会終了後の出品物については、東京震災記念事業協会、東京市政調査会、東京市の連名文書で、東京震災記念事業協会への寄贈もしくは保管委託を、出品者に依頼した。通信省にも展覧会終了日の2日前の11月9日付（当初の会期終了予定日）で依頼文書が届いている。

拝啓時下愈御清適奉賀候

陳者今般財団法人東京市政調査会主催、復興局、東京市公園ノ下ニ開催致候帝都復興展覧会ニ

付テハ多大ノ御援助ニ與リ幸ヒ予期以上ノ効果ヲ収メ近ク閉会ノコト、相成候処、該展覧会陳列出品物ハ洵ニ帝都ノ震災及復興ヲ永久ニ記念シ得ヘキ好箇ノ資料ニシテ他ニ需メ得難キモノト被存候ニ就テハ、之等貴重ナル資料ノ保存方法ニ付テハ目下東京市ニ於テ考究中ニ有之候ヘトモ、不取敢財団法人東京震災記念事業協会ニ於テ建造中ニ係ル東京震災記念堂内ニ保存、陳列ノ方針ヲ以テ何卒御支障ナキ限り御出品一部ハ閉会ト同時ニ同協会へ御寄贈若ハ保管御委託被成下候様御了諾相願度得貴意候 敬具

追テ乍御手数右御諾否何分トモ至急東京市政調査会へ御回示被成下度
尚御承諾ヲ得候場合ニ於テハ東京震災記念事業協会ノ費用ヲ以テ不取敢東京市本所公会堂へ運搬保管致度申添候

昭和四年十一月九日

財団法人東京市政調査会 ㊤
財団法人東京震災記念事業協会 ㊤
東京市役所 ㊤

通信省 殿

記

- 一、震災ニ関スル通信省第一及第二情報（写真）
- 一、震災救護ニ関スル通信省第一報（同上）
- 一、暫定切手及葉書張込
- 一、大震災ト郵便（額面）
- 一、震災ニ依ル被害ケーブル見本
- 一、大震災ト無線電信
- 一、大震災ト電信
- 一、対外震災情報第一信と其ノ連絡経路
- 一、無線電信ニ依リ真先ニ伝達セラレタル重要信

以上

東京市政調査会はじめ3機関から依頼を受けた9つの出品物の寄贈もしくは保管委託依頼について、寄贈することが決まったのは、約4か月後昭和5（1930）年3月のことであった（博第130号 昭和5年3月6日 帝都復興展覧会出品物ニ関スル件）。

寄贈の決済に4か月の時間がかかったのは、決裁文書の第二案の文中に「寄贈方御申越ニ依リ複製中ノ処出来候ニ付、別紙目録ノ通寄贈致候、現品ハ麹町区富士見町通信博物館ニ就キ御受領相成度」とあるように、資料の複製に時間を要したためであろう。

現在郵政博物館には、上記目録のうち、写真2点が現物として残っており（【写真6】【写真7】）、ほかに額面（展示パネル）（「大震災と郵便」、「大震災と無線電信」、「大震災と電信」）を撮影した写真（【写真8】【写真9】【写真10】）、「対外震災情報第一信と其ノ連絡経路」「無線電信ニ依リ真先ニ伝達セラレタル重要信」の原稿（2点とも『展覧会書類』に合綴されている【写真11】【写真12】）が残っている。

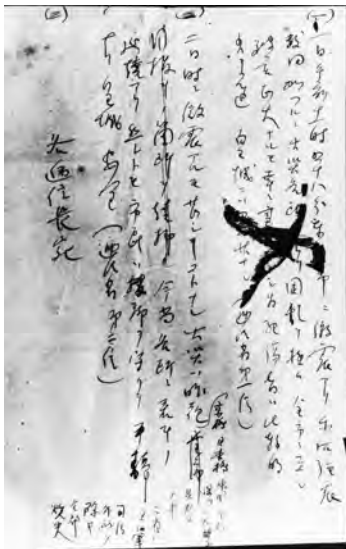


写真6 震災に關スル通信省第一及第二情報
(郵政博物館の資料名は「関東大震災被害情報書」写真資料 整理番号BEK/0016)

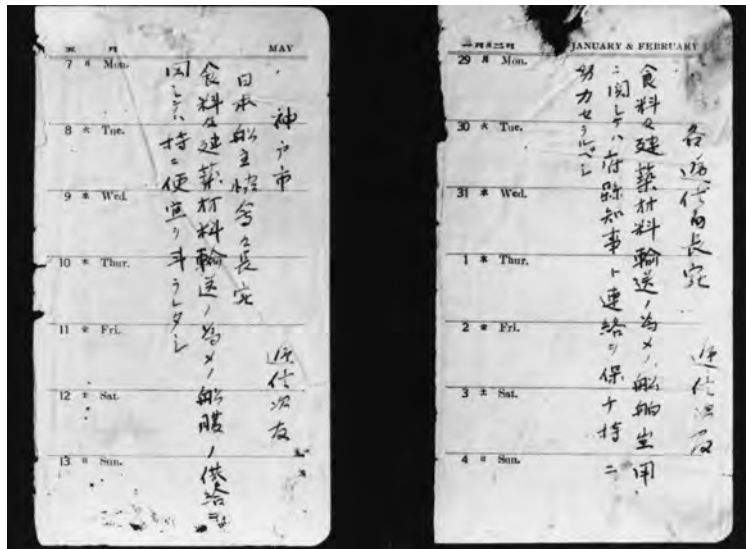


写真7 震災救護に關スル通信省第一報
(郵政博物館の資料名は「関東大震災物資輸送依頼」写真資料 整理番号BEK/0015)

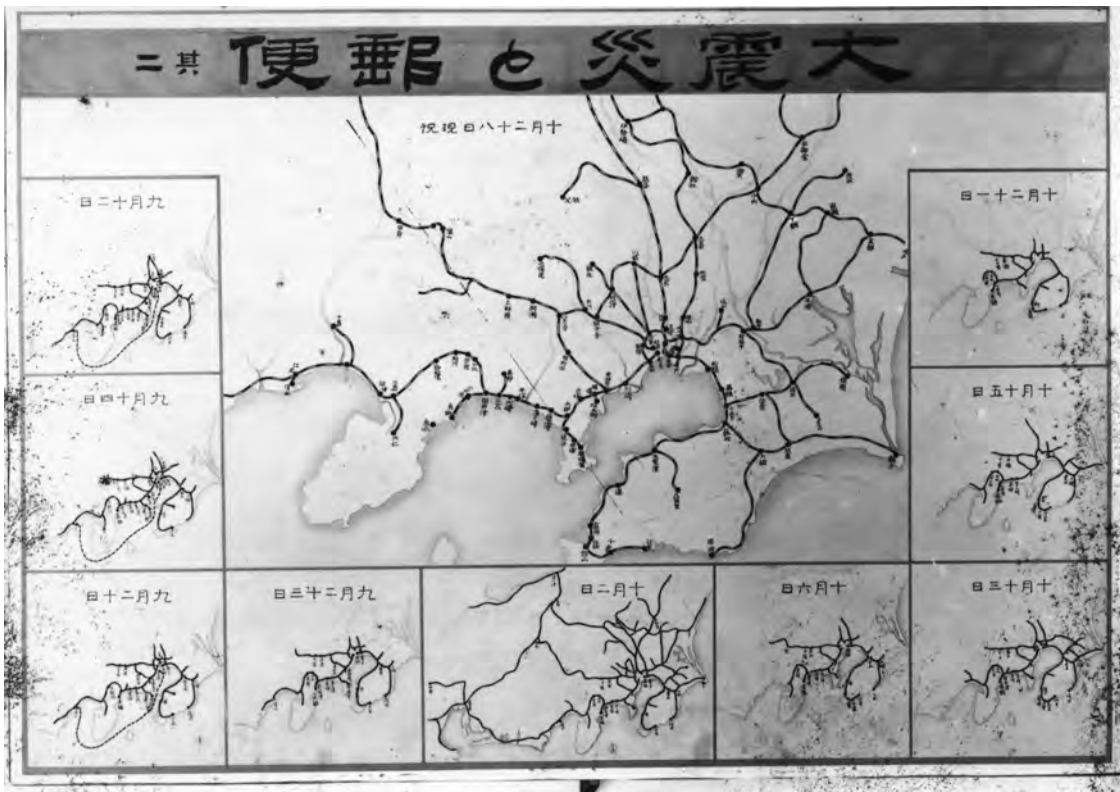


写真8 大震災と郵便 (写真資料 整理番号ABA/0021)



写真9 大震災と無線電信 (写真資料 整理番号LAA/0001)

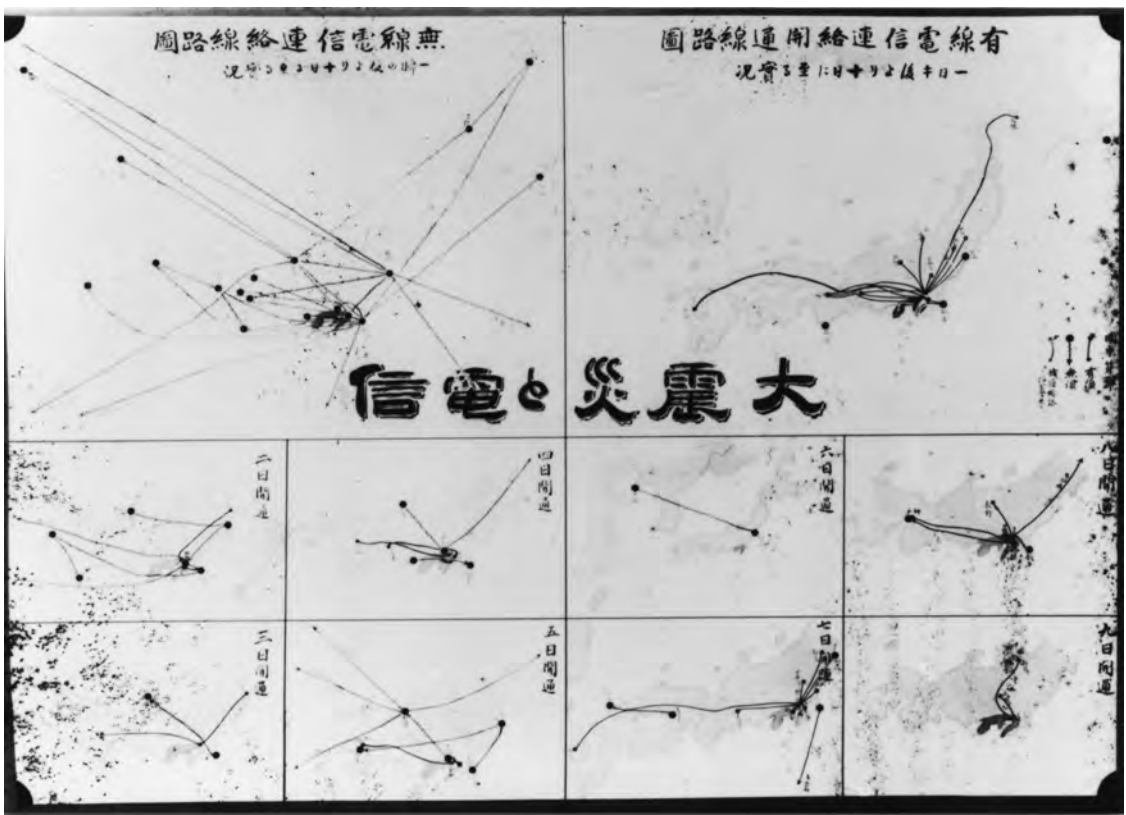


写真10 大震災と電信 (写真資料 整理番号JAA/0013)

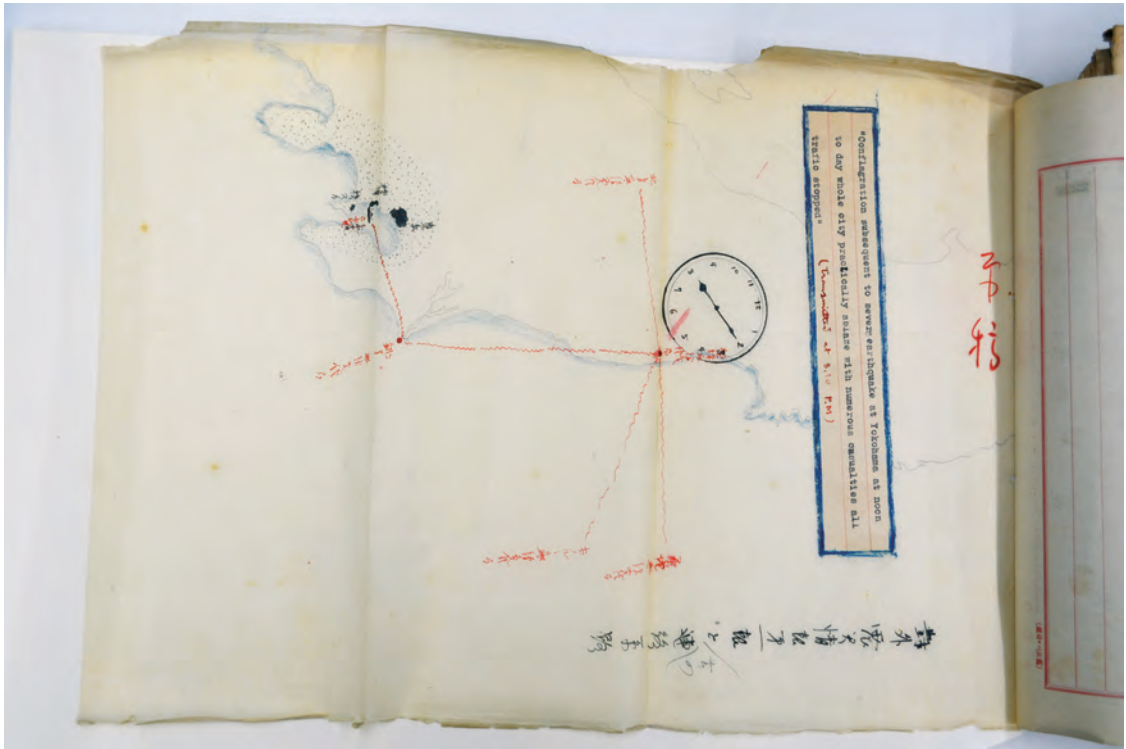


写真11 対外震災情報第一信と其ノ連絡経路（筆書原稿）

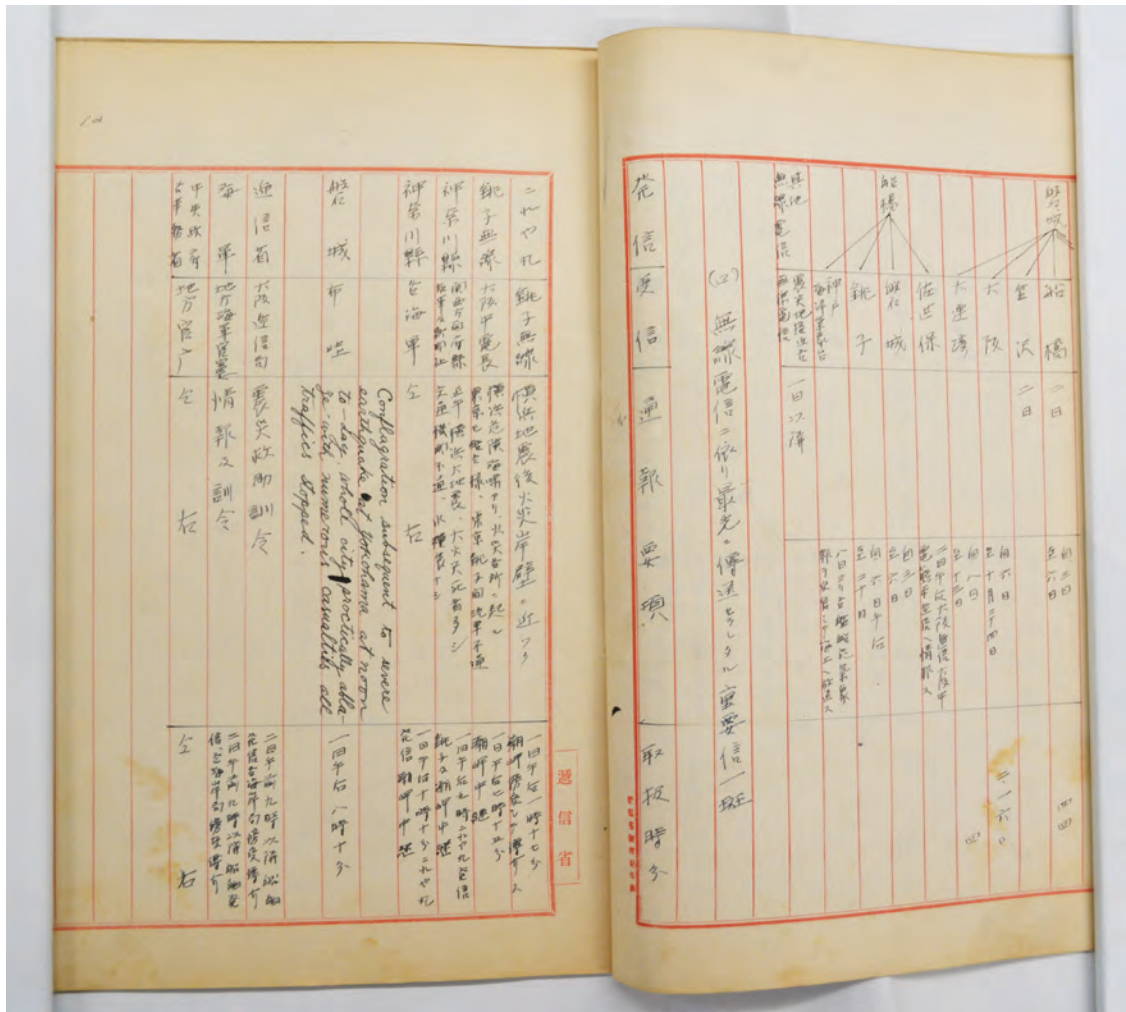


写真12 無線電信ニ依リ真先ニ伝達セラレタル重要信（筆書原稿）

⑥ むすびにかえて

以上、『展覧会書類』から通信博物館の「帝都復興展覧会」における出品協力の過程を見てきた。後援者である復興局と東京市役所、東京博物館に次ぐ出品数で、通信博物館は同展覧会へ大きく貢献したと言えよう。

通信省の各局（課）に号令をかけ、約一月で提出された出品候補を取り纏め、提供された統計表や文書に基づき多数の「額面」（展示パネル）などを作成し、市政会館への搬入まで成し遂げた当時の通信博物館資料官の労苦は想像に難くない。

展覧会のために収集された資料や現在残る数少ない展示品は、関東大震災の状況を詳細に伝える貴重な資料であり、関東大震災の凄惨さ、そこから復興を実現してきた通信職員や民衆の力強さなど、現代に生きる我々に今も強く訴えかけてくる。これら先達から受け継いだ資料を末永く大切に活用していきたい。

（たはら けいすけ 郵政博物館主席学芸員）

資料紹介

逓信省職員一同による大正大礼献上品 《日本交通図絵》

倉地 伸枝

はじめに

大正4年11月10日、昭憲皇太后の崩御により延期されていた大正の大礼（即位の礼）が挙行されると、天皇皇后両陛下に全国の官民諸団体や個人から奉祝の意を込めた品々が献上された。内閣書記官室記録課が発行した『大礼記録』には、それらの「献上品ノ重ナル者」として「逓信省部内職員一同」から天皇陛下へ「日本交通図絵」一部と、皇后陛下へ「書棚」一基が献上されたことが記録されている⁽¹⁾。

皇室の所有していた美術品類のうち6,000余点は平成元年に国有財産となり、平成5年からは宮内庁三の丸尚蔵館（令和5年より皇居三の丸尚蔵館）で管理されている。同館に伝存する大正大礼献上品については、平成19年の「祝美—大正期皇室御慶事の品々」展や令和元年の「大礼—慶祝のかたち」展を通じて報告がなされてきた⁽²⁾が、これらに逓信省による当該の献上品は含まれておらず、令和2年に筆者が照会した際にも収蔵自体が確認できないとの回答であった⁽³⁾。これらは国に寄贈されず現在も皇室に残されているか、もしくは何らかの理由で散逸してしまったと考えられる⁽⁴⁾。

本稿ではこのうち天皇陛下に献上された《日本交通図絵》に焦点を絞り、当館に残された資料からその概要を紹介したい。大正大礼献上品については三の丸尚蔵館による調査報告のほかは、東京府献上品に関する令和4年の論文⁽⁵⁾を除いて例が見当たらない。このような研究の乏しさは、一般的に献上品は現物が皇室の側に、制作経緯などを示す資料が献上者の側にと別れて伝わり、一体的な資料調査が難しいことが一因と推測される。当館には幸い、関係者が献上品について報告した雑誌記事と、その制作過程で作成された校正用写真帖が伝わっており、これらからある程度その全体像を復元することができる。第一章ではこれらの資料の性質を確認したうえで献上品の造形と献上までの経緯を整理し、第二章ではより詳しく、献上者と資金、

- 1 大礼記録編纂委員会編『大礼記録』内閣書記官室記録課（清水書店頒布）、大正8年、703-704頁。同委員会が編纂した大礼記録には宮内省図書寮と内閣文庫に保存するための第一種と、その本旨を一般国民に周知するための第二種があり、本書は後者に該当する（同書1頁、所功『近代大礼関係の基本史料集成』国書刊行会、平成30年、492-494頁）。
- 2 宮内庁三の丸尚蔵館編『祝美—大正期皇室御慶事の品々』（三の丸尚蔵館展覧会図録No. 45）宮内庁、平成19年、同前『大礼—慶祝のかたち』（同前No. 85）同前、令和元年。
- 3 宮内庁三の丸尚蔵館担当学芸員（当時）より私信（令和2年7月30日）。
- 4 同館は大正期に献上された美術品について「一体どれくらいあったのか、その詳細を把握することは困難であるし、現存する品はそのほんの一部であろう」との認識を示している（太田彩「大正時代の御慶事と美術品制作」前掲『祝美—大正期皇室御慶事の品々』、4頁）。
- 5 高橋洋子「大正大礼の東京府献上品「笠翁式書棚」：高橋五山の図案と御蔵島産桑をもとにした能楽模様作品」『法政大学大学院紀要』第89号、令和4年、52-60頁。

画題と揮毫者の選定、制作過程といった諸問題について検討を行いたい。

1 《日本交通図絵》の概要

(1) 献上品に関する資料

第一の資料は大正7年4月の『通信協会雑誌』「雑録」欄に樋畑雪湖（1858-1943、本名は正太郎）が寄せた「献上品に就て」という記事で、白黒口絵1頁と約4頁の本文からなる⁽⁶⁾。執筆者の樋畑は長野県庁勤務を経て明治18年に通信省に出向、明治25年に郵務局計理課物品掛長となり、明治35年に創設された郵便博物館（明治43年より通信博物館、現郵政博物館）の主任として、大正12年の退任まで館活動を主導した人物である⁽⁷⁾。大礼献上品制作にあたっては全体の進行に関わる幹事のような役割を務めたものと思われ、本記事も「計算の報告等は何れ委員の方々から報告があるであらうが、着手から、献上に至る迄の手続はかたくるしき報告書より、平びつたく書いて雑誌で報告した方が却て徹底するであらうとの評議の儘に」書いたと述べられており、関係者として報告を任されたものであることがうかがえる。なお、ここで予告されている「計算の報告等」は同誌の後続号やそのほかの資料にも確認できず、献上品に関するまとまった記録としてはこれが唯一知られるものである。



【図1】画題校正用写真帖「日本交通図絵 桜の巻」(SAA-87) (左)表紙 (右)開いた状態 (第1図) 閉じた状態の外寸：25×33.4cm、写真：約20×23.5cm、画題紙：約14×20cm

第二の資料は郵政博物館に伝存する「日本交通図絵 桜の巻」、「同 葵の巻」、「同 菊の巻」(SAA-87~89)と題された3冊の写真帖である。これらは灰色の厚紙を平綴じにして青色の表紙（葵・菊の巻は褐変）を付した冊子で、いずれも開くと左側に絵図の写真、右側にその揮毫者と画題案を記したとみられる和紙が貼付され、各冊見開き12頁からなる【図1】。「桜の巻」冒頭の図に付された和紙には、左端に「以下の赤字ハ六年十一月十二日三上博士の検閲を経て字句の修正を為せる（樋畑印）」⁽⁸⁾との朱書きがあり、実際に各図の画題案にはとところどころ朱筆の書き込みがみられることから、この写真帖は献上品制作の過程において、画題校正用に作成されたものと考えられる。次項では、これらの資料にもとづき献上品の造形と献上までの経緯について整理したい。

6 樋畑雪湖「献上品に就て」『通信協会雑誌』第118号、大正7年4月、口絵及び16-20頁。

7 樋畑雪湖については、横山要編著『樋畑雪湖年譜』（非売品）、昭和57年、井上卓朗「郵政資料館所蔵資料概要」『郵政博物館 研究紀要』創刊号、平成22年3月、97-98頁。

8 難読箇所については郵政博物館の田原啓祐首席学芸員に助言を仰いだ。

(2) 献上品の造形

樋畑の記事によれば、《日本交通図絵》は上中下巻の3冊からなる画帖を特製の外函に納めたものである。この外函は藤原時代に書庫から書籍などを運ぶのに用いられたという文車を模したもので、高さ2尺78寸（約85cm）の木彫の童子人形がこれに付属している【図2】。この図案は樋畑自らが手がけ、文車は模型匠の萬場米吉に、木彫人形は再興日本美術院同人の吉田白嶺に制作させたという。この文車を開扉すると内部が3段に分かれており、各段に画帖が収納される構造となっている。

この口絵の上段には外函から取り出された画帖が並べられており、各表紙には東京美術学校図案科助教授の千頭庸哉が意匠を手がけたという桜、葵、菊の刺繍が右から確認できる。樋畑は画帖の形式には言及しておらず折本または冊子の別は不明であるが、各巻には絵図と官房秘書課員の近藤富寿が揮毫した画題が12対ずつ貼り込まれたようである。これらの絵図はすべて「交通上重なる事項を画く」、すなわち日本の交通史上重要な出来事を描くものとされ、上巻は「桜の巻 神武天皇御東征以来織田、豊臣時代に至る」、中巻は「葵の巻 徳川時代」、下巻は「菊の巻 明治時代より現代に至る」と、時代ごとに分けて収録されていた。さらに樋畑は「献上品に添へて出したる目録」（以下、「献上品目録」）をそのまま記事中に再録しており、これによって全3巻36図の画題と揮毫者を知ることができる。この情報と校正用写真帖に貼り込まれた写真を統合したのが【巻末資料】である。

この校正用写真帖に貼り込まれた紙焼き写真は平均して20×23.5cm程度⁽⁹⁾で、揮毫者に配布されたという画襖及びカンバスのサイズ縦1尺1寸×横1尺3寸（約33×39cm）を各辺60%ほどに縮小したものである。これらは撮影と印画の精度がよく、樋畑の記事には言及されていない支持体や描画材、署名などの細部についても読み取ることができる。まず画材について、日本画はいずれも布目が視認でき、また白黒の階調から墨画ではなく絹本著色と推測される【図3】⁽¹⁰⁾。一方、洋画は荒い布目と立体的な筆触からカンバスに油彩（第3、6、19、29、36図）【図4】、ざらざらとした紙肌に平滑な筆触から紙に水彩（第10、27、34図）【図5】と考えられる



【図2】「御大礼奉祝として逓信部内一統より両陛下への献上品」（出典は註6・口絵部分）



【図3】第22図「早打及継飛脚の状態」（錦木清方）部分
© Kiyoo Nemoto 2024/JAA2 400011



【図4】第3図「僧行基道路を修め渡舟を置き布施屋を設く」（五性田芳柳）部分

9 写真により縦横比に若干のばらつきがみられる。樋畑らが紙焼き写真をトリミングしたためか、もしくは揮毫者が配布された支持体をそのまま使用しなかったために、もともと絵図自体のサイズが揃っていなかったかは不明。

10 ただし、平福百穂の第31図は鉛筆か木炭で描かれているように見え、画稿の可能性もある。

ものの両方があり、さまざまな画材の絵図が織り交ぜられていたことがわかる。また、署名については【図3～5】に挙げた鏑木清方「清方(印)」、二世五姓田芳柳「HGOSEDA」、石川寅治「T-ISHIKAWA寅」のほか、渡邊審也「SHINYA-W」(第6図)、西村青焔「青焔(印)」(第20図)、小山栄達「栄達(印)」(第23図)に確認できるが、そのほかは無署名であり、署名の有無に関する指定はなかったと考えられる。



【図5】第34図「現代の水力電気甲斐国ハツ澤発電所の光景」(石川寅治)部分

(3) 献上までの経緯

以上に献上品の造形上の概要を確認したが、その献上までの経緯はどのようなものであったのか。樋畑の記事は「御大礼の盛儀を奉祝すべく通信部内一統より両陛下に献上品のことを夫々計画せられたのであるが、其の金額が確定したのは大正五年の春であつた」との一文で始まっており、そもそも発案当初の状況は明らかにされていない。一方、その後の経緯については要所ごとに年月日の記載もあり、大まかな流れを辿ることができる。これによると、大正5年の春に両陛下への献上品に充てる金額が5,926円97銭5厘に達し、同年4月4日に湯川元臣通信次官、各局長、官房各課長らの会議が開かれた。ここで、天皇陛下に「日本交通図絵 一部」、皇后陛下に蒔絵の「書棚 一基」⁽¹¹⁾を献上すること、本件にあたっては湯川次官を委員長に、「中西、米田、影山」を委員とすることが決定された。この三氏は大臣官房経理課長の中西四郎、前文書課長(通信博物館前館長兼務)の米田奈良吉、秘書課長の影山銑三郎を指すと考えられる⁽¹²⁾。その後、樋畑や有識者、各部局局長によって画帖に収める画題の選定が行われ、次いで湯川委員長の囑託により、東京美術学校校長の正木直彦が揮毫者36名を選定した。同年7月21日、湯川委員長が正木とこれらの画家を本省に集めて正式に揮毫の依頼を行い、翌年の大正6年10月下旬頃までにすべての絵図が提出された。その後12月に装演匠の村松和三郎による装釘が仕上がり、大正7年1月16日には通信省側と制作関係者に対して内覧会が行われ、翌17日に献上が行われた。当日は影山が「献上の御使者」を務め、樋畑の護送のもと日本通運会社の人夫がこれを運搬し、宮内省内で消毒と大臣らの内検閲を経て献上が完了したという。

2 《日本交通図絵》の諸問題

(1) 献上者と資金

だが、そもそもこの献上は誰のどのような資金によって行われたのか。冒頭で述べたように、『大礼記録』ではこの献上が「通信省部内職員一同」によるものと記録され、実際に樋畑の記事に掲載された受領証の宛名にも「通信部内職員一同代表」と書かれている【図6】。ここで

- 11 東京美術学校図案科教授の島田佳矣が図案を手がけ、蒔絵師の由木尾雪雄が加飾した。歌人・国文学者の井上通泰が選出した和歌「はる―と雲井をさして行く舟の逝くすゑとほくおもふゆるかな」(『拾遺和歌集』巻第十八・雑賀)を蒔絵螺鈿・金銀平脱の歌絵と筆手で表現したものという。なお、樋畑が再録した「献上品目録」には「製作 東京美術学校」と記載されるが、同校の「依頼製作品生産報告簿」には掲載がない(註31参照)。
- 12 通信省『通信事業五十年略史』通信省、昭和11年、54頁、27-28頁。なお、米田は後に「桑山、小林」に交代したと付記されているが、これは後任の文書課長である桑山鐵男(大正5年3月8日着任)と、通信博物館館長の小林精実(大正4年12月2日着任)と考えられる。

献上者の名義は通信省自体ではなくその構成員とされており、この献上が省の事業外で行われたことを物語っている。実際に大正4年度の『通信省年報』には「臨時部歳出 大礼施設費」として37,936円の支出が報告されているものの、それに対応する「大礼記念事業及施設」としては記念郵便切手類の発行や郵便局の臨時設置などが挙げられるのみで、献上品の調製は含まれていない⁽¹³⁾。この献上品についての記述が後の通信・郵政事業史にも一切見られないのは、それがそもそも省事業にあらず、当年度の年報に採録されなかったことに由来すると考えられる。



【図6】献上品受領証（出典は註6・挿図）

ではその資金はどのように調達されたのか。大正4年12月の『通信協会雑誌』大礼記念号には、同年11月8日に行われた全国三等局長会代表者の懇親会について報じた記事が載るが、これに出席した通信大臣の箕浦勝人によるものとして次のような発言が取り上げられている。

今回部内一同より献上品を捧呈することになったのにつき、現業備人をも之に参加せしむることとしたのは決して彼等に之を強制する主旨ではなく、畢竟上下同様にこの光栄を頌ちたいといふ、平等無差別の精神から出た訳であるから誤解のない様に……⁽¹⁴⁾

先述のとおり、献上品に関する最初の会議は大正5年4月4日に行われたが、この発言によればその前年秋には献上品捧呈が計画され、その主体を「部内一同」に定めていたことがわかる。箕浦は資金について直接言及してはいないものの、「決して彼等に之を強制する主旨ではなく」とあえて断っているのは、これに参加する現業備人にも金銭的負担が生じ、不満や反発が予想されたためと考えられる。大正4年度の『通信省年報』によれば、同年度末の職員100,225人のうち、雇員が40,607人、備人が45,349人と、非官吏が全体の約85%を占めていた⁽¹⁵⁾。箕浦はこの献上の趣意をあらためて三等局長たちに説き、各現場職員たちの理解を促すよう求めたものと思われる。行政機関からの大正大礼献上品のなかでは、大正4年8月14日の府会で「概算八千円位」の予算を組んだという東京府の例が報告されている⁽¹⁶⁾が、各省庁は基本的に通信省と同じくその構成員を献上者としており、そのこと自体は異例ではない。しかし、その内訳は大蔵省が「在職官吏一同」、文部省が「文部本省並ニ直轄各部高等官判任官一同」などと官吏に限定しているものが多く、全職員を主体としていることが明らかなのはほかに農商務省のみである⁽¹⁷⁾。このような「上下同様」の参加は非官吏職員の多さを特色とする⁽¹⁸⁾通信省ならではの方針ともいえ、その取り組みの規模からも省事業史に付随して記憶されるべき重要性を有していると思われる。

13 通信大臣官房文書課編『通信省年報 第30回』通信大臣官房文書課、大正6年、23、27-45頁。

14 [一記者]「嵐峽に於ける全国三等局長会代表者大懇親会の記」『通信協会雑誌』第90号（御大礼記念号）、大正4年12月、101頁。

15 前掲、『通信省年報 第30回』、4-5頁。

16 前掲、高橋「大正大礼の東京府献上品「笠翁式書棚」」、53頁。

17 前掲、『大礼記録』、703-704頁。同省は「農商務省並ニ所管官衙職員総代農商務次官 上山満之進」を献上者の名義としている。

18 前掲、『通信事業五十年略史』、54頁。

(2) 画題の選定

①選定者

次に、この献上品の画帖は全3巻36枚の絵図で構成されているが、その画題は誰が選定したのだろうか。樋畑の記事中の「献上品目録」には、「画題選定 神武御東征より徳川時代に至る 文学博士 三上参次」「明治時代より現代に至る 部内関係 局長」と書かれており、古代から江戸時代までの上中巻24図と、明治時代以降の下巻12図が別々の選定者の手になっていたことがわかる。

上中巻の選定者とされている三上参次(1865-1939)は、明治22年に東京帝国大学文科大学和文学科を卒業、28年の同大学史料編纂掛設置にあたって史料編纂委員に着任し、32年より編纂掛主任(大正5年当時は事務主任)として、「大日本史料」や「大日本古文書」の編纂を率いていた。また同年には同大文科大学教授、明治41年には帝国学士院会員に任じられ、『大札記録』の編纂にも携わっていた⁽¹⁹⁾。その学識や地位、大正大札との関わりからも、この画題選定には適任であったと考えられる。しかし、樋畑によれば実際の選定作業は三上によって一から行われたものではなかったらしい。上中巻に関しては「余に其の調査を囑せられてあつたから、先づ其の図画とすべき画題に就き幾多の事項を予選し、故友人文学士藤田明君に図り、夫より文学博士三上参次先生の考定を経て[……]選択決定せられた」と述べ、三上の関与に先立ち、樋畑自身の予選と藤田明への相談という段階があったことを明らかにしている。樋畑は博物館業務を通じて、またその傍らに交通史資料の収集や調査を行う研究者でもあり、大正4年10月に刊行された『経済大辞書：大日本百科辞書』では「日本交通史」の項目の執筆を担当している⁽²⁰⁾。樋畑が助言を求めたという藤田明(1877-1915)【図7】は明治32年の東京帝国大学文科大学国史科在学中に仲間と日本歴史地理学会を創設、おもに同学会誌『歴史地理』に東海道や中山道など交通史に関する論考を発表していた。職務としては明治36年から同大学史料編纂掛の史料編纂員、38年から編纂官として、三上のもとで「大日本史料」の編纂に従事していた⁽²¹⁾。詳細は明らかでないが、樋畑は19歳年下の藤田を「友人」「交通歴史に造詣の深き斯道唯一の学者」⁽²²⁾と評しており、以前から両者に交流があったことがうかがえる。三上が正式な画題選定者となったのも、藤田の人脈に頼った可能性もあるだろう。

なお、樋畑が藤田に意見を求めた時期は明らかでないが、藤田は腸チフスのため大正4年11月5日に39歳で急逝しており、これより以前であることは確かである。上述の箕浦通相が「今回部内一同より献上品を捧呈することになった」と発言したのは11月8日のことだが、このように献上の計画が公にされ資金調達が始まる以前から、その具体的な内容については水面下で検討が進んでいたことがうかがえる。また当館の校正用写真帖によれば、献上まで2か月に迫



【図7】藤田明(大正3年4月撮影)(出典は註21『征西將軍宮』・口絵)

19 前掲、『大札記録』、2頁、辻善之助「附 故三上参次先生略歴」三上参次『江戸時代史下』富山房、昭和19年、683-703頁。
20 樋畑正太郎「日本交通史」『経済大辞書：大日本百科辞書』同文館、大正4年10月、3155-3163頁。なお、樋畑が本格的に論文や著作を発表するのは昭和に入ってからで、交通史関係の主著は『江戸時代の交通文化』刀江書院、昭和6年、『日本交通史話』雄山閣、昭和12年、三井高陽と共同監修『日本交通史料集成』全3巻、国際交通文化協会、昭和13年など。
21 藤田明編著『征西將軍宮』文献出版(復刻版)、昭和51年、1-7頁、大島延次郎『日本交通史論叢』国際交通文化協会、昭和14年、460頁。
22 樋畑雪湖「六華片々」『通信協会雑誌』第92号、大正5年2月、57頁。

大正6年11月12日に至っても、各画題に対しては三上の「検閲」による「字句の修正」が行われていた。その朱字は各局部長が選定した下巻の12題にも及んでおり、第4図「庸調夫の爲めに路傍に果樹を植ゑ……」で原案にあった主語の「孝謙帝」を削除するなど若干の単語を修正するほか、全題末尾に付されていた「……の図」という部分を一律に取り除いている【図1】⁽²³⁾。樋畑や三上が画題の構成にくわえ、その表現自体にも最後まで気を配っていた様子がかがえる⁽²⁴⁾。

このように、全3巻のうちいわば歴史部にあたる上中巻の画題が学識者によって選定されたのに対し、現業部にあたる下巻は「通信、管船、電気、為替貯金の各局長に於て夫々主管の主題に就きて選定」されたという。通信省は鉄道や航空関係業務を所管していた時期もあったが、大正5年当時は大臣官房のほか以上の4部局で編成されており、通信局長は田中次郎、管船局長は若宮貞夫、電気局長は棟居喜九馬、為替貯金局長は肥後八次であった⁽²⁵⁾。

②画題

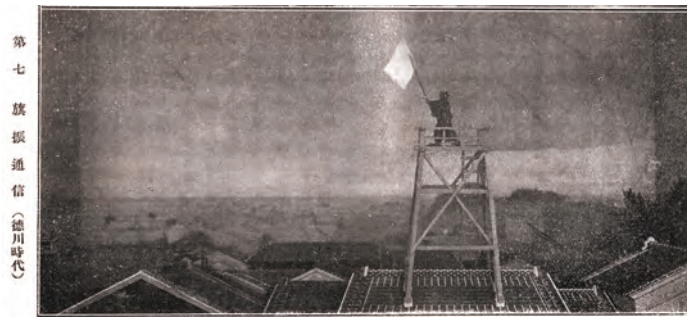
では、彼らによって選ばれた画題はどのようなものだったのか。上中巻は陸上交通に関するものが13図（第4、5、7-9、13、15、16、19-23図）、海上交通が7図（第1、6、10-12、17、24図）、河川交通が4図（第2、3、14、18図）⁽²⁶⁾と、陸上・水上双方の出来事が両巻に偏りなく取り上げられている。樋畑がどのように予選作業を行ったかは定かでないが、最終的な画題構成を見るかぎり、交通史が編年的に視覚化された先

例を参照した可能性が考えられる。その第一の例は前島密が駅通局御用掛青江秀に編纂させた明治15年刊の『大日本帝国駅通志稿』で、日本の通信史を主題とする口絵「大日本帝国信書往復沿革図」8場面と「増補 旧幕府駅伝ノ図」4場面が収められている⁽²⁷⁾。その画題をみると、献上品の第18図「大井川蓮台越の状態」は同書(十一)「大井川歩渡ノ図」【図8】、第21図「東海道中に於ける問屋場と本陣」は(九)「宿駅問屋場ノ図」などにおいて、すでに絵画化されていたことがわかる。第二の例は通信博物館が制作し、通信省が明治43年の日英博覧会に出品したジオラマ「通信沿革模型」で、奈良から江戸時代に至る通信機関の発達が7場面で表現されている⁽²⁸⁾。これについても、献上品の第9図「六波羅飛脚鎌倉に到る」はジオラマの第三「陣中の通信（鎌倉時代）」、第20図「元禄頃より発達したる大阪堂島の旗振通信」は第七「旗



【図8】(十一)「大井川歩渡ノ図」
(出典は註27・口絵)

- 23 その意図は明らかでないが、日本美術協会の展覧会でも明治30年代末から大正初期にかけて画題に「図」が付されなくなるとの指摘がある（大熊敏之「明治三十～四十年代の日本美術協会の日本画」宮内庁三の丸尚蔵館編『明治美術再見Ⅲ—近代日本画への途 明治三十年代～大正初期』(三の丸尚蔵館展覧会図録No. 11) 宮内庁、平成8年、5頁）。
- 24 三上自身も文章表現には強いこだわりがあったといい、「一寸した事務の往復照会の文でも、朱を以てべたべたと直され [……] されば論文著作に至つては、推敲に推敲を重ねられた」と伝えられている（前掲、辻「附 故三上参次先生略歴」、690頁）。
- 25 前掲、『通信事業五十年略史』、35-36頁。
- 26 第3図「僧行基道路を修め渡舟を置き布施屋を設く」は陸上交通にも関わるが、ここでは河川が中心的に描かれていることに鑑み河川交通に分類した。
- 27 このほか、第5図「大宰府に賜ふべき飛驒驛を内記をして封ぜしむ」は(一)部分「駅伝函の図」、第22図「早打及継飛脚の状態」は(五)部分「旧幕府継飛脚」と(十)「道中早追ノ図」、第15図「元和元年始めて大阪と江戸との間に三度飛脚を設く」は(六)部分「東海道三度飛脚」と、5題が共通する（『大日本帝国駅通志稿』駅通局、明治15年、口絵）。



【図9】第七「旗振通信（徳川時代）」（出典は註28・口絵部分）

振通信（徳川時代）」【図9】などにおいて造形化されている。『駅通志稿』編纂のために収集された「駅通志料」と総称される史料群や博覧会後に返還された「通信沿革模型」は通信博物館に収蔵されており⁽²⁹⁾、同館主任を務める樋畑は当然これらを意識していたはずである。最終的な画題構成は特定の体系をそのまま踏襲したものとはなっていないが、樋畑らはこのような複数の先例を念頭に置きながら、歴史的に重要かつ絵画化に適した題材を取捨選択していったものと思われる。

下巻については、明治2年の公衆電信創業（第25図）から大正2年のTYK無線電話機実験（第30図）までの前半部が近過去、第31図以降の後半部が現代を画題としている。その内容は、明治18年の通信省創設時に設置された通信局に関するものが7図（郵便：第26、28、31図、電信：第25、29図、電話：第30、32図）、同年設置の管船局が3図（第27、35、36図）、明治20年設置の為替貯金局が1図（第33図）、明治42年設置の電気局が1図（第34図）であり、部局ごとに画題数のばらつきがみられる。これはその設置時期や所管業務の規模に応じて割り当てられたものと思われるが、通信局と管船局の所管事業がそれぞれ江戸時代までの陸上・水上交通史の延長線上にあるのに対し、そもそも為替貯金という金融事業や電気事業は交通史と直接的な関係が見出しがたい。ここでは為替貯金局の業務風景とハツ澤発電所が画題となっているが、これらを「交通上重なる事項」として位置づけるのは不自然ともいえる。本作は交通史を題材とした歴史画連作を目指しながら、実際には通信省の現況を紹介するという役割をも負っていたために、このような無理が生じたものと思われる。

それでも、献上品を通じて省事業の歴史的背景と現在を視覚化しようとした例は管見の限りほかに見られず、十分に野心的な試みであったと評価できる。例えば文部省が大正大礼に際して献上した画帖には花鳥山水や美人画などが混在しており⁽³⁰⁾、省独自のテーマは見いだせない。通信省は画題の華やかさやめでたさよりも、その内容を重視して構成を練り上げたといえるであろう。

(3) 揮毫者の選定

このように画題が決定されたのち、これを当代の画家36人に依頼することとなった。樋畑によれば、画題の選定は「従来の献品の如く単に祝意に因んだ絵画の様に世の所謂大家を以てす

28 このほか、上掲第21図は第五「問屋場及本陣（徳川時代）」、上掲第15図と第22図「早打及継飛脚の状態」は第六「飛脚及早打（徳川時代）」と、4題が共通する（「日英博覧会通信機関に属する通信省出品説明」『通信協会雑誌』第19号、明治43年2月、口絵及び87-88頁）。

29 「駅通志料」と博物館の関わりについては前掲、井上「郵政資料館所蔵資料概要」、105-106頁、井上卓朗「駅通寮と通信・交通史」『郵便史研究』第52号、令和3年、1-5頁。「通信沿革模型」は大正6年3月末時点の『陳列品目録』（ALA-8）に掲載がある。

30 前掲、『祝美一大正期皇室御慶事の品々』、32頁。

るのは妙でない、殊に図題が大分専門的であるから其人の選択に困難である」との判断から東京美術学校（以下、美校）校長の正木直彦（1862-1940）に囑託され、正木が「幾度か其選み方に苦心せられた末に何でも其の得意の方面と図題の担当とを決定」したという。なお、正木は美校の依頼制作事業を推進したことで知られ、大正大礼に際しても複数の個人団体からの献上品制作を請け負っている⁽³¹⁾が、本作については同校の「依頼製作品生産報告簿」⁽³²⁾にも記録がなく、その一環に位置づけることはできない。揮毫者には当時の日本画科教授の結城素明と小堀鞆音、助教授の松岡映丘ほか卒業生9名が含まれる⁽³³⁾が、これらの美校関係者も大正5年7月21日に来省して湯川委員長から個別に依頼を受けており、美校を介して制作を請け負ったわけではないとわかる。依頼制作とは「学外からの依頼に応じて学校として作品を制作することを意味し、教官の個人的仕事はこの中に含まれない」⁽³⁴⁾ものであり、本作もこのような事例に該当するといえる。

では、正木はどのような人選を行ったのか。この献上品に関する本人の証言は確認できなかった⁽³⁵⁾が、実際に選定された画家の構成からはある程度その方針をうかがい知ることができる。

まず日本画家28名について、筆頭の第1図を手がける小堀鞆音は土佐派の川崎千虎に師事し、日本美術院から日本美術協会へと活動の場を移しながら、有職故実の研究を深めた歴史画の第一人者である。本作の揮毫者には小山栄達や川崎小虎、尾竹国観といった小堀門下生のほか、小山らが明治31年に結成した紅児会（明治33年までは紫紅会、-大正2年）に加わり、歴史画の研鑽を積んだ長野草風、小林古径、中村岳陵がみられる。また梶田半古、小林、尾形月耕、池田輝方、鏑木清方は小堀自身が明治35年に組織した歴史風俗画会（明治35-?年）に集い、ともに歴史風俗を研究した画家たちである。またこのような小堀の系譜のほか、烏合会（明治34-45年）において浮世絵に根ざした新しい風俗画を目指した池田、鏑木、河合英忠、山村耕花や、无声会（明治33-大正2年）において自然主義的写生画を追求した川端玉章門下の結城素明、渡邊香涯、平福百穂など、明治末から大正初めに乱立した新派系小団体に属し、歴史画や風俗画に新風を吹き込んできた画家が多く選ばれている。これらの揮毫者の多くは大正5年の依頼当時30~40代前半の壮年期にあり⁽³⁶⁾画壇の主力となっていた。当時の日本画壇は明治40年来の文部省美術展覧会と、大正3年に文展から離反した在野の再興日本美術院展覧会が競合していたが、正木は両展覧会から中心的な画家を選定している。小堀が第1回より審査委員を務める文展では大正4年秋の第9回展に出品した揮毫者10名のうち9名が褒状以上の受賞者⁽³⁷⁾であり、またとりわけ松岡映丘、鏑木、結城、平福は大正5年4月に金鈴社（大正5-11年）を結成して注目を集め、その後も清新な画風で文帝展を索引していく面々である。一方、再興

-
- 31 吉田千鶴子「東京美術学校依頼製作資料」『東京藝術大学美術学部紀要』第13号、昭和53年、109頁、同「美校の経営戦略・依頼製作事業」『藝大通信』第13号、平成18年、14-15頁。
- 32 美校当局が大正3年から昭和17年までの依頼製作品全件名を記録したもの。本稿ではこれを網羅した先行研究を参照（前掲、吉田「東京美術学校依頼製作資料」、93-95頁）。
- 33 教員の在職状況は財団法人芸術研究振興財団/東京芸術大学百年史刊行委員会編『東京芸術大学百年史東京美術学校篇』第2巻、ぎょうせい、平成4年、850-853頁。卒業生は中村、山村、川崎、野生司、渡邊、平福、矢澤、篠田、中澤（「GACMA 東京美術学校在籍者一覧（明治22年~昭和9年入学者）」<https://gacma.geidai.ac.jp/contents/enrollment/>令和5年12月30日アクセス）。
- 34 前掲、吉田「東京美術学校依頼製作資料」、81頁。
- 35 正木直彦著・隅元謙次郎編『十三松堂日記 一巻』[明治40~大正15年分]中央公論美術出版、昭和40年、正木直彦『回顧七十年』学校美術協会出版部、昭和12年。
- 36 日本画揮毫者全体のうち40代後半以上は小堀、梶田、尾形、樋畑のみで、ほかは26才の中村を最年少とし、みな30~40代前半である。
- 37 池田・鏑木が二等賞、松岡・河合・尾竹が三等賞、町田・山田・小山・平福が褒状、山村は落選し、再興院展に活動拠点を移す（日展史編纂委員会編『日展史4：文展編4』日展、昭和55年、34-40頁）。

院展側からも同年秋の第2回展で好評を博した同人の小林や中村をはじめ、まもなく同人に推される長野や川端龍子、院友の西村青帰や野生司香雪といった中堅画家が選ばれている⁽³⁸⁾。なお、ここには歴史画よりも概して花鳥山水や動物画を得意とする旧派の日本美術協会や京都画壇の出身者は含まれていない。これらはむしろ皇室が伝統的に後援し、積極的に収集を行ってきた画派といわれるが、正木はこのような「皇室のお好み」⁽³⁹⁾より、画題への適性を重視したと考えられる。

次に洋画家8名について、筆頭の第3図を手がける二世五性田芳柳はチャールズ・ワーグマンや工部美術学校のお雇い外国人から教授された西洋絵画技術を生かし、迫真的な歴史画や戦争画で名声を博していた⁽⁴⁰⁾。一方、第36図の末尾を飾る東城鉦太郎は二世芳柳と同じ51歳で、明治34年の明治美術会解散後はともに巴会を結成、海軍省の命で制作した日露戦争海戦画で知られていた。このほかについては、白馬会(明治29-44年)の創設会員ながら画壇を離れて通信博物館技手を務めていた小代為重⁽⁴¹⁾を除き、文展審査委員の中川八郎をはじめ、渡邊審也、中澤弘光、三宅克己、石川寅治はみな文展を舞台に活動していた40歳前後の画家である。画派としては、中川、渡邊、石川は明治34年に明治美術会を引き継いだ太平洋画会の、中澤と三宅は明治44年に実質上白馬会の後身となった光風会の創立メンバーであり、洋画新世代の旧派と新派が織り交ぜられているといえる。なお、当時の洋画壇は明治43年の『白樺』創刊を機にポスト印象派やフォーヴィスムなど西洋の新しい潮流が流入し、明治45・大正元年のフェウザン会、大正3年の二科会、大正4年の草土社といった在野団体が次々に創立していたが、本作ではこれらの新動向に与する画家は見られない。

樋畑はこれらの揮毫者について、「兎にも角にも大正の御代に於ける日本美術東西洋新旧画派のいろいろを代表網羅したと云ふてよいのであるから、千百年間の後に至りなば大正時代の日本絵史を見る様なこちがするであらう」と評しているが、厳密には日本画の旧派や京都画派、洋画の在野諸団体はこれに含まれず、当時の美術界の単純な縮図とはなっていない。これは正木が美校内外のさまざまな画派に広く目を向けながらも、歴史画や風俗画への適性を第一に考えて選定を行った結果とみることができるであろう。

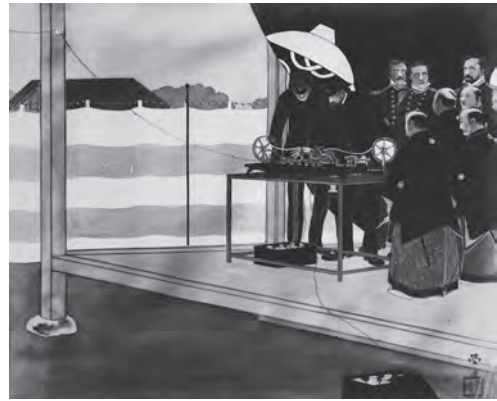
(4) 制作過程

では、各画家は与えられた画題を描くにあたり、どのような制作過程を経たのだろうか。樋畑は一部の画家について「長野草風氏は京都に国宝架橋蔓陀羅⁽⁴²⁾を、渡邊香涯氏は志州鳥羽無線電話の写生に、川崎小虎氏は伊豆の戸田に維新前の造船の跡を探る等の類、是等は本省か

-
- 38 日本美術院百年史編集室編『日本美術院百年史 4巻』日本美術院、平成6年、468-469、962-967頁。
 39 大熊敏之「官展の美術—三の丸尚蔵館所蔵の大正から昭和初期にかけての諸作をめぐって」宮内庁三の丸尚蔵館編『官展を彩った名品・話題作：大正～昭和初期の絵画と工芸』（三の丸尚蔵館展覧会図録No. 38）宮内庁、平成17年、7頁。
 40 明治43年の日英博覧会では農商務省囑託としてパノラマ絵画「日本古代ヨリ現代ニ至ル風俗変遷図」12場面を制作し、名誉賞を受けている（今泉宜子『明治神宮：「伝統」を創った大プロジェクト』新潮社、平成25年、281-283頁）。
 41 詳細は拙稿「『ペリー献上電信機実験之図（油絵）—通信博物館における展示解説画の一例として—」『郵政博物館 研究紀要』第12号、令和3年3月、146-148頁。
 42 樋畑は長野について「此の図を作製するに方りても態々京都の博物館に国宝架橋蔓陀羅を研究に出かけられた程の篤志の人」と別の記事でも言及している（樋畑雪湖「口絵解説」『通信協会雑誌』第120号、大正7年6月、21頁）。この「国宝架橋蔓陀羅」は左前方から橋をとらえる視点や2隻が寄り添うような小舟の描写が鎌倉時代の掛幅縁起絵「山崎架橋図」（和泉市久保惣記念美術館蔵、重要文化財）を想起させるが、特定には至らなかった（和泉市久保惣記念美術館編『和泉を彩る文化財：和泉の文化財と東洋美術の名品：市制五十周年記念特別展』和泉市久保惣記念美術館、平成18年、58、122頁）。

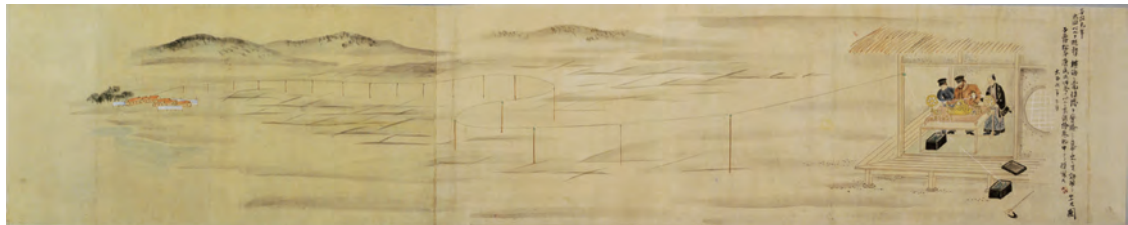
ら紹介状を付したから知れてゐる」と言及しており、古画に範を求めた画家や現地取材に赴いた画家がいたことがわかる。以下では、このうち先行図像を参照したと思われる絵図を三例挙げたい。

第一の例は、小山栄達による第23図「亜米利加合衆国の使節横浜の応接所に電信機の実験を幕吏に示す」【図10】である。これは嘉永7（1854）年、アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーが徳川将軍への献上品として持参したモールス電信機を用い、横浜海岸の応接所とその約1km内陸に位置する中山吉左衛門宅のあいだで通信実験を行ったことを描くものである。本図には二方を開放した



【図10】第23図「亜米利加合衆国の使節横浜の応接所に電信機の実験を幕吏に示す」（小山栄達）

屋内を戸外からとらえる視点、台上の電信機とそこから柱の上部へ延びる電信線、台下と縁側前の地面に置かれた箱状の電池とこれらを結ぶ導線などがみられるが、このような要素は当館に収蔵される「嘉永七年米国使節実験電信機図（巻物）」【図11】の冒頭部分によく似通っている。巻頭の書き込みによれば、この画卷は「松平康民氏所蔵ノペリ来朝絵巻物」（現存不詳）を大正6年3月に樋畑が模写したもので、その「絵巻物」は黒船来航当時、狩野派の絵師・鉞形赤子（1800-1855）が实景に取材して描いたとされる「米国使節ペリー渡来絵図写生帖」（東京大学史料編纂所蔵）を下敷きにしたものと推定されている⁽⁴³⁾。献上品の各図の提出が完了したのが大正6年10月下旬頃とされているので、小山は本図の制作にあたり、樋畑によって模写されたばかりの郵政博物館本か、もしくはその原図となった「ペリ来朝絵巻物」を参照した可能性が考えられる。



【図11】樋畑雪湖「嘉永七年米国使節実験電信機図（巻物）」卷子1巻より部分、紙本着色、29.6×405.5cm、大正6年3月模写（FEA-9）

両者を比較すると、先行する画卷には藁葺屋根の室内に3名の人物が配されるのみだが、本図では戸外に縞柄の幔幕、室内には応接所第三委員井沢美作守の家紋である三つ寄せ笠の入った幕が張られ、日米双方の10名の人物がひしめくように描かれている。この相違は、画卷が通信実験の内陸側の拠点である吉左衛門宅を主要場面として描いているのに対し、本図の画題が海側の拠点である「横浜の応接所」に設定されていたためと思われる。小山は画卷に描かれた吉左衛門宅の構図、通信機器の配置や構造を踏襲しつつも、そこに応接所にふさわしい設えや人物群を加えることで、舞台の転換を図ったものと考えられる。

第二の例は、結城素明による第26図「明治四年始めて東京大阪間に郵便通送を開く本図は最初の郵便局にして其当時四日市郵便役所と称す東京江戸橋畔にありたる幕府の魚会所を仮用せ

43 前掲、拙稿「『ペリー献上電信機実験之図（油絵）』」、138-139頁。

しもの」【図12】である。これは郵便創業当時に日本橋四日市に設置された郵便役所を主題とするもので、その全体の構図や建物の描写は明治5年撮影とされる写真⁽⁴⁴⁾【図13】に酷似している。本図左後景に描かれた平屋の郵便役所とその右側の冠木門内に見える駅通司は、両者の位置関係や建物の構造、郵便役所の鬼瓦や窓口前の街灯といった細部まで写真と一致している。この写真は当館に複数の紙焼き（AC-1、AZ-4、BDD-1-1）が伝わっており、個々の来歴は明らかでないものの、これらを博物館で拡大模写したと考えられる油彩画（AKQ-2）が昭和9年の展示室にみられる⁽⁴⁵⁾ことから、大正期には収蔵されていたとしてもおかしくない。

両者を比較すると、写真では郵便馬車が1台とその背後にごく小さく人車と徒歩の人物が写るのみなものに対し、本図では徒歩や馬車、騎馬などさまざまな手段で郵便物を運ぶ集配・通送人や、郵便役所の窓口を訪れる利用者、道を行きかう人々がにぎやかに描き加えられている。左前景、右中景、中央後景と偏りなく配置された人物群は本図にかえてジオラマ的で生硬な印象をもたらしてはいるが、創業時より使用され、明治17年に正式な郵便徽章となった「丸に一引き」のマークが馬車の郵便旗や集配員の制服に繰り返し描かれるなど、結城が当時の郵便事情を明示的に伝えようと心がけたことがうかがえる。

第三の例は、尾竹国観による第28図「明治三十七八年戦役に於ける野戦郵便局局前に全国の新聞社より寄贈せる新聞の縦覧所を設く」【図14】である。本図は日露戦争時の野戦郵便局における業務風景とその敷地内に設けられた兵士慰問のための新聞縦覧所⁽⁴⁶⁾を描くものだが、これは通信省日露戦役記念絵葉書のうち、樋畑が図案を手がけた「第四回戦役記念 交通ノ部」3枚組のうちの1枚「野戦郵便局」【図15】に共通する要素がみられる。本図の左後景に描かれる新聞縦覧所は、天幕の形状や「シンブンジウランシヨ」と片仮名で書かれた札、新聞を広げて読む兵士たちの姿が絵葉書上段の写真「野戦郵便局内ノ新聞縦覧所」と類似している。また、右後景には野戦郵便局舎、前景にはその業務風景が描かれるが、現地の民家を徴発したという草葺きの局舎や、戸口右側に掲揚された郵便旗、局前に山積みされた郵便行囊や二頭立ての郵便馬車は、下段の「野戦郵便局ノ郵便物発着」に全体の構図と各要素が似通っている。



【図12】第26図「明治四年始めて東京大坂間に郵便通送を開く本図は最初の郵便局にして其当時四日市郵便役所と称す東京江戸橋畔にありたる幕府の魚会所を仮用せしもの」（結城素明）



【図13】「駅通司と四日市郵便役所」（BDD-1-1）

44 詳細未詳。駅通司は明治4年7月28日に大蔵省に属してその省内に移転したが、同年8月10日に駅通司が駅通寮に昇格、翌明治5年3月2日に大蔵省内から四日市に再度移転した。写真はこの再移転時に撮影されたものと伝わっている（AC-4、BDD-1-1の写真資料保管票を参照）。

45 昭和9年9月28日撮影の「博物館内第一展示室“郵便”」（WAB-18）に「駅通寮と郵便役所」と題され額装展示された様子が写る。また、『通信博物館物品調書 昭和12年』（ALA-18）「一、郵便ノ部（5）絵図 二 書画 22番」に「駅通寮ト郵便役所ノ画（額縁入）」の項目がみられる。

46 明治37年2月特秘第133号にもとづくもので、内地新聞社から寄贈を受けた新聞雑誌を兵士の閲覧に供する設備（通信局『明治三十七八年戦役 軍事郵便始末 附録 艦船郵便報告書』（BAA-142）、187-188頁）。

また戸口に掛けられた折畳郵便箱には桜花に囲われた通信徽章と「FIELD POST」の文字が細かく描き込まれているが、これは中段「野戦郵便局ノ前面」に写るものである。これらの素材となった写真は当館にも後世の複製とみられる紙焼き写真【図16】が伝わっており、明治37年3月に陸軍動員され、第二軍兵站の軍事郵便監査として従軍した樋畑が絵葉書制作のための資料として収集したものと考えられる⁽⁴⁷⁾。なお、これらは樋畑本人が撮影した可能性もあるが、【図16】は博文館が明治38年7月に発行した『日露戦役記念写真帖』第2輯にも「第四十二箭楼子に於ける第二軍司令部野戦郵便」として掲載されるもので、同出版社の従軍写真班⁽⁴⁸⁾が撮影したものを借用した可能性もある。いずれにしても、尾竹はおそらく樋畑や通信博物館を通じて、この絵葉書かその素材となった一連の写真を参照したと推測される。

両者を比較すると、【図16】の写真では大半の被写体が撮影者に向って直立しているが、本図では局員が郵袋の積み下ろしを行うなど、より動的に描きあらわされている。また、写真では馬車右側の苦力が短髪で作務衣のような服を着ているが、本図では辮髪や襟裾に特徴のある上衣といったより異国風の身なり⁽⁴⁹⁾に改変され、さらにこれに指示を出すかのように筆記具と手帳をもった主任郵便吏が右隣に描き加えられている。尾竹はこれらの変更により登場人物の役割を明確化し、画面に臨場感を与えようとしたと考えられる。

以上に挙げた例からは、揮毫者たちが確かな先行図像を参照しつつ、さらに画題をより生き生きと描出するために創作上の工夫を凝らしたことがうかがえる。また、それらの資料はいずれも通信博物館との関わりが深いもので、おそらく樋畑がその提供に積極的に協力したと推測される⁽⁵⁰⁾。



【図14】第28図「明治三十七八年戦役に於ける野戦郵便局局前に全国の新聞社より寄贈せる新聞の縦覧所を設く」(尾竹国観)



【図15】「第四回戦役記念 交通ノ部」より「野戦郵便局」明治38年10月15日発行



【図16】「野戦郵便局箭楼子第二軍第二局舎での通送」(BEE-6)

47 樋畑はこの従軍で「絵葉書資料のスケッチ若くは写真撮影等の図案材料を齎〔もたらし〕て〔同年11月に〕帰朝した」と回顧している(樋畑雪湖『日本絵葉書思潮』吉田一郎、昭和11年、18-20頁)。なお、絵葉書上段「野戦郵便局内ノ新聞縦覧所」の素材となった写真は後藤康行「戦時下における軍事郵便の社会的機能—メディアおよびイメージの視点からの考察—」『郵政資料館 研究紀要』第2号、平成23年3月、63頁に掲載。

48 久村敬次郎編『日露戦役記念写真帖』第2輯、博文館、明治38年、頁番号なし。同書の弁言によれば、博文館は「第二軍の允許を得て写真技師を従軍せしめ……到る所戦地の光景は具に撮影し」という。

49 これに似た男性が当館に伝わる別の写真「野戦郵便局」(BEE-5)に確認できる。

50 樋畑が絵画における考証を重視していたことは数々の逸話から知られ、本件においても揮毫者への助言や資料提供を進んで行ったと考えられる(前掲、拙稿「『ペリー献上電信機実験之図(油絵)』」、145頁)。

おわりに

以上にみたように、大正大礼献上品《日本交通図絵》の制作は逓信省職員全体を巻き込んだ一大プロジェクトであり、その内容も省事業を歴史画連作で表現するという革新的なものであった。その画題選定や揮毫には当代一流の学者や画家たちが参加しており、本稿で挙げた各絵図は確かな先行図像の参照によって史実に即した描写が追求されていた。その実現にあたっては逓信博物館主任の樋畑が運営上の実務から画題の予選、揮毫者への資料提供、さらには外函の図案制作や第33図の揮毫まで自ら手がけており、最大の功労者といっても過言ではない。

最後に、この献上品の存在が事業史上忘れられていく一方で、その絵図のうちすくなくとも13図がおもに戦前までの出版物⁽⁵¹⁾や逓信博物館の展示において繰り返し二次利用されていたことも付言しておきたい。これらは逓信省側に残された校正用写真帖から複製されたものと思われるが、その大半において出典が献上品であることが明記されず⁽⁵²⁾、各絵図は本来の文脈から切り離されもともと独立した作品であるかのように取り上げられていた。これらは昭和15年に刊行された『逓信事業史』の挿図や博物館の展示解説画【図17】⁽⁵³⁾に姿を変え、それぞれ省公認の正統な歴史イメージとして受容されていく。このように本作が当初想定された以上の社会的影響力を及ぼしたことも、その重要性を考える上で欠かせない視点であろう。本稿を機にその存在が知られ、逓信事業史や交通史、日本近代美術史の分野においてさらなる分析につながることを期待したい。



【図17】「博物館々内」(昭和14年10月25日撮影)
(WAB-49)

【巻末資料凡例】

- ・図版は郵政博物館収蔵の画題校正用写真帖「日本交通図絵」全3冊(SAA-87~89)からあらたにスキャンし、変色と退色による不明瞭なイメージは彩度とコントラストを補正した。なお、当館には昭和58年に原写真を撮影したネガフィルムと、これに基づく複製写真(SEA-1~36)及びデジタルデータが収蔵されるが、その半数弱においてトリミングによる署名部分などの欠損がみられるため、本稿では使用しなかった。
- ・著作権保護期間にある中村、鎬木、川崎、野生司、篠田による各図は著作権法第47条に則って掲載した。
- ・本来《日本交通図絵》に図番号はないが、本稿では便宜上、上巻冒頭の小堀鞆音作を第1図とし、以下中下巻まで順に番号を割り当てた。
- ・画題と揮毫者の情報は前掲、樋畑「献上品に就て」、18-19頁に依拠し、表記は一部旧字体を新字体に改めている。

(くらち のぶえ 郵政博物館学芸員)

- 51 省事業史としては逓信省編『通信事業五十年史』逓信省、大正10年(献上品の第9、22、23、25、28、30図を掲載、以下同)、逓信省編『逓信事業史』第2・7巻、逓信協会、昭和15年(第8、9、15、16、18、26、28図)、郵政省編『郵政百年史』逓信協会、昭和46年(第5図)。このほか逓信省の協力によって民間から刊行された大阪毎日新聞社・東京日日新聞社編『通信事業発達史』大阪毎日新聞社、東京日日新聞社、昭和3年(第6、25、28図)や逓信六十年史刊行会編『逓信六十年史』逓信六十年史刊行会、昭和5年(第23、25、28、30図)にも使用されている。
- 52 大正10年刊の『通信事業五十年史』には第9、22、28、30図のキャプション末尾に「大礼奉賀献納日本交通絵巻[ママ]の内」と付記されるが、これ以降の事業史には出典情報がない。
- 53 第28図の複製写真とみられる図が額装され、軍事郵便用品とともに掲示されている。図の下部には「明治三十七年戦役当時の野戦郵便局状況」とのキャプションが添えられ、現物資料の使用状況を視覚的に説明する役割を果たしていたことがうかがえる。展示解説画については前掲、拙稿「『ペリー献上電信機実験之図(油絵)』」、143-145頁。

【卷末資料】《日本交通図絵》

上卷「桜の巻 神武天皇御東征以来織田、豊臣時代に至る交通上重なる事項を画く」



第1図 「神武帝速吸の門に珍彦を得て東征の嚮道となし給ふ」(小堀鞆音)



第2図 「大化二年僧道登始めて宇治橋を架す」(長野草風)



第3図 「僧行基道路を修め渡舟を置き布施屋を設く」(五性田芳柳)



第4図 「庸調夫の爲めに路傍に果樹を植ゑ又糧米を給し賜ふ」(松岡映丘)



第5図 「大宰府に賜ふべき飛驒函を内記をして封ぜしむ」(梶田半古)



第6図 「遣唐船難波津を出帆す」(渡邊審也)



第7図 「國司の巡行」(村田丹陵)



第8図 「平安朝に於ける羈旅中の假宿」(小林古径)



第9図 「六波羅飛脚鎌倉に到る」(町田典江)



第10図 「八幡舶の支那沿海跳梁」(中澤弘光)



第11図 「堺港に於ける外國貿易の殷盛」(河合英忠)



第12図 「秀吉九鬼嘉隆をして大船日本丸を造らしむ」(勝田蕉琴)

中巻「葵の巻 徳川時代に於ける交通上重なる事項を画く」



第13図 「家康東海東山両道に一里塚を築き且つ樹を其の上に植しむ」
(中村岳陵)



第14図 「吉田了以始めて富士川に舟楫を通す」
(川端龍子)



第15図 「元和元年始めて大阪と江戸との間に三度飛脚を設く」
(尾形月耕)



第16図 「正徳一年江戸日本橋畔に始めて駅通人馬定賃銭の高札を掲ぐ」
(池田輝方)



第17図 「寛永年間河村瑞賢の建策により志州菅島附近に篝火台を設け通航の標識となす」
(山田敬中)



第18図 「大井川蓮台越の状態」
(山村耕花)



第19図 「箱根関所」(小代為重)



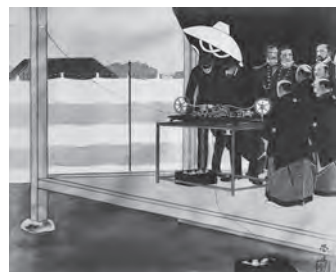
第20図 「元禄頃より発達したる大阪堂島の旗振通信」
(西村青帰)



第21図 「東海道中に於ける問屋場と本陣」
(小泉青堂)



第22図 「早打及継飛脚の状態」
(鍋木清方)



第23図 「亜米利加合衆国の使節横浜の応接所に電信機の実験を幕吏に示す」
(小山栄達)



第24図 「安政年間幕府伊豆の船匠に命じて始めて肋骨ある君澤形帆船を造る」
(川崎小虎)

下巻「菊の巻 明治時代より現代に至る交通上の重なる事項を画く」



第25図 「明治二年始めて横浜東京間に電気通信を開く本図は横浜裁判所構内に設けたる伝信機役所にして最初の電信局なり」
(野生司香雪)



第26図 「明治四年始めて東京大阪間に郵便遞送を開く本図は最初の郵便局にして其当時四日市郵便役所と称す東京江戸橋畔にありたる幕府の魚会所を仮用せしもの」
(結城素明)



第27図 「始めて高等海員の養成に使用したる練習船成妙号を隅田川に繋留して商船学校に充つ」(三宅克巳)



第28図 「明治三十七八年戦役に於ける野戦郵便局局前に全国の新聞社より寄贈せる新聞の縦覧所を設く」(尾竹国観)



第29図 「明治四十一年始めて設置したる銚子の無線電信局」(中川八郎)



第30図 「鳥羽に於ける逓信省式無線電話の実験」
(渡邊香涯)



第31図 「現代の郵便局舎一斑」(平福百穂)



第32図 「現代の電話交換局に於ける交換室」
(矢澤弦月)



第33図 「現代の郵便為替貯金事業一斑」
(樋畑雪湖)



第34図 「現代の水力電気甲斐国八ツ澤発電所の光景」(石川寅治)



第35図 「現代の灯台と船舶信号所」(篠田栢邦)



第36図 「現代の造船所」
(東城鉦太郎)

調査研究報告

秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(一)

一 経緯

郵政歴史文化研究会第五分科会(近世)では、令和四年から調査準備を進め、翌五年六月から郵政博物館資料センターで収蔵する秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(以下「東海道絵巻」と省略)写真の本格調査研究に着手した。

この絵巻は、今からちようど百年前の大正一二年(一九二三)九月一日発災した、関東大震災で焼失している。したがって原資料を見ることは叶わない「幻の絵巻」である。

だが、焼失以前に郵政博物館の前身である逓信博物館により写真撮影が行われており、その紙焼きが当館に伝存する。

第五分科会では、逓信総合博物館時代から絵巻についての分析調査については懸案であった。江戸から京まで全行程が、三四・五×六二・〇センチメートルの台紙に貼り付けられた紙焼き写真が、中性紙箱三箱に収められ、合計七六図と長大であること。また、撮影に際して、絵巻の紙継ぎ部分の

重複撮影が意識されておらず、紙継ぎがわからないため何巻本で構成されているかも不明であったこと。さらに当時の撮影技術では、おそらく硝子乾板で撮影されたであろうが、撮影時のピントないし焼付けの状況が良好とはいえず、デジタル処理が施されてPC画面では紙焼きを直接見るよりも鮮明にはなったものの、詳細に描写が確認できないことが着手を躊躇させていた。

しかし、改めて絵巻の画像を確認すると、従来知られている他の「東海道絵巻」と描写や情報が異なることが見出され、新たな発見があるのではないかと調査をすすめることとした。

本報告は、江戸から徐々に歩みを進めながら、京までの東海道の描かれた情報を明らかにして、考察を進めていく。経緯、概要、類本、制作年代の推定までを杉山、交通史と街道風俗的視点からの考察を山本、建築史からの考察を波多野の三名が分担執筆をする。

なお、「東海道絵巻」の調査研究は、本研究紀要発表をもって完結するものではなく、この絵巻の資料価値を明らかにし、それをもって製作当初の絵巻の復元複製を作成して、郵政博物館における展示公開を行い、広く

杉山 正司

山本 光正

波多野 純

多くの人々に鑑賞や利用をしてもらうことを最終目標としている。

二 概要

(一) 伝来

まず、「東海道絵巻」の概要について触れておく。概要について小項では、通信博物館の創設に関わった樋畑雪湖の著作などを元に当館の井上卓朗元館長の報告⁽¹⁾を参考に述べていこう。

樋畑雪湖は、著書⁽²⁾口絵に「日本橋」部分を掲載して、次のような解説をしている。

此圖は秋元子爵家舊蔵にして有名なりし東海道繪巻の中より抜萃せしものに係り、著者曾て通信博物館陳列用として複寫方を先代子爵に請い、撮影せしものによりたり。其當時子爵の談話によれば、秋元喬朝氏が老職時代の遺品なりと談られたるより元禄頃と著者が推定せるものなり。可惜關東大震災の爲めに亡びたりといふ。其寫眞は通信博物館に摸本は東京帝國大學史料編纂係に存す。

この記述から絵巻は、老中時代の秋元喬朝(喬知)の所蔵品であり、通信博物館では展示用に写真撮影したことがわかる。一方、現在の東京大学史料編纂所では、時期は不明ながら摸本が作成された。しかし、その後関東大震災で、原本は焼失したのである。

現在も東京大学史料編纂所では、江戸く品川間、酒匂川く小田原間の摸本を所蔵している⁽³⁾。さらに同史料編纂所発行の「史林聚芳」第六号に、原本子爵秋元喬朝氏所蔵として東海道絵巻「江戸本丸の図」が掲載されている。

なお、撮影時期については、通信博物館が開館した明治三五年(一九〇二)から先代の秋元興朝氏が亡くなる大正六年(一九一七)の間と推定する。

(二) 所蔵

この絵巻を所蔵していたとされる、秋元喬知についてみていきたい。一般には「喬朝」よりも「喬知」とされる。

喬知は、慶安二年(一六四九)下総佐倉藩主戸田忠昌の長男として生まれた。のち外祖父の甲斐谷村藩主秋元富朝には、男子がいなかったため養子となり、明暦三年(一六五七)九歳で遺領(一万八千石)を継ぐ。その後、奏者番、寺社奉行、若年寄を歴任し、元禄二年(一六九九)老中。正徳元年(一七一)川越城六万石を賜る。同四年(一七二四)、老中在任中に六六歳で死去している。喬知は、江戸城三の丸造営惣奉行、元禄大地震復旧普請や焼失した禁裏造営奉行などを担っている。

樋畑雪湖の著書によれば、喬知の老中時代の品との伝承を記すが、確証は無いものの、後に論証するが喬知所蔵品であることは信を置いてよいであろう。井上氏が、秋元家現当主に伺った話として、関東大震災で屋敷内にあった品は、絵巻を含めてすべて焼失したということである。したがって絵巻製作の経緯については、新たに史料が発見されない限り現時点では困難である。

(三) 法量

「史林聚芳」によれば、この絵巻は縦一尺一寸五分(三四・八四五センチメートル)との記述がある。紙焼き写真のサイズが、縦二一・〇センチメートル、横五八・〇センチメートルで、縦横比率は二対二・七六であるので、横は九六・二センチメートルの数字となる。単純に見返しなどを全く考慮せずに七六枚の絵をつなげると、七、三一センチメートル、つまり七三メートル超に及ぶ長大な絵巻となる。だが前述したとおり、紙継ぎなどの重複撮影がされていないこと、また上下も数ミリメートル程度カットされている⁽⁴⁾ので、正確な数字とは言いがたいが、約八十メートルの大作であることが想像される。

東京大学史料編纂所本の摸写法量は、三七・七×六三・一センチメートルである。ただし横に関しては江戸城から品川宿手前迄と、酒匂川から小

田原太閤御陣場迄の部分を一卷に仕立てられているので、横幅は参考にならない。調査で得た縦の法量三七・七センチメートルからは、「史林聚芳」記載の三四・八四五センチメートルと比較すると二・八五五センチメートルほど大きい。したがって原本が失われているため「史林聚芳」の数字が正しいと考えると、摸写は敷写しなど原寸摸写ではないことが推測される。

一方、「東海道絵巻」の郵政博と編纂所の、印画紙に焼き付けられた画像を比較すると、次のような相違がみられる。

トリミングの範囲が異なる。郵政博の画像については、以前より指摘していたが、画面の紙継ぎが見えるところ、見えないところがあり、重複して撮影、ないし焼付けがされていないため、左右の画面が切れている。

画像では、片側に紙継ぎの部分が見える箇所も随所に見られるが、当然ながら左右一方のみである。さらに墨書で場所を記した短冊状の金紙の貼紙が、半分以上切れていて判読できない箇所がある。一方、限られた画像ではあるが、編纂所の画像は、紙継ぎが見て取れる。

同様に天地についても、郵政博画像は、墨書の短冊状貼紙の上半分が途中で切れている箇所がある。勿論、墨書の場所は推定できるが、不自然である。かたや編纂所の画像は、郵政博でトリミングされて欠けている部分が見えている。

郵政博の画像は、編纂所の画像と比較してトリミングは均一ではないが、天地各概ね二・五ミリメートル程度、全体で四ミリメートル一センチメートル程度がカットされていると推測される。また左右も各一センチメートル程度、計二センチメートル程度詰められていると推定される。仮に左右長が二センチメートル長いとすると九八・二センチメートルとなり、画面だけで七四・六メートルの絵巻であったと推定されるのである。

郵政博物館では、写真は現状三箱に収められているが、単純に七六枚を三分割して、第一と第二が各二五枚、第三の箱が一枚多い二六枚に分けられているが、各箱の写真を一卷分とすると二四メートルとなり、これまた通常の絵巻では、類例を見ない長さとなる。原資料がどこで分割されていたか、現時点では詳らかでは無い。

「五街道分間延絵図」のように、二〇～三〇メートルの長大なものもあるが、卷子装の正本、いわゆる献上本は、鑑賞などを意識されたものではない。実務的に道中奉行所で日常的に絵図を利用することを目的とした郵政博物館所蔵の副本は、折本装にされていることから明らかである。

したがって実際に絵巻を取り扱う長さから考えると、一卷一〇メートル一五メートル前後が最適であり、現時点では六～八巻で分割されて、構成されていると想定している。この巻の切れ目と巻数については、今後の調査のなかで、明らかにしていきたい。

三 類本

東海道絵巻については、類本が多数存在する。その諸本の分析等については、既に山本光正¹⁾や齋藤司²⁾により、詳細な研究がされている。

「東海道絵巻」についても触れられている山本の考察を見てみよう。

東海道絵巻について、三系統に分類し、①寛文一二年(一六七二)の「東海道再見記」系統、②元禄以前の「東海道駅路図」系統、③「東海道・中山道・甲州街道図屏風」(篠山市立歴史美術館蔵)の「街道図」系統の三系統に分類している。

「東海道絵巻」については、醍醐寺三宝院蔵「東海道五十三駅図鑑」との比較から、「その手法や風俗・衣装・建造物等に違いはみられるものの、描かれた内容とそのきらびやかなことには変わりはない。本絵図が「東海道五十三駅図鑑」に影響を受けているのかどうかは判断しがたいが、両者がその後の東海道の絵画に影響を与えたと推測される。」と指摘している。

すなわち一般の東海道絵巻は、絵画的要素を持ちながら地図としての機能がある程度備えたものであるが、「東海道絵巻」は地図的要素をほとんど与えずに、絵を鑑賞することを主とする目的として作成された街道絵画、すなわち③の系統に分類される。画面には、金の短冊状の貼紙があり、画面中に描かれた宿場・村名・橋・名所・社寺等の名称を記している。①、②のような解説的な記載は無い。例外的に橋の長さ、次の宿場への距離のみを記している程度である。しかし、それらの社寺や名所旧跡といった場所

- 第10紙
むさしさかみさかい
やきもち坂
しなの坂
ゆみ町
戸塚より藤沢へ二里
たまなわ
あふのむら
じしう寺
八まん
かいとりちや
とびつか
しほかまもり
ゆぎやう寺
をくり
よこ山
十人のとら
とうしょうさか
御殿
藤さは
藤沢より平塚へ三里半
白はた明神
糸のしま
こわた
大山みち
うはしま
中嶋
ばにう
大山ふとう
やはた
ごんけん
- 第11紙
武蔵相模境
焼餅坂
品濃坂
弓町
玉縄
大野村
親縁寺
富塚八幡宮
？
富塚
塩釜神社
遊行寺
小栗判官
横山大膳
十人の殿原
道場坂(遊行寺坂)
藤沢御殿
藤沢宿
白旗明神(白旗神社)
江ノ島
小和田
大山道
姥島
中嶋
馬入
大山不動(大山寺)
八幡村
権現
- 第12紙
ひらつか
平つかより大磯へ廿町
花水橋長サ四十三間
かうらい寺
とらか石
とらかいほりのあと
大いそ
大磯より小田原へ四里
鳴立さわ
小さいそ
長しやの道あと
ばげちそう
さかみのふちう
さかみのしゆく
関本西金寺
心光寺村
まへ川はし
あつまの明神
さかは
小田原より箱根へ三里廿八町
竹下山
小田原宿
太閤御陣場(一夜城)
天神
入生田村
塔ノ沢湯
湯本の地藏
早雲寺
二子山
畑の茶屋
- 第13紙
平塚宿
花水橋
高麗寺(高来神社)
虎御石
虎が庵跡
大磯宿
鳴立沢
小磯
長者屋敷跡
化け地藏
相模の府中(国府)
相模宿
(最乗寺?)
心光寺
前川橋
東の明神
酒匂川
- 第14紙
第15紙
第16紙

もとはこね
 かしの木
 ごんけん
 ぢそうたう
 さいのかはら
 はこね水うみ
 ほうてうとの城あと
 箱根より三島へ三里卅町
 御番所
 とうけ
 元箱根
 榎の木
 権現
 地藏堂
 賽の河原
 箱根湖(芦ノ湖)
 北条殿城跡
 御番所(箱根関所)
 箱根峠

この中で建造物や構造物など建立年代に注目する。絵巻が描かれた同時代に、存在しない建造物は当然描かれないはずである。ところが廃絶した建造物は、江戸城など明暦大火(明暦三年=一六五七)で焼失した後も、後代になっても江戸の象徴として描かれており、当時の人々の心象風景にもなつて絵画表現として描かれている。したがって、管見の限りではあるが、建立年代が江戸時代の比較的年代の下る構造物を中心に、併せて消滅した建造物もみていく。

江戸城 明暦三年(一六五七) 焼失
 常盤橋 寛永六年(一六二九) 命名
 呉服橋 寛永以前か
 一石橋 寛永以前か
 日本橋 慶長八年(一六〇三) 架橋?
 京橋 慶長八年(一六〇三) 架橋?
 芝間麿堂 貞享二年(一六八五) 増上寺塔頭宝珠院として開創
 芝大仏 寛永十三年(一六三五) 如来寺開創
 太子堂 明暦年間(一六五五~五八) 高輪神社太子堂建立
 東海寺 寛永十五年(一六三八) 開創
 濟海寺 元和七年(一六二一) 開創

品川御殿 元禄十五年(一七〇二) 廃止
 六郷橋 貞享五年(一六八八) 流失後架橋されず
 神奈川御殿 明暦元年(一六五五) 廃止
 藤沢御殿 寛永十一年(一六三四) ~ 明暦三年(一六五七) 廃止
 箱根関所 元和四年(一六一八) 設置

江戸・箱根間の年代の判明する構造物では、六郷橋が年代的には下限である。六郷橋は、貞享五年の流出以降、明治七年(一八七四)迄架橋されていない。しかし、六郷橋に関しては、流失後の元禄三年(一六九〇)刊行の「東海道分間絵図」に六郷橋が描かれている。このことについて、同書復刻解説の木下良氏は「以前の資料によつたことを示す。」としているが、山本氏は「人馬賃銭の改訂があつたためそれを削除するほどのだから、地図として正確な本図であればたとえ「東海道分間絵図」の原図にあたる「東海道絵図」に六郷橋があつてもこれを削除して当然であろう。その理由はやはり六郷に再び架橋されると考えていたか、空間認識としての江戸の出口である六郷の橋は、この当時まだ象徴的存在であることなどから削除しなかつたのではないだろうか。」^(註)とする。地図的な要素のある「東海道分間絵図」と絵画的な要素のある「東海道絵巻」とは単純に比較は出来ないが、後段で山本氏が指摘するように流失以降でもパターン化されて六郷橋が描かれており、また焼失した江戸城や廃止された御殿なども同様に象徴的に描かれていることから、六郷橋も下限の対象とするには躊躇する。同様に波多野氏も「存在する建築を描かないこともあれば、すでに失われた建築を描くこともある。「制作年代と景観年代は必ずしも一致せず、むしろ過去から制作年代までに蓄積された情報が混在する。同時に成立しない情景が、同じ画面に描かれることも珍しくない。」と同様に述べており制作年代比定は容易ではない。

次に着目したいのは、芝間麿堂(増上寺塔頭宝珠院)である。開創は、貞享二年(一六八五)とされ、少なくとも「東海道絵巻」はこれ以前に描くことは不可能であり、箱根までに描かれた建築物では、これが上限の年代である。あくまで仮にはあるが、六郷橋の流出前であるとすれば、「東

海道絵巻」の制作は貞享二〜五年とかなり絞られてくる。しかし、箱根以西の建築物等の成立年代を見ていかなければ、単純に判断することはできない。ここでは、貞享二年以降の制作ということに留めておきたい。

(二) 所行者行動来歴

本絵巻の所用と伝えられる秋元喬知の履歴^(註)から、制作の契機と時期を考えてみる。喬知は、戸田山城守忠昌の嫡男として生まれ、初め喬朝子の無かった外祖父であった谷村藩主の秋元富朝の養子となる。のち奏者番、寺社奉行、若年寄、元禄一二年(一六九九)十月に老中襲職、正徳四年(一七一四)八月、老中在職のまま死去している。

『諸家譜』に記された喬知の履歴の中で、「東海道絵巻」制作の契機として考えられる動きが一点みられる。宝永五年(一七〇八)三月一四日、禁裏造営奉行に命じられていることである。翌六年七月二日に將軍綱吉に暇乞いをして、同二十三日参内して中御門天皇に拝謁、八月二七日江戸に帰っている。『諸家譜』では、喬知前後数代の当主が、東海道や京都に赴くなど、当地に關係した記事はみられない。このことから喬知所用であったという秋元家の言い伝えは、首肯できるのではないだろうか。

そうであるとするれば、喬知の東海途中の記録として、制作されたと考えられ、実際にそのような例も残されている^(註)。造営奉行拜命時に、事前の準備として制作したともいえるが、これだけ大部の絵巻を制作に要する時間と手間を考えると難しいのではないだろうか。やはり帰府後に道中で見聞した名所、既に失われた江戸城や御殿の位置関係など考証を加えて制作させたのではないだろうか。すなわち山本氏が指摘するように「象徴的に描かれ」図中に挿入されたことを裏付けるものである。したがって宝永六年以降の十八世紀初めの制作と考えたい。

箱根以西の建築物等で、宝永六年(一七〇九)以降のものが見つかった場合、改めて制作年代について修正をし、再検討したい。

(以上、杉山)

五 絵巻の考察

秋元家旧蔵の「東海道絵巻」の経緯については杉山部会長が述べているので、ここでは「東海道絵巻」の検討について述べることにする。

秋元家旧蔵「東海道絵巻」(以下「東海道絵巻」と省略)の検討については、私自身検討をしなければと考えてはいたが、絵巻の分析・検討の方法論を模索するだけで無意識のうちに遠ざけていた。それは分析・検討の方法が定まらず、実際に検討を始めたら膨大な仕事量になるからである。逡巡している私に調査の開始を決断させてくれたのは杉山部会長である。杉山氏は今後の第五分科会(近世)の研究調査方針として「東海道絵巻」の検討を掲げた。私は杉山氏の発言・決意に背中を押されたように賛成してしまった。

調査研究方法については、以前東海道の文化史的な著書^(註)を書いた山本が、とにかく絵巻を見ながら話しをして様子を見ようということになった。

第一回の検討会は六月三日に行われたが、検討結果の内容は一貫性のあるものではない。しかし概報として記録に残し後日の検討素材とすることになった。

(一) 絵巻の特徴

第一回の検討で得られた結果を基に、最初に本絵巻の特徴について記しておこう。現段階における検討結果であるためその後修正、訂正が行われるであろうことを断っておく。なお、毎回の検討結果や事項についても修正・否定されることもある。とにかく間違えを恐れずに検討してみようということである。

○本絵巻の最大の特徴は人物・建造物等々実に丁寧に描いていることである。絵巻のどの箇所を切り取っても独立した絵画として成立する。それだけではなく人物だけ絵巻から取り出しても独立した絵画となってしまう。

試みに郵政博物館の菊池学芸員に人物像の模写をもらった【図1】。



【図1】

上記の人物模写は実際より拡大したものであるが、拡大しても違和感がない程である。衣装の文様も明瞭で、そうした方面の研究にも益するところ大であろう。恐らく絵巻に描かれた人物だけを摘出すれば、近世の旅を「絵」で語る事ができる。

○絵巻は基本的には右から左に進む。本絵巻も右端が江戸、左端が京で、右から左に進む。そのため街道沿いの家の右側は正面を描くことができる。これに対して左側の家は正面を描くことが出来ず、裏側を描かざるを得ないので、裏側の描写はあまり

丁寧には描かれないのが一般的である。これに対し本絵巻は裏側の描写も正面と同様に縁側に座る人物、話し込む人物が描かれている。

○特筆すべきことは、將軍休泊用の御殿である。將軍が移動する場合、休泊は街道等に設けられた施設に休泊するが、この施設は「御殿」「御茶屋御殿」などと呼ばれ、御殿は宿泊、御茶屋御殿は休憩施設ともいわれる。多くの東海道絵巻には御殿が描かれるが、街道沿いに設けられた御殿の一部を描くだけで、その建造物も形式的である。

本絵巻には東海道に設けられた御殿全てが描かれているようである。しかも建物は形式化したものではなく、それぞれ異なっている。現存する建物を見ながら描いたと思われる程である。これもまた研究課題である。

○山本はこれまで多くの東海道絵巻を見てきたが、これまで本絵巻同様の絵巻を見たことはない。形式的に若干類似しているのは国立歴史民俗博物館蔵の「東海道五十三駅画卷」であるが、描写その他本絵巻と比べようも

ない。

以上が現段階における本絵巻の特徴である。

(二) 江戸より品川宿入口辺りまで

① 江戸城から京橋手前まで
情報量の多い本絵巻は多方面からの分析ができる。本研究会は主に交通史・旅行史、及び情報の立場からの分析を行う。しかし絵巻の面白さから、しばしば横道にそれてしまう。

絵巻は江戸城から始まる。冒頭には「江戸御本丸」の貼紙がある。現存する東海道絵巻のほとんどは江戸城を描くがこれ程具体的に描いた絵巻は見たことはない。勿論実景かどうかは別である。天守閣が描かれているが、江戸城天守閣は明暦の大火で焼失している【図2】。

興味深いのは江戸城中にこれから旅に出る様子が描かれていないことである。描かれているのは地方から江戸に到着、或は大名が江戸藩邸から江戸城に到着したとみられる様子である。幾つかの門が描かれているが門の推定は差し控える【図3】。

江戸城中を出て常盤橋を渡る。橋の下の外濠には船が行きかう。二艘共



【図2】



【図3】

に物資を積んでいる。神田橋御門方面に向かう船は船頭一人で荷は藁筵でくるまれ、縄で縛ってある。

呉服橋方面へ向かう船は大型の船で少なくとも二人の乗組員がいる。船の前方には俵らしきもの、船尾には魚が積まれている。外濠が物資輸送に利用されている様子が分かる。

画面上方には呉服橋・壱石橋が描かれ、上端には鍛冶橋とみられる橋が描かれている。「ときは橋」「御ふく橋」そして「壱石橋」が描かれているが、「壱石橋」は実際には常盤橋と呉服橋の間を流れる日本橋川入口に架かる橋である。日本橋川を少し下れば諸街道の起点日本橋である。

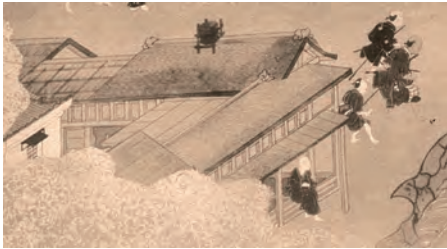
日本橋川には二艘の船が行き交う。左岸寄りの船には荷が吠に詰められている。川を下る船には俵と魚が積み込まれている。日本橋川左岸には当時魚河岸があったはずだが描かれていないようである。

日本橋を渡ると右手には高札場が描かれている。左側には二名の武士と従者が腰をかかめているようにみえる【図4】。その背後の家の屋根には防火用と思われる桶が置いてある【図5】。

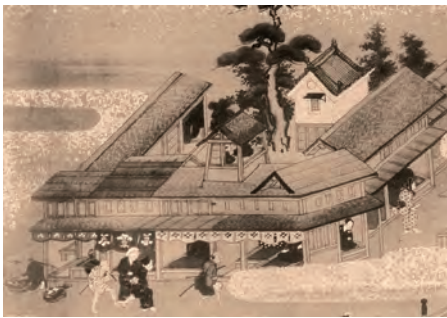
日本橋手前、街道左側の家の屋根上に櫓が描かれている【図6】。京橋手前も同様である【図7】。これは橋を見張るためのものなのだろうか。



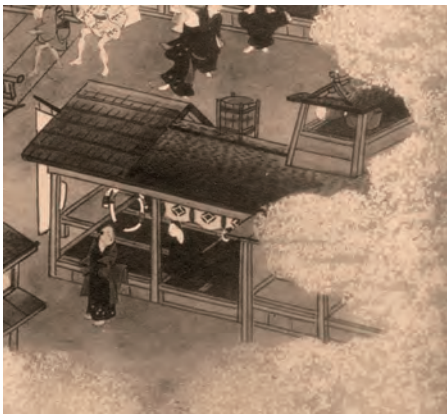
【図4】



【図5】



【図6】



【図7】



【図9】



【図8】

② 京橋から品川宿入口付近まで

筵にくるんだ大きな荷を背負った人が橋を渡ろうとしている。橋の中央には武士ともう一人。京側（西側）からは刀を一本差した男らがやって来る。橋の下には荷を運ぶ船が京橋川を下る。荷は藁包み、舳先には魚。魚は甕のようなものに入っているようにみえる。

この辺りで改めて気が付いたが、非常に多くの人物が描かれている。このことについては特徴でも述べたが、一人ひとりを切り取ってもそれだけで独立した絵になるほど丁寧に描いている。

京橋を渡った左側の家の上がり框に腰かけた女が棒手振りの男と話している。両方の籠に魚が入っている【図8】。

少し進むと画面上に「神明」とある。芝神明である。この辺りは十字路になっており、左角の家の上には櫓。太鼓らしきものが描かれている。防火用の桶も屋根上にある【図9】。

この辺りに限らず街道沿いの家の中まで描かれているが、どのような商売をしていたのか、品物は何かはよく分からない。絵巻の筆者が意識して商売の具体的様相を描かなかったのだろうか。右手には神明の鳥居があり、これを潜ると神楽殿とみられる建物が。相変わらず多くの人物が描かれ、街



【図10】



【図11】



【図12】



【図13】

道沿いの家の中の人々の様子も生き生きと描かれている【図10】。

画面上部は神明から増上寺に移行する。増上寺については山門が描かれているだけで、伽藍は描かれていない。

やがて金杉橋に差し掛かる。橋の手前には三味線を弾く男と歌っているらしい男。門付けの芸人か。橋の左側には座り込んだ男、この男としゃがみ込んで話をする男。刀を二本差している【図11】。

増上寺を過ぎると画面上部には暖簾の掛かった店と、往来する人物が三名。適当に描いたとは考えられない。

次の画面上部は「八まん」である。西久保八幡で『東海道名所図会』には「三田八幡」とある。

東海道からは八幡への道が右に分岐するが、その辺りには大きな魚を籠に積んだ棒手振りが行く。八幡入口には細長い建物があるが、一見八幡関連の建物のようにも見える。

少し進むと「西のくほ道」と書かれている。ここが本来の西久保八幡への道なのか。

画面上部の「ゑんまとう」（閻魔堂）は増上寺塔頭の三縁山宝珠院で、弁財天と二メートルもある木彫閻魔大王像が祀られている。

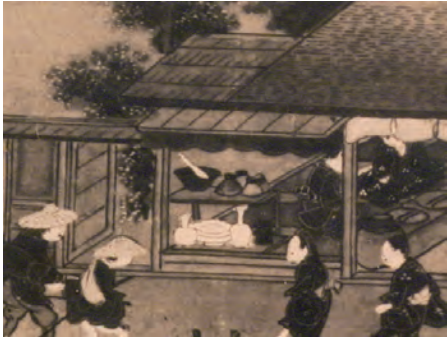
閻魔堂の左側の「大仏」は高輪如来寺の五智如来で、芝大仏と呼ばれたようである。明治に至り品川区の西大井へ移転。

東海道に戻ろう。「西のくほ道」と書かれた辺りに江戸方面に向かう旅人とみられる一行が描かれている。馬上には笠を被り日の丸の扇子を持つ女性。馬には鞍というより俵のようなものを置きその上に布または布団が引いてあり、女はその上に座しているようである。いわゆる軽尻馬だろう。口取りの馬子が付き添い、その後ろからは従者が二名荷を担いでいる【図12】。

東海道は高輪に入る。相変わらず街道の両側には家並が続くが、高輪如来寺辺りに入った途端に旅人の描写が多くなる。必ずということではないが、旅人は笠を被っている【図13】。

高輪の家並が途切れる辺りの右側の店の台の上には、播鉢と播り粉木、またはお玉の入ったすり鉢状の容器やどんぶりのようなものが描かれている【図14】。鶴首の容器が描かれているが、これまでの店には描かれていなかった（見落としがあるかもしれないが）。この容器は酒を入れる徳利のようである。これ以降店には徳利が置いてある店が描かれるようになる。

その向かい側の家の裏側には明かり障子が、そして掃除をする男、さら



【図14】



【図15】



【図16】



【図17】



【図18】

に塵取りまで描かれている【図15】。
なお、明かり障子についてはここで気が付いたが、江戸から高輪までの家の裏側には明かり障子が描かれている。

これより東海道は金雲に仕切られ、品川宿に入る。

(三) 品川宿より川崎宿入口まで

① 品川宿

金雲を抜ければ品川宿である。品川宿の描写は圧巻である。直線状の東海道に何軒もの店が並び、その繁栄振りが伝わってくる。東海道から海側に延びる脇道は斜めに描かれている。そのため店の正面を描いている【図16】。

相変らず何を扱う店かは分からないが、茶釜あるいはカマドに据えられた鉄鍋のようなものや、店に並べられた魚、飲食用の器類等々鮮明に描かれている【図17】。

宿内は詳細に描いているものの、大きな疑問がある。品川宿は旅人の宿泊で繁栄したというより遊郭として多くの人を集めた。確か遊郭・遊女と呼ばれるのは厳密には吉原だけであり、品川はあくまでも宿場で、遊女で

はなく飯盛女であったが、品川は遊郭と化し遊女と呼ばれた。
ところが本絵巻にはその様子を示す描写が見当たらないのである。着飾った女性も少し描かれてはいるが。

妙国寺参道の手前には二輛の牛車が描かれている。ここでは江戸における牛車の来歴については省略するが、江戸の牛車は広重の「名所江戸百景」や「東都名所」にも描かれている。本絵巻の牛車はそれよりもかなり以前の様子であり、荷は四角い箱に入っているようにみえる。牛車の画像資料として貴重なものだろう【図18】。

牛車は西に向かうが、牛車の先には馬に乗った男と従者が江戸方面に向かう。馬は駄賃馬で、前述の女同様軽尻馬のようである【図19】。

牛車の辺りから画面下に海が描かれる。三艘の船には魚が積み込まれている。海岸は石垣である。石垣は明暦元年（一六五五）朝鮮来聘使来日に際して造成されたという。この石垣は以降江戸湾のランドマークになり、海から江戸を望む絵画には必ず石垣が描かれるようになっていく【図20】。

妙国寺参道を過ぎると、西側から江戸方面に向かう旅人の一行。挟み箱を担いだ従者と武士が先頭に、その後から駕籠に乗った主人と従者が二人。駕籠は山駕籠のようである。その辺りの街道右側の店の一軒には大きな籠



【図20】



【図19】



【図22】



【図21】



【図23】

のようなものが置いてある。画像がもう少し鮮明であれば高い物を判別することができるのだが【図21】。画面上部に「御ちや屋」とある。將軍休泊用の御殿である。建物は実際の建造物を見て描いたように描かれている。これより「御殿」はすべて描かれているが、これは本絵巻作成意図を表しているのだろうか【図22】。御茶屋御殿下辺りの海上には船が多く描かれている。四艘は帆掛け船で江戸方面に向かっていている。船は大小あるが、何れも物資輸送船である。幔幕を巡らした屋形船も江戸方面に向かっていている。船内はまる見えで、酒を酌み交わしている。後ろの船は漁船で、漁獲物を陸揚げしている最中のようにある【図23】。



【図25】



【図24】

② 鈴の森神社から川崎宿入口まで
品川宿も御茶屋御殿の辺りで終わるようである。橋を渡り鈴の森神社参道を右に見るが、この橋が品川宿と大井村の境だろうか。
街道沿いの店は内部までよく描かれているため、検討しなくなってしまう。これではキリがないので特別な描写のある時だけ取り上げることにする。
この辺りには刑場が設けられていた。刑場は慶長二〇年(一六一五)高輪の木戸付近に設けられたが、慶安四年(一六五二)鈴ヶ森に移転。本絵巻作成時点では刑場が存在したであろうが描かれていない。近世に作成された東海道図には鈴ヶ森刑場は描かれていないようである。刑場は不浄な場であり、絵図を見て楽しむ人にとっては楽しみをそがれるものであったろう。
品川宿出口辺りからは街道を往来する人物のほとんどは旅人である。旅人を詳細に分析するだけでも大きな成果を得ることができるだろう。鈴の森神社辺りから大木村辺りにかけて、どういう訳か飛脚が四名描かれている。東側から西側に向かってそれぞれの飛脚をみてみよう。
最初の飛脚は江戸方面に向かっていている。棒のようなものに書状を挟んで担ぎ、頭には鉢巻をしている。これは他の飛脚も同様である。最初の飛脚はカルサン(野袴)をはき身なりもよく、刀を一本差している【図24】。
二人目は西に向かう飛脚で、身なりも粗末で刀は差していない【図25】。三人目は江戸方面に向かう飛脚で立ち最期の飛脚とほぼ同じである。この飛脚の前に鉢巻を締め飛脚を振り返る男がいる。この男も刀を差している。走る飛脚の露払い又は交代要員であろうか【図26】。
四人目も江戸方面に向かっている。身なりは最初の飛脚とほぼ同じだが、笠を被り刀は差していない。この飛脚の前にも鉢巻をし、刀を差した男が走っている【図27】。
東海道は玉川(多摩川・六郷川)を越える。六郷川には近世前期には橋が架けられていたが、洪水で度々流失。その度に架け替えられたようだが、貞享四年



【図27】



【図26】



【図28】

六 絵巻に描かれた江戸の町家

(一) 絵巻の魅力と絵画史料検討の前提要件

① 『東海道絵巻』の魅力

江戸町人地の都市景観は、明暦三年（一六五七）の明暦大火を境に大きく変わったとされる。大火前の都市景観を描いた絵画史料として、出光美術館蔵『江戸名所図屏風』（以下、出光本）と国立歴史民俗博物館蔵『江戸図屏風』（歴博本）、さらに個人蔵『江戸天下祭図屏風』（天下祭図）が知られている。それぞれの景観年代は、出光本が寛永初期、歴博本と天下祭図が明暦大火直前と考えているが、諸説あり確定的ではない。なお、天下祭図は江戸城と周辺の大名屋敷が主で町家部分はずかであるため、今回の検討からは除外する。

（一六五八）に洪水で流出すると近世には再び架橋されることなく渡船になった。橋が流出してもパターン化した東海道絵巻のほとんどは六郷の橋を描いている。橋を渡れば川崎宿である【図28】。
（以上、山本）

では、明暦大火によって都市景観は本当に大きく変わったのであろうか。制度的には、三階建ての禁止、瓦葺の禁止、庇下通り道の設定など景観を変える要素がいくつかあるが、大火後、一七世紀後半から一八世紀初めの都市景観を分析できる適切な絵画史料は少なく、詳細な検討は不十分である。新出の秋元家旧蔵『東海道絵巻』は、第一印象としては、上記二屏風（出光本・歴博本）より古い形式の町家を描いていると思われる。さらに、町家に関する今までの理解とは異なる情報が数多く含まれており、詳細な検討が必要である。本稿はその第一歩としての概報である。なお、江戸城・武家屋敷および寺社建築の検討は別稿とする。また、橋梁・高札場・町木戸などの都市施設も都市構造の変遷を考える上で重要な要素であるが、稿を改めたい。

② 絵画史料検討の前提要件

絵画史料を検討する場合、何時の景観を描いているか（景観年代）、何時制作されたか（制作年代）、誰のために（注文主・享受者）、誰が（絵師）、何を目的（用途）に、などの諸点を明らかにする必要がある。絵画史料の分析視角として、私は以下のような考え方を前提としている。

⑦ 都市図屏風や街道絵巻など、都市・集落景観を描いた絵画は、蓄積された粉本を取捨選択して構成されるものである。存在する建築を描かないこともあれば、すでに失われた建築を描くこともある。例えば、江戸城天守は、明暦大火で失われ以後再建されないが、江戸城を示すアイコンとして幕末まで描き継がれる。

⑧ 制作年代と景観年代は必ずしも一致せず、むしろ過去から制作年代までに蓄積された情報が混在する。同時に成立しない情景が、同じ画面に描かれることも珍しくない。

⑨ 絵師は注文主や享受者の要望、時代の風潮に沿って、目的・用途を念頭に置いて描くものであり、絵画によって何を伝えようとしたかを見極めることにより、史料的価値が明確になる。

つまり本絵巻においても、多様な景観年代を示す建築要素が含まれているが、それを否定的に捉えず分析を試みる。

(二) 京町家の継承と江戸の独自性

初期江戸の町家は京町家をモデルに建築されたとされる。近世初頭の京町家を知る絵画史料としては、一六世紀に制作された歴博甲本『洛中洛外図屏風』、上杉本『洛中洛外図屏風』を先駆とし、一七世紀初頭元和年間以降、大量に制作された。現存百数十本とされ、江戸の絵画史料とは比較にならない数が残る。

一七世紀初頭の京町家は、切妻屋根が連続し、各戸の端部には卯建が載る。店先は格子で仕切られ、片側に奥への通路である通り庭が設けられる。商は通り庭に入ったところまでなされる。

① 平屋・厨子二階・二階屋

出光本に描かれた街道筋の町家は、厨子二階と呼ばれる立ちの低い二階屋を含めれば、二階屋が多い。歴博本では、ほとんどが二階屋で、平屋は場末に限られる。いっぽう、本絵巻では、日本橋の北詰および南詰と京橋北詰に厨子二階が見られるものの、それ以外の町家は平屋である。つまり、本絵巻はきわめて古い状況を示している可能性がある。

京町家では、一六世紀の屏風絵に二階屋が描かれることはほとんどなく、一七世紀になると二階屋が一般化する。

② 屋根葺材

近世初頭に使われた屋根葺材には、(本)瓦、銅瓦、檜皮(ひわだ)、板(柿・木賊・長板など)、板葺石置き、茅などがある。

出光本では、板葺と瓦葺が混在し、場末に行くと板葺石置きが増加する。歴博本では瓦葺が増加している。ところが本絵巻では、瓦葺は土蔵以外にはまったく見られず、各種板葺、板葺石置きに限られる。

江戸における瓦葺は慶長年間にはじまったとされるが(「本町二丁目半瓦の弥次平」『見聞集』)、普及には時間が掛かった。延焼防止策として有効な瓦葺であるが、明暦大火後に禁止される。「瓦屋のこと。国持大名といふともつくるべからず。但倉廩はくるしからずと令せらる」(『嚴有院殿

後実記』明暦三年二月晦日条)とある。防火の見地からすると、むしろ逆行する施策である。この対策として、藁・茅・柿など燃えやすい屋根の上を土・蛸殻・芝などで覆い飛び火を防ぐ触が度々出されているが、弥縫策にすぎない。その後、享保改革期に、棧瓦の開発・普及と相まって、瓦葺が推進されるようになる。

本絵巻において町家の瓦葺が描かれていない要因はどこにあるのか。景観年代が古いのか、あえて描かない理由があるのか、慎重な検討が必要である。

京町家の基本構成として、屋根は板葺で石置き屋根も見られる。瓦葺は少ない。

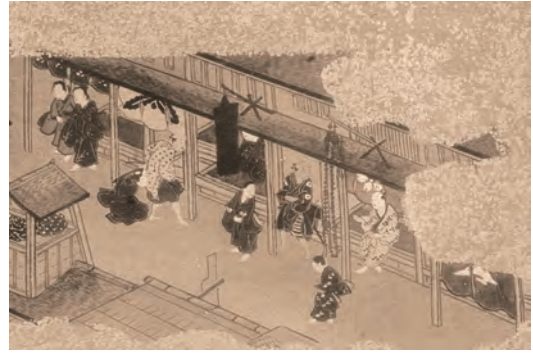
③ 卯建

卯建(うだつ・税・宇立)は、切妻屋根の妻側端部を屋根より高く持ち上げ小屋根を葺いたものである。形の類似性から防火壁と考えられたが、茅や板など可燃材料で作られた例が多く、当初の卯建に防火壁としての役割はなかった。伊藤鄭爾は、長屋建ての店舗に店を構える商人が自立の証しとして卯建を上げたとの見解を提示している(『中世住居史』)。卯建は、一七世紀初頭の京町家には一般的に見られ、明暦大火前の江戸の町家にも普及していた。その後、時期は不明であるが江戸の町家からは卯建が消えたとされ、江戸時代後期まで卯建が残った大伝馬町の町並みは、特異な事例として知られた。



【図29】 八幡門前の町家 3棟にうだつが載る

いっぽう、本絵巻では、芝神明門前一棟、増上寺門前一棟、西のくほ道(八幡門前)三棟【図29】に限られる。京町家から卯建が伝えられる初期段階とも江戸の町家から卯建が消えた後の段階とも考えられるが、



【図30】 日本橋北詰西側の町家 庇柱が建ち 庇下通り道が作られている。数種類の暖簾が吊されている。

屋根葺材との関連からすると前者と考えたい。

④ 庇下通り道

京町家と異なる江戸の町家の特徴に、通りに面した一階の庇が、半間から一間前に出る形式がある。京町家では一階と二階の柱が揃っているのに対して、一階の庇が道を占拠して造られた。明暦大火後、半間の庇を柱のない釣庇に限るいっぽう、表通りである本町通と通町通りに限っては、道路を占拠した一間の庇が認められた。「庇下通り道」である。法令上は、「庇下通り道」である。法令上は、

道幅確保を前提に、道路から半間、屋敷地から半間を出し合って、公共のアーケードを造ることになっているが、実情は、一間幅すべてが道路上に造られた。この「庇下通り道」が現状追認であることは、大火以前の状況から推察できる。「庇下通り道」は、出光本では日本橋北詰のみに確認でき、歴博本では広範囲に拡大している。

本絵巻では、「庇下通り道」は日本橋北詰に限られ【図30】、出光本と同様の傾向を示すことから、「庇下通り道」の初期段階と捉えられる。さらに出光本では、長屋建ての表店に数種類の暖簾を下ろし、いくつかの店舗が分割して商をしていたことが分かる。本絵巻にも同様の営業形態がみられ、出光本との近似性が感じられる。

(三) 櫓建築の特異性

本絵巻には、町家の屋根上に載る櫓形式の建築が五ヶ所描かれている。

- ㉗ 日本橋北詰東角、㉘ 日本橋南詰西角、㉙ 京橋北詰東側、㉚ 芝神明交差点北東角、㉛ 品川宿西側【図31】。



【図31】 5ヶ所の櫓

いずれも屋根は切妻あるいは入母屋の柿葺で、主屋の屋根に接する部分は袴腰の板壁か土壁、その上の人が乗る部分は吹き放ちである。内部には人物がおり(㉗は不明)、㉙㉚㉛では太鼓が置かれ、㉘では太鼓と鉦が釣られている。

本絵巻に描かれた五棟の櫓形式の建物は、出光本・歴博本には類例がなく、その成立過程から検討する必要がある。以下に可能性を提示するが、

時打ち櫓の可能性が高い。もしそうであるなら、今まで知られていない建築形式である。

① 三階櫓の前段階

初期の江戸には、表通りの交叉点に面して建つ三階櫓と呼ばれる城郭風の建築があった。京都とは異なる武都江戸の独自性の萌芽である。出光本では数棟に限られるが、歴博本では神田筋違橋から日本橋を経て新橋に至る通町通りに一四棟描かれ、芝御成橋の袂にも二棟ある。その成立要因として、角屋敷の者と言われる有力町人が武士である自らの出自を誇示した、外国使節や参勤交代の大名に対して江戸の権威や優越性を示すために幕府が支援をして建設させた、などが考えられる。監視、防衛拠点など具体的な機能は不明である。人物が描かれた事例もない。三階建は、慶安二年(一六四九)の町触により禁止され、明暦大火で焼失後は姿を消したとされる。

本絵巻に描かれた櫓は、④を除いて、ほぼ交叉点に面して建つことから、三階櫓の前段階の可能性がある。しかし、瓦葺、城郭風白漆喰塗りの三階櫓と、本絵巻に描かれた望楼風の櫓では建築形式が違いすぎ、連続性は感じられない。とすれば、本絵巻は出光本以前、三階櫓成立以前の状況を示していることになる。

② 火の見櫓

江戸の消防制度は、大名火消、定火消、町火消と順次整備されてきた。出火を発見するための火の見櫓も享保改革期に整備が進むが、それ以前にも大名藩邸や定火消の役宅に建設されてきた。大名藩邸の屋根上に建設された火の見櫓は、本絵巻の櫓と極めて似た建築である。しかし、同形式の櫓が町家の上に建設された記録は未見である。町家の火の見には、独立して広場などに建つ大規模な火の見櫓と、自身番屋の屋根上に建てられた梓火の見がある。元禄九年(一六九六)出火の見張りとして冬期に「屋根番」を置くことが定められ、同十三年には家主居宅の上に櫓を設置し年番によって移動することが定められた。この櫓は、本絵巻に描かれた櫓と近い

形式でありそうだが、年代的な検討は不十分である。

③ 時打ち櫓

登城時刻などを知る方法として、江戸城内で太鼓を打っていた。その後、寛永三年(一六二六)に時の鐘役辻源七が本石町三丁目土地を与えられ、鐘楼を設け鐘で時刻を知らせるようになった。

それ以前、町場でも太鼓で時刻を知らせていたか否かは、今後検討する予定であるが、本絵巻の櫓に太鼓が設置されていることからすると、時打ち櫓の可能性はある。治安維持のための監視の役割もあったのかもしれない。

(四) 『東海道絵巻』の新規性

本絵巻には、二階屋が少ない、瓦葺が土蔵以外に見られない、卯建がわずかしかない、庇下通り道が日本橋北詰にしか見られない、など出光本より古い形式の町家が描かれている。さらに、町家の屋根上に載る櫓は、これまで知られていない建築形式である。もし描かれた町家形式が、ある時期の景観の投影であるとすると、慶長から元和の情景を描いていることになる。しかし、幕末の写真を見ると大名屋敷の屋根上にきわめて近似した形式の櫓が写っている。火の見櫓であろう。つまり、限られた情報をもとに伝承化された櫓を復原して描くなど、絵師の創作であることを念頭に置いた検討は今後必要となるであろう。いずれにしろ、新規性の高い情報であることは間違いない。

(以上、波多野)

付記

今回、郵政博物館資料センターが収蔵する秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」について、郵政歴史文化研究会第五分科会として、波多野純氏の協力を得て、第一回目の調査研究報告をまとめることができた。

冒頭で述べたとおり「東海道絵巻」の調査研究は、本研究紀要掲載をもって完結するものではない。この絵巻の資料価値を明らかにし、当初の「東

海道絵巻」の復元複製を作成して、当館で展示公開を行って、多くの人々に鑑賞や利用をしてもらうことを最終目標としている。
本報告により、新たな情報が寄せられて「東海道絵巻」の研究が進むことを願っている。

(i) 井上卓朗「秋元子爵家旧蔵 東海道絵巻」『東海道く知られざる郵便創業の道』所収 月刊「たんぶるぼすと」増刊第五十八号 (株) 鳴美 平成二十四年

(ii) 『江戸時代の交通文化』 刀江書院 昭和六年

(iii) 郵政博物館菊池牧子学芸員の調査による。東京大学史料編纂所には、摸本一卷と写真資料十二点が所蔵されている。摸本原本の閲覧は認められないためデジタル画像(模写「波」一九一)で確認した。品川から、その間が飛んで酒匂川となっており、一巻に仕立てられている。写真資料は、十二枚の紙焼き写真を所蔵している。内訳は①「大名行列清見湯通行之図」(台紙付写真一五五・二二九)、②「小田原城之図」(同一六七・一三三)、③「富士川之図」(同一六七・一三三)、④「大井川之図」(同一六七・一三三)、⑤「江戸日本橋之図」(同一六七・二三三)、⑥「江戸京橋之図」(同一六七・二三三)、⑦「箱根関所之図」(同一六七・二三三)、⑧「荒井関所之図」(同一六七・二三三)、⑨「京都二条城之図」(同一六七・二三三)、⑩「掛川駅ヨリ袋井迄之図」(同一六七・三〇一)、⑪「岡崎城之図」(同一六七・三〇一)、⑫「熱田ヨリ桑名関所迄之図」(同一六七・三〇一)、⑬「熱田ヨリ桑名関所迄之図」(同一六七・三〇一)。郵政博物館本とはトリミングが異なり、天地は約一センチメートル程度広く撮影されているもの、左右は描かれた主要情報の欠落が認められない程度に2〜5ミリメートル程度切り詰められている。
例として現状第十紙の貼紙は、文字冒頭が欠けており、数ミリメートル程度上下に本紙が伸びているとみられる。

(iv) 山本光正『街道絵図の成立と展開』臨川書店 平成十八年

(v) 斎藤司「東海道図屏風・東海道絵巻の基礎的研究」(一)〜(三)『横浜市歴史博物館調査報告』第三〜五号 横浜市歴史博物館 平成十九〜二十年 註v 五八頁

(vi) 『寛政重修諸家譜』(巻第九百五十八「秋元」)第十五卷 続群書類従完成会 昭和四十一年

(vii) 例として天保一二年(一八四一)に三代將軍家定の御台所となった、前関白鷹司政熙の娘有君の下向絵巻「御下向絵巻」(群馬県立歴史博物館蔵)の箱書には、姫の求めにより供奉人数とお好みの景色を描くことを求められた旨が記される。依頼主が、旅の記念や記録、つまり当時のアルバムとして描かせている。思い出を手元に置いて楽しむという、容易に旅に出ることができない身分ならではのことといえるだろう。また、同じ有君の下

(x) 向を描いた「有君之御方御下向御行列之図」(国立歴史民俗博物館蔵)は、警護にあたった大目付石川忠房が描かせている。「和宮江戸下向絵巻」(江戸東京博物館蔵)も行列の先駆を務めた関行篤が榮譽を子孫に伝えるために描かせるなど、同様に後世への記録としての意味も見いだせる。
註v

(すぎやま まさし 埼玉県立文書館元館長、
やまもと みつまさ 交通史学会元会長、
はたの じゅん 日本工業大学名誉教授)



「東海道絵巻」(第1紙~第7紙)

第1紙 江戸城本丸



第2紙 日本橋



第3紙 増上寺



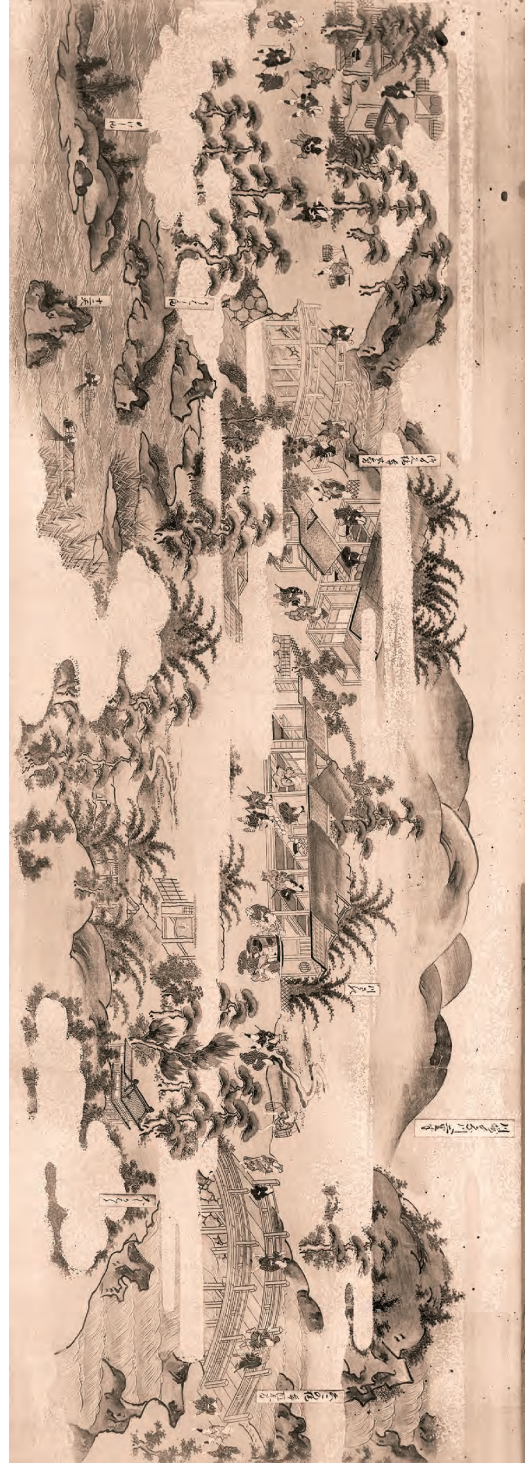
第4紙 芝間魔堂



第6紙 御殿山



第5紙 品川宿



第7紙 川崎宿
※各紙名称は画中の主要箇所を便宜上つけたもので正式なものではない。

近世の知から近代へ その1 —博覧強記とくわくこと—

山本光正

はじめに

江戸幕府が成立し、世情が安定すると人々は様々な事象に関心を抱くようになった。知への欲求であり知の大衆化でもあった。知への欲求・多様な事象への関心などと記すと重厚なもの、或は精神性の高い知、高度な知識を求めようと思われてしまう。学問や研究のための知への欲求は当然だが、知への欲求の大衆化とは日常生活に便利なこと、物事の謂れなどを知りたい、「物識り」になりたいという欲求である。その欲求を満たすための出版物も各種多数出版された。

知への欲求が盛んになった当時の日本は鎖国という状況下にあった。そのため欲求を満たす素材の主な供給源は日本国内及び中国の出版物などと供給源には限りがあり、時代が下がるにつれ知への欲求に対応出来なくなってきた。

新しい知を求める欲求、エネルギーが頂点に達した時に明治という時代を迎えたのである。勢い良く渦巻いていた知への欲求・エネルギーは西欧の知の吸収に邁進したが、本稿ではこうした状況の前提となる近世における知への欲求、蓄積について述べ、近代における知への欲求、エネルギーシユな知の吸収が如何に展開したかについて述べるものである。

本稿は研究者を対象としてはいるが、本質的には研究者以外の人々に向

けての発信である。

緻密な基礎研究は学問にとって財産であり、蓄積されるべきものであるが、研究者以外の世界に発信し理解を得なければ、最大の支援者を失うことになる。特に人文系の研究は研究者仲間同士の慰めあいと、対立そして傷の舐めあいに終わってしまう。

近世の知

一 知的欲求の前提としての識字率と出版の盛行

(一) 識字率

近世における知的欲求は特別な知識人だけのものではなく、多くの大衆をも巻き込むものであった。逆説的に言うなら、大衆もまた知的欲求、知識欲が強かったのである。

知識を得る方法の一つが出版物など文字からであり、得た知識は文字化されて保存される。近世日本は識字率が高かったと言われており、それを担ったのが寺子屋教育と言われている。このことは否定しようもないが、その大前提となる日本語の特性を改めてみておく必要があるだろう。時に識字率の高さは日本人の優秀さを示していると勘違いされるからである。



『独学英語通弁』明治20年刊 高木磐太郎翻刻出版

外国語のカタカナ表記2



『英学捷徑 セツ以呂波』慶応3年 阿部友之進著

外国語のカタカナ表記1

特に一般の人々はこの様に考
える傾向があるようだ。
日本語の特性について述べ
るといっても、学問としての
言語については知るところで
はないので、極めて稚拙な方
法で述べていくことにする。
現在の日本語の文字は平仮
名・片仮名・漢字からなっ
ている。このうち特筆すべき
ものが平仮名である。「いろは
にほへと……」現在であれば
「あいうえおかき……」を読
み書き出来れば何とか文章を
書くことができるし、知り得
たことを文字化することができる。
これに対して西欧の言語は
アルファベット……ABCを
覚えたからと言って会話や知
り得たことを直ぐに文字化で
きるわけではない。ポニー・
ガール・オープンを直ちに文
字化することはできない。ス
ペルを覚えなければならな
い。日本語の漢字もおなじで
ある。平仮名が書けるからと
言って「山」「川」「青」とい
う漢字が書けるわけではない。
しかし漢字が書けなくと

も何とか文章は作ることができる。さらに発音の問題がある。日本語にも
微妙な発音があるが、欧米の言語に比べれば単純であろう。欧米といった
がそれよりも微妙な発音を必要とする言語がアジアや中東には多くある。
日本人にとって外国語の発音の難しさを端的に示すのが次の川柳である。
ギョエテとは俺のことかとゲーテ言
学生 頃神田の古書店街に行くと「ギョエテ研究」という本を時折見
けた。
要するに日本語はその言語的特徴から平仮名という文字を作り出すこと
ができたのである。微妙な発音はあるが、「あ」は常に「あ」と発音する。
アルファベットでは「A」は日本語で恐縮だが、常に「エー」と発音する
わけではない。中国語等は初めから漢字を覚えなければ言語を文字化でき
ない。そのため簡体字が作り出されたことは十分に理解できるのである。
以上のように平仮名が作り出されたのは日本語の特性にあったからである。
日本語以外の言語で平仮名のような文字を作り出すことはできないのか
も知れない。兎に角発音さえ無視すれば、世界各国の言語を平仮名・片仮
名で書くことができるわけである。勿論片仮名発音の外国語が通じるかど
うかは別問題だが。
(二) 出版物
知りたいという欲求を満たすものの中で最大の効力を持つのが出版物で
ある。しかし高価なものであっては余程裕福な階層しか手にすることはで
きない。出版物を借用して写本を作成することも行われたが、それでは多
くの人々が読むことはできない。読書階層を広げるには出版物の低廉化が
必要であった。
出版物の価格を安くするためには安価な「紙」が必要であったが、近世
中後期には関東地方においても紙の生産が盛んに行われるようになり、安
価な紙が流通するようになったと考えられる。
ここで断っておきたいのは和紙と日本の優れた伝統工芸品。世界に誇る
べきものという誤った考えを排除することである。確かにそのような和紙
もあるが、そのような紙は日常的なものではないし、そのような紙で出版

物を作ったらとんでもない値段になってしまう。

要するに粗悪な紙が大量に製造されるようになったのである。

原材料の次は印刷である。日本においても木製活字印刷も行われたが、印刷の主流になったのは木版印刷、語弊があるかも知れないが版画である。ヨーロッパにおいては活版印刷が発明されそれが主流になるが、恐らく活版印刷を業とするには相当の資金を必要としたであろう。これに対し木版印刷は板と彫刻刀そして墨があれば印刷できる。職人の技術は別として莫大な資金がなくとも出版は可能であったろう。

江戸時代のヨーロッパにおける出版事情については全く知るところではないが、気になるはヨーロッパにおいても木版の印刷物が多く出版されたかである。絵画ではなく文字を主とした読むための本である。これについて専門家ではないが、英国の保険会社に長く勤務していた知人の松田弥生氏に調べてもらったところ木版印刷の出版物は見つからなかったとのことである。

さらに松田氏の話によると、英国には日本の寺子屋のような施設は存在せず、教会や修道院が教育の場であったようだ。その際のテキストは聖書であったかもしれない。ともかく日本のように多くの子供たちが教育、読み書き算盤を学ぶことはなかったようである。

近世の日本では多くの往來物や粗末な小冊子が多数出版されたが、それは識字率の高さから文字を読むことのできる階層が多かったからである。安価な出版物とは言っても、当然のことながら誰もが気軽に購入できるものではなく、購入できる階層が広がったということである。従来より出版物を多くの人が所有するようになれば、それを借用することも容易になるわけである。

書籍の価格と言っても古書であるが、筆者所蔵の『泰平江戸往來』の末尾に次のような記載がある。「于時嘉永二酉年二月廿九日ひち町此代三拾五文也」本書は一九丁ほどの小冊子である。さらに多くの出版物には「此本何方参り候とも、御覽之上御返し可被下候」などと書かれていることがよくある。

二 知識人の知の蓄積

知の蓄積を代表するのが知識人である。近世の知識人にとって最大の要件は多くのことを知っているということである。事物の謂れ、諺などの謂れ、引用されている出典は何か等々博覧強記になるための必死の努力をしたのである。

彼ら知識人の知の蓄積を知るための素材は知識人達が書き残した記録である。こうした記録が多く収録されているものが吉川弘文館発行の『日本随筆大成』である。『日本随筆大成』には万巻の書が収められているが、その中でも群を抜いて大部であるのが大田南畝の記録である。

『日本随筆大成』には収録されていないが、やはり大部な記録を残した人物の一人に小山田与清がいる。ここではこの二名の人物を取り上げることにする。断っておくがここでは二人の記録を分析・検討することはしない。分析・検討をするだけの実力或はそのような博覧強記は毫も持ち合わせていないからである。

(一) 大田南畝

大田南畝の人物像については今更贅言を尽くす必要もないだろうが、簡単に記しておこう。南畝は寛延二年(一七四九)に生まれ、文政六年(一八二三)に没している。名は覃、通称直次郎、七左衛門。幕臣の御徒吉左衛門の長男として江戸牛込仲御徒町で生まれる。家が借財を抱えているため勉学に励み、四八歳の時に支配勘定、五三歳大坂銅座に榮転。五六歳の時には長崎奉行所勘定所に着任。老年に入る頃からの出世である。

一般には役人としての南畝より狂歌・狂詩の世界で著名だが、「世の中に蚊ほどうるさきものはなし、ぶんぶぶんぶといひて夜もねられず」の作者と目されたことから、狂歌から身を引いている。

南畝の貪欲な知識欲、博覧強記、多才の源泉が『一話一言』である(『一話一言』は何回か出版されたが、ここでは主に吉川弘文館発行の日本随筆大成本を参照)。

『一話一言』は南畝が見聞したことをはじめ、自身が調べたこと等々そ

の全てを記録したのではないかと思われる程膨大である。その分量は新版の『日本随筆大成』本で六冊に及ぶ。記録が全何項目に及ぶのかを数えるだけ無駄というほどである。この他にも狂歌に関する著作や記録もある。その一つが『半日閑話』である。『一話一言』に比べれば分量は極めて少なく『日本随筆大成』で1冊であるが、それでも五八〇頁に及ぶ。

これらの記録の内容を紹介しようもないが、ここでは嘗て筆者が『半日閑話』から必要事項をチェックした幾つか紹介しておこう。

卷一 西川清左衛門の話（原文は長文のため筆者が要約）

西川清左衛門の先祖は手広く薪販売を営んでいたが、ある時付火をされた。その後も付火が続き犯人を見つけ出すため小石川富坂下町不動院の山伏に祈禱を依頼。七日七夜の七日目清左衛門所有の長屋で豆腐屋を営む三左衛門の妻と女兒が空中に掴まれ「怖い、怖い」という声が響き渡った。三左衛門は妻子を探し回り牛込御門辺りの堀で妻子の死体を発見。二代目三左衛門の弟はふと行方不明になり神隠しと言われている。

卷三 釣舟清次が事（原文は長文のため筆者が要約）

本八丁堀の清次は奇怪なことを言いふらしたということで、寛政二年（一七九〇）六月北町奉行初鹿野河内守信興の番所で尋問されている。清次は釣船稼業で、五月二四日品川沖下タミ瀬でキス一〇〇匹程を釣り上げた。漁獲物を買取業者へ運ぶ途中築地本郷町辺りの波除で船を掃除。その時背丈六尺で髪や髭は逆立ち異様な衣服を纏った男がいた。清次がキスを一匹渡すと名を尋ねてきた。清次と答えると、異様な男は我は疫神だがお前は正直なので家内・親類は釣舟清次と書いておけばその家には行かないという。家内・親類に話したところ近所の人が疫病というので「釣舟清次」と書いた紙を渡すと疫病が治癒したという。これを聞きつけた人たちが多く来るようになり、仕事にならないので今は書いていない。謝礼も受け取っていないという。

風聞によれば、疫神と称した男は盗賊で、水中を潜ること魚のごとく、屋根を飛ぶこと鳥のごとくであったが、寛政三年捕縛されたという。

筆者は以前『半日閑話』や『一話一言』から奇譚を探し出す作業をしたのでこのような記事を事例としたが、職務・学問をはじめ遊びなどあらゆる分野のことが書き留められている。

(二) 小山田与清
小山田与清は天明三年（一七八三）現在の東京都町田市に生まれる。江戸に出て国学者及び歌人でもある村田春海に学ぶ。その後見沼通船方の豪商高田家の養子になり高田姓となるが、後に小山田姓を称している。天保三年（一八三二）水戸藩の徳川斉昭に招かれて『八州文藻』の編纂に従事。弘化四年（一八四七）に没している。多くの著作を残しているが、ここでは『松屋筆記』（本書は全三冊で明治四一〜四二年にかけて国書刊行会より出版された）を見てみよう。

本書は文化末年頃から弘化二年頃まで書き留められたもので、各冊が五〇〇頁余に及ぶ。国書刊行会は本書出版にあたり、次のような例言を記している。

……此筆記は、広く群籍を涉猟し、適意の箇所を抜粹し、考えを加へ、案を施し、多くの例証を挙げて説明し、其引用するところの各原書には、巻数丁数を附して出処を明にし、孫引の如きは極めて少し、殊に詞の解釈に就きては、深く留意せられ、其引例該博適切にして、古人の説を匡補せられしところ多きを以て言語の研究には勿論、有職故実等を学ばんとするにも、最も有用なる良材といふべし、この例言自体が日本における研究のあり方を示しているといえるだろう。それでは本書の巻一の項目を列挙しておこう。

高野明神の使犬・伝教受灌頂於弘法・六観音本説・大安寺の堂・聖天の団・仁寿殿二間の観音・高野伝法院両界の背壁・中川実範上人の歌・南都行念坊の歌・弘法大師の歌并頼瑜の歌・貞松坊最後・空晴僧都最後・義浄三藏并鑒真の墓・蒙古の使最後の詩・頼瑜夢想の歌十齋日六齋日等の縁日の事・善悪夢の呪・庚申夜の誦頌・鼻曳時の頌・長吏三綱所司・七僧・奈良七寺・歌書撰者・頼瑜が九月十三日の歌・諱諡号・南都解脱坊房詠歌・辰壽得業が歌・弘法大師誕生日・大日本国表示・芥子共・不動の辮髪・黒善阿弥陀仏発心・聖徳太子胎中の語・右流左死・拾の字・百字を度と訓

筆者の乏しい教養ではタイトルだけでは意味不明であるし、読んでもよく分からない項目等々雑多な記事が膨大に書き溜めてある。

雑多な記事—小山田与清自身は雑多という意識はなかったのだろう。飽くまでも筆者の目から見てである—から世俗的・日常的な記事を少し紹介しておこう。但し原文引用は長文に及ぶので筆者が要約した。

巻六の九小僮をデッチと言うこと。鎌倉大草紙下巻一六丁に「狂言者のでつしもてあつかふごとく心のまゝにしてありしかども云々」この記事について与清は「でつしは弟子をさとびごとにいへる也、今の俗に僕僮をデッチといふもこのデツシうつりし語也」。これは丁稚のことだろうが、出典まで挙げて記録すべきことなのかと思ってしまう。

巻一三の三二御袋。母を御袋と言うことは「永享御産所日記」に「御袋御方」とある。このほか「康富記」の享祿四年正月（一五三一）九日の条には、「今暁室町殿姫君御誕生也、御袋大館兵庫妹也」

巻一三の三六

浪人。浪人の名称は天武紀に浮浪人（うかれひと）と見える。釋紀に海賊と注があるのは間違え。今の牢人である。桓武紀にも浪人とあるというが、それが何なのかと問いたくなる。

巻一三の四一狐付をおとす方法。マチン・鉄粉・黒大豆を煎じて飲ませれば、狐は落ちる。尤もこの薬を飲まそうとすれば、飲む前に狐は落ちるといふ。この薬は全ての獣類にとって大禁忌である。

このほか巻七一の一六は「タムシ」の妙薬。同巻一七は「火傷」の妙薬。同一八は「目の傷の治し方」このうち目の傷の治し方は凄まじい。多くの蠅の頭を突き潰して乳汁に漬けてその水を目にさす。因みに出典の記載はないので伝聞であろうか。

そうかと思つと巻七八の五三では「ヤッコ豆腐」について蘆蓄を傾けている。一転して巻七五の五は「地動説」についてである。その記述は活字本で一頁余に及び、シーボルトも登場する。

近世日本における地動説の受容についての研究論文は多くあるようだ。天文学は門外漢であるが、当時天文学を研究或は関心を持っていた階層以外の人々は地動説即ち大地が回る、地球が丸いということをどの程度承知

していたのだろう。さらにそれを知った時の驚きを知りたいと思うが、このようなことについて記したものはあるのだろうか。このことは「日本人」を考える上で大きな意味を持つと思うが、それこそ落語の起源となる小噺に出てこないものであるか。さらに地動説について書き留めた小山田与清は地動説から何か触発されたのだろうか。それとも他者と話す時「知っている」素材にするために記録しただけであつたのだろうか。

最後に『松屋筆記』のオカルト的記事を紹介しておこう。巻六五の二二の「少女毛与」は与清の亡くなった息子の清年の生まれ変わりであるといふことを多くの文献を引用して述べている。

太田南畝の『一話一言』等も手当たり次第に書き留めたものであるが、『松屋筆記』に至ってはそれを上回るもので支離滅裂の感がある。南畝にしても与清及び様々な見聞や調べたことを記録した近世の「知識人」は書き留めたことを記憶しているのだろうか。近代に入ってから的人物であるが南方熊楠のような人物もいたのだから記憶は出来ないと断定することはできないが。

何でも知つてゐる。博覧強記である。しかも場合によってはこれでもかというほど出典が記される。他者より多くのことを知つてゐるといふ自負が近世知識人の拠つて立つところだつたのだろうか。

博覧強記、出典を明記する。それは現代の実証主義の歴史学が受けついでいるものである。『松屋筆記』の刊行は明治四一年であるが、前掲の例言からも分かるように膨大に書き溜められたこのような記録は崇め奉られるものなのである。

『一話一言』『松屋筆記』等このような記録を書き溜めた当人たちは記録を縦横無尽に駆使することができたのだろうか、何かを生み出すことができたのだろうか。後年の研究者にしても、これらの記録を部分的に利用するだけと言つてよいだろう。但しここではこうした近世知識人を揶揄しようとするのが目的ではないことを断つておく。

三 近世大衆の知の蓄積

近世の知識人はこれまで述べてきたように見聞したこと自ら調べたこと

を書き溜め、あえて言うならば自分だけのエンサイクロペディアを作りあげた。知らないことを知りたい。他者より多くのことを知りたいという欲求は知識人だけではない。一般大衆もまた同様であった。しかし一般大衆は自ら調べたり、見聞したことを書き留めている余裕などなかったであろう。手っ取り早く「知る」方法は出版物を読むことであろう。そこで早く知りたい、蘊蓄を傾けたいという欲求を満たす出版物が発行された。

このような出版物は「重宝記」などと呼ばれたが、これもまた多分野に亘り、恐らく重宝記の研究者は分類を行っているであろう。ここで言う「蘊蓄を傾けたい」という欲求を満たす出版物は「重宝記」と言うより「百科事典」とまでは言えないものの「物知り事典」或は現代の「実用書」「ハウツー本」のようなものである。

以下筆者が想定している出版物のうち代表的と見られるものについて見ていくことにしよう。

(一) 『塵添壺囊抄』

刊行された重宝記類の初期のものは『塵添壺囊抄』である。本書を重宝記の類と同列に置くことに疑問抵抗を感じる研究者は多いと思うが、その内容は重宝記に通じるものがあるのでここでは重宝記・実用書として取り上げた。本書は『壺囊抄』や『塵袋』などをもとに室町時代に編纂され、一六〇〇年代中頃に出版された。

本書の記述の一部を見てみよう。巻一は「五節供事」「七草事」「囉物事」「端午事」「五月子事」(以下略)。巻一〇は「恒娥事」「十二月異名事」「四季異名事」「十二時異名事」「十干異名事」(以下略)等々で、今でも手紙の書き方や手帳の付録にあるような事柄も多く見られる。出版されたからといって恐らく高価なものであり、本書が広く普及するなどということはないであろう。しかし本書を借りて必要箇所を写し取ることは随分と行われたと思われる。

(二) 『萬寶鄙事記』

ポピュラーな重宝記・生活百科全書が出版されるようになったのがいつ

頃からは定かではないが、ここでは貝原益軒の『萬寶鄙事記』を取り上げる。尚ここで引用する典籍は基本的には筆者所蔵本であり、所蔵本以外の場合には出典を記す。

貝原益軒は同様の出版物として天和三年(一六八三)頃に『和事始』を出版。元禄一〇年(一六九七)『漢事始』を出版している。

『萬寶鄙事記』(全八巻)は何種類か出版されているが、筆者所蔵本には各巻一冊本と二巻合冊本がある。この内一巻と二巻の合冊本の前書の末尾に
宝永乙酉孟夏吉辰

貝原篤信記

と記されている。しかし一巻本にはこの記載は無いが、八巻の巻末に

宝永乙酉年孟夏吉辰

洛陽六角通書林

茨城多左衛門板行

萬寶鄙事記卷八 大尾

とある。尚一巻本と合冊本を比較すると、一巻本は刷りが鮮明であるが合冊本は不鮮明である。版木の磨滅によるものであるだろうか。

次に本書の内容をみてみよう。

『萬寶鄙事記』全八巻は一九項目からなり、各巻の項目は次の通りである。

- 巻一 衣服・営作
- 巻二 器財・硯墨筆紙・文字
- 巻三 刀脇指・収種法・花・香・火
- 巻四 紙細工・染物
- 巻五 去虫鼠・雑門
- 巻六 占天氣・月令
- 巻七 養氣・食禁
- 巻八 用藥

以上の一九項目であるが、内容を紹介しているとその面白さにきりなく紙数を費やすことになってしまうので省略せざるを得ない。

『萬寶鄙事記』の記事は現代からみれば否定されるべきものも多々あるが、当時としては信用に足るべき書として人々に迎えられたであろう。

(三) 『拾玉智恵海』

『萬寶鄙事記』以降重宝記を代表する一つが『拾玉智恵海』である。『拾玉智恵海』は藤井政武編全三巻である。出版年は明確ではないが、享保九年(一七二四)頃のものである。本書に引き続いて『拾玉統智恵海』(全三巻)さらに『拾玉新智恵海』(全三巻)が出版されている。

次に『拾玉智恵海』上巻の中から幾つか項目を紹介しておこう。

○錫の徳利罨(えくぼ)なをしやう

○鍋も水もなき所にて飯を炊きやう

○刀脇指の錆を早速をとす法

○衣服に酒のしみたるを洗ずして落す法

○小便を久しく堪へる法

○日和の善悪(よしあし)を知る法

○菊の切花を春まで貯ふ法

拾玉シリーズに限ったことではないが、怪しげな記事もかなりある『拾玉新智恵海』から幾つか紹介しておこう。但し原文引用ではなく筆者が要約したものである。

上巻

○何日も眠くならない法

ハイタカ(鷹の一種)の尾を黒焼きにして水に溶き、ヘソに入れて上から糊の付いた紙を貼る。

○闇夜でも目が見える法

フクロウの羽を黒焼きにして浮草の汁で溶き、目に付ければ暗闇でも見える。

中巻

○天地三神靈妙香(製法は省略)の効能

*天に向かつてこの香をたけば諸々の望みが叶う。

*山中でたけば猛獸・毒蛇・毒虫が近づかない。

*常にたけば盗賊や剣難を免れる。

(効能はまだ続くが省略)

下巻

○屋敷へ蛇を入れ

ない呪法

小さな木札に白

馬と書き、札を

逆さまにして屋

敷の四隅に建て

る。札より中に

蛇は入らない。

○釜の鳴るのを止

める呪法

釜の鳴る時は婆

女(ばじよ)婆

女と唱える。婆

女は竈の神の名

で唱えれば凶事

も変じて吉事と

なる。

○このような重宝記

―既に重宝記とは言えない内容である。

物知り辞典とでもい

うべきであろうか―

は前述のように各種

出版されている。僅

かではあるが筆者の

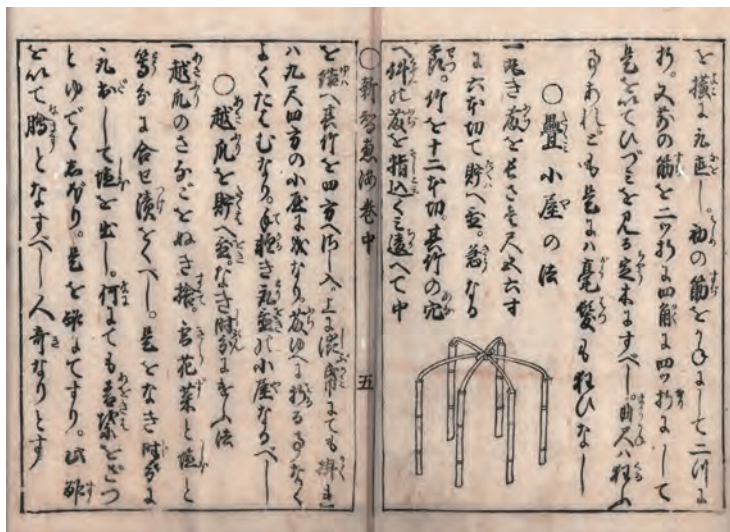
手許には『妙術博物

筌』『錦囊智術全書』

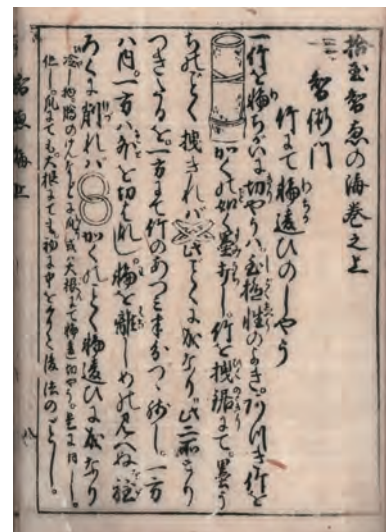
『秘伝世宝袋』『諸

人日用宝』などがあ

るが中には『拾玉智



『拾玉智恵海』中 享保年間カ 藤井正武編
簡易テントの作り方



『拾玉智恵海』上 享保年間カ 藤井正武編
竹を輪違いに切る法

『惠海』の剽窃本のような内容のものもある。

上記の書籍は何れも同じような内容であり、マンネリ化してしまっている。新たな情報を求めようにも情報源が枯渇してしまっただけである。鎖国下の日本では海外から流入する情報は少なかった。ましてや一般大衆に届く新たな情報は極めて少なくなってしまう。

四 幕末と近代を結ぶ『萬寶新書』

(一) 蘭学者の登場

近世後期に至ると蘭学者と呼ばれる知識人が登場した。従来の知識人は蓄積した知の世界に遊んだが、蘭学者達は吸収した知識を基に新たなものを創り出そうとした。

鎖国下の日本においては西欧の知識・情報を取り入れることは原則として禁止されていたが、辛うじて交易のあったオランダから情報、そして中国語訳された西欧文明が入ってきた。さらに時代が下るにつれ僅かではあるが、西欧の出版物も日本に入ってくるようになった。

考えてみれば西欧文化を「蘭学」それを学ぶ者を「蘭学者」ということ自体奇異なことであるが、それが鎖国の実態であろう。

時代は前後するが、江戸幕府は文化八年(一八一二)フランス人シヨメールの百科事典「家事百科事典」のオランダ語版の翻訳を開始。翻訳は天保十一年(一八四〇)まで行われ、訳本の書名は『厚生新編』とされた。

安永三年(一七七四)『解体新書』が出版されるが、そのきっかけとなったのは明和八年(一七七二)の小塚原刑場の罪人の腑分けであった。この時既に杉田玄白と前野良沢は『解体新書』の原本である『ターヘル・アナトミア』を所持していた。

天保八年(一八三七)から弘化四年(一八四七)にかけて宇田川榕菴により『舎密開宗』が出版された。『舎密開宗』はイギリスのW・ヘンリー著『Elements of Experimental Chemistry』のドイツ語訳をオランダ語訳したもので、言うまでもなく日本における初めての化学専門書である。

この他にも邦訳された西欧の著作も多くあったであろうが、一般大衆とはかけ離れた存在であった。一般人が『解体新書』や『舎密開宗』をみた

ところで理解できるわけではない。邦訳された著作は医学・化学など理系のもものがよく知られるが、文系・人文系・社会科学系の著作はどの程度日本に入ってきているのだろうか。人文系・社会科学系の流入は思想にも関わるものであり、輸入については特に注意されていたと思われる。理系の著作とは異なりある程度の知識があれば理解することができるところである。安政四年(一八五七)には『那波列翁伝』(ナポレオン伝)や、ロビンソン・クルーソーの物語『魯敏遜漂流行紀略』が出版されている。しかし一般大衆が待ち望んでいたような「知りたい」という欲求を満たすような著作は出版されなかった。

(二) 『萬寶新書』

『舎密開宗』は化学の専門書であり、蘭学・化学の知識が多少あっても理解できるものではない。それに対して『萬寶新書』は強引な言い方になるが、化学が生活にどのように役立つのかについて記したものであった。手許にある『舎密開宗』巻一三の目録をみてみたが、化学知識皆無と言つてよいほどの筆者には理解不能である。巻一三の二〇八章では銅、二〇九章硫酸銅、二一〇章硫酸暗摸尼亞銅、二一一章消酸銅、二一二章塩酸銅で、その内容に至っては若干は成程と思うものもあるが、大半は意味不明である。

前述のように専門書がある程度具体化したものが『萬寶新書』である。

『萬寶新書』はオランダのアムステルダムで出版されたものを、宇田川興齋が翻訳し万延元年(一八六〇)に刊行された。

本書初篇の目次の一部を紹介しておこう。

- 一 果類ヲ久ク蓄フル法
- 二 醋(酢)ヲ善ク貯ル法
- 三 臥褥ニ用ル羽毛ヲ浮製スル法
- 四 書籍ノ黴ヲ防グ法
- 五 葡萄ヲ貯蔵スル法
- 六 鶏ニ多ク卵ヲ生マシムル法

タイトルだけを見ていれば誰もができるようにみえるが、簡単にはいか

ないようである。初篇九二の「美艶膏ノ法」要するに肌を美しくするクリームの製造方法は以下の通りである。

黙加帝列並底那三十□・扁桃油舊秤四□・鯨腦四錢重鉛華二錢・白蠟四□・薔薇水六□ヲ調和シ。軟粥ノ稠ト為ス○此膏ハ。皮膚ヲ調トノエ。色ヲ白クス。○重鉛華ハ。元ト皮膚ニ害アル者ナレドモ。此諸件ニ和スレバ。此害ヲ遺スコトナシ。(□は分量の単位だが判読不可)

専門書がある程度具体的にしたものと同述したが、矢張り筆者にはよく分らない。当時本書を理解できた人はどれくらいいただろうか。当時の一般的な知識人の知識・教養の埒外にある分野の書籍である。気軽に読んで蓄積を傾けるといふようなものではないし、何度も熟読すれば意味が分かるというものではない。全く新しい分野であり、「重宝記」「生活百科全書」の域を越えた専門書、或は学術書である。

他者より多くのことを知りたいというよりは、学問的に知りたいという従来とは異なる流れが形成されつつあったのである。橋本萬平は「一つの物理学史」(『大学の物理教育』一九九九年九九巻三号)において次のように述べている。

なお国民大衆の物理知識を知るのに逸してはならないのが、「秘事、秘法本」系統の書物である。一般に日本では特別な技術、知識は、一子相伝といわれ、一門以外に知られるのを嫌ったと伝えられているが、理科的な知識は、刊本として広く流布していた。それらの本は『智恵海』『秘事指南車』『秘事思案袋』その他種々の名前のものがある。初期の「秘事、秘法本」は、主として占いや迷信的な内容が多いが、その中に水を流す為にサイフォンの原理を使用したものや、レンズが水晶製かガラス製かを知る為に舐めてみよとする熱伝導の物理学的知識に関するものがある。

これら「秘事、秘法本」は幕末になって西洋の科学知識が流入すると、それらを取り入れて全く内容が一変した。それらの本は

杉田信成郷 万寶玉手箱、安政五年(一八五八)
宇田川興齋 萬寶新書、万延元年(一八六〇)
本木昌造 秘事新書 慶應四年(一八六八)

である。この系統は明治になって宮崎柳条の多くの本に引き継がれている。これらの本を調べることによって、当時の一般人の物理知識の普及を知ることが出来る。

橋本氏が「全く内容が一変した」というように秘事・秘法本とは全く別の本が、そして全く別の世界が展開することになったのである。前述のようにかなりの知識が無ければ内容を理解することなど不可能であるし、日常的に家にあるもので出来ることではない。さらに橋本氏は「当時の一般人の物理知識の普及を知る事ができる」としている。橋本氏は特別の意味を持って「一般人」と言ったわけではないと思うが、筆者は「一般人」の興味そして知識に強い関心を持っているため敢えて述べておくが、物理知識の普及を吸収できるような人々は一般人ではないだろう。一般人とは区別される階級である。ここで言う階級とは身分的階級ではないことは言うまでもない。

上記の化学・物理学などの理科学書は一般大衆が興味半分で読めるものではなく、大衆の知りたいという欲求を満足させられるものではなかった。欲求が飽和状態に達した時に近代を迎えたのである。そして上記のような書籍あるいは翻訳に従事した人々の努力が近代に至り一気に開花するのである。

最後に筆者が疑問に思うことを記しておく。例えば『萬寶新書』を理解することができたとしても、それに必要な薬品類を調達することができたのであろうか。科学史・化学史の研究者にとっては常識であるのかも知れないが、門外漢の者にとって薬品を入手できたかどうかは大きな疑問である。

五 近世の知が生み出したもの

近世社会に蓄積された知は多様なものを生み出した。今日なお多くの人々に読み継がれる文学作品から泡沫的な出版物。芝居・話芸や多様な音楽等々。日本各地には俳額・算額や句会の句集をはじめ、博覧強記になるために書き溜めた記録など近世の人々の知の蓄積の結果が残されている。これらの遺産は「文化遺産」として貴重なものであり、後世にまで大きな影響を及ぼしている。

蓄積された知は近世という枠の中では革新的な思想や、新たな社会体制を考える必要もなかった。さらにそのような考えを公にすれば生命に関わることにもなった。世間から批判されることなく一目置かれるのは「いろいろなることを知っている」「博覧強記」であり、知っていることは頭がよくいと評価される。

稀有壮大な考えを公にしたり、世間の耳目を集めることが憚られたのはモノ作りにおいても同様であった。

このような状況下でも飛行機を作ろうという者もいた。現在の滋賀県長浜市の鉄砲鍛冶國友一貫齋こと九代目國友藤兵衛（一七七八〜一八四〇）は反射式望遠鏡を作ったことで知られるが、飛行機の設計図も書いている。図面を書いただけであつたから世間を騒がせることもなかつただろう。

現在の岡山県玉野市の表具師浮田幸吉（一七五七〜一八四七）は実際に飛行機を作り、岡山県の旭川の京橋から数メートル飛行するも直ぐに落下したというが、大騒ぎとなり捕らえられて岡山所払いとなっている。幸吉はその後現在の静岡市に移り義歯作りに従事するが再び空を飛び、世情を騒がせた罪で死罪になったとも、静岡近傍の見附で平穩な余生を過ごしたとも伝えられている。

近代に至り二宮忠八（一八六六〜一九三六）がゴム動力の飛行機を作り飛ばしている。軍隊にいた二宮忠八は上官の長岡外史らに飛行機について述べるが取り上げられず、除隊後も飛行機造りを続けるが、ライト兄弟の飛行のことを知り飛行機造りを断念した。

スケールの大きいことを行うのは日本人の体質に合わないのだろうか。戦艦大和のような巨大戦艦製造事例もあるが、既に巨大戦艦の時代は過ぎようとしていた時である。また世界の最先端をいくカミオカンデのような巨大観測装置も作られている。しかし日本の技術は本質的には宇宙探査機「はやぶさ」などコンパクトな装置のようである。

スケールの大小はともかく、鎖国下の日本そして海に囲まれた日本においても多くのモノが作り出された。それは基本的には目立たないもの、あまり大きくないものであつた。その一方高価なもの珍奇なものを手許に引きずり寄せること、大衆化するエネルギーは強烈であつた。幾つか事例を

示しておこう。

レンズは外来品で高価なものであつたが、近世後期にはある程度の生活をしている階層のものは眼鏡を持つことができたようである。但し近視用か遠視用か、または遠近共に作成できたのかについては筆者の知るところではない。望遠鏡も近世後期にはかなりの普及していたようで、江戸の湯島天神の境内や街道筋の茶店に置いてあり、客はこれで風景を楽しんだ。

時計も近世初期に日本にもたらされたが、定時法の時刻表示を日本の時刻表示である不定時法の「和時計」を作り出している。和時計は高価なものであつたが、簡便な「尺時計」なるものを考案製造している。その一方で東芝の創業者である「からくり儀右衛門」こと田中久重（一七九九〜一八八一）は精密極まる万年時計を作っている。

和時計の仕組みはからくり人形に繋がり、生活に密着した水車にも及んでいる。複雑な水車は和時計そのものであり、これらの装置に重要な役割を果たしたのが歯車である。

蒸留装置も日本にもたらされた。その材質はガラスや金属であつた。これに関心を示した日本人はガラスや金属は高価なため磁器製の蒸留装置を作ってしまった。これを一般に「蘭引」ランビキと呼び瀬戸物屋でも販売していたという。「蘭引」で焼酎などを作り楽しんだということである。海外の蒸留装置はガラスや金属製のため蒸留中にガラス・金属の成分が溶け出すことがあるが、磁器製は性能が良かったとのことである。

近世には数学も盛んになり現在では和算と呼ばれている。多くの人々は和算Ⅱ関孝和Ⅱ世界に誇る数学者であると認識している。算術そのものは帳簿・年貢・土地の計測等々日常生活の中に入り込んでいた。しかし高度な数学は実学・実生活とはかけ離れていたようである。神社などに算額を掲げるなど真摯に研究に取り組んでいたというより、狭い世界で数学を弄くり回していたのである。中山茂はその著『近世日本の科学思想』（平成五年 講談社学術文庫）において「和算は所詮東海の一孤島、文明の吹きだまりに咲いた仇花だったのだろうか。」と結んでいる。

このような事例を挙げていくと際限がなくなるが、近世社会で作り出された最も日本的なものの一つが「根付」である。小さな根付は取りあえず

幕府を批判するものではなく、人心を惑わすこともなければ、社会不安を引き起こすこともない。その一方技術が向上すれば人々が驚嘆するようなものを作り出すことができる。作業工程は目立たず、完成品は人目を惹く。近世文化は「根付文化」と言ってもよいだろう。近世日本は根付文化的思考により、モノ作りの世界だけではなく、社会もまた根付社会化していくのである。さらに多くの近世の人々の世界観は箱庭の世界であった。

近世の人々が蓄積した知は歴大或は膨大であった。しかし近世社会では蓄積された知をどのように表現したらよいのか、具現化したらよいのか、分からなかった。或はすることはできなかったが、近世における知の蓄積は近代に至り新たな展開をみせることになるのである。

(やまもと みつまさ 交通史学会元会長)

新収蔵図書紹介*

図 書

Minoru Sera 著

RYUKYUS HANDBOOK

発行年：1962年7月

『デザイン別切手収集大百科』

発行：財団法人日本郵趣協会 発行年：1997年9月

定価：5,000円

James Bendon 著

UPU SPECIMEN STAMPS 1878-1961

(*UPU SPECIMEN STAMPS 1878-1961 SUPPLEMENT-2021*)

発行：OXFORD BOOK PROJECTS 発行年：2015 (2021) 年

田島奈都子 著

『戦前期日本のポスター 広告宣伝と美術の間で揺れた50年』

発行：吉川弘文館 発行年：2023年4月

定価：4,950円

『さくら日本切手カタログ2024』

発行：公益財団法人日本郵趣協会 発行年：2023年4月

定価：1,200円+税

正田幸弘 著

『世界の大家集家 (第1部) フェラリとその時代の郵趣』

発行：株式会社鳴海 発行年：2023年5月

定価：2,000円

Veit Didczuneit 著

Das Reichspostmuseum

発行年：2023年

雑 誌

『福生市郷土資料室 研究紀要』第2号

(天野宏司「公権力によって描かれた福生の郵便局—郵便線路図に見る福生市域の郵便—」

1-13頁掲載)

※ 2022年1月～2023年12月頃に郵政博物館が新規収蔵した資料のうち、郵政事業及び通信の歴史と文化に関する図書・雑誌等を紹介する。

発行：福生市郷土資料室 発行年：2021年3月

『国立歴史民俗博物館研究報告』第235号

(松沢裕作「逋信省における女性の雇用と判任官—貯金部局を中心に 1900年～1918年」297-326頁掲載)

発行：国立歴史民俗博物館 発行年：2022年9月

『郵便史研究』第55号

発行：郵便史研究会 発行年：2023年3月

頒価：2,000円

『切手の博物館研究紀要 2022年』第19号

発行：一般財団法人水原フィラテリー財団 発行年：2023年3月

『JP総研リサーチ』63

発行：日本郵政グループ労働組合JP総合研究所 発行年：2023年9月

定価：600円

『墨 一特集 伝える書 伝わる書一』285号

(田原啓祐監修「手紙は気持ちのキャッチボール」44-53頁掲載)

発行：芸術新聞社 発行年：2023年12月

定価：2,700円

展覧会図録ほか

牧島清一 著 牧島美恵子 監修

『ラバウル野戦郵便隊のころ』

発行：[私家版] 発行年：2020年8月

『錦絵に見る明治時代—丹波コレクションが語る近代ニッポン—』

発行：神奈川県立歴史博物館 発行年：2021年4月

石川孝織 奥山道紀 清水一史 星匠 著

『釧路・根室の簡易軌道 (増補改訂版)』

発行：釧路市立博物館 発行年：2021年5月

『吉岡家土蔵 (吉岡まちかど博物館開館) 竣工130周年記念誌 「偵察録」等からみる明治10年代、木下の繁栄』

発行：木下まち育て塾 発行年：2021年6月

株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門広報部 編

『ゆうちょ銀行 ディスクロージャー誌 統合報告書 2022 (2021.4.1-2022.3.31)』

発行：株式会社ゆうちょ銀行 発行年：2022年7月

郷土の偉人 前島密翁を顕彰する会 編

『ふるさと上越との絆 前島密 (第二版)』 発行年：2022年11月

新井美智雄 利根川文男 小山弘幸 竹内豊 著

『はじめての これからの 前島密』

発行：前島密誕生の地 献碑祭百周年記念実行委員会 発行年：2022年

『重要文化財 旧伊勢郵便局舎 (宇治山田郵便局舎) 保存修理工事報告書』

発行：日本郵政株式会社 公益財団法人明治村 発行年：2023年3月

『スタンペックスジャパン2023公式ガイドブック (フィラテリストマガジン号外31号)』

発行：無料世界切手カタログ・スタンペディア株式会社 発行年：2023年3月

津田沼徒然草 編

『箱場印資料集』(箱場印資料集・別冊)

発行年：2023年4月

頒価：1,200円 (200円別冊)

株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門広報部 編

『ゆうちょ銀行 ディスクロージャー誌 本編 統合報告書 2023 (2022.4.1-2023.3.31)』

発行：株式会社ゆうちょ銀行 発行年：2023年7月

『JP労組が地域社会に貢献できることを考えよう。福祉型労働運動/JP smileプロジェクト
第5回全国フォーラム報告書』

発行：日本郵政グループ労働組合 発行年：2023年8月

物流博物館 編

『鉄道貨物輸送150周年記念特別展 汐留駅にみる貨物鉄道と通運のあゆみ』

発行：公益財団法人利用運送振興会 発行年：2023年10月

長野行洋 著

『長野行洋コレクション 北海道の丸一型日付印』(CD-R)

発行：株式会社鳴海 発行年：2023年11月

小島純二 著

『全国郵便局消印蒐集書第31巻 近畿6府県 全郵便局索引』

発行：小島純二 発行年：2023年11月

公益財団法人日本郵趣協会 編

『公式ガイドブック JAPEX2023 第58回全国切手展』 発行年：2023年

展覧会紹介

郵政博物館が主催した展覧会

「令和5年度 新収蔵資料展」

期間：2023年6月17日（土）～7月2日（日）

会場：郵政博物館（多目的スペース）

概要：当館では、明治35（1902）年6月21日に郵便博物館ではじめて資料の一般公開が行われたことを記念し、同日を「資料の日」と定めている。新収蔵資料展は原則として毎年この日を含む期間に開催するもので、今年度は令和4年度の寄贈資料のうち、「訓諭」「郵便切手・魚介シリーズ「とらふぐ」制作資料（日本画家・田中申吾スケッチ等）」「ドライバース端末システム（DREAM）」など54点を紹介した。



【夏休みイベント】「ぼすくまと夏休みin郵政博物館」

期間：2023年7月15日（土）～9月3日（日）

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：森の郵便局で働く、くまのぬいぐるみの郵便屋さん「ぼすくま」。ぼすくまと仲間たちの世界が郵政博物館に登場、ぼすくまの原画や関連作品を紹介したほか、ふみの日にちなんだ切手や日本画の巨匠たちが描いた「魚介シリーズ」切手の原画等も併せて展示した。また、ぼすくまの着ぐるみグリーティングや切手デザイナーによるトークイベント、手紙ワークショップなど、手紙振興を目的としたイベントも開催した。



「震災からの復旧と郵政」

期間：2023年8月19日（土）～2024年3月24日（日）

会場：郵政博物館（常設展示場）

概要：今から100年前の1923（大正12）年9月1日に発生した関東大震災により東京市、横浜市をはじめとする関東地方は壊滅的な打撃を受けた。都市としての機能を喪失した中において、郵便局窓口は早期に再開し、避難所の配達、各地からの車両型郵便局、郵便自転車の調達など、郵便業務も早急に善後策を立て被災者へのライフラインを構築した。震災に対する郵政事業の迅速な対応は、過去日本が幾度となく遭遇した災害に関する経験と知識の蓄積によるところが大きい。本施策では、関東大震災から東日本大震災までの災害時の郵政（通信）事業の対応策を郵政博物館収蔵資料（震災当時に撮



影された写真、米村嘉一郎の功績を称えるメダル、震災はがき、阪神・淡路大震災の記録、東日本大震災で被災した旧かんぽの宿松島から回収した鍵などを展示して紹介した。

【企画展】「お宝みせます！ 郵政博物館の重要文化財展」

期間：2023年9月16日（土）～12月3日（日）

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：ふだん、目に触れる機会が少ない重要文化財を3回に分けて公開した。11月3日は文化の日。毎年、この日を含む一週間は「教育・文化週間」といい、教育や文化に関する様々なイベントが開催される。文化の秋にふさわしく、郵政博物館にある重要文化財を紹介する展示会を開催した。併せて、楽しく学べるワークショップなどのイベントも行った。



【企画展】「辰年年賀状展」

期間：2023年12月7日（木）～2024年1月8日（月・祝）

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：辰年の年賀切手の意匠となる郷土玩具やお年玉付き年賀はがきやお年玉付き年賀切手の賞品などを紹介。さらに、日本漫画家協会所属の漫画家の先生方の描きおろし辰年の年賀状、日本絵手紙協会による「みんなの絵手紙年賀状展2024」を展示した。



【企画展】「猫のダヤン40th タシルの街へようこそ！」

期間：2024年1月13日（土）～3月24日（日）

会場：郵政博物館（企画展示場・多目的スペース）

概要：誕生40周年を迎えた「猫のダヤン」の企画展を開催。ダヤンと仲間たちが暮らすタシルの街をめぐる体感アートイベントでフォトスポットやなぞときコーナー、原画展示など大人から子供まで楽しめる盛りだくさんの内容であった。ダヤン等の着ぐるみگریーティングや各種ワークショップも開催した。



【共同主催】「STAMPEX JAPAN 2024（スタンペックスジャパン2024）」

期間：2024年3月30日（土）～4月1日（月）

会場：郵政博物館（企画展示場・多目的スペース・旧ミュージアムショップ）

概要：国際切手展準拠の切手コレクションを競う国内審査切手展。郵政博物館と特定非営利活動法人郵趣振興協会とのダブル主催。部門を「伝統郵趣」「郵便史」「ステーションナリー」「郵趣文献」及び「ワンフレーム」の5部門に限定、18作品90フレームを展示した。



郵政博物館が協力した展覧会

「世界切手まつり STAMP-SHOW2023」

期間：2023年4月21日（金）～4月23日（日）

主催：公益財団法人日本郵趣協会

協力：切手の博物館、郵政博物館、日本郵便切手商協同組合、手紙社

会場：東京都立産業貿易センター台東館6・7階

概要：郵便切手文化の大切さ、手紙を書くことの楽しさを伝えるワークショップ、スタンプリアー等を開催。スタンプリアーの相互連携（スタンプの設置、参加者への記念品贈呈）、2022年度の当館企画展「おいしい切手展」のパネル貸出、「フリースタイル切手展2023」の選考委員として学芸員の派遣を行った。

第58回全国切手展 JAPEX2023「関東大震災100年 関東大震災と郵便」展

期間：2023年11月3日（金・祝）～11月5日（日）

主催：公益財団法人日本郵趣協会

協力：一般社団法人全日本郵趣連合、日本郵便切手商協同組合、公益財団法人通信文化協会、ウクライナ郵政

会場：東京都立産業貿易センター台東館6・7階

概要：全国の切手愛好家を対象に、郵便切手類及び郵便制度の研究結果を発表するコンクール形式の展覧会。「大正12年震災写真帖」「大震災記」「震災切手」「東宮御婚儀祝典記念切手」など24点を貸出。公益財団法人通信文化協会賞状提供、記念講演への学芸員の派遣を行った。

郵政博物館収蔵資料が展示された展覧会

電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム

期間：2023年4月1日（土）～2024年3月31日（日）

会場：電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム

概要：「火花式送信機コイル切替盤」「コヒーラ／デコヒーラ検波器」「シーメンスモールス受信機」を貸出。

KDDI MUSEUM

期間：2023年4月1日（土）～2024年3月31日（日）

会場：KDDI MUSEUM

概要：「エンボッシング モールス電信機〈ペリー将来〉」（レプリカ）を貸出。

博物館明治村内 宇治山田郵便局舎

期間：2023年4月1日（土）～2024年3月31日（日）

会場：博物館明治村内 宇治山田郵便局舎

概要：「郵便差出箱一号丸型」「郵便起動車」「鉄道郵便車模型」「通送用時計」など一般資料25点を貸出。

企画展「頸城油田の盛衰—日本一の手掘り技術—」

期間：2023年7月15日（土）～10月29日（日）

会場：上越市立歴史博物館

概要：「玄藤寺村馬屋村達野村石油場略図」を貸出。

企画展「関東大震災100年—本所の被害と復旧、残されたもの—」

期間：2023年8月19日（土）～10月22日（日）

会場：すみだ郷土文化資料館

概要：「震災写真帖」「[写真帳] 大震災による通信機関の被害」を貸出。

大手町プレイス五周年記念イベント「郵政博物館特別展示」

期間：2023年10月23日（月）～10月27日（金）

会場：大手町プレイス（1階セントラルプロムナード）

概要：「明治20年代の郵便配達員」「夜間航空便初飛行（東京羽田）」「書状集箱（都市用）」「黒塗柱箱」等の画像データを提供。

鉄道貨物輸送150周年記念特別展「汐留駅にみる貨物鉄道と通運のあゆみ」

期間：2023年10月28日（土）～2024年1月21日（日）

会場：物流博物館

概要：「東京市街俯瞰写真」の画像データを提供。

三島市郷土資料館企画展「三島宿へようこそ」

期間：2023年10月28日（土）～2024年2月18日（日）

会場：三島市郷土資料館

概要：「東海道分間延絵図控」（拾三巻之内貳・参）を貸出、「東海道絵巻」の画像データを提供。

企画展「動物のくらしとかたち—藪内正幸が描いた生態画の世界—」

期間：2024年2月23日（金・祝）～5月12日（日）

会場：神奈川県立生命の星・地球博物館

概要：切手原画「自然保護シリーズ第2集・アホウドリ」を貸出。

『郵政博物館 研究紀要』 第16号 投稿規程

① 投稿条件

1 投稿資格

「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。

2 論題

- ・「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定したもので、郵政博物館の資料またはそれに関連する基礎資料を活用したものであること。

3 そのほか

- ・応募は1人1編のみ（共同執筆は可）とする。
- ・応募原稿は未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。
- ・応募原稿の返却はしない。
- ・日本語で書かれたものとする。

② 応募方法

1 「応募用紙」の請求

投稿を希望する執筆者は、『『郵政博物館 研究紀要』 応募用紙』（以下、「応募用紙」）を下記の通り編集事務局へ請求すること。

- ・請求期間：2024年5月7日（火）～2024年6月14日（金）
- ・請求方法：請求の旨を明記した書面を下記の請求先に郵送すること。また、返信先住所・氏名を記入し、140円切手（速達希望の場合はさらに260円分の切手）を貼付した返信用封筒を同封すること。返信用封筒に不備がある場合には請求を受理しない。
- ・請求先：〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号
公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内
『郵政博物館 研究紀要』 編集事務局

2 「応募用紙」の記入

- ・入手した「応募用紙」について、編集事務局の指定した項目を漏れなく記入すること。特に、表題は邦文・英文ともに明記すること。不備がある場合は受理しない。
- ・「研究論文」・「研究ノート」・「資料紹介」のいずれかの投稿種別を選択すること。なお、前二者については原則として査読を実施する（詳細は下記④）。

3 「応募用紙」の提出

- ・提出期間：2024年5月10日（金）～2024年6月21日（金）午後5時必着
期間外の応募は受理しない。
- ・提出方法：下記の提出先に郵送すること。
- ・提出先：〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号
公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内
『郵政博物館 研究紀要』 編集事務局

4 応募結果の通知

- ・「応募用紙」の内容をもとに、『郵政博物館 研究紀要』編集委員会が学術的な視点から投稿の可否を決定し、2024年7月26日（金）までに応募者に通知する。

③ 原稿提出方法

1 原稿執筆要項

- ・分量は投稿種別に応じ下記を厳守すること。図表や註は枚数に含まれるものとする。
 - 「研究論文」：A4用紙（1行40字×40行）15～20枚程度
 - 「研究ノート」：A4用紙（1行40字×40行）15枚以内
 - 「資料紹介」：A4用紙（1行40字×40行）15枚以内
- ・写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。
- ・詳細は投稿許可者への案内に従うこと。

2 原稿の提出

- ・提出期日：2024年11月8日（金）午後5時必着
期日を過ぎた原稿は受理しない。
- ・提出方法：マイクロソフト・ワードで作成した読み書き可能なファイルを提出すること（図を掲載する場合には、十分な解像度の画像ファイルも併せて提出すること）。提出は編集事務局の指定するメールアドレスに添付して送付するか、下記の提出先に原稿等を保存したメディア（USBメモリ等）を郵送すること。なお、郵送の場合には打ち出し原稿1部を同封すること。
- ・提出先：〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号
公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内
『郵政博物館 研究紀要』編集事務局
※メールにて送付を希望する場合、アドレスは別途通知する。

④ 査読と校正

1 査読

- ・「論文」「研究ノート」については、編集事務局が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて掲載の可否を決定する。
- ・査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（「研究論文」「研究ノート」等の別）の変更や、分量や内容等の修正を求めることがある。

2 校正

- ・編集事務局の策定する編集スケジュールにもとづき、執筆者には原則として初校・再校の二回の校正を依頼する。
- ・編集事務局で誤字脱字の修正や表記の統一等を行うことがある。

⑤ 著作権

1 著作権の帰属

- 本誌に掲載された論文等の著作権は郵政博物館に帰属するものとする。

「郵政歴史文化研究会」活動概要

郵政歴史文化研究会は平成20年に発足した「郵政博物館の収蔵資料を活用した郵政の歴史・文化に関する研究会」で、郵政博物館内外の研究者を主体として以下のとおり活動している。

座長 杉山 伸也（慶應義塾大学名誉教授）

顧問 石井 寛治（東京大学名誉教授）

山本 光正（交通史学会元会長）

第1分科会「第二次大戦以前における郵便局の経営史」

主査 巻島 隆（桐生市史編集委員会近世部会専門委員、伊勢崎市史編纂専門委員会近世部会専門委員）

会員 3名

第2分科会「近代日本における郵便と戦争—戦地と銃後のポスタル・コミュニケーション」

主査 新井 勝紘（専修大学文学部元教授）

会員 6名

第3分科会「日本における公的金融の歴史と郵便貯金」

主査 杉浦 勢之（青山学院大学名誉教授）

会員 2名

第4分科会「近代日本における通信と地域社会」

主査 杉山 伸也（慶應義塾大学名誉教授）

会員 3名

第5分科会「郵政博物館所蔵近世交通資料群の研究」

主査 杉山 正司（埼玉県立文書館元館長）

会員 5名

第6分科会「通信事業と近現代美術」

主査 田良島 哲（東京国立博物館特任研究員）

会員 2名

（令和6年3月現在）

[執筆者]

杉浦 勢之 (すぎうら せいし)

青山学院大学 名誉教授 (第3分科会)

巻島 隆 (まきしま たかし)

桐生市史編集委員会 近世部会専門委員、伊勢崎市史編纂専門委員会 近世部会専門委員
(第1分科会)

小原 宏 (おばら こう)

郵便史研究会 会員 (第1分科会)

伊藤 真利子 (いとう まりこ)

東京成徳大学 経営学部 准教授 (第3分科会)

山口 明日香 (やまぐち あすか)

名古屋市立大学大学院 経済学研究科 准教授 (第4分科会)

後藤 康行 (ごとう やすゆき)

専修大学 文学部 非常勤講師 (第2分科会)

梅藤 夕美子 (ばいとう ゆみこ)

京都大学大学院 文学研究科博士後期課程 研究指導認定退学
郵政歴史文化研究会 第6分科会 (ゆうせいれきしぶんかけんきゅうかい だいろくぶんか
かい)

井村 恵美 (いむら えみ)

公益財団法人通信文化協会 博物館部 (郵政博物館 主席学芸員)

田原 啓祐 (たはら けいすけ)

公益財団法人通信文化協会 博物館部 (郵政博物館 主席学芸員・第1分科会)

倉地 伸枝 (くらち のぶえ)

公益財団法人通信文化協会 博物館部 (郵政博物館 学芸員)

杉山 正司 (すぎやま まさし)

埼玉県立文書館 元館長 (第5分科会)

山本 光正 (やまもと みつまさ)

交通史学会 元会長 (郵政歴史文化研究会顧問・第5分科会)

波多野 純 (はたの じゅん)

日本工業大学 名誉教授

(掲載順)

編集後記

『郵政博物館 研究紀要』第15号をお届けします。巻頭エッセイ1本、論文4本、研究ノート3本、調査研究報告1本、資料紹介4本の構成です。

今号には、郵政歴史文化研究会（以下、研究会）のすべての分科会による報告が揃いました。これは平成23年度刊行の第3号以来のことで、読者の皆さまにはますます多彩な誌面構成をお楽しみいただけることと思います。巻頭エッセイをご寄稿くださいました杉浦氏、第5分科会による「調査研究報告」にご参加を賜りました日本工業大学名誉教授の波多野氏をはじめ、執筆者各位に感謝いたします。各分科会については、今年度編集委員会の提言を受けて新設した「『郵政歴史文化研究会』活動概要」欄もあわせてご覧ください。

研究会外部からは、梅藤氏より逓信報国団分団に関する論考を投稿いただきました。同氏はこれまでも自身の研究活動に本誌を活用されてきたとのこと。これからも本誌が必要な人のもとに届き、またあらたな研究へとつながっていくよう、地道に発行とオンライン公開を続けていければと思います。皆さまには、どうかこれからも温かいご支援を賜りますようお願いいたします。

（編集事務局・倉地）

[編集委員（郵政歴史文化研究会主査）]

杉山 伸也（慶應義塾大学名誉教授）

巻島 隆（桐生市史編集委員会近世部会専門委員、伊勢崎市史編纂専門委員会近世部会専門委員）

新井 勝紘（専修大学文学部元教授）

杉浦 勢之（青山学院大学名誉教授）

杉山 正司（埼玉県立文書館元館長）

田良島 哲（東京国立博物館特任研究員）

（分科会担当順）

[顧問]

石井 寛治（東京大学名誉教授）

山本 光正（交通史学会元会長）

[編集事務局]

田原 啓祐（郵政博物館主席学芸員）

倉地 伸枝（郵政博物館学芸員）

郵政博物館 研究紀要 第15号

印刷 令和6年3月20日

発行 令和6年3月25日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）

〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番地16号

印刷・製本 勝美印刷株式会社